

平成 23 年

## 第 5 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 23 年 9 月 8 日

閉 会 平成 23 年 9 月 20 日

大 津 町 議 会

## 平成23年第5回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月8日	木	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	
9月9日	金	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月10日	土		休 会	議 案 等 検 討	
9月11日	日		休 会	議 案 等 検 討	
9月12日	月	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月13日	火	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月14日	水	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月15日	木	午前10時	本会議	一 般 質 問	
9月16日	金	午前10時	本会議	一 般 質 問	
9月17日	土		休 会	議 案 等 整 理	
9月18日	日		休 会	議 案 等 整 理	
9月19日	月		休 会	議 案 等 整 理	敬老の日
9月20日	火	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				13日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町一般会計予算継続費の精算報告について
- 平成22年度大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書
- 平成23年度財政援助団体に関する監査報告書
- 平成23年6月例月出納検査の結果について
- 平成23年7月例月出納検査の結果について
- 平成23年8月例月出納検査の結果について

# 平成23年第5回大津町議会定例会会議録

平成23年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成23年9月8日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二	2番 府内隆博	3番 吉永弘則
	4番 源川貞夫	5番 鈴木ムツヨ	6番 大塚龍一郎
	7番 新開則明	8番 月尾純一朗	9番 坂本典光
	11番 手嶋靖隆	12番 永田和彦	13番 松永幸久
	14番 宇野光廣	15番 荒木俊彦	16番 大田黒英生
欠席議員	10番 石原大成		
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次		
	書記 堀川美紀		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲	総務部総務課長 田中令児	
	副町長 上田英典	企画部企画課長 杉水辰則	
	総務部長 徳永保則	総務部総務課行政係長 藤本聖二	
	企画部長 木村誠	企画部企画課企画課財政課係長 白石浩範	
	会計管理者兼ねて会計課長 西村和正		
	福祉部長 岩尾昭徳	教育長 那須雪子	
	土木部長 併任工業用水道課長 中山誠也	教育部長 松永高春	
		農業委員会事務局長 松岡秀雄	
	経済部長 西本昇二		
	子育て支援課長 松永高春		

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第43号	大津町ビジターセンター設置及び管理に関する条例の制定について
議案第44号	大津町税条例の一部を改正する条例について
議案第45号	大津町立学校設置条例の一部を改正する条例について
議案第46号	大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について
議案第47号	公有財産の処分について
議案第48号	町道の路線廃止について
議案第49号	町道の路線認定について
議案第50号	菊池市市道の路線認定に伴う承諾について
議案第51号	平成23年度大津町一般会計補正予算（第2号）について
議案第52号	平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第53号	平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について
議案第54号	平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
議案第55号	平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第56号	平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
議案第57号	平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
認定第1号	平成22年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	平成22年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成22年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成22年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成22年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	平成22年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号	平成22年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第8号	平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第9号	平成22年度大津町工業用水道事業会計決算の認定について

## 平成 23 年第 5 回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成23年 8月26日 請 願 第 3 号	郵政改革法案の早期成立を求める請願書	大津町大字大津780番地 大津町身体障がい者福祉会 会長 齋藤 學	総 務 常 任 委 員 会
平成23年 8月30日 請 願 第 4 号	「公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書に関する請願書」	福岡市博多区博多駅前2丁目3-23 九州旅客鉄道労働組合 中央執行委員長 徳田 哲也 熊本地方本部執行委員長 坂本 和哉	総 務 常 任 委 員 会
平成23年 6月6日 陳 情 第 2 号	町道拡張の陳情書	大津町大字矢護川2522 御願所区長 大村 悦哉 外区民一同 大津町大字矢護川 2615-1 護東区長 村山 重光 外区民一同 大津町大字矢護川 2451-5 大津北小PTA会長 藤坂 典利 外保護者一同	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成23年 8月31日 陳 情 第 3 号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書を求める陳情	熊本市龍田陣内2-25-4 3-104 すべての肝炎患者の救済を 求める熊本の会 代表 斉藤 紀枝	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 23 年 9 月 8 日 (木) 午前 10 時 開会

開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査の報告について
- 日程第 5 議会広報編集特別委員会所管事務調査の報告について
- 日程第 6 議案第 43 号 大津町ビジターセンター設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 44 号 大津町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 45 号 大津町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 46 号 大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 47 号 公有財産の処分について
- 日程第 11 議案第 48 号 町道の路線廃止について
- 日程第 12 議案第 49 号 町道の路線認定について
- 日程第 13 議案第 50 号 菊池市市道の路線認定に伴う承諾について
- 日程第 14 議案第 51 号 平成 23 年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 15 議案第 52 号 平成 23 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 16 議案第 53 号 平成 23 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 17 議案第 54 号 平成 23 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 18 議案第 55 号 平成 23 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 19 議案第 56 号 平成 23 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 20 議案第 57 号 平成 23 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 21 認定第 1 号 平成 22 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 2 号 平成 22 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 3 号 平成 22 年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に



ついて

- 日程第 2 4 認定第 4 号 平成 2 2 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 5 号 平成 2 2 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 6 号 平成 2 2 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 7 号 平成 2 2 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 8 号 平成 2 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 9 号 平成 2 2 年度大津町工業用水道事業会計決算の認定について  
一括上程、提案理由の説明

日程第 3 0 議案質疑

- |                        |      |
|------------------------|------|
| 議案第 4 3 号              | 質 疑  |
| 議案第 4 4 号              | 質 疑  |
| 議案第 4 5 号              | 質 疑  |
| 議案第 4 6 号              | 質 疑  |
| 議案第 4 7 号              | 質 疑  |
| 議案第 4 8 号から議案第 5 0 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 5 1 号              | 質 疑  |
| 議案第 5 2 号              | 質 疑  |
| 議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号   | 一括質疑 |
| 議案第 5 5 号              | 質 疑  |
| 議案第 5 6 号及び議案第 5 7 号   | 一括質疑 |
| 認定第 1 号                | 質 疑  |
| 認定第 2 号及び認定第 3 号       | 一括質疑 |
| 認定第 4 号から認定第 9 号まで     | 一括質疑 |

日程第 3 1 委員会付託

- 議案第 4 3 号から議案第 5 7 号まで
- 認定第 1 号から認定第 9 号まで
- 請願第 3 号、請願第 4 号
- 陳情第 2 号、陳情第 3 号

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（大田黒英生君） ただいまから、平成23年第5回大津町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、大塚龍一郎君、新開則明君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議 長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、9月1日午前10時から委員会A室において議会運営委員全員、または大田黒議長に出席を願い、平成23年第5回大津町議会定例会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案の件について執行部より説明を求め、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般についてを協議いたしました。なお、認定第1号、平成22年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、平成22年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてまでの9件の決算会計については、本日の会議で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の詳細説明は省略することといたしました。なお、一般質問については10名ですので、一般質問の1日目に通告の1番から5番で、2日目が6番から10番までの順で行うことになりました。委員会については、今定例会は決算認定がありますので、4日間行うことになりました。したがって、会期日程については、議席に配布のとおり、本日から9月20日までの13日間と決定しました。また最終日に、人事案件及び契約案件が追加提案される予定です。

以上、大田黒議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長の報告を終わります。議員各位のご協力をよろしく願います。

○議 長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から9月20日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの13日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

石原大成君より欠席の届けがあつておりますので報告いたします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4 議会運営委員会所管事務調査の報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、議会運営委員会所管事務調査の報告についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務調査報告の申し出があつておりますので、この際これを許します。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） 平成23年度大津町議会運営委員会の行政調査についてご報告いたします。

委員会は、去る7月5日と6日に委員と事務局執行部で福岡県粕屋町と佐賀県の有田町の2カ所を研修いたしました。

まず、粕屋町では議会基本条例についてであります。粕屋町は福岡県の北西部に位置し、福岡市の左隣に接し、博多駅まで約10分、福岡空港まで約10分と交通の便利がよく、面積は14.12キロ平方メートル、人口約4万2千人で、人口の伸び率は県内で1位。都市化が進んでおり、高齢化率は14.5%、特殊出生率2.01%で、全国4位とのことでした。一般会計は予算が117億円で、歳入の主なものが町税53億円、地方交付税12億円からなっており、議員定数が17名、総務・建設・厚生3つの常任委員から構成されておりました。このたびの研修の議会基本条例の制定にあたり、平成22年6月議会において粕屋町議会活性化特別委員会を設置し、小委員会は8名で構成し、その後各先進地を視察研修し検討を重ね、今年度の8月に議会基本条例の骨格をつくり、9月には原案を、10月に素案を、12月に最終的成案を作成し、町民説明会を行うとのことでした。また、町民の委員会傍聴につきましては、部屋の広さの関係上、委員長判断としており、請願の紹介議員については説明を求め、責任を持って対応しているとのことでした。特に一般質問については、限度を超えない質の高い質問に徹し、資質の向上に努めているとのことでした。また、議会広報誌への主な議案に対する各議員の賛否結果一覧を賛成・反対・退席・欠席と掲載がなされておりました。

次に、有田町の議会の活性化の取り組みについて研修いたしました。有田町は、佐賀県の西部に位置し、自然に恵まれた温暖な気候の地域で、北は伊万里市、東は武雄市に接し、県境を挟んで西は佐世保、南は波佐見に接しており、面積は65.8キロ平方メートルの人口約2万1千人、有田町の地場産業は窯業が主な産業ですが、近年需要が低迷しているとのことでした。畜産は肉用牛が佐賀牛として、ブロイラーは有田鶏として全国でも高い評価を得ているとのことでありました。観光では有田陶器市が中心に年間200万人が訪れているとのこと。一般会計では予算が86億円で、主な税収は町

税 15 億円、地方交付税 36 億円からなっているということでした。議案定数が 16 人で、総務・産業経済・文教厚生 の 3 つの委員会で構成されており、議長・副議長・委員会の任期はいずれも 4 年、一般質問は締め切り 1 週間前は抽選で行い、残りの 1 週間は通告順。また委員会傍聴は条例により委員会の許可とのことでした。また、行財政改革を議会が率先して取り組み、議員発議で 22 議席を 16 議席とし、議会活動活性化特別委員会を設置し、本来の 2 現代表制として執行機関への監視とチェック機能を強化し、住民の意思を反映した議決機関としての役割を十分に発揮するため、特別委員会のメンバーは 16 名全員にあたり、また議員定数をはじめ議員報酬や政務調査費、費用弁償、一般質問のあり方、議会基本条例への取り組み、開かれた議会とするために情報公開や各種団体、区長会あるいは老人会、青年会議所、建設業協会との懇談会を開催しているとのことでありました。また、中学生による子ども議会が議場で開催されており、2 つの中学校から 2 年生 15 人が議員となり、子どもたちに夢や希望を語る機会を設けるとのことで、町政への関心を高めてもらい、町の仕事や議会の仕組みを勉強することで、政治について身近に感じてもらい、まちづくりに意欲を高めてもらうことを目的とし、各子どもたちには議員が付いて指導をしているとのことでした。余談ではありますが、町執行部もたじたじな場面もあったということでありました。今後も定期的に行っていくとのことでした。

最後に、2016 年が有田焼が発祥して 400 年にあたり、有田焼の伝統を築いてきた先人の功績をたたえ、現在の窯業界の苦境を打破する契機となり、新たな歴史を重ねていけるよう各団体と連携し、有田焼創業 400 年事業実行委員会を立ち上げたという紹介がなされておりました。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。

○議長（大田黒英生君） これで、議会運営委員長報告を終わります。

#### 日程第 5 議会広報編集特別委員会所管事務調査の報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第 5、議会広報編集特別委員会所管事務調査の報告についてを議題とします。議会広報編集特別委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。議会広報編集特別委員長荒木俊彦君。

○議会広報編集特別委員長（荒木俊彦君） 大津町議会広報編集特別委員会の研修報告を行わせていただきます。

8 月 28、29 日、東京都内のシェーンバツハ・サボーにおきまして、全国町村議会議長会主催の広報研修会に参加をいたしました。私と金田議員、吉永議員、府内議員の 4 人であります。源川さんはちょうどご病気でしたので欠席されております。

研修の内容は、議会広報の編集の技術、広報の考え方、注意点、また全国のほかの議会広報を参考にしている講習でありました。大変著名な講師による文章の表現の仕方、議会広報のあり方や読んでもらえるレイアウト、写真の効果などについて学習をいたしました。

28 日、第 1 項が武庫川女子大学文学部教授の佐竹先生の講演で、わかりやすい文章表現・表記についての講義がありました。読む人にとってわかりやすい文章を書くためには、文章を短くまとめる、

箇条書きの精神が必要である。また、次に何を述べるのか、このことを前もって知らせる予約の精神が大事である。また、表記の基礎として、難しいと思われる漢字についてはひらがなで表現をすること。そして、文章表現の原則としまして、自分たちの言いたいことを読み手の皆さんにわかりやすく伝える。そのためには、単に自分たちの言いたいことを言うだけではなく、読み手がその文章を読みながらどのように思い、どのように感じるだろうかと推測しながら書く、そういう態度が必要であるというお話でした。

第2項が、エディータメディアプレーンの吉村さんの講義で、議会広報の企画・写真・デザインについてお話がありました。基本的な考え方として、議会の広報誌は自治体が発行する広報とは違うのであるから、その違いを出さなくてはならない。議会報としての身近さ、身近な議会広報、わかりやすい、議会の活力を外向きに伝えたいことを発信をすることが大事であると。現代社会は情報があふれる社会でありまして、短時間で読み手が要点が理解できるような、そういう工夫が必要である。中でも見出しの工夫、簡潔でわかりやすい見出しを付ける。目を引き、読んでみようかという、そういう気になる紙面構成、タイトル、また写真の使用と配置の工夫が大切であるというお話でした。

第3項がNPOの著作権協会理事長の富樫さんのお話で、著作権とは何かということについてお話がありました。著作権とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸・学術・美術、または音楽の範囲に属するものと著作権法で規定がなされているそうであります。日本では著作権の保護期間は50年、著作者の死亡後50年とされておりまして、さらに長い国も世界にはあるそうあります。議会広報で注意をすることは、他人の著作物を引用する場合、きちんと引用先の内容を記載をすること。その際、出版物の場合は表題、作者名、出版社名などをきちんと記入をすることが必要である。また肖像権、写真の使用について大変悩ましい問題であります、特に営利が絡みますと賠償責任が発生する場合があります。議会広報は営利目的ではありませんが、人物の写真を撮影し公表する場合、本人の承諾をもらうようにすることが必要である。とりわけ写真を撮影された人が不快感を持つような写真は絶対に使わないようにするという注意でありました。

第4項がエディータじょういち総事務所代表のじょういちさんの講義で、クリニックに全国から応募した6町村の実物の議会広報を使いまして批評がございました。このクリニックに出されたものは12ページから多いものは24ページと。そして、全国的にも我が町もフルカラーで発行しておりますが、フルカラーで発行している広報誌が増えているようであります。実物を使つての講評は非常に参考になったところであります。

最後に、最近インターネット等で議会を中継して大変な効果を上げていると。このネットでの広報は、確かに大切ではあるが、同時に議会広報誌がこの文章として、文字として発行されることは、ほかのものには代え難い大切なものがあるというお話です。広報誌、何度も手にとって簡単に情報を見直しすることができるという利点がある。また、過去の記録として、その時々議会の問題点を簡単にチェックすることができるという、インターネットではちょっとできない大切な要素があるというお話でございました。このことも糧にしなが、今後さらに当議会の議会広報誌が町民の皆さんに親しまれ、読まれる広報誌になるよう努力をしたい。そのことを考えながら、議会広報編集特別委

員会の研修報告といたします。

以上です。

○議長（大田黒英生君） これで、議会広報編集特別委員長の報告を終わります。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 失礼しまして、議会広報特別委員会のただいま報告に対して、1点だけ、せっかく東京まで行って詳しく研修されたということで質疑を1点したいと思います。

今の説明、報告というものはほとんど技術的なもの、一般常識的に見てこうであろうということであつたかと思いますが、国も各自治体も非常に財政難ということで、この広報の経費ですね、経費について述べなければ、やっぱり根拠というものはそこが大きく占める部分もあると思うんですよ。例えば、昨年度は199万8千円使っております。この効果を出さなくてはなりません。この経費について、言われた講師はいなかったのか。ここの部分を言わなければ、やはり何というか地に着いたものじゃなくて、何かあこがれとか、希望とか、望みとか、そういったもので終わってしまうのではないかなと思いますので、経費についての何か説明というものはなかったか、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○議会広報編集特別委員長（荒木俊彦君） お尋ねについてお答えをいたします。

議会広報誌を発行するには、当然経費がかかりますが、向こうで用意された資料の中ではクリニックに応募されたやつの経費については確か一覧表が出ていたかと思えます。ただ、特別に説明はございませんでした。確かに大切なことではありますが、今回の研修については議長会主催で、主に技術面ですね、とりわけ議会広報誌の広報委員はほとんどが新人議員が全国的に多いというお話もございまして、我々も、東京の研修は確か4年に1回しか参加しておりませんので、私以外は皆さん初めて参加という状況でございました。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

## 日程第6 議案第43号から日程第29 認定第9号まで一括上程

### 提案理由の説明

○議長（大田黒英生君） 日程第6、議案第43号、大津町ビジターセンター設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第29、認定第9号、平成22年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてまでの24件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第43号、大津町ビジターセンター設置及び管理に関する条例の制定についてですが、公共交

通利用者の利便性の向上を図るとともに、観光をはじめとする地域活性化を図るために、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大津町ビジターセンターの設置並びに管理に関し、条例を定めようとするものです。

次に、議案第44号、大津町税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第45号、大津町立学校設置条例の一部を改正する条例についてですが、本件につきましては、先の6月定例会において提案させていただいたところですが、大津小学校分離新設校として大津町美咲野地区に平成25年4月1日から大津町立美咲野小学校を開校することに伴い、条例の一部を改正するために今回改めて提案するものです。

次に、議案第46号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてですが、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号から議案第46号につきましては、条例を制定し、一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第47号、公有財産の処分についてですが、大津町大字高尾野地区における変電所建設用地として熊本市上水前寺1丁目6番36号、九州電力株式会社熊本支社、執行役員支社長、薬真寺偉臣様と2千311万200円で契約を締結したいと思うものでございます。議案第47号につきましては、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得または処分に関する条例第3条に定める財産の処分でございますので、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第48号、町道の路線廃止について、議案第49号、町道の路線認定について、議案第50号、菊池市市道の路線認定に伴う承諾についてですが、町道路線の一部区間を菊池市市道として認定承諾し、整理を行うものです。町道に廃止については、道路法第10条第3項の規定により、町道の認定については同法第8条第2項の規定により路線認定の承諾については道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第51号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4千494万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1千170万6千円とし、第2表で債務負担行為を、第3表で地方債を補正するものです。歳入では、地方交付税9千97万7千円、分担金及び負担金22万9千円、使用料及び手数料38万9千円、国庫支出金458万9千円、県支出金1億4千526万8千円、財産収入2千315万7千円、繰入金611万8千円、繰越金2億6千130万4千円、諸収入921万2千円、町債369万9千円をそれぞれ増額するものです。歳出では、総務費の3億4千717万9千円、民生費1億5千626万5千円、衛生費473万3千円、商工費2千436万6千円、消防費4千297万9千円、教育費1千382万4千円、災害復旧費1千223万円、予備費130万円をそれぞれ増額し、農林水産業費648万8千円、土木費5千44万6千円を減額するものです。

議案第52号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今

回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千573万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9千825万3千円としたものです。歳入では、療養給付金給付費等交付金5千73万6千円、繰越基金1億1千354万1千円のそれぞれの増額及び前期後期高齢者交付金4千976万円の減額が主なものです。歳出では、介護給付金2千21万4千円、諸支出金2千414万5千円のそれぞれ増額及び後期高齢者支援金等の444万9千円、老人保健拠出金239万円のそれぞれの減額が主なものです。

議案第53号、平成23年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ373万円としたものです。歳入では、繰越金を12万円増額し、歳出では予備費を12万円増額するものです。

議案第54号、平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億252万5千円としたものです。歳入では、繰越金を1千271万円減額し、繰越金を1千220万7千円増額するものです。歳出では、事業費を49万7千円増額するものです。

議案第55号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千258万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5千866万5千円としたものです。歳入では、支払基金交付金286万2千円、繰越金7千934万6千円をそれぞれ増額し、繰入金1千964万4千円を減額するものです。歳出では、総務費50万7千円、基金積立金2千358万9千円、諸支出金1千706万8千円、予備費2千141万9千円をそれぞれ増額するものです。

議案第56号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9千368万6千円としたものです。歳入では、繰入金737万1千円を減額し、繰越金を737万1千円増額するものです。

議案第57号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5千259万6千円としたものです。歳入では繰越金を67万3千円増額し、歳出では予備費を67万3千円増額するものです。

議案第51号から議案第57号までの7議案につきましては、平成23年度一般会計及び各特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めものです。

続きまして、認定第1号から認定第9号までの案件は、平成22年度一般会計・各特別会計及び事業会計に係る歳入歳出決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容については、各常任委員会でご審議いただくこととなっております。一般会計では、歳入総額112億449万8千円、歳



出総額108億1千912万3千円、翌年度に繰り越すべき財源、継続費提示繰越額360万円、繰越明許費繰越額2千47万円を差し引きまして、実質収支額3億6千130万5千円となっております。大津町国民健康保険特別会計ほか各特別会計におきましては、歳入総額67億8千230万9千円、歳出総額64億9千944万4千円でございます。また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額5千597万5千円、支出済額4千89万9千円となっております。決算の承認につきましては、認定第1号から認定第9号までは、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものでございます。

また、監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な政策の成果を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の平成22年度の決算状況について簡単にご説明を申し上げます。

まずは歳入でございますが、大津町の収入の約39%は町民の皆さんや企業の納められた町税によるものです。町税総額は44億6千400万円で、昨年より8.1%増、3億3千600万円の増額となっております。内訳は、住民税は景気の低迷による個人所得の落ち込みにより9.4%減、1億1千900万円の減額となっております。法人町民税は円高、デフレといった厳しい経済状況に中でありますが、企業の修正申告等により134.1%増の3億4千100万円の増額、固定資産税は4.3%増の9千700万円の増額となっております。

また、普通交付税におきましては、平成21年度より交付団体となり、特別交付税とあわせた地方交付税全体で45.8%増、4億300万円の増額となっております。

次に歳出でございますが、投資的経費関連は減少傾向にある一方、社会保障費関連が年々増加している状況でございます。特に扶助費の伸びが大きく、31.7%増の4億4千700万円の増額となっております。町債の残高につきましては、平成20年度末で104億8千400万円、前年度比6億200万円の増額となっております。これは普通交付税と同様、地方の財源不足を補うための起債である臨時財政対策債の急激なふくらみが影響しています。基金につきましては平成22年度末の総額は41億円で、前年度比4億2千万円の増額となっております。これは、財政調整基金の取り崩しを行わず、基金積立を5億6千400万円行ったことによるものです。財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても健全財政を維持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても、国が示す早期健全化基準を超えるものではありませんが、今後ともさらなる健全財政の運営に努めなければならないと考えています。

以上、簡単でございますが、町の財政状況のご説明とともに、提案理由のご説明を申し上げましたが、審議の上、ご議決、ご認定を賜りますようお願いいたします。

なお、各会計の決算認定以外の議案につきましては、所管部長をして詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。議案第43号、大津町ビジターセンター設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案集の1ページ、2ページをお願いします。

提案理由につきましては、町長より先ほど報告、提案がありましたので省略させていただきます。

議案説明資料をお願いします。1 ページからになります。はじめに、設置で第 1 条で法令に基づき、この条例に大津町ビジターセンターの設置及び管理に必要な事項を定めるものです。

(位置)、第 2 条で、センターの位置は、大津町大字室字門田 1 3 7 番地の 3 と所在を定めています。第 3 条で、センターの業務を第 1 号は J R から委託を受けた鉄道乗車券の販売、集札及びその他附帯業務のその他業務です。第 2 号は、当町の地域情報の提供及び観光に関する宣伝活動です。第 3 号は、その他の地域活性を図るために必要な全ての業務を定めています。開館時間等です。第 4 条第 1 項でセンターの会館時間を駅利用者の利用状況により午前 6 時から午後 1 0 時までとしています。第 2 項では、駐車場の供用時間をパーキングメーター式のため 2 4 時間利用ができるとしています。第 3 号は、町長が緊急時や修繕等によりセンターの利用を制限したり休止することができるとしています。第 4 号は、観光案内等を案内人が直接行う時間について、施設やイベント等により臨機応変に変更できるように別に定めるとしています。使用許可の第 5 条は、センターの一部を占用して事業者や団体等が観光物産等の地域情報を P R しようとする場合は、町長の許可を受けなければならないこととしています。

3 ページをお願いします。使用の不許可です。第 6 条では、センターの一部を占用して使用する者に対して、町長が不許可とすることができる事項を第 1 号から第 7 号までと定めています。許可の取消等、第 7 条で、センターの一部を占用して使用する者に対して出した使用許可を、その使用者が第 1 号から第 6 号に該当したときは、町長は許可の取消等ができるものと定めています。使用料第 8 条、使用許可を受けた者は、別表第 1 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。第 2 項では、駐車料金は精算機で支払うことを定めています。第 3 項は、使用の許可を受けた者が納めた使用料は、その者の責めにきさない場合は還付することができることとしています。使用料の減免、第 9 条です。公益上及び学校行事等で必要があるときは使用料を減免することができるとしています。

5 ページをお願いします。駐車場の使用等、第 9 条です。第 1 項から第 7 項目まで記載しています。

6 ページをお願いします。駐車場を利用できる自動車の種類及び利用方法並びに利用の許可及び制限について定めています。原状回復義務等または損害賠償第 1 1 条です。指定管理者に関する第 1 2 条です。

7 ページをお願いします。指定管理者の義務第 1 3 条です。指定管理による使用料等の収受、第 1 4 条です。指定管理者の現状回復義務、第 1 5 条です。第 1 2 条から第 1 5 条までは、センターを指定管理者に行わせるための規定を設けています。第 1 6 条で委任、この条例にさだめるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則への委任規定を設けています。

附則、この条例は平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第 1、8 条関係で、待合・交流スペース、使用料は 1 時間 1 平米当たり 1 0 0 円、駅前オープンスペース 1 時間当たり 5 0 円、待合・交流スペースの 1 日当たりの最大占用面積は原則として 8 平米を限度としています。2 使用者が販売行為を行ったときは、上記使用料の 2 倍の額としています。

9 ページはビジターセンターの平面図です。

次に、議案第 53 号です。平成 23 年度大津町外 4 ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算書（第 1 号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出の額の確定に伴うものです。特別会計補正予算書をお願いいたします。予算の概要は、12 ページになります。予算書の 1 ページをお願いします。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 373 万円とするものでございます。

説明書の 7 ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。款 2、項 1、目 1 の繰越金、節 1 で前年度繰越金 12 万円は、平成 22 年度の歳入歳出額の確定に伴うものです。

8 ページをお願いします。歳出でございます。款 2、項 1、目 1 の予備費に調整しています。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 議案第 44 号、大津町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は 8 ページから 16 ページ、説明資料については 10 ページから 36 ページと長きにわたっております。

まず、改正の概要について説明をさせていただきますので、説明資料の 10 ページをお開き願いたいと思います。大津町税条例の一部改正についてでございますけれども、今回の改正に至りました背景について若干のご説明をさせていただきます。現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点から、国税に関する罰則規定等が強化されております。地方税においても、国税との均衡、バランスを図るため、過料の引き上げなど地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことによりまして、町の条例の一部改正を行ったものでございます。なお、今回の条例改正については、本条例及び本条例附則と平成 20 年及び平成 22 年の改正条例の附則の改正が必要なため、それぞれ本条例及び本条例附則の改正を第 1 条、平成 20 年改正条例の附則の改正を第 2 条、平成 22 年改正条例附則の改正を第 3 条として改正をいたしております。10 ページから 11 ページに掛けてでございますけれども、10 ページ第 1 条による改正、本条例及び本条例附則の改正、これは大津町町税条例昭和 37 年の条例第 5 号の附則の改正についてでございますけれども、その主なものについては、町民税、退職所得、固定資産税等の不申告に関する過料を 3 万円から 10 万円に改正するものであります。関連いたしまして、26 条から 53 条、65 条、75 条、88 条、107 条、133 条、139 条の 2 が該当することになっております。また、これまで過料の規定がありませんでしたたばこ税等に関する規定を新たに 100 条の 2 という形で設けさせていただいております。次に、34 条の 7 寄附金の税額控除でございます。及び 11 ページの附則第 8 条の肉用業の売却によりまして事業所得に係る町民税の課税の特例の改正については、改正内容等が上位法であります地方税法等に明記されていることに伴いまして、町の条例ではその改正規定に基づきますとの改正内容になっております。また、肉用牛の売却によりまして課税の特例適用期限を 3 年延長する改正内容でございます。なお、それぞれ地方税法等の改正が行われておりますけれども、寄附金税額控除の適用下限額が 5 千円から 2 千円に、また免税対象となります肉用業の頭数が 2 千頭から 1 千 500 頭になっており

ます。

附則、第10条の2、11ページでございますけれども、附則第10条の2新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の改正内容につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正によりまして、減額を受けるための添付書類等についての改正で、認定書から登録書に変わっているものでございます。

12ページをお願いいたします。第2条による改正、平成20年条例第14号の附則の改正でございます。これは、大津町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第14号）の一部改正でございます。この改正につきましては、地方税法附則の改正によりまして、同条例附則の改正を行うもので、上場株式等の配当所得、譲渡所得及び租税条約と実施特例法に該当します特定外国配当所得に係ります10%の軽減税率を2年間延長するものでございます。第3条によりまして改正、平成22年条例第14号の附則の改正でございますけれども、これにつきましては金融所得課税の一本化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される予定の上場株式等に係ります税率の20%本則化に併せまして非課税口座内、1銘柄100万円未満になりますけれども、非課税口座内の少額上場株式等に係ります配当所得及び譲渡所得等の軽減措置を2年間延長するものでございます。今回の条例の改正規定については、附則第1条の施行期日で、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしております。第2条、第3条及び第4条で、町民税、固定資産税及び罰則に関する経過措置を規定させていただいております。なお、お手元の説明資料の14ページから36ページまでの新旧対照表の条項ごとの説明については省略をさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第47号、公有財産の処分についてご説明をいたします。議案集21ページ、22ページをお開き願いたいと思っております。先日の議会の全員協議会にてご説明を申し上げましたが、変電所建設用地としまして中核工業団地内の林道古城線沿いの町有地、緑地・山林等を九州電力株式会社へ売却するものでございます。売却する土地の所在等については22ページの表に示させていただいておりますけれども、所在地につきましては大字高尾野字平成272番35号ほか6筆、面積は5千236.28平方メートルでございます。なお、該当する土地の3筆の一部について送電線のための地役権設定がなされているため、その用地分の売却価格については平米単価が50%の削減となっております。全体の売払価格は2千311万200円で、熊本市上水前寺1丁目6番36号、九州電力株式会社熊本支社、執行役員支社長、葉真寺偉臣様と土地売買契約をするものでございます。なお、全協の折り質問がありました新しい鉄塔、送電線の用地関係の地役権について地権者との合意という形でお話があつておりますけれども、既に地権者との立ち会いの下に同意がなされている状況でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長兼ねて子育て支援課長松永高春君。

○教育部長兼ねて子育て支援課長（松永高春君） おはようございます。議案第45号、大津町立学校

設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の17ページをお願いいたします。今回の改正は、大津町立美咲野小学校を平成25年4月1日付けで開校することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案集の18ページをお願いします。第2表の表中、上段の表を下段の表に改めるものでございます。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。なお、説明資料集の37ページに条例改正の新旧対照表を載せておりますのでご参照ください。

続きまして、議案第46号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の19ページをお願いします。今回の条例改正は、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に伴い条例の一部を改正するものです。

説明資料の38ページをお願いします。別表1の補助限度額の同一世帯から2人以上就園している場合の第2子が4万9千円から5万円に、同一世帯から3人以上就園している場合の第3子以降が7万8千円から7万9千円に引き上げられます。

説明資料の39と40ページをお願いします。次に、別表2の補助限度額の小学校1年生から3年生の兄・姉を一人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の第3子以降及び同じく兄・姉を2人以上有している第3子以降が7万8千円から7万9千円に引き上げられます。

戻りまして、議案集の20ページをお願いします。附則で、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の規定は、平成23年4月1日から適用するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時02分 休憩

△

午前11時13分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議案第48号、議案第49号、議案第50号の3議案につきましては、関連がありますのでその趣旨から説明いたします。

まず、菊池市から菊池市旭志の川辺工業団地の東側に熊本県が工業用地として約24ヘクタールを造成することになり、そのことに併せまして現在大津町の町道であります小林竹迫線の国道325号線から西側の道路改良が必要になったとの申し出がありました。この町道の区間は菊池市との境であり、少々入り組んだところでもあります。この道路は、現在幅員が道路側溝を含めて5メートルから9メートル程度で、部分的には大型車の通行に支障があるようで、ある程度の道路改良が必要ということで、菊池市としましては造成や企業誘致を進めるにあたり、この道路の改良を行いたいということです。つきましては、現在大津町の小林竹迫線の一定部分を菊池市の市道として整備を行い、その

後の管理も行うというものです。そこで、一度この町道の全線を廃止しまして、新たに小林から国道325号までを町道とし、残りました道路を菊池市の市道としようとするものです。

それでは、各議運について説明させていただきます。

議案第48号、町道の路線廃止についてですが、議案集の23、24ページ、説明資料集の42ページをお願いします。路線番号は162、路線名は小林竹迫線、起点は大字杉水字小林、終点は大字杉水字沖谷で、延長は約1千720メートルになります。先に説明しましたように、この町道を廃止しようとするもので、町道の路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第49号、町道の路線認定についてですが、議案集の25、26ページ、説明資料集の43ページをお願いします。路線番号は、同じく162、路線名は小林325号線で、起点は大字杉水字小林、終点は大字杉水字小原で、延長は約623メートルです。この路線につきましては、道路改良工事を行ってきたところですが、平成22年度をもちまして事業が完了しましたので、今回改良後の路線で町道の認定をお願いするものです。なお、道路改良事業でカーブ部をカットしておりまして、延長が短くなっております。また、起点は同じく小林ですが、従前から西へ約50メートル移り、終点が国道325号までとするもので、道路法第8条第2項の規定によりまして議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第50号、菊池市市道の路線認定に伴う承諾についてですが、議案集の27、28、説明資料集の44ページをお願いします。路線番号は3-120、路線名は川辺テクノパーク線で、起点は大津町大字杉水字小原、終点は津町大字杉水字沖谷で、延長は約885メートルです。この路線は、最初に説明しましたように、菊池市が市道川辺テクノパーク線という路線名として道路の改良を行いまして、その後も管理をしていくというものです。道路法第8条第3項で、当該市町村の区域を超えて路線の認定を行う場合には、関係市町村の承諾を得なければならない規定があり、また同条第4項では市町村長は承諾をする場合には当該市町村の議会の議決を経なければならないと規定されております。今回菊池市からの承諾を求められましたので、道路法第8条第4項により議会の議決を求めるものです。なお、菊池市では津町の承諾を受けまして議会の議決を受けるために10月の臨時議会に上程される予定と伺っております。

続きまして、議案第54号、平成23年度津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いします。補正予算の概要は、13ページになっております。今回の補正は、前年度の事業確定に伴う一般会計繰入金、繰越金の補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ49万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億252万5千円とするものです。

7ページの歳入から説明いたします。款4、項1、目1一般会計繰入金は、前年度事業の確定による繰越額の補正と緊急雇用創出基金事業に伴う臨時職員賃金の追加により減額するものです。

款5、項1、目1繰越金は、前年度事業の確定により増額するものです。

次に、8ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費の中の節7賃金の追加につ

きましては、緊急雇用創出事業として生活排水処理台帳整備を行うため、総合行政システムに備えているし尿処理システムのデータと平成20年度から熊本県が実施しました県内の浄化槽設置状況データ等の精査を行い、より正確な処理人口を把握することによって正しい普及率、水洗化率を算出するための臨時職員賃金の費用になります。款2、項1、目1元金は補正はありませんが一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い財源の組み替えを行っております。

続きまして、議案第56号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要は14ページになります。今回の補正は、前年度の事業確定に伴う一般会計繰入金、繰越金の補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ4億9千368万6千円とするものです。

7ページの歳入から説明いたします。款5、項1、目1一般会計繰入金は、前年度事業の確定により繰越額の補正に伴い減額するものです。款6、項1、目1繰越金は、前年度事業の確定により増額するものです。

次に8ページの歳出を説明いたします。款2、項1、目1元金は、補正はありませんが一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴う財源を組み替えるものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） こんにちは。議案第51号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要を参照願います。第1条で、既定の予算の総額に5億4千494万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億1千170万6千円とするものです。第2条で、債務負担行為の追加を第3表債務負担行為補正のとおりといたしております。第3条で、地方債の追加を第3表地方債補正のとおりといたしております。今回の補正の主なものといたしましては、歳入面では普通交付税が交付額の決定により12億9千97万7千円となり、9千97万7千円の増額となりました。なお、交付税の財源不足を補う臨時財政対策債の発行可能額は9億858万1千円で、2億858万1千円の増額となりましたが、これにつきましてはこれからの財源の状況で判断するとして、今回は補正をいたしておりません。平成22年度繰越額の確定による繰越金は、2億6千130万4千円の増額補正となりました。一方、歳出面では繰越額の確定等に伴う財政調整基金の積み立てが3億4千万円、新しい保育所の整備に1億3千320万2千円などが上がっております。

8ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正です。燃油高騰に伴う施設園芸農家への緊急支援資金利子補給補助金です。期間、限度額は記載のとおりであります。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債補正です。追加で、林業用施設災害復旧事業、変更で公共土木施設災害復旧事業の災害復旧事業債です。いずれも6月の大雨に伴うものであります。

歳出から先にご説明をさせていただきます。説明書の21ページをお開き願います。款2、項1、目13財政調整等基金費です。平成22年度繰越額及び普通交付税の額の確定に伴い、繰越金の2分

の1を下回らない金額で財政調整基金に積み立てるものです。この積み立てによりまして、平成23年度末の財政調整基金の総額は約13億9千万円になる見込みです。項3、目1戸籍住民基本台帳費は、パスポートの申請交付事務に係るものです。

22ページをお願いいたします。款3、項1、目4老人福祉費、節19のスプリンクラー等整備補助金及び施設開設準備経費補助金は、いずれも民間の介護施設の整備に伴うもので、県の100%補助になります。

23ページをお願いします。項2、目1児童福祉総務費、節13の地域子育て応援事業委託は、国の安心子ども基金による地域子育て創生事業として、子育て健康広場のオープニングイベントなどを実施するものです。これも県の100%補助になります。節19の4保育所緊急整備事業補助金は、待機児童対策といたしまして90名定員の民間保育所の整備を補助するものです。3放課後児童健全育成事業補助金及び24ページ目6学童保育施設運営費は、補助単価の改正によるものであります。目7子育て健康センター費の病後児保育専用階段改修工事は、同センター西側の階段に屋根を設置するものであります。

25ページをお願いします。款4、項1、目1保険衛生総務費、節23償還金利子及び割引料から目2予防費及び目4健康増進費の節23は、それぞれ平成23年度事業の確定に伴う補助金の返還金であります。節7健康増進事業賃金は、緊急雇用事業により生活習慣病予防などのために訪問指導や調査などを実施するものです。

26ページをお願いいたします。款6、項1、目1農業委員会費、節19耕作放棄地解消緊急対策事業補助金は、国道325号沿線の20アールの耕作放棄地の活用並びに再生を行うものであります。

27ページをお願いします。目3農業振興費、節19、戸別所得保障制度導入推進事業費補助金は、団体への直接補助への変更による減額です。4水田地域営農体制整備支援事業補助金は、農業用大型機械導入補助です。7鳥獣害防止対策事業補助金は、イノシシ害を防ぐための電気牧柵導入購入の補助です。13施設園芸緊急支援資金利子補給は、燃油価格の高騰による影響を大きく受けました園芸農家への経営支援であります。目4畜産業費の自給飼料増産総合対策推進事業補助金は、熊本式放牧の推進を図るため、ダニ駆除に係る経費の一部を補助するものです。

28ページをお願いいたします。款7、項1、目3観光費の節19都市対抗野球応援団派遣事業補助金は、10月に大阪市で開催されます都市対抗野球大会に出場する本田技研熊本の応援団派遣のための補助です。目5まちづくり交付金事業補助金は、照明灯の整備に係るものです。

29ページをお願いいたします。款6仮称ビジターセンター費は、同施設の維持管理費及びオープニングイベントに要するものです。

30ページをお願いいたします。款8、項3、目4公共下水道費は、繰り越しの確定などによるものです。目6まちづくり交付金事業は、町道本田技研325号線道路改良事業ほかの工事費の減額です。

31ページをお願いいたします。項4、目1住宅総務費は、東日本大震災に伴う福島県からの被災者の方々の民間住宅の借り上げです。款9、項1、目2非常備消防費の節19消防補償等組合負担金



は、東日本大震災により亡くなられました消防団員の方々への補償のための増額です。

32ページをお願いいたします。目7まちづくり交付金事業費は、子育て健康広場に太陽光発電装置を設置するものであります。

36ページをお願いいたします。款10、項5、目10まちづくり交付金事業は、歴史文化伝承館の整備に係るもので、太陽光発電装置の設置及び駐車場の整備です。項6、目2体育施設費の節15運動公園駐車場整備工事は、駐車場の区画線を整備するものです。市町村振興事業交付金の100%補助になります。

37ページをお願いします。款11、項1農林水産施設災害復旧費及び38ページ、項2公共土木施設災害復旧費は、6月の大雨による災害の復旧工事です。款13予備費で、財源調整をさせていただいております。

続きまして、歳入をご説明いたします。13ページをお開き願います。款10、項1、目1地方交付税の増額は、普通交付税の額の確定によるものであります。款12、項1、目6災害復旧費負担金は、水田の法面崩壊復旧工事の受益者負担金分です。款13、項1、目1観光使用料は、ビジターセンター駐車場などの使用料です。目5教育使用料は、陣内幼稚園分であります。

14ページをお願いいたします。款14、項1、目2災害復旧費国庫負担金は、町道東津留高校前線ほかの公共土木災害に係るものです。項2、目5総務費国庫補助金は、軽可搬消防ポンプ購入補助です。

15ページをお願いいたします。款15、項1、目2民生費県負担金は、東日本大震災に伴う福島県からの被災者の民間住宅借り上げに対する補助です。項2、目2民生費県補助金、節2のスプリンクラー等整備特別対策事業補助金と施設開設準備費補助金は、民間の介護施設の整備に係るものであります。節3児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業補助金は、単価の改正によるものです。地域子育て応援事業は、子育て健康センターの病後児保育専用階段の屋根の整備や子育て健康広場のオーブニングイベントに係る助成です。子育て支援対策臨時交付金は、民間による保育所の整備に対する助成です。目4農林水産業費県補助金、節2農業振興費補助金の戸別所得保障制度導入推進事業補助金は、直接補助への変更による減額です。

16ページをお願いします。目4商工費県補助金の緊急雇用創出事業交付金は、大津小学校校内安全指導事業や生活習慣病訪問指導調査など6つの事業の緊急雇用関係であります。款16、項2、目1不動産売払収入は、中核工業団地に建設予定の変電所の建設のための町有地の売払収入です。

18ページをお願いいたします。款19、項1、目1繰越金は、22年度の繰越金です。款20、項4、目2雑入で、旅券申請用収入印紙売払代から同収入印紙等手数料までは、町でパスポートの申請交付を行うことによるものです。

19ページをお願いいたします。款21、項1、目5災害復旧債は、災害復旧工事に係るものです。人件費等につきましては、39ページ以下給与費明細書のとおりであります。職員の申請及び育児休暇期間減額等に伴う手当等の補正であります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） こんにちは。議案第52号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正の主なものは、平成22年度の特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金及び退職者分の療養給付費交付金等の額の決定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千573万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9千825万3千円とするものでございます。

歳入について、説明書の9ページをお開きください。併せて、別冊補正予算の概要をご参照願います。款5、項1、目1療養給付費等交付金の節1現年度分は、社会保険診療報酬支払基金の平成23年度交付決定による増額補正を行うものです。節2過年度分は、平成22年度退職医療療養給付費等に係る交付金で、退職被保険者の保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、平成22年度の精算に伴い100万9千円の増額補正を行うものです。款6、項1、目1前期高齢者交付金の節1現年度分は、平成23年度交付決定により4千976万円の減額補正です。款10、項1、目2その他繰越金は、平成22年度国保特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うもので、前年度繰越金1億1千354万1千円の増額補正を行うものです。

10ページをお願いいたします。款12、項3、目1一般被保険者第三者納付金は、国保連合会から交通事故による第三者行為に要した療養給付費の返還を受けたことによるものです。目3雑入は、平成23年度老人保健医療費拠出金還付金です。

次に、歳出についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。款1、項1、目1、節13委託料は、歳入に伴い国保連合会に交通事故に伴う第三者行為損害賠償事務委託料の増額を行うものです。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費等、目2退職被保険者等療養給付費は、財源の組み替えを行うものです。

12ページをお願いいたします。款2、項2、目1一般被保険者高額療養費は、財源の組み替えを行うものです。款3、項1、目1後期高齢者支援金から14ページ、款6、項1、目1介護納付金までは、平成23年度負担額の確定によるものです。款11、項1、目3償還金は、平成22年度の一般被保険者に係る医療費の額の確定に伴う国への療養給付費等負担金の償還金2千313万5千円、同年度の特定健康診査精算分の国・県それぞれ40万5千円、平成22年度出産育児一時金国庫補助返還分20万円を計上しております。

15ページをお願いいたします。款12予備費は、今後予測できない保険給付費等の経費に対応するため繰越金を財源に8千728万6千円の補正をお願いしております。

以上、よろしく願いいたします。

次に、議案第55号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成22年度介護保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うものが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千258万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5千866万5千円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお開きください。併せて、別冊補正予算の概要をご参照ください。款4、項1、目1介護給付費交付金、目2地域支援事業支援交付金は、実績による平成22年度分の額の確定によるものです。款6、項1、目3その他一般会計繰入金は、介護保険認定調査員の非常勤報酬分を一般会計より繰り入れるものです。款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金は、前年度繰越金で財源確保ができる見込みのため、介護給付費準備基金繰り入れを減額するものです。

9ページをお願いいたします。款7、項1、目1利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子分です。款8、項1、目1繰越金は、平成22年度介護保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う繰越額を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。10ページをお願いいたします。款1、項3、目2認定調査等費は、介護保険申請の件数の増加等に伴う認定調査員非常勤職員報酬分です。款4、項1、目1介護保険給付費準備基金積立金は、平成22年度繰越金を財源に介護保険給付費準備基金に積み立て、平成24年度から平成26年度までの第5期保険料の抑制を図るための財源といたします。款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金は、過年度分保険料の払い戻しを行うものです。

11ページをお願いいたします。目2償還金は、平成22年度介護給付費の確定に伴う国庫負担金、県負担金、介護保険事業補助金の額の確定による返還金でございます。款5、項2、目1一般会計繰出金、平成22年度介護給付費等事務費の確定に伴う町負担分給付費12.5%と事務費精算分の合計611万8千円を一般会計へ繰り出すものです。款6、項1、目1予備費で、財源調整を行っておりますが、今後給付費等の動向に対応してまいります。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第57号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成22年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の決算額の確定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5千259万6千円とするものでございます。

歳入について説明書7ページをお開きください。併せて、別冊補正予算の概要をご参照願います。款5、項1繰越金は、平成22年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う前年度繰越金67万3千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。款5、項1、目1予備費は、繰越金を平成23年度の精算に備えるため予備費に計上するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明は終わりました。

### 日程第30 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第30、議案質疑を行います。

まず、議案第43号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第43号について質疑を行います。

説明資料の1ページの中で、第3条の業務の（1）に鉄道乗車券の販売、集札及びその他附帯業務に関することとして、JRから委託を受けたということですが、この点について委託を受けてその委託料というのは発生するのでしょうか。その点について質疑したいと思います。

そしてまた、補正予算書の51号を見てもみれば、駅改札の業務委託として339万6千円が補正されております、29ページですけれども。その委託を受けて、料金が発生するのか。そしてまたこの業務をすることに対してですね、人件費が発生して、この339万6千円というのがあるのか。ちょっとこの点がわからないので説明をお願いしたいと思います。

そしてまた、説明資料の4ページですけれども、使用料というところで、駐車場にパーキングメーターを設置するというので、このパーキングメーターというのは、買い取りなのか、それともリースでお借りするのか。そして、またこういったものの収入もですけれども、メンテナンスが必要になってくるかなと思います。そういったところはきちんと計算はされているのか。そしてまた、このビジターセンターには防犯のためのカメラの設置、そういったものはしてあるのか。

3点、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の質問でございますが、委託業者の3条の関係でございますけれども、これにつきましては委託料との契約の中でございますので、発生関係については今のところ検討をしているところでございます。

それから、駐車場のパーキング関係でございますけれども。

○12番（永田和彦君） JRからお金をもらえるのか、JRから委託なんですか。

○経済部長（西本昇二君） JRと委託をします。

○12番（永田和彦君） JRから委託を受けるわけでしょう。

○経済部長（西本昇二君） はい。実務的に私と中山部長のほうの照らし合わせをしておりますので、詳しいことは中山部長から説明させていただきます。

もう1つ質問がありました防犯カメラ等につきましては、一応付けるようにということで確認しております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

J Rとの契約については、町とJ Rが契約を結びます。委託契約ですね。その後、町のほうが一応今のところシルバー人材センターと役務業の委託を行う予定にしております。この中で、J Rのほうから駅というか、キップ関係の販売のうちのいくらかははっきりわかりませんが、その費用について一定の割合が町のほうに支払われるということになっております。

それから、パーキングメーター等については、一応保守関係、直接町のほうに取り付けますけれども、その関係について保守関係は今から組むようになっております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 降壇されました、今、中山部長の答弁ですけれども、まずこういった契約を結ぶときにはですね、その発券することに対して、例えば1枚いくらかとか、そういったものはまだわからないということであるならば、この条例を定めるにあたって条例の根拠が何もかもなくなってしまふんじゃないでしょうか。結局、この条例の3条にきちんと附帯業務に関することをやりますよというのに単価がわからない、入ってくる金がわからないというのであるならば、条例自体を我々はあやふやに審議することはできませんので、そういったそのJ Rとのその委託関係になるときに、J Rはあなた方が勝手にビジターセンターをつくるのだから、あんたたちは勝手にしなさい。しかしながら、やはりうちの、J Rの仕事をしていただく限りは、やはり料金は、何らかの料金は払わなくてはJ Rとしてもただでしてもらうわけにはいかないということではないでしょうか。ですから、この手数料と申しますか、委託手数料と申しますか、そういったものというのと、メンテナンスとか、そういったこれからというふうにありますけれども、おおよそでもいいですから、何もわからないというふうであるならば、全くこの条例自体の根拠が揺らぐのではないかと思います、何もその点はわからないでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、保守点検の費用につきましては、駐車場の機器の保守点検については予算で12万6千円予算等は掲げてあります。

それから、先ほどのJ Rから支払われる乗車券の販売の手数料関係なんですけれども、今までよそでつくっている、つくられている部分についてはわかっておりますけど、町のほうとJ Rとの協定につきましては今協議を行ってございまして、最終的にまだいくらという提示がされておきませんので、そのあたりについてはもうしばらくすればはっきりしてくると思います。ちょっと今のところ値段がいくらというのは、J Rからの提示はあってないというような状況でございます。

○12番（永田和彦君） いただけるのは間違いない。ゼロはないんですね。

○土木部長（中山誠也君） はい。一応、よそに契約している状況でも、費用が当然J Rのほうから支払われておりますので、それについては支払われる予定になっておりますけれども、金額がいくらということまでは、まだ提示がJ Rのほうからあってないという状況でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありますか。

坂本典光君。

○9番(坂本典光君) 議案第43号は、経済建設委員会に付託されると思いますが、しかしながらちょっと微妙な問題がありますので、あえてここで質疑いたしておきます。実はですね、この説明資料の中の使用の許可のところですね、説明資料の2ページです。センターの一部を占有して使用するものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならないということで、次のページの3ページ、使用の不許可というところがあります。よろしいですか。この第6条の第3項、使用の目的が宗教的活用であると認められるものと、この宗教的活動というのが非常に漠然とした表現でありまして、宗教団体が主催する活動なのか。あるいは、もっと広く解釈して、じゃその地蔵まつりあたりの宣伝活動なんかも含まれるのか。この辺ちょっと質疑いたします。

○議長(大田黒英生君) 経済部長西本昇二君。

○経済部長(西本昇二君) 今、宗教団体関係でございますけれども、一応地蔵まつり等々の、最後に出ましたけれども、そういうのは解釈の中では含まれてはおりません。それぞれ大勢の方が来られるということで、地蔵まつりの段階で万燈会とか、そういう段階のところの敷居のところだけは該当するかもしれませんが、実際には大多数の方が来られますので、それについては制約はないと思います。ただ、今おっしゃっている質問の中におきましては、宗教団体関係がどういうふうな基準というか、判断をされているかということではございますけれども、これは警察等の許可関係等がいろんな形で、申し込みの段階で調査する形になるかと思っておりますけれども、そういうときにはそういう申請書の段階のときに判断をせざるをえないと思っておりますのでございます。通常の申し込みが正式にそういう形で宗教関係がはっきりわかるということがわかれば、実際はだめだと思っておりますけれども、申請の内容が後でわかったとか、そういうときには一応だめだという形になります。

○議長(大田黒英生君) 坂本典光君。

○9番(坂本典光君) 今の答弁聞いておりますと、地蔵まつりは宗教活動ではないということに解釈してよろしいですか。

○議長(大田黒英生君) 経済部長西本昇二君。

○経済部長(西本昇二君) 再度の質疑でございますけれども、地蔵まつりの場合は一部のところの場所であくまでも催しというか、式があるわけでございます、あと大部分につきましては、もうそれぞれはあくまでも祭りだということで認識しているところでございます。

○議長(大田黒英生君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大田黒英生君) 質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

午前11時58分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長(大田黒英生君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第44号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 44号の説明書の10ページで質疑を行います。第1条による改正ということで、本条例の第26条町民税の納税管理人に係る申告に関する過料、ほかにもございますが、町民税の不申告という場合はいろんなパターンがあるかと思えますけれども、この過料がこれまで3万円だったということですが、過料を科せられるような実例がこれまでであったのかどうか、お尋ねをいたします。もしあったとして、例えば年金生活者とかで、そういった方にも、あるいはアルバイトをやっていたという方にもこういった過料が科せられる可能性があるのかですね。

それと、説明書の12ページで第2条による改正、附則の中で上場株式等の配当所得、上等所得等に係る特例措置、さらに2年、第3回優遇の制度ではありますが2年延期をされると。先ほどの説明の中では、この特例措置が10%というふうに説明されていたと思えますけど、確か所得税と住民税合わせて10%ではなかったかと思えますけど、確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

まず10ページの第1条による本則の改正でございます。要するに荒木議員質問の申告の過料、実例でございますけれども、実例はありません。原則、町民税の申告というのは全員申告しなければならないわけですが、先ほど年金のお話がありましたけれども、公的年金のみの人については日本年金機構から公的年金の支払い報告書をもって申告があったものと見なしております。そのため、不申告になるケースはないと考えております。

それから、過料の問題ですけれども、不申告等によりただちに過料を科すことはありませんし、過料を科すのは故意により、要するに所得を隠蔽したような場合という悪質な場合を考えております。

それから、2問目の12ページの第2条による改正にところでございます。地方税法の関係ですけれども、住民税の税率、10%といたしましたけれども、所得税が7%、住民税3%になっております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第44号について質疑いたします。

説明資料の11ページ、この中で、附則第8条、肉用業の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例というのがあります。その適用期限を平成24年度から平成27年度まで延長することとしということでありますが、詳しく24ページにその改正前と新しい改正後という形で書いてあります。この中を見てもみれば、租税特別措置法の第25条の第1項、各号に上げる売却の方法によりというのがあります。この新しいものにつきましては、この租税特別措置法の第25条というのは、その書いてあるところもありますけれども、抜いてあるところもありますよね、新しく。ここのですね、理解がちょっと少々しにくいので、租税特別措置法の第25条というものの説明ですね、と、ここで抜いた理由、それと課税延長3年間ということですが、売却ということになりますと、そこで

利益が出るわけですから、利益に対して課税するのは国民の義務、租税の大原則ではないかと思しますので、その点について質疑いたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えさせていただきます。

租税特別措置法第25条という形で言われましたけれども、ちょっと私のほうがここで資料を持ってきておりません。大変申し訳ございませんけれども、委員会のほうでですね、詳しい内容を答弁させていただきたいということでご容赦願いたいと思います。現在、大津町に頭数の関係で一番多い方が大体800頭ぐらい持っておられます。その関係の事業益という形で、議員ご存じだと思いますけれども、赤牛生産に対する減税措置というのはですね、今現在も生きていようなわけでございまして、当然として、最近新聞紙上で賑わいましたあぶり牧場の関係等の出資、それに事業所得があったと思っておりますけれども、地方税法の上位法の改正という形での改正を行わせていただいております。詳細については今申しましたように、その辺の点を委員会のほうでは十分説明させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたしたいと思っております。大変申し訳ございません。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号から議案第50号の3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号を議題とします。質疑ありませんか。

坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 一般会計補正予算書、歳入の14ページです。消防施設整備補助金100万円は、これは女性消防隊、用途して限定された補助か、それとも一般消防団としての補助かということが1つ。それから、そもそもですね、女性消防団自体についてですが、どういう背景で設立されたのか。また、どういう活動をされるのか。普通の消防団と同じように招集されて現場に駆けつけ消火に当たられるのか、そこを質疑いたします。



○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 坂本議員のご質疑にお答えします。

100万円の歳入につきましては、消防協会からいただくわけですが、女性団員専用の可搬ポンプという形で少し小型化になっております。それと、女性消防団員の件でございますけれども、一般的なことを申しますと、現在、大津町消防団員630名の中で女性消防団員15名いらっしゃいます。その中で、主に女性消防団員としての役割という形で、近年の消防団員の確保というのが全国的に問題になっているような状況でございます。高齢者や地域社会に対する火災予防運動を重視しなければならない状況になっているという形の社会的な背景の下に女性消防団の活動を期待するという形で組織をさせていただいております。平常時につきましては、今言いました広報活動、防火指導や応急救護活動、それに防火訪問という形で高齢者世帯等の訪問指導をやらさせていただきたいと思っております。なお、災害時に対しましては、後方支援情報収集活動、女性のできる仕事の範囲内で活動をさせていただきたいという形で思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

新開則明君。

○7番（新開則明君） 26ページ、農業委員会費の中で325号線沿いに20町の耕作放棄地か何かあるって、耕作放棄地緊急対策事業補助金とありますですね、これの内容が一つと、28ページ、まちづくり交付金事業費の一番下のほうの照明等整備工事の事業内容、それと32ページのまちづくり、同じ交付金整備事業の中で、防災公園の整備事業とありますが、この3点について内容を聞きたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 農業委員会事務局長松岡秀雄君。

○農業委員会事務局長（松岡秀雄君） 新開議員さんの耕作放棄地解消緊急対策事業費補助金についてご説明いたします。国道325号線に2千100平米ですね、21アールですが、10アール当たりが3万円ですので2千100平米ですから6万3千円の補助金というふうになっております。一応県補助金で100%来るとということで、杉水の認定農家の方が申請されたものです。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 新開議員の28ページの照明等の関連の事業内容でございます。説明いたします。これにつきましては、前回法務局から桜町のところまでが28基で、全体的に吐町から325のところまでが49基でございます、あります。当初お願いした分の中で、その当初予算が4千万円ございましたけれども、全体的にちょうど事業の1本当たりが63万円ということの算出におきまして、その分の差額の分の補正をお願いしております。防犯灯の関連でございます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 新開議員の2千500万円のまちづくり交付金事業の関係でございます。今現在、整備中の子育て健康広場につきまして、太陽光発電の設置を考えております。規模としまして80センチ掛ける140センチの太陽光発電を80枚設置させていただきという形になっておりま

す。目的としましては、広場内の外灯及びセンター内の非常用電源としての利活用を図って、皆さんへも対応、自然光のエネルギーに対するの周知を図れば幸いと思っております。一応12時間の停電の非常用電源として使われることになっておりますので、そのことで整備をさせていただきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 最初の20町ばかりの耕作放棄地のことでしたけれども、これ所有者は何人かおられますか。

○議長（大田黒英生君） 農業委員会事務局長松岡秀雄君。

○農業委員会事務局長（松岡秀雄君） 続けてお答えいたします。21アール、2反1畝ですね。熊本市の方が相続で2人いらっしゃいまして、その部分が21アールでございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 予算書の22ページ、老人福祉費の中の負担金補助金で、スプリンクラー整備、それから施設開設事務経費補助、いずれも県の決算補助ということらしいですけど、補助をいただけるのはありがたいことですが、その背景をちょっとお尋ねしますが、スプリンクラーのほうはたしか灰塚のグループホームだと聞いておりますが、そもそもこのスプリンクラーの設置義務は多分なかったんだろうと思いますけど、そのあたり。それから、全額補助なのかどうかですね。それから、施設開設のほうは、地域密着型のデイサービスセンターだということらしいですが、開設の場所はどの辺なのかということと、地域密着型の規定ですね、簡単でいいですからわかりやすく説明をしていただければと思います。それと540万円の補助ですが、開設にあたって補助があるのはいいことですけど、この金額がですね、どういう根拠で算定がなされるのか、お尋ねをします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、一般会計補正予算の老人福祉費の補助金についての中で、まずスプリンクラー等の整備補助金についてでございますが、これにつきましては平成19年6月の消防法の改正によりまして、老人ホーム、それからグループホーム等でございますが、平成24年4月以降につきましては、面積要件が、従前は千平米ということに規定されておりましたけれども、今回の改正によりまして275平米以上の対象施設にスプリンクラー等の設置が義務づけられたものでございます。今回の対象施設につきましては300平米でございますので、275平米以上になりますので、今回設置対象施設というふうになったものでございます。

それから、全額補助化についてでございますけれども、これにつきましては熊本県介護施設等スプリンクラー等整備事業補助金に基づくものでございまして、全額補助ではございません。その内容につきましては、まずスプリンクラーの補助につきましては、平米7千円の243平米ということで、こちらのほうが170万1千円となります。それから、次に自動火災通報装置の補助ということで、1事業所当たり100万円がでございます。その次に、消防機関への通報装置の補助ということで、1

事業所30万円ということで、併せまして補助金合計額が300万1千円ということでの基本となります。

次に、施設開設準備経営補助金でございますけれども、こちらにつきましては地域密着型グループホームの開設ということで、場所につきましてはおおつかの郷の敷地の一番東側になります。そちらのほうに施設を開設されるということになります。

それから、その地域密着型の規定でございますけれども、国の介護保険及び介護保険施行規則に定められました基準によりまして、大津町の地域密着型サービスに関する運営委員会条例を定めておりまして、その運営委員会の中で申請されました代表に基づきまして調査審議をいたしまして町が指定するということになっております。この地域指定密着型サービスの事業の人員、それから設備及び運営に関する基準によりましての設備運営を行うということで、今回の場合はグループホームということで定員が9名ということで、施設内につきましては居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備等の非常災害に関しまして必要な整備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとするを規定されておりますので、そういったことに基づきまして基準をクリアしているというようなことでございます。補助金の額につきましては、補助単価が定員が9名でございますので、1人当たり60万円ということでの9名ということで補助金額が940万円ということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一つは消防の改正ということでわかりましたが、275平米というのは施設、たしかあそこはいく棟かに分かれていたかと思えますけど、全部、小さいやつを全部足して275を超えたらスプリンクラーなのか。1棟なのかというのがどうも、わかたらお答え願いたい。

それから、グループホームのこの地域密着型ということで、こういった施設が増えることは大変高齢者にとってはいいことだと思うんですが、さっき何か委員会で審査をするということでしたけど、これからこういった施設がもっと増えるという、委員会が許可さえすれば設置ができるのかなという疑問がありますので、その点についてわかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

まず、面積の要件でございますけれども、現状につきましては今回グループホームということでのいこいの家が1つ、1つの施設、建物の施設内に3つの施設がございます。訪問介護と、それから縁側事業によりましてそういったふれあいホーム、それと今回整備しますグループホーム灰塚ということで3つの施設がありまして、それが1つの施設と、建物というふうになっております。それが全体で300平米ということで、そこに今回スプリンクラーを設置するというふうなことになります。

それからもう1つの地域密着型でございますけれども、これにつきましては、今、第4期の介護保険事業計画がございますけれども、その4期、それから今年、24年度から3年間で第5期介護保険事業計画。ですから、そういった介護保険事業計画の中で位置づけられましたものについては、当然この地域密着型分につきましては取り組んでいくというふうな形になりますので、これにつきましても、

また委員会等でご審議、こちらの介護保険事業計画関係の委員会のほうでまたご審議いただくという  
ような形になるかと思えます。そういったことで、また事業整備あたりを図っていきいたいというふう  
に思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 51号について質疑いたします。

予算書の39ページ、ここの給与費の明細書を見ておられますれば、私はよくこの共済費について言  
います。この共済費、今回は常勤の職員に対しては増額はしていないと。逆に、給与費の明細を見て  
みますれば下がっているんですね。ただ、非常勤につきまして、この報酬額に対してこの補正は行わ  
れず同額なんですけど、共済費だけが増額になっているということでもあります。こういったところに何  
か共済会というのは私は非常に不信を持っておりまして、なんか姑息な感じがあるんですよ。しかも  
ですね、この補正で上げてきているんですね。当初から触ってくるんじゃないかと、やっぱり足りんよ  
うになったから、途中で上げさせてもらおうというような感じがします。ですから、この共済会の、  
もうこんなふうなさわり方をするのならば、やっぱりその莫大なその共済費を集めて資金運用あたり  
をやっているわけでありますから、そこで資金運用が正しく行われて収益が出ているのか。逆に損益  
が出て、それをまたその共済費としてかぶせるようなそういった事実はないのかというふうな、そう  
いった厳しい目でこの共済会に対して見るべきではないかなと、そういうふうに思ってしまう。  
この共済会の今の運営状況というものがわかるでしょうか。そしてまた、非常勤に対してだけ増額を  
行われた理由というもの、ただ単に上げますよ、ああ、そうですかで済ませるのではなくて、きちん  
とした理由がなければならぬと思っておりますので質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えさせていただきます。

我々公務員の共済費という形で公務員共済制度というのが充実されております。昨今の経済状況か  
ら見ると大変厳しい状況で値上げせざるを得ないという形でございますけれども、今回の非常勤に関  
係しましては、9月から率のアップが伴っておりますので、その分という形でのアップをさせていた  
だいております。

それから、職員については、既に年度当初からある程度の見込みを立てまして組ませていただい  
ているような状況でございます。共済会の運営状況でいつも厳しく言われていますけれども、我々とい  
たしましても、町長も町村会、その共済会の関係の役員もしておりますので、その辺については全  
国的な運営という形ですけれども、厳しい状況には変わりはありませんけれども、国のほうでも公務  
員制度改革という形で極端に公務員の削減と、それに給与の削減という形で叫ばれている世の中  
でございます。その辺については、我々も厳しく受け止めて、町長のほうにもその辺の運営状況につ  
いては提言させていただくという形でこの辺は答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号及び議案第54号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号及び議案第57号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 認定第1号、平成22年度の一般会計決算について質疑をいたします。

1点目は、決算書の17ページ、17ページで町民税の中で法人分が主要な成果表の中でも法人税が前年度に比べて増えたとありますが、その内訳は平成18年度、19年度分の修正申告での増加となされており、監査委員さんの報告の中でも本田技研の部分が大部分を占めているということですが、これは均等割なのか、所得割なのか。また、18、19年度の修正ということですが、こうした法人の修正申告は、要するに、法人のほうが出てきて初めてわかるであろうかと思いますが、修正申告の理由は何かということをお尋ねしたいと思います。

次に84ページ、歳出です。84ページの総務費の防犯対策ですね、防犯対策の中で、需要費の光熱費が1千万円を超えています、これも成果表の中で防犯灯、外灯の電気代が年々わずかではあるが増えている方向だということで書かれておりますが、現在町では防犯灯、外灯の電気代を全部負担をしているわけですが、この電気代の負担の仕方ですね、一つの外灯当たりに年間でいくらかか、そういう定額になっているのかどうか、その点を確認したいと思います。またその額がですね、妥当な電気代なのかということです。それから、年々増えている、懸念材料であるというようなふうで書かれておりますが、以前も質問しましたが、LEDの交換、電気料節約と、こういうものが真剣に検討がなされているのかなと思います。ちょっと調べましたら、器具代は確かに何倍かしますが、使用電力が大幅に下がる。また、その結果、電気料が大幅に安くなる。何年かのスパンで考えれば、そのLEDのものが十分もとを取って、さらに安くなるという試算もあるようですので、真剣にこれは検討すべき問題ではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、LEDで併せて太陽電池ですね、そういう設置も進んだところでは得られているみたいで

ので、検討状況を聞きたいと思います。

次、116ページの人権対策費についてお尋ねをします。人権対策として相変わらず団体活動助成金230万円、その前よりもかなり額は下がりましたが、相変わらず解放同盟に補助金が渡っている。この解放同盟がですね、一体今現在何世帯、何人の方が所属をされているのかということです。併せて、監査報告の中で町内小・中学校で不適切な発言の連続があったと。この不適切な発言があったから解放同盟の活動が必要なんだということなんだと思いますが、その不適切な発言というのは一体どういうものか、その内容と対応はどうだったのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、この230万円の活動補助金ですが、相変わらず個人への支払い、これが含まれているかと思いますが、何人の方に、総額いくら支払われているか。それから、いわゆる部落解放同盟は全国組織でありますから、町からの補助金の中から上部団体への会費が含まれているのではないかという疑義がありますのでお尋ねをします。

それから、同じページで人権教育啓発費で、この中で人権教育交流支援事業と。いわゆる特定の地域に学校の先生が、教師が夜間動員されて学習塾みたいな活動をされていると。本来、教師というのは子どもたちに公平さの大切さを教えることにあると思いますが、これに逆行しているのではなからうかと思えます。動員された教師のうち、一番参加が多い人は一体何日、何時間、この交流事業に携わったのか、おたずねをします。

それから、139ページです。子ども医療費助成についてお尋ねをします。この子ども医療費助成は、子どもたちの健全育成、家庭の支援ということが目的であります。成果表でも触れておりますが、近隣の自治体ではもう中学校まで拡大をしている自治体が増えていると。併せて、中学生まで拡大の検討をしなければならないというふうになっておりますが、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 多岐にわたっておりますので前後するところがあるかと思えますけれども、よろしく願いいたしたいと思えます。

まず、法人町民税の修正申告の件でございます。決算審査の意見書に書いてあるところの内容でございますけれども、具体的に申しますと、平成22年度におきまして法人町民税額は5億9千597万2千円として、前年比3億4千140万6千円の増額となっております。その増額になった部分の内訳としまして、その中で2億6千78万円が本田技研工業株式会社さんの過年度修正申告に係るものでございます。この過年度申請申告の内容でございますけれども、本田技研工業さんの中国内におけます現地法人と中国内の会社の取り引きにける所得変動分という、外税控除にあたると思えますけれども、それについて国税庁の見解で所得の課税対象に含まれた関係で法人町民税の課税標準額であります国税の法人税額が修正されたことに伴います町民税額の変更になります。それから、本税と含めまして延滞金1千379万4千円についても、既に納付があっているような状況でございます。

それから、防犯灯関係、外灯関係のご質問でございます。電気代の低額という話から妥当かという話で、新しいLEDの関係のお話でございます。町内の外灯、防犯灯につきましては、平成22年度

末で3千585基あります。そのうち、発光ダイオード（LED）については、平成21年から設置を始めさせていただいております。現在のところ16基あります。電気料金については、定額制になっております。荒木議員が言われますように、LEDにすると電灯料金の電気料金の関係でございますけれども、電灯料金につきましては区分変更という区分ごとのですね、電気代の設定がなされております。今現在の蛍光灯は20ワットでございますけれども、LEDにすると10ワットという形になりまして、月約62円安くなります。全体では270万円近くの電気料の節約になるということを試算しております。言われるとおりの耐久性という形で通常の5倍以上という計算も、試算も出されておりますけれども、省エネ効果、期待されておりますけれども、全体として基盤灯も一緒に変える必要があるという形になりますので、その設置単価は蛍光灯より高くなる見込みでございます。太陽光発電を加えまして、今後の費用対効果、設置場所、条件等を考慮しまして調査研究を続けさせていただきたいと思っております。

なお、現在あります3千500余りの全体をこのLEDに交換させていただきますと約9千700万円程度かかるのではないかとこの形の見込みはやっております。ただ、今、電力業界非常に厳しいという形で省エネモードも高まっておりますので、その辺については十分研究・研修をさせていただきたいという形で思っております。

それから、団体活動助成金のお話です。ちょっと答えが前後するところもあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いたしたいと思っております。運動団体、部落解放同盟大津支部の構成でございます。加盟世帯につきましては36世帯、49人になっております。それから、個人への支払いといたしましては、旅費と活動費を支出させていただいております。旅費については、町の旅費規程に準じて各種大会、研修会への参加者に対する費用をお払いしているような状況でございます。決算額としまして、旅費につきましては101人、97万6千244円になっております。

次に、活動費につきましては旅費の日当に相当するもので、1日当たり5千円、半日当たり3千円というところがありますので、延べ220人、決算額は109万5千円となっております。

それから、上部団体、部落解放同盟熊本県連合会への負担金、それに部落解放同盟菊池郡市地区連絡協議会負担金は、合計の10万3千100円となっております。これにつきましては、団体の自主財源という形で町の補助金は使用させておりません。

それから、監査報告の中での町内小・中学校の不適切な発言の連続の内容という形で紹介させていただきます。本年度、大津北小、護川小、室小で子どもたちによる差別発言が発生しております。主な内容としましては、児童生徒による「けがれる」、賤称語などを使った差別発言という形になっております。対応としましては、学校、教育委員会とこの事実を重く受け止め、再発防止に向けて全ての教育活動、日常生活の人権尊重を規定に据えての点検指導の徹底を図った次第でございます。さらに、関係団体とも協議しまして、確認、学習会を開催し、その結果、今後も学校、教育委員会、行政関係団体が連携を取って組んでいくところを確認いたしております。今後も引き続き学校との学習会等を随時開催していきたいと考えております。

それから、人権教育交流支援での回数の問題でございます。参加状況で、昨年度一番参加が多い人

は小学校、護川小学校関係で53回です。平均月4.4回になっております。中学校、大津北中学校74回、平均月6.1回。高校、大津高校、翔陽高校、26回、平均月2.1回。いずれも各学校の人権教育主任の教師になっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の子ども医療費の助成につきましてご説明いたします。まず、子ども医療費につきましては、これまで何度かご質問いただいているところでございます。近隣市町のまず状況につきましては、平成22年度から益城町、それから平成23年度からが菊陽町、菊池市ということで新たに拡充をされております。それから、その中でうち負担金等につきましては、菊陽町は一部負担金等はありませんが、菊池市につきましては外来1千円、入院2千円ということで一部負担の制度があっております。

それから、県等の状況等につきましては、小学6年生まで拡大しました平成22年度以降、助成額につきましては、各年度増加しているというような状況でございます。平成22年度決算では約1億2千670万円の助成を行っております。大津町の人口増加とともに就学前児童数もこう増加している状況でございます。平成22年度では2千88人が5年後には約200名ほど増加の見込みでございます。また、国保の医療費も増加傾向でありまして、中学生までの医療費助成の拡大につきましては、財政状況も厳しい状況でありますので、医療費の動向を見ながら今後検討してまいりたいというふうに思っております。

よろしくご説明いたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度質疑をいたします。

最初の防犯対策の外灯、防犯灯ですね、既にLEDが16基設置されているということですけど、このLEDの外灯については単価が安くなっているのかどうか、説明でよくわからなかったのでお尋ねをします。いずれにせよ1億円弱で全ての外灯をLEDに切り替えることができるという検討がなされているのであれば、今後5年、10年で電気代のシミュレーションというのはそう難しいことではないと思いますので、電気代が安くなる、それからエネルギーの節約ですね、これに大いに貢献するかと思いますので、さらなる検討を求めたいと思います。

それから、部落解放同盟への活動費が累計で220人ですか、109万円支払われている。要するに解放同盟の一部の幹部の方が多分集中しているところに行っているんだろうと思いますけれども、一番この延べで220人いるんだけど、一番多かった人はこの220人のうち、その1人だけで何人を占めているのか。金額はいくらになるのか。この点を確認をしたいと思います。

それから、学習会ですね、要するに人権を語ると言いながら、一部の地域、一部の子どもたちを、いわば不公平な扱いをするということでもありますから、これは人権に反することだと思います。山鹿市ではですね、もうこんなことをやっていたら子ども自身がかわいそうである、人権には役に立たないということで、これを全廃をするという方針を打ち出しているそうでもあります。もうそろそろ大津



町もこういう制度は期限を切って止める方法を示すときにはなかろうかと思えますけど、そういうお考えは全く計画はないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

その点でお尋ねをします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員の再質疑にお答えさせていただきます。

LEDの外灯、電気の件でございます。先ほど言いましたように、現在の試算によりまして、実際先ほど電灯料金が月額62円37銭ぐらいLEDに交換した場合安くなるという試算をしております。現在、1千万円近くでございますので270万円ぐらいの電気料というんですかね、料金が安くなるという形になっております。

それと、平均単価という形で蛍光灯の交換が大体今現在の蛍光灯につきましては1本当たり4千円ぐらいかかっております。大体2年ごとにやらなければいけないという状況でございます。それで、業者間と契約して、その交換等はやらせていただいておりますけれども、LED単価的には、先ほど言いましたように器具等も一緒にかかりますけれども2万7千円という形で、9千600万円、1億円弱の金額がかかるという形で、将来的なこともありまして、その辺については十分検討させていただくという形で思っております。

それから、解放同盟の活動費の件でございます。手元に解放同盟関係の決算の資料があります。監査委員さんからも決算についての監査を受けていただいておりますけれども、活動費、先に言いましたように220人に109万円という形で、私どもとして一番多かった人、金額というのもまだ把握しておりませんので、それは後刻報告させていただきたいという形で思っております。

それから、学習会の件でございます。人権教育交流支援事業という形で、内容としましては昨年も同じような質疑があつて、私のほうから答弁をさせていただいております。学習会の目的として、部落差別をなくす力を付ける、人を大切に、仲間としてつながり合う力を付ける、それから差別を見抜き、乗り越える力を付けるを解放学習という形での地区内もとより多くの小・中学生も来ていただいているという形でございます。学習会については、差別やいじめに気付きなくしていくために行動する力を付ける学習の場となっておりますので、今後も続けさせていただくという形で思っております。山鹿市のほうの全廃のお話もされましたけれども、町としてこの辺については十分また調査もさせていただきますけれども、町の今の方針としてはやっていくという形で今後も続けさせていただきたいという形で思っております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 決算書の194ページ、それから主要な施策の成果141ページです。ここで、外国人講師招致事業費なんですけれども、このところですね、主要な施策の成果のところには、コスト高の解消及び指導力のある講師派遣を目指し、民間の人材派遣会社等を利用する方向で継続していきたいというふうな今後の展開というのを書いてあります。その中で、事業の、ちょっとその上のほうにですね、ALT一人、北中をJAT、ジェットと呼ぶんですかね、から経験を有する派遣会

社の講師としたと書いてあるんですが、この大津中学校はどうなっているのでしょうか。ちょっと質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 坂本議員の質疑にお答えいたします。

現在、北中のほうにおきましてはですね、プロポーザル方式で派遣会社のほうと契約をいたしております。日本人の女性の方と結婚されて10年近くなられておりまして、日本語のほうも堪能でいらっしゃるし、日本の文化も非常にわかっていらっしゃるということですね、非常に今、北中のほうは成果が出ているということをお聞きしております。同じように、本年度からですね、大津中学校につきましても同じプロポーザル方式でですね、同じような形で派遣会社のほうに契約をしたところでございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） ですから、大津中学校はその前はようになっていたんですか。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 再質問にお答えいたします。

これまでにつきましては、国際交流という形ですね、ネブラスカのほうからですね、大学生の方を大学の紹介によって来ていただいております、その方が帰国されるということで、もう帰国されましたけれども、その後、プロポーザル方式で同じような形で契約したということでございます。女性の方で非常に頑張っていたということで、いろいろ地域貢献もしていただきましたけれども、今回はプロポーザル方式でさせていただいたということでございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） だから、今までは大津中学校については国際交流になるかもしれませんが、しかしこれは視点を変えますとまた違ふと。国際交流をやっている中でですね、先だって中学校、高校生の何人か、7人だったですかね、このヘイスティングスの市のほうに国際派遣事業としてホームステイしたわけです。その報告会が先だってありましたものですから、私聞いていたんですけど、そのネブラスカ州に行ったときですね、そのある民間企業の社員の方がネブラスカ州に来てちょっとこちらの州で研修をやりたいというふうなことを申したら、ネブラスカ州のほうで日本人かと、日本といえばヘイスティングス市だというふうなことを紹介されてヘイスティングスに来て、その方は研修していったと。結局この国際交流というのは、非常にその10年以上になりますかね、やっておりますと、そういう成果を上げていまして、そのネブラスカ州においても日本と言えば大津町である、ヘイスティングス市であると、そういうふうな位置づけになっているということで行ってきたその生徒たちは非常に感激しておりました。また、ここでその以前そちらのほうから教師として来られていたブレントさんというのがいましたですね。この方は、今ですね、ネブラスカ州で国際弁護士として活躍されているそうです。ですから、確かにですね、金銭的な面、それから教え方の面も若干あるかもしれませんが、そういう国際交流の大事さを考えたとき、大津町に与える影響、それから日本全体に与える影響を考えたとき、そのヘイスティングス市から、あるいはヘイスティングス大学から招致す

ることも大事なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 坂本議員の再々質疑にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるようにですね、これまでは非常にそういった国際交流としての架け橋ということで、将来に向けて、また大津町とヘイスティングスとの関係、良好な関係をつくっていくためにも大事な事業であったというふうに教育委員会としては認識しております。これを派遣のほうに変えるときにもですね、町内のそういったプロポーザルの検討委員会のほうでもいろんな議論がなされたわけでございます。子どもたちの英語の力を付けるためにですね、やっぱり今のままではいけないというようなことですね、今回こういった形にさせていただきましたけれども、国際交流といたしましては、今後もですね、国際交流協会もございますので、そういった方々と十分協議をいたしまして、内部の検討会でも今後新たな国際交流を図る上でですね、どんな形がいいのかということにつきましてですね、やっぱり議論をしていく時期ではないかというふうに教育委員会としては考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 私のほうから不納欠損額についてお伺いしたいと思います。

一般会計の住宅使用関係ですけれども、30ページです。75万5千950円発生しておりますけれども、これは大体何件ぐらいの件数か。それから、どのように対応されたのか。それから、未済見込みはないのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 申し訳ございません。町税の滞納と住宅使用料の関係でございますけれども、件数というのはちょっとここに資料を探しましたが見当たりませんので委員会で答弁させていただきますけれども、全体的な方向としまして、今年度職員の新たな研修という形で担当職員をアカデミー関係の職員研修という形でやらせていただきます。先ほどからいろんな話で歳入の問題等が協議されておりますけれども、当然として町営住宅家賃滞納というのは厳しくやっていかなければならないという形で、前回、9月には保証人に対する催告もやりまして、百数十万円の新たな歳入を確保したような状況でございます。今後につきましても、債権確保、それに立ち退きという形までの法的段階等を取る手前までの予算を今回上げさせていただきました。その辺の内容等についても、委員会のほうで件数等については答弁させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。2時20分より開会いたします。

午後2時11分 休憩

△

午後2時21分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第2号及び認定第3号の2件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 認定第2号、国民健康保険特別会計の決算についてお尋ねをいたします。主要な施策の成果表の62、63ページを使ってお尋ねをしたいと思います。

最初に、成果表の62ページの下段に特定健診について触れられております。40歳から74歳までですね、5千人弱の方が加入されておりますが、この中で、このいわゆるメタボ健診が平成24年度までに目標が65%と、これは国の指針ではありますが、全国的にもこれは達成は厳しいだろうと聞いております。ここで、この特定健診の受診率、大津町では実績で40.9%となっております。また、受診者数の目標値が2千750人に対して2千人を切っていると、目標値に達していないということです。これについて、近隣の市町村との比較で我が町のこの受診率の状況は一体世間並みなのかですね、お尋ねをしたいと思います。

それから、63ページの国民健康保険の人間ドック事業であります。事業の成果を見ますと、とりわけ40歳から74歳、先ほどの特定健診の対象者であります。21年度が569人、22年度は520人ということで、49人ほど減少傾向にあるということです。これもまた人間ドック目標700人に対してドック受診者は554人で、かなり目標には大きく届いていないということです。この人間ドックの受診者数が減っている、それから目標値に大きく届かない、この原因と対策が必要ではなかろうかと思っております。お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、特定健診と、それから人間ドックのそれぞれの近隣の比較も含めたところでのお尋ねでございますけれども、まずはじめに特定健診関係でございますけれども、まず国民健康保険が実施いたします特定健診の対象につきましては、実施年度中に40歳から74歳とされます加入者で、かつ当該実施年度の1年間を通じまして加入している人に、長期入院を除いた方でございます。平成20年度から24年度の特定健康診査等実施計画によりまして、受診率の目標を定めて実施をしているところでございます。国のほうにつきましては高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、特定健診の実施率を、荒木議員おっしゃいましたように、最終年度の20年度に市町村国保に65%、それから協会健保に70%、健康組合の80%の目標を定めているところでございます。

それから、大津町と近隣の市町の特定健診受診率の状況、実績でございますけれども、大津町につきましては成果で記載しておりますように40.9%。それから、菊陽町につきましては実績率が35.5%、合志市が32.1%、菊池市が30.3%という状況でございます。いずれにしても目標には至っておらないという状況でございますので、大津町におきましても他市町よりも実績には多いようでございますけれども、いずれにしても今後さらに受診率向上のための取り組みを行ってまいりたいというふうに思っております。年間におきましても、それぞれの健診を進めておるところでござ

ございますけれども、なかなかそういった面の意識啓発につきましてさらへの取り組みを併せて進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、人間ドックの受診率につきましては、まず大津町の人間ドックの状況につきましては施策に書いてあるとおりでございます、22年度につきましては目標700に対しまして実績554人ということで79.1%という割合でございます。

それから、近隣市町の人間ドックの状況でございますけれども、菊池市が目標千人に対しまして実績が754人ということで、目標に対する割合につきましては75.4%、それから合志市が目標千人に対しまして実績942人で94.2%、菊陽町が目標千人に対しまして429人ということで、割合につきましては42.9%というような状況でございます。こういった状況を考えますと、やはり住民の健康意識を高める取り組みの強化と特定健診と合わせました受診勧奨をさらに行っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

大津町の状況と近隣市町の状況につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この特定健診、いわゆるメタボ健診が目標に届かないと、何かペナルティも国は考えているようですが、本来、ペナルティとは関係なく町民の命と健康を守るための必要な事業だと思うわけですが、特定健診は我が町のほうが率としては高い。しかし、人間ドックは目標値がちょっと違う、人口等も違いますから一概には比較はできないかと思っておりますけど、大体同じぐらいか。そこです、このメタボ健診の40.9%の中には、確か人間ドックを受けることによってこの特定健診も受けたことになる。たしかみなし規定があったかと思っております。それですから、人間ドックが増えれば、この特定健診の率も自動的に上がっていくはずですよ。なおかつ、その人間ドックを受ける人を増やしていけば、大きな予防効果が期待できる。ひいては、その国民健康保険の医療費の伸びを抑える大きな成果になってくるのではなからうかと思うわけです。ですから、この特定健診、人間ドック、自己負担が確かでございます。この受診率の高い、低いと費用との関係で相関関係はなからうかと、そういう検討はなされているのかをちょっとお尋ねをします。

併せてですね、とりわけやっぱり40歳を超えると、我々もだんだん40を超えると本当に厄入りだ、あるいは還暦だということで体力が本当に落ちてくるわけです。やっぱりこのときに、この人たちの健康をどうやって維持していくかということが町の医療政策にとっては、とりわけ重要なことだと思うわけです。そこで人間ドックの受診者を増やす、そのための対策が必要なんではないか。せめてこの目標値ぐらいはですね、クリアできるぐらいの対策は決算の結果を見て、次年度に向けてそういう対策が必要ではなからうかと思っております。受診率を引き上げる対策が取られているのかどうか、2点目としてお尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

まず、人間ドックの受診率につきまして、他市町よりも若干率的にはよろしいんですけど、いずれにしても低いというようなことございますけれども、現在、それぞれの方が受けられている状況の中

で、受診期間のほうで人間ドックにより受診されまして、結果につきまして、またよその関係機関で健康指導というような形をやられているところです。それから、受診に際しての負担額等でございますけれども、人間ドックにつきましては補助の上限が2万5千円ということで今設定をしております。あと残り、これが上回った分につきましては残りが自己負担というふうな形になります。また、併せて当面の、議員おっしゃいますように健康意識低迷のほうを受診率に影響しているんじゃないかなというように考えております。人間ドックの受診率向上につきましては、これからできるだけ住民の方の健康意識の向上、意識啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。本年度につきましても、町民の方にそういったいろんなこう広報等でお知らせをしておりますけれども、今後健康意識の啓発、周知に努めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 何となく増えたらいいなということだけではやっぱりだめですよ。具体的にどうやって上がるのかということは、例えば町内の病院で人間ドックを受けられるというようなことでも考えられないのか。そうすれば、もっともっとこう受診者も増えるのではなからうかと。あるいは、近くの自治体の病院で受けられるとか、熊本市内までやっぱり行くというと、なかなかですね、二の足を踏む人もいるかと思うんですけども、そういう具体的な受診率を引き上げる方策ですよ、が検討がなされているのかなということをお聞きしたいんです。来年は目標をクリアできるような対策ですね、考えているのか、あるいはこれから努力するのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の再々質疑にお答えいたします。

まず目標値につきましては、前年度実績等を踏まえまして、今回22年度につきましては700人につきましては、予算ベースで700人ということで設定をしておりました。実績で550人ということでございましたので、議員おっしゃいますように、住民の方に健康づくりの意識の啓発と、それから結果につきましてはそれぞれの個人の方に通知を申し上げまして説明をいたしております。ですから、そういった面でもやはり本人の方が自覚されまして、よりそういった各年度そういったドックに受診していただいて健康維持していただくというような形を今までやっておりますけれども、さらにその辺は努力をしてみたいというふうに思っております。併せて町民の方にですね、やはりそういった健康意識が根付いていただけるような形の取り組みを、さらに努力を強化してもらいたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号から認定第9号までの6件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初に、認定6号、介護保険特別会計についてお尋ねをいたします。主要な

施策の成果の56ページを使ってお尋ねをします。この中で、介護保険の認定者数とサービスの受給者数が一覧表として出されております。要支援の1と2が合計で253人、この253人、要支援と認定を受けている一方、介護のサービスを利用された方は163人となっております。つまり、要支援の認定を受けているけどサービスは一切利用していないという方が90人おられるということです。私の母親も要支援で、今、デイサービスでお世話になって大変喜んでおりますが、助かっておりますが、要支援はわざわざ行かなくても、利用しなくても何とかなるという段階の人が多いかと思います。それじゃ要介護認定はどうかということですが、要介護で認定された方は合計で877人おられます。サービスを利用された方が783人、こちらが問題で、未利用者が94人もおられるんですね。介護保険の目的というのは、その家で家族が大変な思いをしてという、そういったことを無くして、社会的な介護体制を取ろうということでこういう制度がつけられたわけですが、それなのになぜこうした大量の未利用者がおられるのか。特にですね、その要介護認定者でサービスが全くないと、これは一体どういうことなのかということですよ。その点について、まずお尋ねをしたいと思いません。

もう1点は、認定第8号の後期医療です。こちらの決算の後ろのほうですね、決算の15ページ、黄色の後期高齢者医療特別会計。こちらの後期の15ページで、健康保持増進事業費というのが出ております。つまりその75歳以上の方の健康を保持すると、あるいは増進するというので、健康診査費が目1で計上され、16ページのほうの13の委託料で255万4千円で支出は240万円となっておりますが、いわゆる75歳以上の方の健診ですね、もうほぼ予算の消化をしていると思ったら、当初の予算は800万円あったのに、途中で補正で減額は464万円、半分以上がこの健康診査費というのは減額がなされている。つまり、後期高齢者の健康診査を受ける人がものすごく減っていると、目標に達していないということの現れであるかと思えます。ですから、この後期高齢者の予算の大幅減額、それから健診の受診者は、当初目標と実績は一体どうなっているのかということをお聞きしたいんです。

以上、2点です。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、介護保険特別会計の中で、まずサービスの利用状況等でございますけれども、まずはじめに要支援の方には住宅改修費、利用が全く至っていないという理由についてでございますけれども、まずはじめに要支援の方につきましては、その一つに住宅改修費のサービス等を受けるために介護認定を受けられ、そして住宅改修後に介護サービスを受ける必要がなくなり、居宅サービスを受けずに生活されていらっしゃる方があるというのが一つ考えられると思います。それから、介護保険の申請を受け付ける中で、要支援の方には入院中に医療機関のソーシャルワーカー等が介護保険の申請を進められるというケースがございます。どのようなサービスを利用するか、目的のないまま介護保険の申請をされるケースがあるというようなことが考えられると思います。それから、要介護の方では現在入院されているために介護サービスを利用されていないというのが一つございます。それから、医療機

関では、介護サービスを利用の有無にかかわらず介護認定申請を知らされる場所もごさいます。また、入院中に家族が心配されて、将来のことを考えて介護保険を申請する。けれども、本人にサービスの利用の意思がないという場合が考えられます。そういった場合について、身体の異常で病院に係られて、そして今申し上げたような形でのソーシャルワーカーとか申請を進められるというようなケースになるかと思ひます。それから、介護保険制度が始まりまして10年ほど経過してありますけれども、介護保険が始まる前までは、議員おっしゃいますように、地方では介護は家族がするというような意識も一部にごさいましたけれども、制度開始後も社会的介護と言われつつも家族介護の役割も期待される場所がありますが、やはりそれらの家族介護も社会資本と言えるところと思ひますが、やはり家族介護の負担軽減と、それから社会的介護の面で住民ニーズに密着した柔軟性、効率性等を持った介護サービス供給体制が必要であるというふうにごさいます。

そういった以上の申し上げました理由から、やはり介護認定を受けられてもサービスを利用されていない場合が考えられる場所にごさいます。

それから、地域包括支援センターでは介護認定申請に伴いまして対象者の状況を把握し、その方に合った利用方法やそれから一般事業による健康維持を説明するなど行ってありまして、今後さらに介護保険制度等による支援等を行ないながら、住民の方の安心できる生活健康維持等を図っていききたいというふうにごさいます。

それから、後期医療特別会計のほうでの健康診査費、それから広域連合受託事業関係、当初予算からの大幅な減額の理由と健診・受診の当初目標と実績についてごさいますけれども、まずはじめに健康診査費広域連合受託事業での当初予算からの大幅な減額の理由につきましては、目1の健康診査費で464万8千円の減額を行っております。主なものにつきまして、おっしゃいましたように節13委託料で75歳以上の住民の方に対する健康診査で、後期高齢者医療広域連合が医療負担の増加につながらないように、75歳以上の後期高齢者医療健康診査を各市町に委託して実施してありますけれども、今回、受診者数の減に伴いまして、健康診査委託事業の実績見込みによる減額が行われてあります。また、歳入面では受診者数の減少に伴いまして、後期高齢者医療広域連合受託事業収入を446万5千円の減額を行っている場所です。

次に、被保険者に対する割合でごさいますけれども、健診・受診率につきましては、熊本県第1期の医療適正化計画、平成20年から平成24年度まででごさいますけれども、最終年度の24年度を目標として、大津町は22年度受診率見込みを29.1%としてありましたが、被保険者数が3千415人に対しまして受診見込みが993名ということで、実績で365人ということで、被保険者に対する受診割合実績が10.86%というような状況でごさいます。県内全体平均につきましては8%というような状況で、それからしますと若干上回っている状況でごさいますけれども、75歳以上の後期高齢者の方々につきましては、かなりの割合で医療機関を受診されてあります状況でごさいまして、やはりそれらが健診率が伸びない理由になっているかと思ひます。

以上でごさいます。よろしくお願ひします。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。



○15番（荒木俊彦君） この先ほど言われた国保とか、介護とか、後期医療、この人の命と健康に関わる事業ですよ。で、その中でとりわけ大事なのが予防検診、あるいは人間ドック、あるいは介護保険で介護サービスを受けることによって重度化を防ぐと。しかし、その何というんですかね、職員の人数が足りないのかもしれませんが、主要な施策の成果の中でも、そういった町民の命と健康の状況がどうなっているかということはひとつも書いてないんですね。ですから、今度、今聞いております介護保険についてはですね、その未利用者が要介護認定を受けながら94人もおられると。原因は何だといったら、入院中が多いであろうと、こういう言葉はやはり調査をして、例えば一番要介護度5の人が私が計算したら26人の方が利用されてない。ということは、この方は全員入院なのかと。あと、4の方も24人の方が利用されておられません。それで、介護保険を今言ったように、介護の重度化を防ぐという目的もあるし、何よりもその町民の方が快適に長生きにして、健康でおられるよということでの努力は見えてこないわけですね。ですから、この未利用者がですね、少なくとも要介護認定を受けた方がなぜ、入院しているのか、あるいは家族の方が介護をしているのか、そういう背景を分析をする。そうしなければ、次年度からの事業に生かせないと思うわけです。なぜそれをやらないのか、やる気があるのかということですね、ちょっとお尋ねしたいんです。特にですね、経済的に困窮をしている方で、要するに金がないからサービスを利用しないという方もおられるのではなからうかと。そういうことを把握する必要があると思うんですけど、もう一度お答えを願いたいと思います。

それから、後期医療についてはですね、こちら成果表の中で目標とか実績とかも全く触れられておりません。また、なぜそうなっているのかということも分析がなされていないということであれば、次年度に向けて改善が必要であるかと思うんですけど、もう一度お答えを願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） お答えいたします。

まず、介護保険関係の状況についてでございますけれども、現状を踏まえますと、原因等につきましては先ほど申し上げたところだと思いますけれども、やはり議員おっしゃいますように分析を行うことでどのような形で住民の方の健康を守っていくかと、介護予防、介護されている方についてはよりよいですね、やっぱりそういった対応がしていただけるようなことは大変重要なことかと思っておりますので、今後分析の方法等はまた検討してまいりたいというふうに思います。

それから、併せて後期医療につきましても、おっしゃいましたような中身のそういった検討・分析をしながら、次年度に向けてまだ一生懸命頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

### 日程第 3 1 委員会付託

○議長（大田黒英生君） 日程第 3 1 委員会付託を行います。会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、議案第 4 3 号から議案第 5 7 号まで、認定第 1 号から認定第 9 号までを議案委員会付託表（案）、また会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、請願第 3 号、請願第 4 号及び陳情第 2 号、陳情第 3 号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後 2 時 5 7 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成23年第5回大津町議会定例会会議録

平成23年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成23年9月15日(木曜日)

出席議員	1番 金田 俊二      2番 府内 隆博      3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫      5番 鈴木 ムツヨ      6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明      8番 月尾 純一朗      9番 坂本 典光 10番 石原 大成      11番 手嶋 靖隆      12番 永田 和彦 13番 松永 幸久      14番 宇野 光廣      15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲      総務部総務課長 田中 令児 副町長 上田 英典      企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則      総務部総務課行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠      企画部企画課企画課財政課係長 白石 浩範 会計管理者 西村 和正 兼ねて会計課長 福祉部長 岩尾 昭徳      教育長 那須 雪子 土木部長 中山 誠也      教育部長 松永 高春 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 経済部長 西本 昇二 子育て支援課長 松永 高春

## 一 般 質 問

9 番 坂 本 典 光 君

p 64～ p 71

### 1. 企業誘致奨励補助金の対象事業者拡大について

(1) 大津町は企業誘致のために大津町工場等振興奨励補助金交付要項を定めている。中味を見ると、補助対象は工場、情報処理施設、研究開発施設等である。円高で工場が海外に移転していく中、補助対象を拡大すべきではないか。

たとえば、倉庫業、卸売り、小売業など。もちろん雇用を増やし、固定資産税が期待できる企業でなければならない。

### 2. 祝日は、国旗を揚げよう

(1) 東日本大震災や原子力発電所の事故、破綻に近い国の借金で、国全体が苦境にある。政争に明け暮れる国会にあきれているばかりでは前に進まない。そんな中で、サッカーのなでしこジャパンは、被災者や日本国民に勇気を与えてくれた。そして日本の国旗を大きく全世界に向けて振ってくれた。われわれ大津町民は祝日には国旗を揚げようではないか。国旗の下に団結し、日本を復興させようではないか。

### 3. あっぱれ熊本鉄道事業部公務センター（保線区）

(1) 昨年 9 月議会の一般質問で、JR 路線とその隣接地の除草について述べた。JR の課題は、線路内の特に大津小近くの鮮度市場北側と室踏み切り東側の除草であった。問題提起してから 1 年以内に JR 側はその部分にコンクリートを打って解決した。大津町がやらねばならない課題は終わったのか。

8 番 月 尾 純一郎 君

p 71～ p 80

### 1. “医療費のムダ” 削減への取り組みを問う

(1) 長寿国・日本を支えてきた「国民皆保険」制度が生まれて 50 年。医療費の増大や国保の納付率の低下など課題も大きい。

① 大津町では、無駄な医療費の削減にどのような取り組みをしているか

② ジェネリック医薬品の導入の考えはないか

### 2. あげぼの団地のハト被害対策を問う

(1) 近年、あげぼの団地を栖（すみか）とするハトが急増している。住民はハトのベラ

ンダへの侵入、鳴き声、フンの害など悲鳴を上げている。

- ①防鳥ネットの購入、設置など助成する考えはないか
- ②ハトによる健康被害に対する取り組みは
- ③増え続けるハトに対して、特別害鳥駆除を認可する考えはないか

### 3. 地域連携保全活動の取り組みについて

- (1)地域における多様な主体が連携して行う、豊かな生物多様性を保全することを目的とした「生物多様性保全活動促進法（通称：里地里山法）が10月1日施行となる。
  - ①「いのちにぎわう豊かな地域づくり」を進めていくために、生物多様性の保全を推進するための条例、里地、里山を保全するための協定制度を設けた条例などを設置する考えはないか
  - ②地域で生物多様性に関する取り組みを推進するための総合的な指針となる生物多様性地域戦略の策定の考えはないか

2 番 府 内 隆 博 君

p 80～ p 88

### 1. 大津町物産館（道の駅）をもっと利活用できないか？

- (1)今、空店舗となっている場所の活用。
- (2)駐車場側から店舗へ客が足を運ぶ対策は。

### 2. A E D（自動体外式除細動器）の設置状況と今後の対策は？

- (1)自動体外式除細動器（A E D）の各施設、学校、スポーツ施設などの設置状況と稼働状況は。
- (2)取り扱いの講習会などの実施状況は。講習会の計画は。
- (3)今後の設置の予定は。

### 3. 阿蘇くまもと空港と肥後大津駅について

- (1)阿蘇くまもと空港と J R 肥後大津駅を結ぶ無料ライナー試験運行が、今年 1 0 月 1 日から予定されており、J R との接続をスムーズにし便数も増やして利用性を高めたいとしている。町も早く町民に広告などの P R を。

### 4. 太陽光発電について

- (1)経済連大津牧場跡地に、メガソーラーを経済連との話し合いで誘致できないか。
- (2)再生エネルギー特別措置法で将来有望とされるが・・・

## 1. 町の消費電力を発電する対策を問う

- (1)原子力発電に頼っていると、東北地方の様な被害を受け、日本中が住めなくなる。  
太陽光発電の町として、町有地を利用して町の消費電力を発電する考えはないか問う。
- (2)町内における現在の太陽光発電の取り付け件数と、何キロワットの出力があるのか問う。
- (3)太陽光発電、風力、水力による併用発電は考えられるのか問う。

## 2. 企業誘致の現状と今後の対策を問う

- (1)景気低迷の中、現在の企業誘致はどう取り組まれているのか。今後の誘致対策はどう進めていくのか問う。
- (2)6大都市や企業が盛んな所へは、年間にどれ位、情報収集や営業に足を運んでいるのか問う。
- (3)町をアピールする土地条件や税制、地理条件等はどう説明されているのか問う。

## 3. 有聲案内交差点を問う

- (1)有聲案内交差点は、障害者をはじめ多くの人々に役立っているが、障害者の要望は反映されているか問う。
- (2)通学路や往来の激しい交差点は、障害者・児童・生徒の状況を調査して、取り付けが必要な所があるのでないか問う。
- (3)有聲案内設置に対する助成等はどうなっているのか問う。

## 1. 国家予算との連動について

- (1)国の概算要求基準は、少子高齢化に伴う社会保障費と、年末に地方との折衝で決まる地方交付税交付金を除く政策経費について、各省が11年度比で一律減額した額を概算要求として提出するように求める方針だ。削減幅は5%程度になる見通しで、町の一般会計にあてはめて考えれば約5～6億円となり、更なる経費の見直しが求められる。国の予算配分が変わるとき、町の配分も国と比例すると考えなければならぬ。次年度に向けた対策はできているのか。

## 2. 義務教育と子育て支援について

(1)全国から見れば我が町は順調な幼年人口の流れと思われるが、子育てにかかる各家庭の経費を数値的に把握して、支援体制の組み立ては行われているのか。有効性を検証し、より良き施策にするには必須と思われる。

また、我が子が社会人になった時、高所得者になってほしいと多くの親は願うだろう。塾が乱立するさまが親の願いを物語っている。義務教育に、親の望みにかなう社会対応性を求めたい。

また、ゆとり教育の影響により、2学期制を取り入れ、授業時間の充実を図ってきたが、効果と成果の検証はできているのか。いまだに3学期制の方が優れていると思える点が多く存在する。

15 番 荒 木 俊 彦 君

p 115～ p 124

1. 自然エネルギー推進のまちづくり

(1)原発に頼らない新エネルギー・自然エネルギーの町に向けての決意と行動が必要ではないか。

①原発の実態・仕組み・危険性などの講演会

②自然エネルギーの可能性の講演会、研究会の立ち上げ

その際、町民と町が協力して企画・準備・実行にあたる視点が大切。

2. 低エネルギー社会、自転車利用促進のために

(1)自転車（電動自転車含む）の利用促進の政策目標が大切ではないか。町の道路整備計画に自転車の安全通行の理念を駅周辺整備に合わせて、駐輪場の整備をきちんと。

3. 介護保険の見直し

(1)介護保険の見直しが進められているが、

①介護労働者の貸金上乘せ政策の継続の見通し。国が打ち切った場合、町独自の支援が必要。

②家族介護慰労金と別枠で在宅家族介護手当で家族の支援を。

1 番 金 田 俊 二 君

p 124～ p 130

1. 今こそ、集客を展望したまちづくりを！！

(1)蒲島県知事は、今年の年頭の記者会見において大空港構想について述べられた。また、最近の記者会見では、大津駅を阿蘇くまもと空港の玄関にと位置づける旨の発言もあった。将来を展望するにこの発言は大津町にとって大きなメリットである。



これらの状況から町ではビジターセンターの建設を行った。

さらに、新幹線の開業などの現状を踏まえて集客を展望した政策として、大津町運動公園に県営野球場の誘致、テニスコートの建設など、総合運動公園にする考えはないか。

そうならば、JRは運動公園の北側に駅の建設を考えるようになるし、豊肥線の複線化、空港大津間をモノレールが結ぶ構想も夢ではなくなる。

## 2. 人づくりまちづくり海外派遣事業の更なる充実を！！

(1)海外派遣事業は本年度で18回目を迎えた。以来、大津町における国際交流と国際化において多大な成果があったと考える。

町が今年になって明文化した平成23年度アメリカホームステイプログラム実施要綱では、世帯に町税等の滞納がない者となっている。

学校教育現場では、親の滞納の有無にかかわらず、等しく教育の機会を与えている。

人材育成と位置づけて、対象を中・高校生としているのであれば、申込み段階での滞納要件を削除すべきである。

## 3. 白川と親しむイベントを開催する考えはないか

(1)大津町では白川の水の恩恵に太古の昔からあずかっている。水の恵みを肌で感じ、時には災害をもたらす自然に向き合い親しむことは子どものみならず、大人にとっても重要である。

6 番 大 塚 龍一郎 君

p 131～p 136

## 1. 「成年後見制度」について

(1)この制度を必要としている方や必要と思われる方々が利用できないことがないように、申し立てができない人には、市町村長による後見開始の申し立てが認められている。又、経済的理由で利用できない人には「成年後見制度利用支援事業」を自治体に進めているが、その利用状況について伺いたい。

(2)この制度の普及・啓発・利用方法の周知などの体制が必要と思うが、その対策について伺いたい。

(3)後見人育成として社会福祉法人等に法人後見を取り入れる考えはないか伺いたい。

## 2. 小学校の「外国語活動」について

(1)平成23年4月から完全実施され必修化されたが、前倒しで実施された期間を含めた取り組みについて伺います。

(2)「外国語活動」の目標、方向性について伺います。

(3)教師の心理的な不安、負担等は起きていないか又その対策は考えているか伺います。

11 番 手 嶋 靖 隆 君

p 136～ p 143

1. 耕作放棄地の解消対策の現状について

(1)耕作放棄地活用の体制づくりは、どのように構成されたか。

(2)耕作放棄地の実態把握はどうされたか。

(3)耕作放棄地の利用活用の合意形成は、どのように図られたか。

(4)耕作放棄地の解消のため、補助事業の活用状況について。

2. 熊本文化の森（道の駅）の実態と今後の事業展開について

(1)運営体制構築の一環として、平成22年3月1日から3館の直営化をスタートされているが、新体制になって顧客のニーズをどのように把握され事業展開をされるのか。

(2)敷地内の東館、西館が空館となっている現状を踏まえて、どのように活用、事業強化を図られるのか。

(3)前段、経営の建直しを図るため、各会社、団体等の出資減額をもって補てんされ、経営の再建に努められたが、未だに累積赤字が滞るなか、今後どのように業務改善を進められるのか伺います。

3. 町道、橋梁の老朽化に伴う、耐震等の実態調査点検と対策について

(1)昭和28年の大水害後に新設された橋梁が過半数であり、個々の橋の老朽実態調査、点検後の維持、補修管理はどうされたか、今後の対策について伺います。

5 番 ムツヨ さん

p 143～ p 154

1. 福島原発の放射能拡散と災害への対策

(1)町内に県外から流入する食品、ペットフード、飼料、肥料等の安全性について現状把握はできているか。

(2)消費者庁から国民生活センターを通じて放射性物質検査機器の貸与及び検査方法の研修を行うとのこと、大津町も申し込むべきでは。

(3)町内の各小学校に備蓄倉庫を設けるべきでは。

2. ビジターセンターの利便性と大津町の顔

- (1) 豊肥線で南北に二分化されている。町中心地の活性化と町民の利便性の為に自由通路が必要。
- (2) 中心部にある駅は町の顔。町外からのお客様へのおもてなしの心は委託で届けられるか。
- (3) 中国語、韓国語等の研修も進めるべきでは。

### 3. 子ども議会と女性議会への取り組みは

- (1) 人口が増えていく中で、いろいろな人の意見が必要。

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 23 年 9 月 15 日 (木) 午前 10 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 59 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 10 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日 16 日が 6 番から 10 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

坂本典光君。

○9 番 (坂本典光君) おはようございます。坂本典光が一般質問をいたします。

アメリカ、ヨーロッパの財政不安と米国債の格下げで金融市場に同様が広がる中、相対的に安全と見られている日本円とスイスフランが急上昇しています。円高にはメリットも多いのですが、国内の工場は海外に移転していきます。大津町では、企業誘致を有利にするため、平成 17 年に大津町工場等振興奨励補助金交付要綱が決められました。その趣旨は町長は地域経済への波及効果が大きく、産業振興を図る上で重要と認められる企業の立地を促進するための助成措置を講じることにより、工場等の立地を促進し、もって雇用機会を確保するために、この要項に規定する工場等の新設または増設するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するとしています。この中でいきますと、用地取得補助金は 3 千平方メートルの工場用地取得に 20% 補助、最高額は 2 億円です。施設設備補助金とは、3 千万円以上の投資に 10%、最高額は 5 千万円です。雇用促進補助金は、雇用者数が 10 人を超える場合に最高額は 300 万円です。トータルで最高 2 億 5 千 300 万円になるようです。さらに、工場等振興奨励補助金という名の固定資産税減免措置があります。固定資産税は、税率が 1.4% ですが、3 年間 1.05% に、つまり実質 4 分の 1 減免するものです。熊本県には企業立地促進補助金制度があり、県の誘致企業には最高 50 億円が補助されます。県に企業誘致を働きかけるのが最良の作であるのは間違いありません。冒頭で述べましたように、超円高の影響で日本の工場は海外に移転しなければならない状況に陥っております。日本は、不況であります。それでは、工場以外の設備はどうでしょうか。亀の井ホテルの斜め前、昔ホテルグリーンがあった場所でブルドーザーが土手を削っております。あそこには、中九州クボタが進出してくるとのことです。熊本クボタと大分クボタを統合しての結果です。なぜなのか、日本の出生率を見ますと、1970 年が 193 万 4 千人、2000 年が 119 万 1 千人、2009 年が 107 万人、この年の合計特殊出生率も 1.37 となっております。

ます。2006年の1億2千774万人をピークに日本の人口は減り続けております。将来の日本のマーケットが小さくなることを意味しております。3つのものを2つに、2つのものを1つにという縮小傾向が始まったのであります。大津町は九州の真ん中に位置し、国道、JR、飛行場をもった交通の要衝という地の利を持っております。企業誘致奨励補助金の対象事業者を規模の大きい倉庫業、卸売り、小売業、その他サービス業などに拡大する検討を始めるべきではないか、質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。坂本議員の企業誘致関連等についてのご質疑でございますけれども、これに対しまして、現在の17年度につくっております企業誘致関係等については、現状のまま推進をさせていただきたいというふうに思っております。また、議員おっしゃるように拡大の関係でございますけれども、議員がご心配されておりますように、アメリカはもちろん欧州のギリシャとか、欧州地域におけるユーロ経済についても先が見えないというか、ドイツやフランスが足並みが揃っていないような状況の中での経済、そういう円高の要素がどんどん出てきて下りまして、現在も77円をきっておるといような状況でございますので、まだまだ上がるんじゃないかなと心配をしておりますけれども、この件につきましても、やっぱり議員のおっしゃるように中小企業をはじめとする大手企業も海外での事業・生産・販売というようにどんどんと新聞のほうにも載ってきております。日本の経済関係等について、20世紀における日本の産業経済は、ものづくり、車産業で大きく引っ張ってきたわけでございますけれども、今後については、そのようなのが見込みが取れないような状況でございますので、今後については農林水産業の絡みの素材を生かした、そしてまたそれに伴う商工関連の企業との連携、国が進めております6次産業推進について、しっかりと今後そのような方向に進んでいく可能性があるんじゃないかなというふうに思っております。そのような状況の中で、議員おっしゃるように拡大関連等についての検討についても、今後十分検討をしながら議会のご理解とご協力を得ながら、大津町の雇用あるいは大津町の地産地消がしっかりと海外でも発信できるようなふうに頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。坂本議員の大津町工場等振興奨励補助金交付要件の対象事業者の拡大あるいは補助金の拡大等についてのご質問でございますけれども、まず経緯についてご説明を申し上げます。この要項は、地域経済への波及効果が大きい企業の立地を促進するために、その助成措置といたしまして平成17年に制定をいたしております。さらに、平成20年には先端企業や中小企業の誘致を進めるために、面積要件を5千平方メートルから3千平方メートルの用地取得額に対する補助に、また工場建設や機械設備などへの投下資本金額も2億円以上から3千万円以上に、それぞれ補助基準の緩和を図っております。補助対象業種につきましても、製造業のみであったものを処理情報施設へ、あるいは開発環境施設へ2つの事業を追加して企業の誘致のための見直しを行っております。これまでの交付件数は新規立地企業が6件に対しまして補助要項の条件を満たしました3件の企業に交付を行っております。熊本県には熊本県企業立地促進補助金が県外からの新規立地企業に対しまして50億円を限度に、さらに助成される制度があります。また、市町村独自の奨励

に関する補助金等は、県内45自治体の中の半数近くが設けております。その内容につきましては、自治体の事情に沿った要項が制定されているようでございます。例えば挙げられました業種につきまして補助対象にしております自治体につきましては、現在6市町村が制定しているというふうに私どもでは把握いたしております。全国的には、固定資産税等の減免などを含めました独自の優遇措置を講じられている自治体もあり、卸し、小売業につきましては、投資対象額が1億円以上など、大規模な企業立地が補助金の対象企業とされているようです。自治体では、誘致条件に応じた優遇措置を制定しながら企業誘致を進めているようでございます。現在の企業誘致の状況であります、新聞報道を見ますと昨年度の九州全体の誘致件数が調査開始以降最低であったことを九州経済産業局が発表しておりますし、熊本県でも海外への生産シフトが進み、経費削減などから国内での用地取得を控える動きが強まっているとの分析を発表いたしております。今後も企業の国内投資には非常に厳しい状況が続くようであります。しかし、坂本議員ご指摘のとおり、企業誘致は町の財源確保はもちろん、雇用の増大にもつながる重要な施策でありますし、このことが町の活性化につながるものと思います。大津町は九州の中央に位置しており、空港や幹線道路に恵まれた好条件にあります。そのことは、立地された企業からも地理的な条件がよいことは企業進出には好材料だとの声も聞いております。10月からは県におきまして阿蘇くまもと空港と肥後大津駅を無料で結ぶ空港ライナーも試験運行されます。このような地の利をいかしながら企業誘致に取り組んでいかなければならないと考えております。お尋ねの対象事業、業種の拡大であります、製造業種以外であっても大規模な投資があれば、その相乗効果を大いに期待できるものとは思いますが、財政面等も踏まえながら要項の改正が必要であれば、今後検討してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 再質問いたします。

平成23年度の固定資産税額、これは減免前ではありますが、法人が18億7千万円、個人が8億6千万円です。法人が10億円も多いのがわかります。先ほどから言っていますように、補助対象を拡大して、この進出企業、法人を増やし、固定資産税を増やそうではありませんか。いかがですか。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 坂本議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、少し以前の調査になりますが、地方自治体の企業誘致の施策の内容をアンケート調査したものがございます。最近の各自治体における企業誘致策にはどのような施策があるのかというような調査であります。2005年8月時点での47都道府県及び14政令指定都市に対する調査でございます。自治体の誘致策の項目は、当然多岐に渡っておりますけれども、上記の5項目を挙げさせていただきますと、まず企業誘致を推進するための担当部署がある、2番目に進出企業を対象にした用地・建物取得に対する補助金・助成金を設けている、3番目に知事や市長によるトップセールスを展開すること、4番目に進出企業を対象にした設備購入に対する補助金あるいは助成金を設けている、5番目に進出企業を対象にした低利融資制度を設けている。このほか、補助金に関するものでは、進出企

業を対象にした雇用促進助成金など、雇用に対する補助金、助成金が第7位と補助金に関するものがトップ10に3項目も入っております。なお、最近では企業立地の相談や申請手続きなどが1カ所でできますワンストップ窓口などが有効な誘致施策として注目されているところでございます。この企業立地関係の補助金、助成金の限度額は、三重県の90億円を筆頭に神奈川県では82億円、新潟県では72億円と続いています。しかし、この助成制度は過熱気味の様相を呈しており、例えば調査時点で和歌山県が11億円であったものが2006年度一挙に100億円にするなど、企業誘致に極めて積極的な姿勢が伺えます。これは、議員ご指摘のとおり、多額の補助金を交付しても企業立地を推進したほうが地元にとっては雇用、税収入効果など地域活性化に貢献するメリットが大きいと判断しているものと推察されます。すでに補助金の交付や税の優遇など、助成制度は誘致競争の結果として各自治体とも高水準にあるものと理解しております。大津町は、今後も県と十分協議を取りながら、今後の制度の中で誘致活動に努めていかなければならないと考えております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 2番目の質問に入ります。

インターネットから国旗掲揚、国歌斉唱の反対意見と賛成意見というのを拾ってみました。まず反対意見から。日の丸が植民地支配とアジアで多くの人々を殺戮したシンボルとして、アジアの人々から侵略旗とみなされていること。君が代かアジア太平洋戦争の最高責任者を賛美する歌であることから、アジアの人々に配慮して多くの教師が反対している。ドイツやイタリアは戦後国旗を変えました。日本が戦後に平和国家にふさわしい国旗と国歌を新たにつくっていたならば、国旗掲揚や国歌斉唱に反対する教師はいませんというものであります。また、賛成意見としまして、日本が戦後65年経って、平和国家として世界から認められているのに、未だに問題を引きずっているのはおかしいです。特に公立高校の教師が生徒たちの晴れの卒業式で国歌斉唱を拒否するなんて行為は教師として間違っています。起立しないなら、公立高校の教師を辞めるべきです。国に身分を守ってもらいながら、国に反抗する。両親の庇護の下で反抗する思春期の青年と同じ思考回路と言えますなどという投稿がありました。平成11年に国旗国歌法が制定されました。第1条、国旗は日章旗とする。第2条、国家は君が代とする。2009年の衆議院議員選挙において、鹿児島霧島市で行われた皆吉稲生候補の紹介で、国旗2枚を裁断して支持者が作成したとされる当旗を壇上に掲揚したという事件が起きました。アメリカ、フランス、ドイツ、イタリア、中華人民共和国、大韓民国などは、国旗の祭壇や焼却などの国旗・国章を冒瀆する行為には刑罰を規定しています。一方、日本では外国の国旗・国章に関しては、外国国章損壊罪で規定しておりますが、自国の国旗・国章を損壊することを処罰する法律はないそうです。情けないことだと思います。各種世論調査によれば、大多数の日本国民は国旗国歌法の制定前から日章旗を国旗として受け入れているようです。テレビ朝日が1999年に行った世論調査では、日章旗を国旗とすることに反対する国民は8%だったそうです。戦後から60年以上が経過しました。世界の情勢は変わったのです。ロシアが北方四島の不法占拠を強化し、中国は航空母艦を建造し、尖閣諸島を脅かしています。同じように、南沙諸島を脅かされているベトナムは、最近徴兵令を復活させました。日本政府は、ただただうろたえるばかりです。日本に侵略されたという中国は

反日教育をし、核ミサイル、航空母艦を持ち、ステルス戦闘機を開発中です。チベットを侵略し、ウイグルを弾圧しています。日本は、まだ謝り続けなければならないのでしょうか。とっくに中国のほうが強国ではありませんか。私は戦争は反対です。しかし、そろそろアメリカ、イギリス、フランスなどと同じような自主性のある国になりたいものです。東日本大震災や原子力発電所の事故、破綻に近い国の借金で国全体が苦況にあります。政争に明け暮れる国会にあきれているばかりでは前には進みません。そんな中で、サッカーのなでしこジャパンは震災者や日本国民に勇気を与えてくれました。日本の国旗を大きく全世界に向けて振ってくれました。これを契機に、我々大津町民は、まず祝日には国旗を揚げようではありませんか。国旗の下に団結し、日本の復興を目指そうではありませんか。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） おはようございます。坂本議員の国旗に関するご質問にお答えいたします。

オリンピックをはじめ、国際的スポーツ大会において、選手が国旗である日の丸の旗を誇らしげに振ったり、身にまとったりする姿や入賞したとき、高々と国旗が掲揚される場面を目にしますと、感動します。そして、日本人として誇りに思い、勇気づけられます。最近では、世界女子サッカー大会でのなでしこジャパンが優勝した折の澤選手が大きく広げた国旗が印象的でした。

さて、教育の場における国旗の扱い等についてお答えいたします。平成11年に国旗及び国歌に関する法律の制定により、国旗は日章旗とすることが明文化されました。法律上では日章旗とされていますが、一般的に日の丸と呼ばれているものです。日の丸の旗が国旗であることを明確に認識した上で、国旗は国家を象徴するものであり、国民にとっての精神的な支柱として敬愛し、大事に扱っていくものであると捉えています。少し具体的に述べますと、学習指導要領には特別活動における学校行事の取り扱いにおいて、入学式や卒業式においては国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導するものとすると明記されています。これを受けて、入学式や卒業式、あるいは運動会においては、必ず国旗を掲揚し、閉会式で一同礼をし、敬意を表するように指導をいたしています。また、国旗は国家のシンボルであり、それぞれの国が独自の国旗を持ち、世界の中で自国をアピールできる最も貴重なものとして大事にしていること、国旗を大事にすることは、国を愛する心や国民としての誇りを持つことにつながることで、自国の旗だけでなく、他国の旗も尊重することが他国への経緯を表すことにつながることで、ひいては平和につながることを指導いたしております。祝日に国旗を掲げることについての私自身の考え方といたしましては、祝日は国民こぞって御祝いをする日として制定されている日がありますので、その日に対する祝意や感謝の心を形あるものとして表すために国旗を掲揚することは大事なことでと考えています。国旗を掲揚し、祝日の意味や意義を改めて確認することによって、日本の文化や伝統や歴史に思いをいたし、日本国民としての自覚も深まるものと考えています。私自身は子どものころから家庭で親が国旗を丁寧に扱い、祝日には掲揚している姿を見ましたので、それを引き継ぎ掲揚しています。学校教育の場での指導以上に、家庭で国旗を掲揚し、それを敬愛する環境を整えることが大事なことでと考えております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の国旗に対する思いでございますけれども、まさしく坂本議員がおつ



しゃっているように、私も同感でございますし、また国旗に対する考え方、思いについては、今、教育長が言われたとおりでございますし、私のほうについても、やはり国旗はこのように祖国を思う気持ちや日本人を認識する象徴であり、敬意を払わなくてはならないと思っております。そういう意味におきまして、役場庁舎には国旗、町旗を毎日掲揚しておりますが、祝日に祝う意味を表すためにも、国旗の日の丸を継承することを自ら率先して、我が自宅等についても掲げておりますし、職員についてもこのような国旗を掲げるように指導をしているところでもあります。住民の皆さんの中には国旗に対して様々な感じをお持ちになっている人がいらっしゃるのも招致しておりますが、過剰なナショナリズムを求めるものでなく、日本人として国旗を思う気持ち、祝日を祝う気持ちとして各家庭で祝日には国旗を掲揚していただければなというふうに思っております。まちづくり交付金事業におきまず街中の外灯等についても、祝日、あるいはイベント関連等について、町旗や国旗を掲げるような外灯の支柱にできるようにならないかという指導をしておりますので、もしそのようにできた場合においては、庁内の組長さん関連等について国旗を掲げていただければなど。もちろんそれは大きい国旗じゃございませんで小旗の国旗でございますので、この辺についてはまた予算関連等についてお願いをできれば、議会のご理解を得られれば検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 国旗は国の象徴でありまして、団結のシンボルであります。韓国あたりは、道沿いに国旗をずっとある一定の間隔で立ててあります。それから、アメリカという国も皆さんご存じのように、非常に星条旗を大事にする国であります。大体において元気のある国というのは、私はその国旗を大事にしているなというのを感じられます。それは、国に対する誇りというのが根底にあるんだと思います。日本もそうなってほしいなと思うんですが、まずは町長、教育長が実践し、実践するとおっしゃいましたが、職員にも広げていただきたい。また、広報紙で町民に呼びかけていただきたい、そういう時期がもう来たんじゃないでしょうか、お伺いします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 国旗を広報でお願いするというようなことについては、十分また関係区長さんをはじめ皆さんとご相談しながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 3番目に入ります。

昨年9月議会で私はそのJR路線とそれに隣接する道路及び私有地の除草について一般質問をいたしました。当時の議事録から読み返してみますと、大津町にはJR豊肥線が走っているということ、JRの路線とそれに隣接する道路、さらに私有地に雑草が生い茂り安全上、美化上から好ましくないということ。それから、町民の方から電話があって、HIヒロセのところの踏切は、周囲に草が生い茂り見通しが悪く危険であったということ。そこで、昔の保線区にあたる現在の熊本鉄道事業務公務センターに電話したところ、富永センター長が来られましたと。そこで踏切の状況を確認しました。踏切から東側は背の高い草が生い茂っていました。一部はJRの敷地だか、一部は民間の所有地だろうとのことでした。富永さんにJRの路線はどういう方法で除草するのか尋ねたところ、作業用トロッ

コから除草剤を蒔くとのことでした。ただ、個人の土地との境は野菜を枯らしたりする恐れがあるから、甘くなるとのことでした。大津小学校の西側で鮮度市場の北側の水路との境にある竹林を見せました。通学路であり見通しが悪く危険であると。商工会近くの踏切から東に走る道路が線路と接しているが、草が生い茂って車が草でこすれるので除草すべきではないかと尋ねたところ、ガードレールから道路側にあるから、町道の管理者である町の責任だとの指摘を受けました。道路は町が除草すべきであり、J Rと接する個人の土地は町が指導すべきであると述べたところ、中山部長から、道路にはみ出している草は町が処理する。J Rとの境界がはっきりしない場所もあり、今後J Rと打ち合わせを行いながら境界の確認作業を行いながら、日ごろからコミュニケーションを図りながら適正な維持管理ができるよう体制づくりに努めたい。J R路線に隣接する私有地に雑草が生い茂る安全上、あるいは景観上問題があれば、町としても放置するわけにはいかないので、J Rと土地所有者の相談しながら路線周辺の景観・美化の維持管理に努めたいと答弁されております。その後、私見ておりましたが、1年以内にこの保線区であります鉄道事業部公務センターは指摘された箇所、特に大津小学校の西側で鮮度市場の北側の雑草が生い茂る路線内の土地をコンクリートで塗り固めて解決しております。私はこの素早い仕事、非常にあっぱれと言うしかありません。感動いたしました。そちらのほうの作業は素早くて早かったんですが、町のほうは答弁されたことを実行されているか、お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の町道、あるいはJ Rを主体とするところの道路沿線沿いの除草についてでございますけれども、大変駅周辺等についても、やはり大津町の玄関口として、あるいは顔として多くのお客様がお見えになられますので、不愉快な思いをさせないようにやっていかななくてはならないというふうに思っております。もちろん、そのほか町道や農道、あるいは水路なども多くの町民の皆さんのおかげで清掃もされておまして、深く感謝しているところであります。今後につきましては、大津町においての街中について、区役関連等については大変厳しい状況でありますので、その辺につきましても今回の2日の日の環境美化に日につきましては、各地区に清掃もなされて、いろんな形で行事が行われますけれども、町職員におけるボランティア活動というような形で10時から昼ごろまでにボランティア活動もお願いしたいというふうに思っております。もちろん、そのほかの町民のほかにも各種団体の皆さん、あるいは企業の皆さんが清掃活動もしっかりとやられておりますので、そういう活動の継続をしっかりと今後ともお願いしていきたいというふうに思っております。関係水路、除草関連等については、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

まず、J R線路沿いの道路の除草につきましては、現在こちらにつきましては道路整備課で行っております。本年度、現在まで5回除草を行っております、最近では8月19日に実施したところです。雑草ですのですぐに成長しますが、その状況を見ながら除草を行っております。長期的な方法としましては、J Rが実施しましたようにコンクリートを張る方法が、その後一定期間除草の必要がありませんので有効だとは考えられます。そのためにも、場所を限定し、維持管理縮減のために整備計

画を立てることも今後必要ではないかと考えております。しかしながら、現在の状況は多くの道路を抱えて、その維持管理費用が年々多くかかるようになってきているのが実状であります。さらに周辺地域においては、町民の皆さまの協力のおかげで町道や農道、あるいは水路などの除草や清掃も行われているところです。そのような状況ですので、当面は町道を含む町有地につきましては、町民の皆さまの協力をいただきながら除草を行い、できるだけ景観の保全に努めていきたいと考えております。

次に、JR沿線沿いの民有地についての指導ですが、美しいまちづくり条例を活用して、土地所有者に対して指導を行った事例はございませんでしたが、町全体としましては、美しいまちづくり条例を活用して、平成22年度が21件、本年度が8月末現在で8件の文書指導を土地所有者に行っております。ただし、民有地の指導には限界があるようです。また、年2回、6月と10月に環境美化の日を設定し、町民、事業所による町内一斉美化作業を展開しております。平成22年度は7千919人が参加し、除草した雑草や空き缶など45トンの回収をいただき、町全体の環境美化を図っております。今後につきましては、駅周辺を含めた町全体の環境美化について広報紙やホームページ等を活用しながら、さらなる啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 町のほうもちゃんと対応されているようでございますが、約束を守ることは大事なことであります。答弁したことはノートにメモして、確実に、そして素早く実行していただきたいと思うのですが、これは一般論なんです、その辺、いかがでしょうか。ノートにメモして素早く忘れないように実行するということは。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議員の質問にお答えいたします。

一応、美しいまちづくり条例というのは、景観上、見苦しい土地ではなく、不法投棄の恐れがある土地を指導対象としているということで、それについては現在も行っておりますので、そのようにやっていきたいということで考えております。一応、担当課も打ち合わせながら今まで努力しておりますので、今後も続けていきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。55分から再開いたします。

午前10時41分 休憩

△

午前10時56分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） おはようございます。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

はじめに、3・11から半年、復旧復興も遅々として進まず、ただ東北の皆さんの負けじ魂とねばり強さだけが私たちの心を慰めてくれます。そのような中、今度は台風11号による水害、土砂崩れが日本列島を行いました。被災された南紀三県及び周辺の皆さまに心からお見舞いとお悔やみを申し

上げます。

さて、9月2日、野田新内閣が誕生しました。政権が変わってわずか2年で3人目の総理大臣であり、閣僚も昔ながらの派閥主義の踏襲、中には自ら素人宣言する大臣、死のまち発言で就任わずか9日で辞任した大臣など、国民はただただあきれざるばかりです。あめ玉をいっぱい並べて、一度やらせてみてくださいと言ってスタートした政権、国民の期待と信頼を裏切り続けて、今度は三度目の正直だそうであります。ハトから菅へ、そしてどじょうへ、どじょうが出てきてこんにちはなんて言っている場合じゃありません。1日も早い復旧復興、日本全体の経済の立て直しと山積する問題を本気で取り組んでもらいたいと思います。泥の中をはいずる回る思いで、どじょうがだめならどんかつはいないかなんて言わなくて済むように、誠心誠意しっかりとやっていただきたいと思います。困難な何事かを克服するために、私はいつも幸福を感じましたとはベートーベンの言葉です。政治家が忘れてはならない言葉だと思います。本日は、1、医療費の無駄削減への取り組みについて、2、あけぼの団地のハト被害対策について、3、地域連携保全活動の取り組みについての3点を家入町長にお尋ねいたします。

第1問目、医療費の無駄削減への取り組みについてお尋ねいたします。長寿国日本を支えてきた国民皆保険制度が生まれて50年、今、医療費の増大や国保の納付率の低下など、制度の存続が危ぶまれています。全国の各自治体では様々な医療費削減の方法を模索しています。10年後には団塊の世代の皆さんが後期高齢者になるということも鑑みて、私も今こそ介護にならない、病気にならない一人一人を目指して、そして医療費の限らない増大を防ぐために健康体操や太極拳のまちづくりなど提案をし続けてまいりました。今回の質問は、6月にNHKテレビのクローズアップ現代という番組で取り上げた広島県呉市、きのうの夜のためしてガッテンという番組で紹介された兵庫県尼崎市での医療費削減の実例を基に大津町の取り組みについてお尋ねするものです。呉市は、ここ10年間で医療費が1.7倍にふくれあがったということを受けて、医療費の削減に取り組み始めました。尼崎市は脳卒中や人工透析の数が兵庫県で1位ということで対策に取り組んだものです。呉市は、まず病院から送られてくるレセプトを独自にデータベース化して、月15回以上医療機関に通っている人に保健師が訪問して健康管理を指導する。変更可能な薬については、約半額で済むジェネリック医薬品を進める。人工透析など高額な医療費が必要となる糖尿病患者の人には、生活改善を徹底するなどです。呉市では、この取り組みで1年間で1億円以上の医療費を削減できた。個人の医療費も負担が軽減できたとしています。呉市の取り組みの中で、1番の多重受診、何回もかかる頻回受診という人たちがなぜそういう気持ちになって行動するのか。この人たちは、病気や死というものに非常に不安を持っていると言われています。また、一人暮らしで孤独感が強く、医療費機関に依存的になっている人も多いと思われまふ。このような人たちによく配慮して、医師だけではなく、地域や行政がしっかり取り組んでいくことが大事であると思います。尼崎市、腎臓の働きである濾過する力、クレアチニン値を数字で示し、生活改善、機能の回復を指導することによって、人工透析に至る人の数を毎年減らしているという報告をしていました。

このように、全国の各自治体が大変な取り組みではあるけれども確実に医療費の削減に取り組む、

成功している。またその過程にある多くの自治体があり、このことをどのように受け止められているか、お尋ねいたします。

次に、ジェネリック医薬品の積極的な導入についてお尋ねいたします。ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後、同じ有効成分を使用して製造される後発薬品のことです。開発費用は少なくできるため、効き目や安全性は先発薬品と同等でありながら、低価格で販売されます。個人の窓口負担を減らしたり、年々増える医療費を削減することが期待されています。病院を訪れた際、私はこのジェネリック医薬品を希望しますということを記載したカードを保険証とともに窓口で提示すれば、ジェネリック医薬品がもらえます。このような仕組みを取り組む考えがあるか、お尋ねいたします。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 月尾議員の医療費の無駄についての一般質問でございますけれども、月尾議員におかれましては、これまでの太極拳、あるいはラジオ体操の提案をいただいております。町民の健康維持向上のためにご意見を賜っておりますことを大変ありがたく思っております。医療費の無駄をなくすためには、取り組みについては別な言い方をすれば、医療費を大切にする取り組みといえるかと思っておりますけれども、国民健康保険は町民の大切な医療保険制度であり、保険者である町は国民健康保険制度の健全な運営に責任を有しております。そのためには、国保に加入しておられる町民一人一人が健康を維持するという意識を持っていただくことが大事であり、町はこれまで健康を維持していただくために、定期的な健康診断や健康で長生きしていただくための運動機能の維持の教室や保健指導を積極的に取り組んでまいりました。今後は、町民健康づくり推進大会などを開催するなど、町民一人一人が健康への意識を高める取り組みを積極的に行ってまいりたいと思っておりますので、議員各位のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。現在の取り組み等について、担当部長のほうからご説明を申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） おはようございます。月尾議員のご質問にお答えいたします。

医療費の無駄をなくす取り組みで一般的に言われているものにつきましては、割り増し料金がかかる休日や夜間受診をなるべく避けること、2 番目に病歴や体質などを把握してくれているかかりつけ医を持つこと、3 番目に同じ病気で複数の医療機関で受診する重複受診は、同じ診療、検査の繰り返しは医療費の無駄になるし、体にも悪影響を及ぼす恐れがあること、4 番目にジェネリック医薬品を利用すること、5 番目に病気にならない生活習慣を心掛けること、6 番目に定期的に検診を受けて健康管理に役立てることなどが挙げられます。ご質問いただきました項目も同様であります。広島県呉市のNHK放送番組では、毎月医療機関から送付されます膨大なレセプトからデータを整理し、一月に15回など頻回受診者をリストアップして、看護師が訪問指導を行っていることが放送されました。頻回受診者を訪問されますが、医者にかかるなどは言えないので、市の講座やデイサービス等の利用を進めるなどの工夫をされておりました。それに対する医師のご意見もあり、医者は全人的に患者を診察しているのであって、市町村がそのような指導をすることに疑問を持つご意見もござい

ました。

次に、ジェネリック医薬品の導入につきましては、大津町では保険証交付時にジェネリック医薬品利用のパンフレットを導入し、ジェネリック医薬品希望カードを切り取り医療機関への受診の際にそれを提示することができるようにしております。また、今年12月からジェネリック医薬品を利用した場合としない場合の医療費負担差額の個人通知を行うようにしております。そのことにより、医療費の削減ととも3割一部負担金も安くなるという情報を提供し、利用の促進につなげたいと考えております。

また、多額の医療費を必要とする腎臓の人工透析ですが、国保被保険者21人、全体で68人おられます。既に治療を受けておられる方以外には血糖値が高い予備軍の方が多くおられます。特定健診で数値に問題がある方につきましては、保健師による保健指導を行っておりますが、今後個人ごとに追跡調査を実施するなど、医療機関への受診勧奨や保健指導を徹底するなど、できるだけ透析に移行することがないよう保健指導を実施するとともに、現在食生活改善推進員による出前講座を行っており、住民の方への食生活改善による健康増進を促進してまいりたいと考えております。また、町長の答弁がありましたように、町民の健康づくり推進大会などを開催するなど、町民一人一人が健康への意識を高め、疾病予防や健康維持につながる取り組みをさらに行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 医療費の削減は、同時に町民の健康を示すと証であると思います。町民が健康で、元気で、明るく、希望を持って暮らしていただく、こんなに素晴らしいことはないと思います。取り組みは大変かもしれませんが、早急に、またねばり強く取り組んでいただきたい。また、その成果をきちっと町民に報告できるような体制を取っていただきたいと思っております。

2番目の質問に移ります。あけぼの団地のハト対策についてであります。今、あけぼの団地には5階、4階を中心としてベランダに緑のネットが張ってあります。これは、温暖化防止対策の、いわゆるグリーンカーテンではありません。ハトよけのネットです。あけぼの団地には数百羽のハトがいると思われま。あけぼの団地には、夜明けとともに活動を開始し、夕暮れまで元気いっぱい動き回ります。元気大津は、ハトも元気です。ベランダから進入し、ベランダの床や洗濯物を汚しまります。植木鉢の中や避難はしごの上に巣をつくり卵を産みます。巣は木の枝や稲わらを加えてきてつくりま。メスが卵を温めているとき、オスは近くでくっくくとうるさく鳴きます。周りの木の下や車の上にも平気で糞を落とします。集団で飛び交う姿には、恐怖感さえ覚えます。私が若いころ、アイドル歌手がくっくくくと歌っていました。あけぼの団地の皆さんは、くっくくくではなく、四苦八苦です。あけぼの団地には高齢者もいます。赤ちゃんもいます。受験生もいます。交代勤務の人もいます。こういう全ての住民の皆さんが増えすぎたハトの存在に毎日悩まされています。ハトは平和の象徴です。基本的にハトがきらいだという人はあまりいないと思います。しかし、毎日毎日繰り返されるハトの横暴は、もはや象徴を超え、住民の生活を脅かす害鳥としか言わざるを得ません。これらのハト被害の実態、そしてあけぼの団地の皆さんの悲痛な叫びを町長並びに担当課は把握しておられ

るか、お尋ねいたします。私は、あけぼの団地のハト対策について住民の皆さんの声を聞き、一般質問をさせていただくにあたり、ハトについて少々勉強し、なぜあけぼの団地にハトがたくさん住み着くようになったのかを考えました。あけぼの団地に住むハトは、一般に土バトと呼ばれるものと考えられます。土バトは、もともとユーラシア大陸に生息する河原バトが飼い慣らされたもので、日本には奈良時代に持ち込まれ、伝書鳩として飼育されていたものが野生化したものであると言われていています。主に木の実や植物の種などを食べ、気候やえさなどの条件が整えば年に何回も繁殖することです。体系や大きさは30センチから35センチぐらいで、キジバトと同じですが、キジバトが明るい茶褐色であるに対して、土バトと基本的に灰色で白に近いものから黒っぽいものまで個体差があります。土バトは崖や断崖に営巣する習性があり、マンションやビルなどの高いところを休息場所やねぐらとすることが多いと言われていています。ここまでくると、なぜハトがあけぼの団地に住み着くようになったのか、理由がわかります。つまり、あけぼの団地の北側に大津町が誇る昭和園があります。えさはいっぱいあります。巣をつくる小枝などの材料も豊富です。そして、目の前に悠然と立ち並ぶあけぼの団地の建物は、まさに彼らの生まれ故郷の断崖絶壁そのものです。ベランダの手すりは、崖の巣の前にある木立の枝です。敵を見張り、えさを探して行くときの羽づくろいをする絶好の止まり木と考えられます。団地のベランダは雨風を受けず、天敵のカラスから身を守り、巣をつくり、卵を温めるのに最適の巣穴なのです。ハトは、日本では平和の象徴として捕まえたり追い回したり、もちろん食われることもありません。実はこのことが皮肉にもハトを増殖できる大きな原因にもなっています。ハトは人を恐れず、ベランダの中にまで平気で入り込んでくるようになったのです。

さて、ここでもう一つ私はハトによる健康被害について言及しておきたいと思います。ハトの糞は、団地の建物そのものや車のボディなど、町や住民の大切な財産に大きな被害を与えます。そして、さらに重大な問題として、私はハトの糞による健康被害を上げたいと思います。ハトの糞には、アレルギー症のほかにサルモネラ菌、脳炎ウィルス、そしてマスコミでも紹介されたクリプトコックス症というのがあります。これは、ハトの糞に含まれているクリプトコックス・ネオ・フォルマンズという菌が原因で免疫力、体力が落ちた人がかかりやすい、死亡率が高いとされる感染症です。乾燥したハトの糞をほうきで掃くと菌が飛散し、呼吸器から体内に入り、肺で感染し、脳髄液を好んで増殖すると言われていています。すると髄膜炎や脳炎を引き起こし、次第に脳がカビの菌でおかされ死に至るとされています。安全な特効薬は、今のところ見つかっておりません。

このように、泣き声、糞による汚れ、ベランダへの侵入、そして決定的な健康被害と、あけぼの団地住民の生活に多大な負担となっているハトの増加に対して町はどのように考え、どのような対策を取っていかうとされているのか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） あけぼの団地のハトによるそれぞれの問題についてお尋ねでございますけれども、入居者につきましては、ハトが住むというような状況をお話をしておるし、またそれに対する自己防衛関連等についてはお話をさせていただいておりますけれども、議員ご指摘のように、入居者の皆さんからそのようなお話を聞いておるといような状況でございますので、内容について危惧す

るべきものがあれば、十分検討をしていかななくちゃならないというふうに考えておりますので、この件について、現状について、担当部長のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 月尾議員さんの一般質問の中で、ハトの被害対策についてでございます。

1番、2番の防鳥ネット、それに健康被害の部分について、担当のほうから説明させていただきます。全国的、ほとんどの公営住宅にしてハトの駆除、捕獲については、町、行政単独では実施していないということですが、民間のマンション等ではハトの数を調査し、許可を得て独自で実施されているようでございます。その対策といたしましては、ハトが近寄らない方法といたしまして、忌避剤ですね、ハトが嫌うような薬剤でございますけれども、それを購入されたり、ハトの捕獲について業者に委託されているような状況でございます。なお、駆除の許可につきましては、保護団体からの了承と地元の自治会長さんの要望書も必要になっております。大都市における公営住宅においても、薬品や捕獲小屋を使った駆除や捕獲に対する防鳥ネットの購入、設置の助成はしておりませんで、入居者各自に、先ほど町長が言いましたように自衛策としてネットを張るよう呼びかけているような状況でございます。大々的に駆除、捕獲につきましては、鳥獣保護団体などの了承が得にくいなどの事情も中にはあるようでございます。議員ご指摘の健康被害につきましてはなんですけれども、先ほど言いました、議員が述べられました病気に対する健康被害については、大都市等では報告されていないようでございます。健康被害から身を守るためには、先ほど国保の関係のお話もありましたけれども、やはりハトが侵入しないようにネットを張り、アレルギー性の方などは、特にハトとの距離感を持っていただきまして、掃除のときにはマスクを着用したり、足下は長靴で水を使い洗い流すなどの対策が有効と思っております。今後も、ハトが寄りつかないように、ベランダ等について十分清掃をさせていただきますよう住民の方にお願ひしながら、相対的な駆除については関係機関と協議させていただきたいと思っております。

なお、あけぼの団地のハトの被害状況関係でございますけれども、住民の苦情関係でございますけれども、あけぼの棟長会議というのがございます、何棟、何棟という会議で。その折りにネットによる自衛策、それにベランダに生ごみやえさになるようなものを置かないなどのことをお願いして伝えております。

それから、自治会長さんにもご相談させていただきましたけれども、ハトが多いということは、今、議員ご指摘があったとおりで、現状的には認識しているという形でございます。住民の方にお願ひという形で今までどおりやっていきたいという形で思っております。

それから、ほかの地区の町営住宅関係のハトの状況をここで申しますと、鍛冶の上団地でも4階建てという形でございますけれども、その方についてもネットを張って自衛策を採っておられるような状況でございます。

それから、一番問題になりますのが空き部屋関係の状況でございます。空き部屋については、あけぼの団地についてはその都度その都度住宅の審査会によりまして空きがないようにしておりますけれども、空き部屋の期間については、担当のほうで清掃をしながら、住居を清潔に保ちたいという形



で思っております。今後も、自治会と共有して使うスペース、ベランダについては、入居者独自の管理ですので、その辺について皆さんにお願いし、徹底させていただきたいという形で思っております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 私は今早急に手を打っていかないと大変なことになると思っております。先ほども述べたように、ハトの増殖力はすさまじいものがあります。今はあけぼの団地でとどまっていますが、どんどん周辺に広がっていきます。というか、もう広がっています。あけぼの団地の近くの民家でもネットを張っていらっしゃるところがたくさんあります。近くには、大津保育園もあります。子どもたちは、特に被害を受けやすいと言われていています。大津町の大事な宝です。一日も早い対策が必要だろうと思います。今、ご答弁がありました自己防衛と、自分で何とかしろというのは、あまりにも冷たいじゃないかなと思います。ネットを張ると言われましても、自分では張れません。5階、4階でもありますし、健康な方でも危ないです。ましてや高齢者の家庭もありますし、母子家庭の方もいらっしゃいます。こういう方に5階に上って自分で張れといっても、無理です。したがって、当然業者に頼まなければいけない。それなりの負担が出る。ネット自体はそんなに高いものではないかもしれませんが、この工事をすることが大きな負担になっています。また、あけぼの団地というのは大津町の財産です。ハトが糞を落として、そこから錆びていって建物自体がだめになる。これは町でしっかりと、住民にしっかりと自分で防衛しろというなら、町もしっかり自分で町の財産を防衛していただきたいと思います。それから、昭和園とかあけぼの団地の中にですね、ハトにえさをやらないようにしっかりと指導する掲示が必要だろうと思っております。また、一番の防衛は、何度来てもしっかりと追い払うということだと言われてはいますが、今答弁があったように、実際空き部屋もありますし、ちょうどハトが来るころにはいないという家庭もたくさんあるわけですので、何らかの方法というのを取っていかなくちゃいけない。一番いいのは、やはりネットを張ることだと。町がもう頭からすっぽりネットをかぶせてしまうような方法が一番いいのではないかなと思っております。その上で、やはり決定的なハトの数を減らさなければいけないと思っております。住民が苦痛に感じない、適度な数を残して、捕獲等の対策も取っていくことが大事ではないかなと思っております。これは町が許可を出せばできるというふうに思っております。やっていただけるかどうか、お尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まずは、ハトの駆除の関連でございますけれども、最終的には数をどういうふうに減らすかということでございましたが、まず現況関係をちょっと触れてみたいと思います。ハトは一つの鳥獣になっておりますので、その鳥獣の保護及び飼料の適正化に関する法律がございます。その中で、その保護を守るための事業を実施するということと、鳥獣による生活環境、あるいは農林水産業、あるいは生態系に係る被害防止でございます。そのときに、鉄砲などの漁具でございますけれども、使用に係る危険防止を図ることがあります。それに基づいて、自然環境が享受できる国民生活、町民生活でございますけれども、確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的となっております。その規制の中で、捕獲、卵の採取の許可は、学術研究の目的、鳥獣による生活環

境、農水産業または生態系に係る被害の防止のため許可ができるとなっています。町では、毎年町内の農家の方や普通の事業所でございますけれども、有害鳥獣の被害発生の報告を受けております。現地調査を行いながら、期間限定で許可をしております。今年もカラスでございますけれども、被害の報告があり、8月30日から31日まで大津町有害鳥獣捕獲隊に銃による捕獲を許可しております。ちなみに、22年度でございますけれども、捕獲隊に4月から6回許可をしております、カラス49羽を捕獲した実績があります。また、民間からの捕獲許可でございますけれども、毎年九州電力など電柱等への影響でカラスの申請、23年度はホテルエリアワンが土ハト捕獲の申請により許可をしているところでございます。あけぼの団地におきましても、ハト対策につきましては自治会長をはじめ町の関係機関、それぞれ打ち合わせながら進めることが大事だと思っております。

それから、昭和園関係でございますが、掲示板関係等は、私たちの課との関係がありますので検討はしてみたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 町長が危惧するものがあるなら、対応していきたいという答えになりました。危惧するものがあるから質問をしているわけでありますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

3問目の質問に移ります。広域連携保全活動の取り組みについてであります。地域における多様な主体が連携して行う豊かな生物多様性を保全することを目的とした生物多様性保全活動促進法、通称里地里山法が昨年12月に制定され、本年10月1日施行となります。地域連携保全活動というのは、生態系に係る被害を及ぼす動植物の防除、野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査など、地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の特性に応じ多様な主体が有機的に連携して行うものを言います。環境省は、施行前に示す地域連携保全活動の促進に関する基本方針案を作成し、先にパブリックコメントを行いました。この基本方針には、促進法に基づいて市町村が定める地域連携保全活動の促進に関する計画の認定基準や地域における生物多様性の保全の促進にあたって配慮すべき事項などの基本的な考えが示されており、同指針に基づき全国各地で地域連携保全活動が促進され、命脈わう豊かな地域づくりが進められていくことが期待されています。各自治体においては、関係団体、機関と連携を取りながら、実効性のある施策の推進を図っていくことが重要とされています。地域の自然的、社会的条件に応じたきめ細かな生物多様性保全の取り組みを進める役割が記載されています。地域連携保全活動の促進にあたっては、都道府県、市町村がそれぞれの立場や地域の特性に応じて地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動協議会の組織化、地域連携保全活動支援センターの設置、地域連携保全活動に関する情報提供や助言等の必要な援助を行うことが記載されています。既に多くの自治体では生物多様性の保全を推進するための条例や里地里山を保全するための協定制度を設けた条令等、それぞれに工夫をこらした仕組みづくりが進められています。大津町は、世界の阿蘇の外輪山の領下に連なる地域であり、広大な熊本平野との中間点に位置します。大津町で生まれた地下水は、熊本百万都市ゾーンの命の水として利用されています。さらに、白川の流は有明海へと注ぎ込み、豊かな漁場を創り出しています。私は、大津町そのものが里地里

山であると言っても過言ではない、魅力あふれる地域であると思っています。この大津町の里地里山を守ることは、地球環境全体を守っていくことにもつながっていくと思っています。中でも真木や矢護川、あるいは錦野や瀬田などの地域で取り組む環境保全活動は、地域活性化にもつながります。命賑わう豊かな地域づくりを進めていくために、生物多様性の保全を推進するための条例、里地里山を保全するための協定制度を設けた条令などを設置及び地域で生物多様性に関する取り組みを推進するための総合的な指針となる生物多様性地域戦略の策定の考えはないか、お尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 里地里山がたくさんありますが、メダカなどの絶滅危惧種をはじめとする多くの野生生物が生息、生育する場所としての生物多様性の保全上、とても大切な町の財産であるとは認識しております。しかし、全国的に見ましても、近年は人口減少や高齢化の進展などにより、これらの地域資源を利用管理する人材が減少し、耕作放棄地や荒れた竹林が増加するなど、里地里山を取り巻く環境は年々厳しくなっております。こうした状況を踏まえ、地域内の多様な主体が連携して生物多様性の保全への取り組みを促進させるためには、生物多様性保全活動促進法が10月に施行されます。また、平成20年に施行された生物多様性基本法において、国が策定する生物多様性国家戦略を基本として区域内における生物の多様性の保全及び維持可能な利用に関する基本的な計画となる生物多様性地域戦略の策定については、都道府県と市町村の協力義務として規定されているところです。議員のご質問に、生物多様性の保全推進等の条例化と生物多様性地域戦略の策定についてですが、環境対策は、より広範囲に取り組んだ方が効果的であり、里地里山については市町村境界を超えて形成されてする地域もありますので、市町村を超えた広域的な視点で今後の状況を見守りながら検討してまいりたいと思います。

また、NPO法人に対する資金援助や新たなグループの発掘につきましても、このような広域的な取り組み状況の中でどのような支援が可能であるかを検討していきたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 今、町長は広域で検討をしていくと言われました。今回の促進法の施行というのは、これが大変重要な戦略であるので実効性のある市町村に役割を持たせたいというものであると考えております。県だとか、広域だとか言っていたら、立派な戦略の計画も絵に描いた餅になってしまうと思います。いつまで経っても何もできません。大津町は大津町で守っていけないとだれも守ってはくれません。大津町の宝は大津町で守り輝かせていく、これが私たちの使命であると思っています。どうすれば戦略活動計画を実行できるのか、実行しようとしている関係地域住民、支援をしようしているNPO法人等の団体が何をしようとしているのか、何を必要としているのか、しっかりと把握しながら進めていくことは大事ではないかなと思っています。もう一度お尋ねいたします。大津町の輝く水と緑、それを連綿として後世に残していくことは大事であると町長は本当に思っておられるのかどうか。思っておられるのであれば、何をすればそれを守っていけるのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 再度の質問でございますけれども、広域的で全体的に里山を守るというようなことでは手ぬるいというご指摘でございますけれども、今、大津町においてはどんかっちょ会というか、法人組織の中で活動されておられるようでございますけれども、このような里山の関係についても議員ご心配のように、補助事業がもう本年度で終わるといふふうになっておりますので、これを継続するかどうかというようなことでございますけれども、今までの活動状況は十分承知をしているところでもありますので、これからのその矢護川地区、あるいは矢護山地域周辺、あるいは錦野関連等についての自然保護のためには、我々としても今、広葉樹の森とか、いろんなものを関係団体企業にもお願いをしておるところでありますので、それらの自然をどう生かしていくかという、そのような方針がちょっとまだ我々としても策定しておりませんので、そのような方向性をしっかりと捉えながら、地域一般関係の法人、あるいは各種団体の皆様のご協力を得るような形のものやっぱりつくっていかなくちゃならないんじゃないかなと思っております。そういう意味におきまして、どんかっちょ会をはじめとする関係団体、牧野組合をはじめとする皆様の意見を聞きながら、町の方針というか、そういうものをしっかりと捉えながら今後の検討課題というような形で自然をしっかりと守り、そして観光にも役立つような形をしていきたいというようなことで今後検討をさせていただきたいというふうに思っています。

○議 長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8 番（月尾純一郎君） こういう環境への取り組みというのは、一朝一夕にはできるものではありません。また、だれか一人がやればできるというものでもありません。大津町の知恵と力を総結集して全力で取り組んでいく必要があると思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

午前11時38分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○2 番（府内隆博君） こんにちは。3番議員府内隆博がただいまから一般質問をさせていただきます。きょうは、4問の質問をさせていただきます。1番に、大津町物産館道の駅をもっと利活用できないか、2番、AED（自動体外式除細動器）の設置状況と今後の対策は、3番、阿蘇くまもと空港と肥後大津駅について、4番、太陽光発電についての4問をさせていただきます。

1番、大津町文化の森（道の駅）をもっと利活用できないかということで、大津町道の駅は国道57号線沿いにあり、阿蘇や大分方面の主要道路であり、一般客や観光客などの休憩所でもあり、1日の交通量も平日でも3万4千台の交通量です。5月の大型連休や7月、8月の夏休み、秋の行楽シーズンなど、週末や祭日などは大渋滞である。今、全国の道の駅が977カ所、熊本県だけでも21カ所の道の駅が点在している。道の駅も農業交流施設と同じく、県内外の人に大津の農産物の認知度を

上げる場所でもあると思う。大津産ブランド、特に掘り出し唐芋を付加価値を付けて加工、流通させる6次産業化や農工商連携高品質の安定生産、販売、流通の強化の場所であるとも思います。そこで、レストラン西側の空き店舗を農畜産物の直売所として活用できないか。それと駐車場からレストランや店舗に足を運ぶような対策として、店舗の入口をもっと広く、入りやすく改築などの計画はないか、町としての考えをお聞きしたいと思います。

1 問目、終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 府内議員の道の駅についてでございますけれども、株式会社熊本文化の森ということで、大津町は株主になっておりますし、私は取締役を仰せつかっております。そういう中で、議員おっしゃるように西側の空いている建物でございますけれども、地ビール工場というような形でやっておりましたけれども、現在地ビールのブームというのは過ぎておりますので、空き店舗として10年以上経っておるような状況でございます。活用については、熊本駅の周辺の開発に伴うところの国土交通省の防災倉庫にという話もあってございましたけれども、これも立ち消えになっております。現在、いろんな形をお願いしておりますけれども、なかなか利用価値がちょっと奥まっておりますので、なかなか利用する場所としては厳しい状況であるというような状況でございますので、取締役会において、あの建物をレストランの前のほうに引き直して活用できるかどうかというような形で町のほうとしては取締役として提言を今させていただいておりますので、その辺の引き直し費用等を検討しながら、今後の活用はどう活かしていくかというような形で今検討をさせていただいております。もちろんあそこの中の店舗等につきましては地産地消というような形で、大津町における唐芋、あるいはその他の農産物を展示されております。矢護川米の米も本年度入りまして出しておられるようでございますけれども、なかなか思うようには売れてないというようなことで、月1俵売れるならというような状況でございます。そういう中で、あそここの館運営については、議員おっしゃるように、何年前か、3、4年前に町の議会で500万円ぐらいお願いいたしまして、あの便所のところでございますけれども、便所を直しながら上のほうへ引き上げるような計画もさせていただいたわけでございますけれども8千万円近く金がかかるというようなことで、筆頭株主でありますところの鶴屋からもちょっと待っていただけたらどうかというようなことで、その辺のところの改良についても一応おじゃんになっておりますけれども、ただしその代わりに中央の上がり口につきましては、スロープを付けながら、そしてお客様が雨にぬれないようなことで改修はやらせていただいております。もちろん、内容につきましては、もうおっしゃるように県下の道の駅においても5本の指に入るというような状況でございますので、内容的には営業関係については黒字になっておるというような状況でございます。当初は、レストランが別に鶴屋のほうからのあれで入っておりましたけれども、とても赤字であるし、そういう形の中で我々としてもあれを直営化にしようというような形で本年度直営でやらせていただいております。そういう意味におきまして、二輪の町というような形もございました関係で、今、ドリーム1200というような単車をレストランの入り口に展示しながらPRも兼ねておるというような状況であるし、レストランについても唐芋フェスティバルの料理コンテストにおける

品物というか、そういうメニューをレストランのほうにも出ささせていただいておるといようなことで、町民の皆さんにそれぞれの活用もお願いをしておるといような状況でございます。もちろん、物産展の中におきましては、鶴屋の外商関係も、あるいは菊池関連もございましたけれども、鶴屋の名前をお借りしながら、やはり外商関係でそれなりの所得を上げておるとい感じで、手数料関連等についてもそれなりの金額をいただいておるといような状況でございますので、いろんな形でお話をしておりますし、特に農山関係についての販売関係は、農協のほうともご相談を申し上げておりますけれども、まだまだ今のうちの道の駅につきましての地元の農山関係の出品は品不足といような状況でもありますので、農協の関係とも十分、あるいは生産者関係の中でもご相談をしていかなくちやならないといような状況でございますので、生産者の皆さんの拡大を図りながら、出店をしっかりと、品揃えをするような方向で今後ともやっぱりやっていかなくちやならないと、そういうような経営状況でございますけれども、現在の経営の内容についてはそういうような状況で大変利潤は上がっておりますといようなことでございます。ただし、ご指摘のように大津町が増資してきた関係で1億円近くの増資をやっておりましたけれども、75%近くの減資をやった関係で、大津町の株式の現在としては2千500万円弱の価値しかないといような状況でございます。これについては、議員おっしゃるように東の館についての設備投資関連等、それなりの経費、地代関係も1千万円以上払っておりましたので、用地交渉をする中で200何十万円ぐらい減額をいただいておりながら、そういうような累計赤字をどんどん肥後銀行からの融資関係も率を下げるといような形をお願いをしてやってきた状況でございますし、今、そういうような状況の中で、まだまだ5億円近くの借金が残っておるといような状況でございますので、その儲けの中から、逐次返済をしながら、経営改善といようなか、そういうものをしてしながら継続的に道の駅の運営をやっていきたいといふふうに考えておるといような状況でございます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 現状について申し上げます。府内議員の今、空き店舗になっている場所の活用についてでございますけれども、空き店舗になっていますのはガラス工房があったところでございます。場所的には、店舗の裏側といいますか、西側関係でございますけれども、その後、借り手がなく、現在まで事務所の倉庫として利用されております。今1件事業所の問い合わせがあっているようでございます。これまで町では地域で生産された農産物などを、その地域で処理する地産地消の取り組みを行っております。地産地消は、消費者の食に対する安全・安心指向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されています。以上のことから、先ほど町長が申されましたが、JA菊池大津支所とのとりたて市場の関係者などとの連携について協議を行っているところであります。テナントについては、面積が約170平米と広く、家賃が思ったより高いため、なかなか借り手が見つからないような現状でございます。

また、駐車場側から店舗へ客が足を運ぶ対策であります。当初は正面には階段しかなく、高齢者や車いす用のスロープも遠回りしなければならなかったため、正面階段横に店舗までスロープを設けるとともに、雨の日に傘がなくても利用しやすいよう道路・階段に雨よけの屋根を設けて、お客様が

店舗に行きやすいように改修をしています。また、PRにつきましても、各地のイベント等に積極的に参加したり、独自の催しごともいろいろと開催しています。さらには、近隣住宅などへのチラシをポスティングといいますか、ポストなどに配付などを行っています。いろいろ文化の森も積極的に活動をされております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 熊本県は、平成15年までの5年間の新農業5カ年計画を決めている中で、6次産業化を進めているわけでございます。1次産業が生産、2次産業が加工、合わせて6次産業化を進める中で一番受け皿となるのが、やはり大津町では、先ほど町長からも言われたようにとれたて市場だったり、掘り出し店舗、重要なものが道の駅と農業交流施設になるかと思えます。大津町振興総合計画の中で後期計画の中でも、基本事業を取り巻く現状と課題の中で、大津農産物の唐芋、大根などの特産品としての認知度が低いために売り上げが伸び悩んでおるということを掲げてありますけれども、やはり認知度を上げるためには、やはり唐芋フェスティバル等のPR大事ですけれども、今後はそういった道の駅交流館など、掘り出し店舗だったりの場所が一番重要になるかと思えますけれども、そういったことを踏まえて、やはり将来のことに対して地産地消もありますけれども、農産物の直売所なりを積極的に考えていただきたいと思えます。

次、2問目に入りたいと思えます。AED（自動体外式除細動器）の設置状況と今後の対策ということで、AEDは救急車はもちろんですが、公共施設や学校など、スポーツ施設に設置され、消化器などと同様に万一の事態が発生した際には、その場に居合わせた人が自由に使えるようになって、かつて日本では医師しか使用が認められていませんでしたけれども、2003年になってようやく救急救命士に使用が認められ、2004年4月からは一般市民にも使えるようになり、Jリーグでは全ての試合会場にAEDを設置することを義務づけられています。大津町においても、各施設、学校、スポーツ施設などの設置状況はどのようになっているのか。万一の場合に備えて一人でも多くの町民がAEDに関する知識を有することが非常に重要だと思えます。そのためには、取り扱いの講習会などの実施状況と講習会の計画、予定は、それから消防団は定期的に講習会がなされると聞いていますが、行政区での講習会や議員の講習会も計画してほしい。それから、今後の設置状況はということで、町の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のおっしゃるように、AEDの自動体外式除細動器は、心室細動という不整脈を起こすこと、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与え、心臓の状態を正常に戻すという機能を持っておると聞いております。簡単に安心・安全に電気ショックを行うことができるようにつくられた医療用機器で、平成16年から一般の人にも使うことができるようになりました。救急車が到着する前からAEDを使用することで、救命率が数倍になると言われ、迅速な心肺蘇生法がまさに運命を分けると、命運を開けると言えます。心臓突然死は、いつでも、だれにでも起こる可能性があり、日本国内での心臓突発死は年間約5万人、そのほぼ半数は健康な人として生活をし、心臓の異常は指摘されていないと言われます。この心臓突然死から身を守る唯一の方法、それが電気ショック治

療法、すなわちAEDの使用と言われておまして、町では公的施設、特に人が集まる場所や学校に重点的に配備を行っております。また、AEDが近くにない場合やAEDを用いた電気ショックの適用とならない場合もあり、人工呼吸や胸骨圧迫などの心肺蘇生を行うことはとても重要だと考えております。AEDの取り扱いを含めた心臓蘇生などの応急手当の講習会を菊池南部消防署と連携し、さらに広めていきたいと考えております。AEDの配備の状況や講習会の実施状況につきましては、担当部長をして説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 府内議員さんのAEDの関連について所管の部長としてご説明を申し上げます。AEDの自動体外式除細動器の設置状況についてでございますけれども、現在、町の施設といたしまして役場庁舎、中央公民館、公民館分館、老人福祉センター、大津図書館、子育て支援センター、人権啓発福祉センター、大津町運動公園、保育園、幼稚園、陣内幼稚園、それに各小中学校に配置いたしております。また、これから整備していきます大津町ビジターセンターやまちづくり交流施設にも配備していく予定でございます。このほか、公共施設ではありませんけれども、市立の幼稚園、保育園の一部、それから銀行の各支店、ジャスコ大津店、JA菊池大津中央支所、道の駅、文化の森などにも配置されております。今のところ、町の施設等で実際に使用されたとの報告はあっていない状況でございます。AEDを使用した講習会の実施状況につきましては、平成22年度菊池南消防署が行った大津町の講習会は20回ほど行われまして、約700名の方が受講されております。また3時間の普通救命講習には9回で56名の方が参加されているような状況でございます。また、先ほど議員のほうからお話がありましたように、大津町消防団では毎年辞令交付式の折りに新入団員等を対象にしましてAEDの普通救命講習を実施させていただいております。多くの方のAED、心肺蘇生の講習を受けていただいておりますけれども、さらに広げていくために、今後各地区の自主防災組織、PTA、それに諸団体などと連携いたしまして講習会を実施していきたいと考えております。今後の設置につきましては、先ほど申しあげました新しい施設への配備と町の青色防犯パトロール車や消防団の消防積載車への配備、AED付き自動販売機の導入など、総合的に勘案し検討していきたいと考えております。

また、有事に備えましてAEDの設置場所等については、町のホームページで公表していきたいと考えております。

なお、菊池南消防署には現在33名の救急救命士がおられると聞いて下ります。消防署のほうでAED使用についての状況を聞きましたところ、平成22年1回、平成23年は現在まで1回だそうでございます。多くの方の利用があるというところの公共施設には重点的に配備させていただきたいと思っております。

なお、この応急手当の措置という形で一般的に言われるのが、原則としてこのAEDの措置にして一般住民の方が利用する場合には、法的に問われることはないということも聞いておりますし、それと先ほど医師法の関係も言われましたけれども、医師法にも違反にならないということは確認させていただいております。緊急対応という形の整備でございますので、その辺は住民の方に向けてのPR



も含めて講習については万全を期していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 日本では救急車が現場に到着するまで平均で約7分要するが、心室細動の場合、一刻も早く自動体外式除細動器を施行することが必要とされており、7分も待つわけにはいかない、救急車以前にAEDを使用し場合には、救急隊員や医師が駆けつけてからAED使用するよりも、救命率が数倍も高いということが明らかになっています。2009年の東京マラソンでランナーとして出場したタレントの松村邦洋さんが15キロ地点で一時心配停止で、救護班がAEDを使用するという対応で早かったせいか、意識は回復し、命に別状はなかったという報告を聞いておりますし、やはりこういったことで人命救助ということで一刻も早いAEDを使用されると、それだけの命がつながるといことも実証されておりますし、そういったことでこれからはですね、将来的に各行政区あたりも設置を考えてはということでは思っております。どうかそのあたりを町としても計画をしていただきたいと思っております。

次に、3番目の質問に入らせていただきます。阿蘇くまもと空港と肥後大津駅についてでございます。県は、10月1日、阿蘇くまもと空港と肥後大津駅を結ぶ無料の空港ライナーを試験運行する。空港と周辺の四町村を含めた地域全体を一つの空港と位置づける。大空港構想実現のための事業でアクセス改善を図って、空港の拠点性を高めるのがねらいで、JRとの接続をスムーズにし、タクシース会社3社が共同運行し、ジャンボタクシーを使うそうです。空港便とJRのダイヤに合わせた航空便の始発から最終便まで1日45便程度を運行する。大津町も広く町民に広報などで定期的にPR活動を考えては、昨年10月から半年間、空港までのシャトルバス有料を1日に25便運行、しかしPR不足や駅での乗り継ぎの不便さもあったのではないかと。今後のために検証して、ビジターセンターと空港を活用しながら継続してPRをすべきと考えますが、町としての考えを聞きたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 熊本空港との空港ライナーにつきましてのこれまで2回実施させていただいておりますが、あくまでも有料ということでなかなか乗客が伸びずに厳しい状況でありまして、今回は知事の匿名で多額の県費を投入して無料運行として10月1日から来年の3月25日までの運行を予定されております。今回につきまして、町としてもぜひとも成功させていただきたいと考えておりまして、町をあげてのPRに積極的に取り組むように指示をしているところでもあります。当町についても企業も多数ありますので、企業のご理解もぜひともお願いして、この事業が成功裏に終わるように働きかけをしていきたいと考えております。なお、空港ライナーの来年以降の継続性につきましては、現在県当局により検討されているところですが、空港ライナー自体の有無や有料化等を総合的に勘案し、さらに今回の実験データを分析して結論を出すとのことでした。ちなみに現在の県当局の利用者人員としての計画目安は1日当たり100人を目標として掲げているということではございますけれども、空港ライナー関係等については、担当部長のほうからまた詳しく説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 府内議員の質問にお答えいたします。

今回の空港ライナーにつきましては、先ほど町長が述べましたとおり、県費を投入して無料運行としております。今回はぜひとも成功させたいと考えているところです。当町としては、9月の広報に既に掲載させておりますが、さらに10月の広報でビジターセンターの開館とともに空港ライナーの具体的な便数や時間帯を詳しく載せるように考えております。また、企業連絡協議会等に具体的に働きかけて、県が作成しましたチラシ等を配付する予定にしております。もちろん県当局におきましても、今回の空港ライナーにつきましては、様々な広報展開を行う予定と聞いております。具体的には、テレビ番組が7番組、ラジオ番組が3番組、紙媒体として雑誌等は16雑誌、インターネットが9で、さらに看板等も肥後大津駅及び空港に設置し、またキャンペーンも実施すると聞いております。特に今回の運行は、昨年の運行等で要望の強かった朝一番の便にも対応できるようにしております。さらに、企業等や住民の方が空港へ直接行かなくていいようにビジターセンターの側の大型店の協力をいただいて、パークアンドライドも行う予定にしております。依然、パークアンドライドの実証実験を大津駅隣接の大型店の駐車場をお願いして平成11年に実施いたしましたが、大津駅が現在のとおり北口しかなく、踏切を迂回しなければJRに乗車できないという理由で芳しい成果が得られませんでした。今回は南口から乗車できるため喜んでいただけるものと思っております。

このように、熊本県と町を上げてこの事業の成功に寄与したいということで考えているところです。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） ビジターセンターの開所式と同様にイベントもなされるようでございますので、どうかひとつ町民を上げてですね、成功に向かって皆さんと一緒に頑張っていられると思います。

では、4番目に入りたいと思います。太陽光発電についてということで、福島第一原発事故で自然エネルギー志向が強まる中、風力発電や太陽光発電に関心が高まっている。中でも全国の耕作放棄地の2割に太陽光発電を設置すれば、原発50基分の電力を可能とするソフトバンクの孫正義社長が自治体などと自然エネルギー協議会を設立、大規模太陽光発電メガソーラーを10カ所程度建設する電田プロジェクトを進めている。農水省も耕作予定のない農地48万ヘクタールのうち農地への復旧が困難な約17万ヘクタールに発電施設をつくれれば、年間で日本の総発電量の2割に当たる2千260億キロワットが賄えると試算している。しかし、原則として農地に発電施設はつけれない。農地を転用する手続きには、公益性など厳しい基準がある。このため、規制緩和を求める声もある。しかし、発電が農業より儲かるとなれば、転用が急速に広がり、新たな農地破壊を招くことにもなりかねない。そこで、熊本県内でも発電施設誘致などの期待も高まっている。全国の自治体でつくる自然エネルギー協議会に加盟する熊本県大規模太陽光発電所誘致などを狙う県新エネルギー振興課は、企業から発電施設の候補地の問い合わせが来ている。今後誘致の計画も具体化していけると歓迎する。大津町にある太陽光発電システム製造のホンダソルティックも発電ビジネスへの企業参入が進み、太陽電池の需要が増えるとみている。市民から集めた資金で太陽光発電事業を目指すNPO法人環境ネットホークくまもとは、ドイツでは全量買取制度が再生可能エネルギーを急速に普及させた。日本もようやく一歩を踏み出していると評価する。そこで、真木地区にある経済連大津牧場跡地にメガソーラーを経

済連との話し合いで誘致できないか、電力会社に太陽光などで発電した電力の全量買取を義務づける再生エネルギー特別措置法で太陽光発電所として企業誘致してはどうかと思うが、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の太陽光発電についてでございますけれども、当面のまちづくり基本目標の一つとしても、地球環境にやさしい循環型社会の形成を掲げていただいておりますし、人と自然、共に生きる町、町政の目標ともさせていただいているところでございます。また、温室効果ガスの削減やエネルギーの安定供給への取り組みが世界的に求められています。当町でも取り組みが求められておるところであります。本町においてもさらなる新エネルギーの導入や普及を図ることを目的として、大津町地域新エネルギービジョンを一昨年に策定し、その実現を目指しているところでございます。国内でも地球温暖化問題への対応や太陽光発電や風力発電などの自然エネルギー利活用は兼ねてから言われてきておりましたが、先の3月1日に発生しました東日本大震災による電力供給不安が、さらにその関心は高まってきたところでもあります。そのような中、先の国会において、いわゆる再生可能エネルギー特別措置法が成立をいたしました。その法律は、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化への対応、環境関連産業の育成のため、再生可能エネルギーの利用を拡大するために、その固定評価買取制度を導入するなどのために制定されたものとされています。しかし、電力事業者の買取価格や買取期間、大量に電力を使用する企業等の負担の問題など、具体的な制度内容が示されていない段階であり、その内容について関心を持って国の動向を注視したいと思っております。議員お尋ねの経済連大津牧場跡地についてですが、これまで経済連関係者や地元の皆さんからの要望も多くあり、その活用については常に頭の中においてきているところでもあります。今回のソフトバンクの孫正義社長が主導し、全国の35都道府県が協力して太陽光や風力などの発電を普及させるとする自然エネルギー協議会からの候補地調査につきましても、既に経済連大津牧場跡地も候補地として提案させていただいております。そのように、今後の状況については担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議員ご質問のメガソーラーの誘致の件でございますが、新聞等で既に発表されておりますとおり、ソフトバンク孫社長からのご提案があり、多くの道府県も事業参加を表明しました2万キロワットのメガソーラーを全国で10カ所以上設置するといったお話があり、その一環として緊急の調査が熊本県でも6月に実施されております。設置可能な5ヘクタール以上の大規模面積だけの候補地調査が市町村を対象に実施されております。その結果、県内では110カ所の候補地が県に報告されているようです。当町からは4カ所を提案し、その中で経済連大津牧場跡地を若干の建物がありますが報告をいたしておるところでございます。その後の経過や方針等については、県からのご報告はあっておりません。ただ、今回の法成立に伴う今後の動向や候補地調査の件につきまして、私どものほうから県に照会を行ってみましたが、県のほうでは具体的な制度が見えないこともあり、まだ動けない状況のようであります。メガソーラーにつきましては多くの企業や地方自治体等

で既に取り組みられているようですが、設置場所についてはできるだけ初期投資の費用が軽減される用地が望まれているようでございます。再生可能エネルギー特別措置法につきましても、来年7月の施行までに電力事業者の買取価格や買取期間、大量に電力を使用する企業等の負担の問題など、具体的な制度内容が示されます。これまで買取価格が安すぎると普及が進まず、高すぎると利用者の料金負担が重くなる。また、大量使用者である企業の負担軽減など、多くの検討課題が言われているようですが、太陽光や風力、地熱など、周囲ごとの不公平がないようなバランスを取ることも重要ではないかと考えております。いずれにしましても、町にも太陽電池関連企業がありますし、地球温暖化問題への対応、あるいは再生可能エネルギー利用拡大など、国の動向等を十分注視しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） この旧経済連牧場は27ヘクタールある中で10ヘクタールは牧草、採草地として酪農家の方に貸されておりますけれども、残りの面積は非常に荒れてですね、イノシシの自然放牧場のようになっております。そこで、この前、私と真木の区長さんと経済連に出向いていろんな話の中でこの太陽光発電の話をさせていただきまして、経済連からは地元の方の意向があれば前向きに考える。それと、また役員さん方にお話をすることで、前向きな意見をいただきましたので、そういったことでやはり安心・安全な私は太陽光発電施設ではなかろうかと思っております。そういったことで、また未知数ではありますけれども、将来に向かって早く取り組んでいただくことも切にお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。1時55分より再開いたします。

午後1時43分 休憩

△

午後1時55分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

新開則明君。

○7番（新開則明君） こんにちは。7番議員の新開則明が通告順に従いまして一般質問を行います。本日は次の3点について質問します。1問目、町の消費電力を発電する対策を問う、2問目、企業誘致の現状と今後の対策を問う、3問目、有聲案内交差点を問うを質問します。

まず1問目の町の消費電力を問うでございしますが、先ほどの府内議員と少し差し合うかもしれませんが、本年3月11日、午後2時46分ごろ発生した東北地方太平洋沖地震によって、今までにない日本が経験したことのない大災害になりました。地震の規模はマグニチュード9.0、気象庁観測史上最大の地震となり、宮城県北部で震度7を記録し、岩手、宮城、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉の各県で震度6強から6弱を観測しました。この地震により発生した大津波が東北地方から関東地方の太平洋沿岸を襲来し、各地に大きな被害をもたらしました。8月27日現在、死者1万5千735名、行方不明者4千467名、死傷者5千924名で、2万6千126名の人的な被害が発生しました。また、漁船が2万2千隻以上、漁場が300カ所以上、農地が2万3千600ヘクタールで、

被害総額は1兆6千億円から2兆5千億円とも推測されております。この災害と同時に、東京電力福島第一原子力発電所において、日本及び世界における最大規模の原子力事故が発生しました。原子力発電史上初めて地震及び大津波が原因で炉心溶融炉及び水素爆発が発生し、人的要因も加わり、国際原子力事象評価尺度のレベル7の深刻な事故にあたり、多量の放射性物質が外部に排出されたことにより、原子力発電所から半径20キロ以内は現在も一般市民の立ち入りが原則禁止されておりますが、原子力保安員は6月の発表で事故の遭った後、4月12日時点で放出された放射性物質の総量は85万テラベクレルと発表されました。これにより、広範囲に高い放射線の大気汚染、土壌汚染、海洋の放射線汚染が発生し、今もなお放出される量は減ったものの、毎日の放射線による汚染は続いている状態にあります。8月時点で半月分の放射量は2億ベクレル程度と東京電力は発表しているようですが、文科省が開発した緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムのデータが公表が遅れたことにより、事故直後の計測の時点で発表されなかったことが関東及び福島近県の人々が広く被爆の危険にさらされたと、社会情勢の中から指摘を受けているところであります。また、水道水、農産物、畜産物、海産物等が膨大な被害を受け、途方に暮れている人も計り知れないのではないのでしょうか。

このような原子力事故は、1986年4月26日にソビエト連邦で起きたチェルノブイリ原子力発電所事故以来2例目ではありますが、25年以上経った今でも放射能汚染があり、30キロ以内は無人状態であると聞いております。福島第一原子力発電所は、収束するまであと何十年かかかるのではないのでしょうか。このようなことから、国の補償は膨大に膨れあがり、税金の見直しが話題となっているようです。また計画停電が実行され、企業においては土曜・日曜を他の曜日と変換し作業を進めておりますが、このようなことを考えるとき、自分の町や市で消費電力を発電しようという話題も様々な地域から上がっております。私たちの町においても、ホンダさんが太陽光発電のパネルを製造着手され、順調に実績が上がってきているものと思っております。太陽エネルギーはクリーンで無料であり、稼働部分がなく静かで運転維持保守が容易で、規模の大小にかかわらず一定の発電効果が得られるメリットがあります。企業用の消費電力は別に考えまして、町には8月現在、1万2千237世帯ありますが、この分の消費電力を一気には無理でしょうから、年次計画で町の所有地の高尾野森林公園や瀬田裏原野に設置できればと思います。年間の消費電力は九州電力大津営業所で調べました結果、企業全部を含めて1年間で4億1千191万6千キロワット時と推測されるということですから、これを12カ月で割りますと1カ月当たり3千432万6千333キロワット時になります。しかしこれは企業分が入っておりますので、企業分を差し引くとかなり低めの数字になるとは考えられます。大津町は、玄海原子力発電所から120キロワット、川内原子力から130キロワット、四国の伊方原発から130キロワットと聞いておりますが、いつ東北地方のような被害に遭い、電力が不足して町の機能がなくなるかもしれません。原子力発電を頼っていると被害を受け、日本中が住めなくなる可能性は十分にあります。太陽光発電の町として、町有地を利用して町の消費電力を発電する考えはないか、伺いたいと思います。

また、町内におきましては個人の太陽光発電システム補助が平成19年から行われ、1キロワット当たり3万円で、国の補助と合わせて30万円の限度額ですが、町内で製造された太陽光発電システ

ムは1キロワット当たり6万円で、国の補助と合わせて限度額40万円ということです。件数が決まっております、先着順の申し込みのようです。多分1日の申し込みで終了するのではないのでしょうか。町内の発電出力が年々上がっていくことを願っている次第でございますが、申し込みに漏れた人もあり、大津町全体の太陽光発電の取り付け件数と何ワットの発電電力があるのか、お伺いしたいと思います。

また、太陽光発電のデメリットをカバーできるのは風力か水力と思います。風力に関しましては、矢護山付近や瀬田裏原野付近が考えられますが、水力に関しては国の許可はなかなか難しいと聞いておりますが、水量としては白川が一番多く、白川の支流となる上井手、下井手があり、さらにほかに矢護川水系があります。これらの水をできないかと思っている次第です。太陽光発電と風力発電、水力発電による併用発電は考えられないか、お伺いしたいと思います。

1問目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新開議員の電力関連の新エネルギーや再生資源エネルギーの導入関連等についてでございますけれども、議員おっしゃるように原発事故以来、原発の推進計画の見直しが国でも図られるものと思っておりますし、これからの取り組みが加速されるものと思っております。町においても、平成21年度に大津町新エネルギービジョンを策定いたしまして、内容は積極的に新エネルギーを公共施設に設置し、できるだけ消費電力を賄うようにしており、今後も積極的に新エネルギーを導入する方向でいきたいと考えております。そういう意味におきまして、各家庭における太陽光発電施設の設置補助関連をやらせていただいておりますけれども、今後についても十分そういう方向でやっていきたい。議員おっしゃるように、水や風、これについては上井手関連等についても土地改良をはじめとする関係団体ともご相談をしておりますけれども、もちろん水力関連のモーター関連等についても大分よくなってきておりますし、技術も開発されておるといような状況でございますけれども、河川法に絡んだところで、菊陽、大津の関係もございますので、10年に1回見直しとかいろいろな状況が法的な問題が国土交通省関連、農水省関連の関係がございますので、その辺が解決をしないと、なかなか上井手関連等については難しいだろうと。しかし、大津町については、公共下水道の流水地が陣内がございますし、あるいは立野の発電所のところにどんと湧水が白川に流れておりますので、こういうところについては年中流れておるといのか、その水を活用しながら水力発電を起こすことも可能であるといようなことでございますけれども、その辺については今後どれぐらいの費用等を検討しながらやらせていかなくちやならないんじゃないかなと思います。もちろん、風力関係についても、NEDO関係で調査をしておりますけれども、若干風力が足りないといような話も聞いておりますけれども、我が町につきましては大津町は運動公園、あるいはホンダの二輪工場の折りに地下における地下の風、こういうのが出てきておりますし、今現在、ある方が今、温泉を掘って、その後、風力の地下の風を施設の中に取り入れていきたいといようなことで今やられております。そういうような民間の人が実際をやっていただく、投資をしておられますので、もしそういうのが実際うまくいけば、18℃の風が出ておるといことで、扇風機の強さぐらい拭いてきとるいような話でございますので、こういうのをうまく利用しながら電力でなく、電力消費についてのやり方というのが新

たに出てくるんじゃないかなと。そういうのが大津町のこの地域にあるということですので、今後こういうものを利用しながら、誘致企業の研究所関連等に活用できるようにしっかりと企業誘致もできてくる道が開けてくるんじゃないかなというような思いをしております。そういう中で、民間活力を活かしながら今後についても十分検討していきたいというふうに思っておりますけれども、議員の状況関連等につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 新開議員の質問にお答えいたします。

菅総理大臣が、以前日本の設置可能な建物の屋根に1千万戸に太陽光発電パネルを設置することを目指したい旨の発言をされました。各方面からいろいろな意見が出されたところです。議員の質問の大津町の家庭の電力を太陽光で賄う場合にどのようになるかという質問に関しまして、一応数字的に計算した内容を説明いたします。具体的に設置するとした場合に、標準家庭1世帯の必要とする消費電力は約4キロワットの太陽光発電で賄えるとした場合、町内の専用住宅が約8千100戸ありますので、3万2千400キロワットの消費電力が必要になります。これをパネルに換算しますと、パネル約26万枚、面積に換算しますと31ヘクタールの面積が必要になります。また、さらに1キロワットの太陽光発電の施設には約60万円の費用がかかりますので、総額約200億円の費用が必要になるものと考えております。

次に、町内における太陽光発電システムの設置件数に関しましては、平成23年6月末現在で599基、このうち町補助金の交付分が136基となっております。設置率は全体で約7%になっております。また、発電量は最大で2千378キロワットで、1基平均は3.97キロワットとなっております。なお、この発電量はあくまで最大値であり、発電量については日射量の影響を受けますので、晴れの日と比べて曇りの日で3割から5割、雨の日は1割程度に減少するとされております。このように太陽光発電は晴れに日に比べて曇りの日や雨の日には日射量が大きく違いますので、先ほど説明しました町内の全家庭の電力量を賄うための設置費用も大きく変わってくると考えております。

次に、太陽光発電、風力、水力による併用発電のご質問ですが、風力につきましては残念ながら、先ほど町長の説明にありましてとおり、以前のNEDOの調査によると若干風力発電を起こす風が足りないという結果が出ております。また、水力発電として上井手を利用することについて、新エネルギービジョンの中で調査も行っております。一応、上井手関係を水力発電として利用することは可能ですが、上井手が農業用水で大菊土地改良区が水利権を持っておりまして、水力発電をするならばこの水利権の変更が必要になります。さらに、1年を通じた通水量の確保が必要であり、ごみ等の除去対策も考えなければなりません。また、現在の流速があまり早くないため、設置費用に対して発電量は非常に少なく、費用対効果の面から検討すると水力発電の導入については上井手等については非常に難しいものがあると考えております。

このように、併用発電を活用することについては非常に厳しい面もありますが、しかし太陽光発電につきましては、さらに需要が多くなれば安く家庭に設置できる時代が来ると考えております。また、発電効率が上がり、設置面積も少なくて済むようになると思われれます。再生可能エネルギーによる電

力の電量買取制度の法案も成立しましたので、現行の補助事業を活用して、できるだけ多くの家庭が新エネルギーを活用されるように推進していきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 家庭用の太陽光発電を奨励して普及したほうが、一番手っ取り早いかと思えますけれども、できますならばですね、今おっしゃった水の利用ができるならば、水を一回高台に、夜の内に上げる方法がありますので、夜の内に上げて昼使うというような方法も考えられるのではないのでしょうか。ただ許可の問題がありますけれども、水力に関しては非常にこう落差の問題があります。ですから、その辺は可能な位置にあるのではないのでしょうか。

それと、太陽光を今、町で補助金を出して付けておられますけれども、もう少し件数を増やすか、補助金の率を上げるかして、少しずつ奨励の仕方を変えていかんと、抽選に入らなかった人は非常にこう待ち遠しい気分とか、何かそうした気分になるのではなかろうかと思っております。ですから、補助対象の枠を今後どうかして広げられる対策はないもののでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） まず、水力発電関係につきましては、一応議員は水をあげてという話しをされましたけれども、上井手でどの程度の発電量があるかというのは、場所を決めまして費用的なものをちょっと出してあります。この中で一番発電量が出る場所という形で、17キロワットの発電が出るというところが一番大きいところで出ておりますけれども、これにつきまして設置費用が約3千400万円程度かかるんじゃないかなと。それに対して、20年間で今の電気料に換算して発電できる電気料が約930万円程度しかちょっと発電できないというような形で、非常に取り戻すといえますか、それを費用対効果ですると非常に厳しいのかなということで思っております。ただ、議員が言われるように1回上げるとかいう形で流速を上げるという方法を検討すればですね、そのあたりはまた変わってくると思えますけれども、そのあたりについては、まだこの段階では計算しておりませんので、そのあたりについては調べてみたいということで思っております。

それから、太陽光発電についての件数なんですけど、これにつきましては一応初年度、19年度の補正予算から始めておりますけれども、これについては受付時点ですぐいっぱいになったというのがあります。ただ、20年度からは国の補助が始まりましたので、国の補助と併せたところという形でやっておりますので、すぐにいっぱいになるという形ではありません。一応、申し込みを受け付けし、国と併せて申請をしていただくという形でしておりますので、ある程度のところは賄えているんじゃないかなということで考えております。ただ、国・県ともに徐々に補助金の金額を下げってきております。町のほうが逆にそのまま、補助金をそのまましておりますので、逆に町のほうの費用が大分膨らんできておりますので、そのあたりについても国・県と併せたところで若干の引き下げを検討しなければならぬんじゃないかなということで内部では今考えているところです。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 水の計算も大分してあるようですけれども、矢護川水系については何の調査も行われておりませんか。



○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） お答えします。

矢護川水系については、調べておりません。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） では、2問目に移ります。企業誘致の話ですけれども、1番目の坂本議員の話と少し差し合っているところがあるかと思います。企業誘致の現状と対策を問うてございますが、世界的に景気が悪い中、いずれの企業も進出には慎重かと思いますが、円高・円安に強い企業が来てくれることを願っております。大津町におきましては、現在、熊本中核工業団地、室工業団地、大津南部工業団地がありますが、団地以外にもたくさんの企業が来ております。何といたっても本田技研工業熊本製作所が大津町のシンボリック的存在であることは言うまでもありません。現在、熊本中核工業団地に10社、室工業団地に21社、南部工業団地に4社、その他の地域が34社かと思っております。これらの企業が大津町にとりましては大変ありがたい財源となっているかと思います。大津町にとりましては、企業立地に対する条件がよく揃っているほうではないでしょうか。阿蘇山を背景に緩やかな傾斜をした地形とともに、良質な地下水に恵まれ、地すべりや大津波の心配はありません。平穏で交通の利便性も、国道57号線、国道325号線にも近くも空港へも10分ぐらいで着けますので、企業の立地条件としては最適ではないでしょうか。しかし、立地条件は揃っていても、大津町の内容条件を広くアピールしておかなくてはなりません。熊本県の企業立地課から常に情報を伺う必要があると思います。県におきましても、企業誘致を支援するため様々な方策が取られ、取り組まれているようです。国内における大きな企業にとりましては、人件費の安い、雇用がスムーズにできる海外へ本社や支店を移転させようと思っているところもあるかと思いますが、中には東日本大震災により、国内に工場や支店を分散して災害時の対応がスムーズにできて、経営が安定するよう国内に進出を目指している企業もあるとニュースで聞いております。また、企業が進出するには現在も企業に土地を買っていただき、工場等振興奨励金補助金を拾得の土地の広さやどうか固定資産の金額により補助金が出されておりますが、景気が低迷しておりますので、企業に今後は土地を貸し付ける方式も全国の自治体からあるように聞いております。この方式は、事業用定期借地権方式で、例えば20年から50年間契約して貸したとしたら、1平米当たり、また坪当たりいくらで貸し付け、年数が来れば50年なら50年経過したところで更地にして返してもらおう方式というのがあるようです。ほかに、割賦分譲方式や建物リースなどをやる方も今後考えられるのではないのでしょうか。厳しい景気低迷の中、現在の企業誘致はどう取り組まれているのか。今後の誘致対策をどう進められていくのか、伺いたいと思います。企業誘致の進出につきましては雇用が安定してくるし、今まで雇用できなかった人でもいい朗報ではないのでしょうか。また、企業誘致するには、国や県の情報が大切なことですが、6大都市や企業が盛んなところでは、年間どれぐらい情報収集や営業に足を運んでおられるのか、伺いたいと思います。また、町をアピールする土地条件や税制、地理条件はどう説明されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の企業誘致の状況関連等についてのご質問でございますけれども、若干坂本議員ともダブル場合があるかと思っておりますけれども、もう議員ご承知のとおり、リーマンショック、3年前からの状況、それから欧州でのギリシャの経済金融の不安、そういう中での円高関連等につきまして、国内企業の大企業をはじめとする中小企業関連等についても、海外での活動を望んでおるといような状況でございます。もちろん、それには日本が歩いてきたこれまでの道のりと同じように、やっぱり今、東南アジア諸国の国がしっかりと企業の経済の発展を遂げておるといような状況でございますし、その中での需要と、そしてコストの面を考えれば、日本の空洞化がまさに進むといような状況であるということでございます。そういうような中でございますし、その中でまた東日本の大震災がありましたので、これまでトップセールスということで統計をはじめ、名古屋周辺、関西につきまして各企業の訪問をやっておりましたけれども、震災の状況でございますので、本年度については遠慮させていただきながら、地元の企業との連携をしっかりと取りながら状況を把握しながら連携を密にしてやってきておるといような状況であります。そういうような状況で、今後については先ほどもある議員にも申しましたように、日本のものづくり産業、車産業が、今21世紀に入りまして行き詰まりの状況であるといのは確かでございます。このような行き詰まり状態で、次の段階をどうやっていくかといような状況でございますけれども、やはり少子高齢化の中における今後の状況を検討する中で、やっぱりこれからは人材の中で日本人の能力、頭脳を活かす、そういった研究機関がこの日本には必要ではないかなといふふうに思っております。またそのような中で、しっかりと研究機関を誘致しながら、今後については海外への企業の発展を望むところであります。もちろん、農業関係、あるいは商業との連携をしっかりと取りながら、食の安全安心のための新たな食育産業というのが今後出てくる可能性があるといふふうに思っておりますので、バイオ関連等についてとか、そういうものについて今後しっかりと活用していかなくちゃならないといふふうに思っておりますので、今、職員も皆さんのご理解において新エネルギー省のほうに勤務させておりますけれども、そういういろんな形で手を打っておる状況でございますけれども、大変厳しい状況であるのは確かでございます。そういう中での今後の状況については、しっかりと企業誘致についてもインフラ整備といつか、そういうものをしっかりと、そしてまた地域における電力関連の自給自足ができるような中で企業誘致といのは進んでいくんじゃないかといふふうに思っておりますので、そのような方向性の中で今後の企業誘致も進めていかなくちゃならないといふふうに考えておるところでございますので、状況等については担当部長のほうからご説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 新開議員の企業誘致の現状と今後の対策を問うということについてお答え申し上げます。

まず、企業誘致をどう取り組まれているかということでございますが、企業のいろいろな情報を収集し、企業訪問や照会データの送付、現地案内などを行っております。情報の収集は、熊本県の情報あるいはインターネット、新聞の情報等を駆使しているところでございます。現在は、新規立地では非常に厳しい状況でありますので、特に既存企業の工場の増設や設備投資などを促進しているところ

であります。

次の情報収集や営業活動についてのお尋ねでございますが、昨年度では東京へ1回、千葉へ1回、埼玉1回を企業フォーラム等への参加と併せて企業訪問を行っております。また、名古屋・大阪方面への企業につきましては実施をいたしておりません。九州管内では、北九州ほか5回の企業訪問活動等を行っております。ちなみに平成22年度では、東京6回、横浜1回というふうになっております。町をアピールする土地条件や税制、地理条件についてでございますけれども、物件の照会状況につきましては、県や関係機関などからの来庁によるご紹介、あるいは電話・メール等で問い合わせなど、今年度につきましてはこれまで23件のお問い合わせをいただいております。先様の求めに応じまして物件へのご案内や資料の送付などを即応いたしているところでございます。企業さんへの町のアピールという点では、九州の中心に位置し、空港や高速道路にも近い陸路の利便性、また恵まれた社会環境にあること、さらには大津町企業連絡協議会の活動、特に行政機関との定期的な情報交換会が開催されるなど、行政の協力体制も大きなアピール点と考えております。また、税制につきましては、熊本県の制度活用のほか町としての固定資産税の不均一課税の3年間の適用、あるいは大津町工場等振興奨励補助金交付要綱によります工場等の新增設への補助制度などをご説明申し上げております。熊本県の企業誘致の方針には、新規立地企業の誘致活動に加え、新たな企業助成として地場企業の新增設投資に対する助成要項が制定されておりますので、町も新規立地のほか既存企業の新增設、投資の支援等をさらに努めていくことにいたしておるところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 企業誘致もこんなに不景気の中、大変かと思っておりますけれども、それなりにやっ  
ていかなければ、なかなか進出企業が来ませんので頑張っていたきたいと思います。現在、さ  
っき言いました土地を企業に貸しておられる企業さんはおられませんかね、企業に貸しているところは  
ありませんか。

それと、営業に行かれる場合に、多分町長さんが行かれたが一番効き目があると思いますが、いろ  
いろな情報等を一回県あたりに前もって相談されて、その情報は、県からの情報などはそれを伝って  
行っておられるわけですかね。それとも、町独自で交渉して行っておられますか。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、企業さんに対してまして借地等でのご利用状況についてだと思いますが、多数の企業さん  
においてそのような状況等は見受けられます。特に今年度、先ほど申しましたように23件の問  
い合わせ等がありますが、その傾向といたしまして、貸し工場物件等に問い合わせが非常に多  
くなっているところであります。

また、別の県の情報等の活用でございますけれども、東京と大阪等出向く場合におきましては、十  
分県の情報は取らせていただきまして、また東京・大阪事務所等を活用しながら情報収集に努  
めているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 今、お答えがありました建物のいわゆる建て貸し、建てて貸すというような方法を今後考えられますか。企業さんに対しましては、どういうふうに貸し付けていかれるか。もし貸し付けができるとしたら。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） ご質問にお答えいたします。

町が工場等、そういう箱物等をつくりまして、企業さんお貸しするというお尋ねでよろしゅうございますか。はい。現在、団地等も町では抱えておりません。用地等も抱えてないということになりますので、現状においてはそういうふうなことは現在は考えていないということになります。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） それでは、3問目に移ります。有声案内交差点について問うてございますが、有声案内交差点につきましては、全国的に視覚障害者や高齢者、障害のある人などの要望で設置はかなり増加してきております。だれもが暮らしやすい、生活が自由にできるようにまちづくりを進めなければなりません。交差点の改良につきましても、歩道と交差点の段差の改良、鋭角交差点の斜め横断の改良、横断歩道の幅の改良、車両の左折れ、右折れの安全性の改善など、様々な点について交差点の安全性の高い通行帯であることが重視されておりますとともに、音声案内につきましては、特に身障者や高齢者の安全な通行ができることを願っている設備だと思っています。有声案内の方法にも信号機変化対応型、これは信号機が赤から青に変化したとき自動的に音声で案内する方法であります。ほかに端末型、これは信号中のFMアンテナより信号の情報発信されており、端末を持った利用者がこの電波県内に入ると端末が自動的に受信し、端末スピーカーから交差点名と歩行支援機能がある交差点であることを利用者に伝えております。また、白杖型ですが、白い杖型に専用の反射ステッカーを巻いてありますので、利用者が信号中に取り付けられたセンサーの見知範囲内、通常は交差点の点字ブロックの上にあるようですが、そこに入りますと白杖から反射光をセンサーが感知し、センサーの近くのスピーカーから交差点名と現在の信号色、信号点滅などの状況を知らせる方法があるようですが、音声案内のやり方にも鳥の声や〇〇交差点です、横断歩道の距離は何メートルです、信号が赤に変わります、信号が青になりましたなどがあるようです。また、案内時間につきましては、地域によっては午前7時から午後9時までなどと決まっているところもあるように聞いております。大津町におきましても、楽善食堂前の交差点につきまして、信号機の赤、青の表示に合わせて2種類の鳥の声の音声により誘導案内がなされておりますが、障害者をはじめ通学生の多くの人々に役立っているようです。多分、通学される生徒さんの保護者から要望があった結果だと思っておりますが、取り付けてあるようでございます。障害者の日常生活での食料品や生活用品の買い入れに必要な最低限の通過交差点の調査や要望は反映されているのか、お伺いしたいと思います。

また、通学路や往来の激しい交差点は危険性を感じておりますが、全国的に年間を通してマスコミ等で毎日のように事故のニュースが報道されておりますが、安全な歩行に配慮しなくちゃなりません。障害者児童生徒の状況はどう調査されているのか、有声案内の装置の取り付けが必要などところがある

のではないかと伺いたいと思います。

また、有声案内装置は大変特殊な装置かと思いますが、設置に対する助成等はどうなっているのか、お伺いします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の有声案内信号機の設置の件でございますけれども、議員もうご承知のとおり楽善のほうに1カ所ございまして、保護者のほうからの県警に要望があって付けられたというふうに聞いております。今後町内における設置状況等につきましては、本年度見直しを行います障害者基本計画と障害者福祉計画策定時に交差点への優先案内設置等についての視覚障害者が現在92名おられますので、身体障害者手帳を所持されている方などにアンケート調査で意見を取りまとめ、必要があれば要望についても今後検討していきたいというふうに考えております。状況等については、また担当部長のほうからご説明させます。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 新開議員の質問にお答えいたします。

楽善交差点に設置されております視覚障害者用誘導付加装置につきましては、交差点においてそれぞれの道路側の歩行者用信号が青になったときに鳥の鳴き声のような音声でどちら側の信号が青になるかをお知らせする装置のようです。楽善交差点の場合は、南北に走る町道杉水大津線側の歩行者用信号が青になったとき、カッコーカッコーという音声でお知らせし、東西に走る町道三吉原北出口線側の歩行者用信号が青になったときにびよびよという音声で知らせるようになっております。このほかに、議員ご指摘のように信号機に設置して歩行者に有声案内を行う装置としていくつかの種類があるようです。これらの信号機に設置する音響装置につきましては、信号機と合わせて、すべて熊本県警察本部が設置及び管理を行っておりますので、県警において優先順位等を考慮して設置場所を決定されており、要望のあったところや歩行者の通行量の多いところなどに優先的に設置されるということです。設置費用につきましては県警の予算ということになりますが、2分の1程度の国庫補助があるようで、楽善交差点と同様の装置を設置する場合には約150万円から200万円の費用が必要であると聞いております。しかし、信号機の設置に関しましては、県警における信号機設置等の予算が以前に比べて非常に少なくなっており、現在大津警察署管内だけでも一般的な信号が10カ所、押しボタン式信号機が6カ所の要望が出ているということで、すべて設置することは難しいという話を聞いております。なお、設置の要望は県警に対して行うこととなりますが、先ほど町長が述べましたとおり、今後町民の皆さまから設置のついての要望があった場合は、その要望をお聞きして対応していきたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 新開議員の有声案内交差点を問うに関するご質問にお答えいたします。児童生徒の交通安全指導については、各学校で交通安全教室等を開いて、歩行、横断、自転車の乗り方等について実施指導の徹底を図っています。特に右、左、右の安全確認や飛び出しをしないことは、下校時にも繰り返し指導しているところです。また、危険予知能力を育て、危険を回避できるような

学習もしているところです。さらに、通学路の安全確保の一環として、保護者や地域有志の方々の協力で登校指導等もしていただいております。幸いなことに、町内の子どもたちが被害者となる大きな事故は近年において起こってはおりません。しかし、通行量の多い交差点は数カ所あり、安心できる状況ではありません。特に視覚に障害のある子どもの交通安全については、注意を払わなければならないと考えております。現在、大津町の小中学校には視覚障害の児童生徒が2人在籍しています。現在のところ、通学に関して有声案内装置の設置についての要望等はあっておりません。今後通学等に支障がある場合は、有声案内装置等も含めて関係機関と協議、対応してまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 今、入学された子どもさんの数は言われましたけれども、入学されてから信号機の設置を要望しよっては間に合いません。それで、入学前の子どもからですね、やはり調査等要望を聞いてから、早めに先ほどのように予算の小さな、いくつもないということですから、事前からの調査が必要ではないですかね。

それと、今使っておられる、多分北中か何かの生徒さんのことでできたかと思えますけれども、この方が最低限の生活用品を買いに行ったり、自分で最低限通過する交差点の調査の要望は調べてありますか。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 楽善交差点に視覚障害誘導付加装置が設置されております。この装置については、町内在住の視覚に障害がある子どもの家族で、その当時警察に直接相談されて設置されたということで大変喜んでおられると。そして、音声での案内なのでわかりやすく利用されているというようなことですね、また近くに養護学校とか、若草児童学園もあるということで、ほかの方も感謝されているというようなことは聞いております。それと、その前に調査する必要があるのではないかということですが、就学する前にですね、例えば目だけではございませんけれども、いろいろな就学前の適正指導委員会、そういったやつがございますので、そこですね、どういうふうな学校がいいのかということは検討してまいりますし、幼稚園、保育園のほうからも情報提供いただいております。ほとんど視力が全くない方につきましては、学校は盲学校のほうに行かれますし、今現在、特別学級というか、そういったところにおきましては、全然全く見えない方ではございません。ですので、ある程度の対応はできるということでございます。ただ、どちらかという信号機よりもですね、そういった安心して歩ける歩道のほうが非常に一人ではなかなか行けないという状況があるというようなことではないかというふうに考えております。そういった買い物についてどうされているかというところまでは、ちょっと聞いておりません。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 目の視覚が全然見えないわけではないということですが、学生にしろ、児童にしろ、大人にしろ、非常にこう困るわけですから、交差点の歩道の中に点字ブロックを取り付ける必要が出てくると思います。それはもう多分大人用になるかと思えますけれども、そういうお考えはありますか。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 新開議員の質問にお答えいたします。

交差点の部分に身障者用のブロックという形なんです、今回、整備しております駅南の広場については、一応身障者のブロックといいますか、それは設置するようにしております。そういう形で、あたらしくできていくところ、非常にその利用がある、要望が強いというようなところについてはですね、今後整備していく段階で検討していきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。3時分から再開いたします。

午後2時49分 休憩

△

午後3時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 通告に従いまして一般質問を行います。今回は2点質問をしております。

まず、国家予算との連動についてという大見出しで質問を提出しております。国の概算要求基準は、少子高齢化に伴う社会保障費と年末に地方との折衝で決まる地方交付税交付金を除く政策経費について、各省が11年度費で一律減額した額の概算要求として提出するように求める方針であります。削減幅は5%程度になる見通しでありまして、町の一般会計で考えてみますれば5億円から6億円ぐらいの減になるのではないかなと思いました。さらなる経費の見直しが求められていると思います。国の予算配分が変わるときに、町の配分も国と比例すると考えるべきだと私は思います。実際、町も少子高齢化、もちろん影響がありまして、国保の特別会計あたりには、昨年度も1億1千万円ほどの法定外の一般財源を投入しているところであります。ということで、国がその大震災もありましたけれども、次年度に向けた国家予算というものを、そういった姿勢であるということ公表しております。町といたしましても、来年度に向けて対策を打たなければならない、そういうふうに考えております。

1947年から49年生まれ、いわゆる団塊の世代と言われる方々の今後、順次65歳に来年以降なられるということでありまして、年金や医療サービスへの給付、この金額は本格的な増大期に入る見込みであります。年金や医療費などに使う社会保障費は、今や政策経費の4割を超えております。社会保障費は、先ほど町を申しましたけれども、国におきましては1兆2千億円増えてきております。年間受給者の増加や技術革新による高価な医療品の登場などが背景にあると思われまます。今回の内閣改造で、新しい総理大臣が誕生しましたが、小宮山厚生労働大臣、この方が先日新聞に公表をしておりました。これは、医療費の単価でありますところの診療報酬について来年度に増額改定を目指す考えだということでありまして、国の診療報酬は1%で、1%の増額改定で900億円前後の国費の追加投入が必要になるということでありまして、国の財政状況が厳しくなる中で財源の捻出は容易ではないと考えます。恐らくこの大臣の発言は、既に厚生労働省の官僚あたりに言いくるめられたような感じがありまして、とても財源の根拠がなくて、こういった発言をすること自体、無責任にも私は感じたところであります。厚生官僚、考えてみますれば国家公務員法1級、それこそ東京大学法学

部を卒業したような方々ばかりで、それこそ日本で言うならば最高学府と言われるところを卒業された方々ばかりでありまして、なかなか官僚を使うのは難しいということで、政治家が弱いのか、それとも官僚が頭がいいのかわかりませんが、国民にしわ寄せが来るような、また増税で負担が増えるようなことを大臣になった途端、すぐ入ってしまうというのは、非常に失礼ではないかなと私は思いました。この財源問題というものが一番頭が痛うございまして、2012年度のその税収あたりは、あの震災の影響で見込みが大きく落ち込むと考えられております。2011年度の予算編成では、特別会計の積立金、いわゆる埋蔵金あたりの取り崩しによって、新規国債発行を国は押さえてきましたけれども、震災対応の補正の影響で埋蔵金も枯渇してきております。新規国債を44兆円以下に押さえるのもなかなか難しい状況だと思います。昨日の新聞によりますれば、財政投融资の特別会計、こっちの剰余金を新たなる埋蔵金といたしまして活用したいと書いてありましたが、2011年度は7千億円ぐらいの見込みだということでありまして、では、全体予算を前年度以内にする努力が求められているという状況であります。町はどういうふうな予算立てをするのでしょうか。いろいろ考えていますけれども、できることは限られていると思います。既成概念を捨てて構造改革を断行したり、全体を客観視してよりよき仕組みをつくるために様々な知恵や工夫をしなければならぬと思います。そしてまた、そういった改革の中でも住民サービスを低下させてはいけなないと、そういうふうに考えます。それにしましても、こういう状況下の中、財源の捻出は、結局のところ増税という形になるかと思われまふ。多くの方々が不景気で所得が下がっている中でありまして、我が町を見ても、町営住宅あたりにお住まいの方々もかなりの所得が下がり、住宅使用料の収入も下がってきております。そしてまた、生活保護や要保護、準用保護の生徒が増えております。少子高齢化とマイナス要因は増えるばかりでありまして、有効なる景気対策が打ち出せないままの増税は、極めて危険であると思っております。国は率先して、まず公務員改革などのできるのところからやって、また今までのまやかじみ事業仕分けではなく、真の事業仕分け、そして全体的な日本の構造改革へとつなげていくことが肝要だと思います。国と町の予算というものは、やっぱりどうしても連動すると思っております。国もいろんな施策があると思っておりますが、その中でも私がいろいろな文献や評論家の方々、ジャーナリストの方々のそのご意見と申しますか、そういった論文を見てもすれば、一番こういったときに政治家が本当の力を発揮したいときに、失敗を繰り返しているということが目立っております。要するに、国の資産運用のテクニック、これが非常に下手でありまして、例えばこの日本は今までに多額の金融資産を保有している国でありまして、災害復興あたりはそういう金融資産の取り崩し、そういうことによって増税、そういったものから免れるテクニックもできるというような論文が多うございませぬ。実際、日本の対外資産あたりは、2010年度で564兆円も持っております。その中には、直接投資されたもの、証券投資されたもの、そして外貨準備というものがあつた。そして、そこから海外の負債も引かなくてはなりませんので、その負債を引きましても差し引き純資産というものは251兆円あると言われております。そして、内閣府の推計によります震災による資産の損失というのが大体16兆円前後だろうということでありまして、復旧全てを対外資産で賄っても純資産が1割程度しか減少しないということでありませぬ。実際、対外資産の多くはアメリカの国債を購入してい



るわけでありませんが、もちろん世界的な経済から見れば、日本が数兆円のアメリカのそういった国債を売り払うということは、経済に多大なる影響を及ぼすかもしれません。しかしながら、ああい  
う大震災のときには世界経済、世界の方々が理解されると思うんです。そういったところのタイミン  
グをきちんと見計らうことができない。それプラスですね、あのときに、震災がありました後に、逆  
に日本は円高になっております。その円高を阻止するために、日銀と政府が話し合った結果、介入し  
たわけです。こういったものですね、私は国の責任が非常に大きいと思ひまして、震災があった後  
に円高をくい止めるという行為は、非常にばかげた行為であるよというふうに指摘ある論文が実は多  
いんです。なぜかと申しますれば、実際、自動車産業あたりの輸出というものは日本はかなりのもの  
を持っておりましたが、部品工場や様々な工場が被害を受けて、輸出自体が止まっているんです。で  
すから、今年の5月あたりの貿易収支あたりは8千537億円の赤字なんです。ということは、輸入  
のほうが多いんですね。輸入が多いときには、円高のほうはもちろん安く買えるということです。そ  
のときに、逆の行為を行っている。このときの財務省の大臣はだれだったか、皆さまご承知のとおり  
でありまして、何か将来暗くなるような話であります、そういったこともわからない。そのときに、  
200億円程度の赤字が出ているそうであります。ですから、そういった為替のあり方、介入のあり  
方、そういった資産運用のテクニック、そういったものも間違っているような国の政策の中で、我が  
町が国の影響を受けるというものを前提として考えとかなければ、非常に私は今後苦しくなってくる  
のではないかと思います、この質問をするわけでありまして。実際、今回の国が社会保障費と地方交付税交  
付金を除く製作経費を減らすといったときに、私は非常にというか疑いました。これは、下手すれば  
各官僚たちが地方自治体に対して様々な、今まであった基本となる数値や指数、そういったものの変  
更を駆使しましてしわ寄せを強制的にやってくるのではないかと考えました。実際今までいろんな税  
制改正をやった中で、数値の改良というものを国はやってきて、自分たちの事業は減らさないと、し  
わ寄せを地方に求めるというようなテクニックを表には見えないような形で駆使しておりますので、  
今この政治もそういった官僚の人たちもなかなか中枢ではありますけれども、中央政権国家で今はあ  
りますので、やはりここに危惧すると申しますか、我々は備えなければならぬと、構えなければなら  
ぬと思うのであります。実際、最近読んだ本の中に、現官僚の古賀茂明さんという方が書かれた  
官僚の責任というものを最近読みまして、これ久々におもしろい本でありましたけれども、官僚の実  
態あたりを書いた本でありまして、官僚は国民のためよりも各省庁のためのことを思っている人が多  
いんだよという指摘から始まっております。実際、こういった暴露本といいますか、現官僚の方々が  
書いた本でありますので、非常に何十万部も今売れているという話でありまして、信憑性が非常に高  
い。そう考えますれば、我が町はこの地方交付税交付金を除くというものを鵜呑みするべきではない  
かと、鵜呑みするべきではないと私は思います。ですから、来年の予算編成、そういったものには、  
さらなる町長を筆頭として絞れるところを絞って予算編成を組み立てなければならぬと、そういう  
ふうに思います。来年度の施政方針は町にとっても、町長にとっても勝負所になると私は考えます。  
実際、3月の毎年の施政方針におきましては、すべてのことを網羅して施政方針というのは言われま  
すので、もちろんもうそういった計画の中で今までやってきたものでありますけれども、さらなる緊

縮予算、そういったものの組み立てが必要になると思われま。この点について町長に見解を求めたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の国家予算に対する地方の、町の予算についてのご質問でございますけれども、もう議員おっしゃるように我々も国の予算関連等について心配をしておるところであるし、地方においても予算が組めるかどうかかわからないというような状況にあるんじゃないかなと思います。国は今、第3次補正予算ということで10兆円ないし13兆円を税の一体改革とともに進めようとしております。その税の増税関連等についてもいろんな論議がなされております。もちろん、耐震関係についてはちゃんと共同でしっかりやっていくというような方向でございますけれども、その他のものについては、やはり厳しい状況の中で税以外のもので3兆円近くを対応しようというような話も出てきておりますけれども、それについてもやっぱりいろんな方法を改正しなくては、その金の処分が見えてこないというような状況にあるようでございますけれども、我々地方につきましても、今まで国が地方交付税関連等については平成24年度から平成26年度まで16兆8千億円を予定しておるといような横ばい状況の中でお話をしておられますけれども、しかしそれについても、やはり今後の企業の経済状況でどのようになるかわからないと。景気が非常に厳しい状況にあるということになれば、我々大津町の企業の城下町といっても差し支えないような町でございますので、現在のような税収を横ばいで考えなくてはならないんじゃないかなと。一時的な平成19年、平成20年の不交付団体のときのような税収は見込めないというふうに考えております。もちろん、そのような中で我々としては企業だけでなく住民の皆さんの所得、収入関係等が減額しておりますので、議員が心配されますように国保の問題、あるいは住宅料の問題、あるいは手数料の問題、いろんな生活の中で厳しい状況にあるとともに、町の税収である町民税や固定資産税関連等についても徴収率が下がることによって相当な痛手を受ける、そのような厳しい状況が目に見えてくるんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、今後の予算編成については、もちろん概算要求基準、そのような中での町の予算編成等も考えていかなくちやなりませんけれども、やり方につきましては、担当部長をはじめとする関係部長、課長についての仕事の経費削減等について指示をしておるところでもあります。もちろん、議員おっしゃるように住民の福祉に関するものはなかなか削減することは困難でありますので、そのような中で何を削減するかという事務の執行に関する部分が一番に出てまいります。これまでの県内関係についての出張についても、日当を廃止し、職員互助会に対する補助金も止め、休日勤務に対しての時間外勤務手当もなくし、振り替えで対応していただくというふうなことをやってまいりましたが、もちろん職員数の削減では、平成11年度に219名いた職員が本年度は197名という、22名減少しております。このような減少につきましては、もちろん民間委託関連等の若草学園や老人のホームの委託業務が主な原因にもなっておりますけれども、さらに平成21年度で策定しました行財政の改革、後期改革プランでは、事務事業の組織等の整理や合理化、民間委託等の推進など72項目を改革項目として掲げており、さらなる事務効率化が期待できるものと考えております。また、事務の執行にあたりましては、今まで業者任せの部分も多く見られ、またまた無

駄なものが多いように感じているところでありますので、今一度事務事業の中身を徹底的に検査をするよう部長や課長に日ごろから厳しく言っております。事業の調整ということで、どの事業をどのように調整するかについては、まずは今申し上げましたように職員に日ごろからの事務の効率化に取り組んでもらい、将来にわたって大津町が元気な町として輝いていけるようにまちづくりを進めていきたいと考えています。そして、事業の展開にあたりまして、国や県の動向をしっかりと見極めた上で計画したからといって強引に進めていくということではなく、そのときの財政状況を十分見据えた上で健全財政には十分配慮しながら進めさせていただきたいと考えております。今後の状況についても、長期的に考えますと議員もご承知のとおり少子高齢化の社会でございます、その中で2050年の高齢の最高のピークのところにあたりましての社会保障の問題、このような問題について高齢者の問題の介護年金いろんな形のものについては、現在の思案が勘定できればそれでいいんですけども、とても高齢者がどんどん増えてくるというような状況でありますので、相当の金が入り込んでくるんじゃないかなという思いをしております。そのような社会に対応できるためには、日ごろから、あるいは今からそのような計画に対応できるような予算をしていかなくちやならないというふうに思っております。そういう中で、我々はやっぱり民間でできるもの、あるいは地域の皆さんの知恵を拝借し、地域の皆さんが働けるというか、一緒に協働して物事を進める、その一つのをみんなで協働する。役場職員だけでなく全体町民が一体となった行政をやっていかなくちやならない、そのような思いがありますので、それぞれの補助事業関連、補助金制度についても、そのような行政とともにやっていけるようなものの補助金を今後考えていかなくちやならない、そういう検討も必要ではないかなというふうに思っております。予算のそれぞれの内容の詳しいことについては、よければ担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長の今の答弁をお聞きした中では、町長も昨今のこの状況を見ておられて非常に心配であるということ、先読みをされているというふうに感じました。実際、いろんなデータを集めてみますれば、将来について明るいよりも暗いようなデータのほうがたくさん出てきます。一つには、現在1億2千500万人の総人口は約40年後には9千万人になるということで、40年間では3千万人の減少になるだろうと。40年後といたら私も生きてないでしょうが、しかしながら我々は将来にいいどじょうを残さなくてはならないと考えます。それこそ先のことを考えたら恐ろしくなりますけれども、その40年後と申しますれば15歳未満の若い人口は現在の全人口の18%なんです。これも、9%ほどに減ってしまうということです。65歳以上の高齢者は22%から37%というふうに大幅に増えるだろうという予測が出ております。実際、高齢化が進めば内需はしぼみます。景気はよくなりにくいと思います。消費をするのは、やっぱり若い人たちなんです。ですから、その先読みというものでは非常にいい答えが返ってきたと今思いました。しかしながら、一つだけ今の答弁の中でもう少し踏み込んでいただけないかなと思う部分がありまして、それはですね、やはり行政改革ではないでしょうか。実際、国が国家公務員法あたりの改革に手を付けて、民間でできることは民間の方々にやって

もらおうというのをもう少し押し進めれば、もっともっと広く公金の必要性あたりも下がってきて、民間の方々ももう自主努力で儲けていただくと。そして、経済が回っていくということが非常にいいことだと思いますし、実際財源の話を考えますれば、やっぱり経済が活性化しない限りは、なかなか上向かないと。その税収が落ち込んでいるという話をまず最初にしました。しかしながら、税収が上がるのは景気対策なんですね。しかしながら、そういったものはやっぱり国が打ち出してもらわないと町単独では非常に難しいと。ですから、私の前にお二人ほど誘致企業をと、いろいろな経済に対しての質問もあったと思いますが、なかなか企業誘致しろと言って来てもらえるならば、すぐそういったものは解消するんでしょうけれども、日本全体がこういった状況の中で、地方自治体としましてはですね、大津町がその経済に対するその姿勢をやっぱり打ち出していかなくてはならないと思います。実際、T P P問題のときにもそういった話をしましたけれども、本当に活性化して、それこそ逆に外国からでも日本に来たいというような状況をつくるのが一番いい状況でありまして、もう今は逆に円高で直接投資されて、企業の方々も外国に工場やいろいろなものを求めていっておられるんです。ですから、T P Pも進まない中、企業は日本に見切りを付けている。特にソニーとか日産とかは、今や無国籍企業と言われる企業なんですね。日本で生まれた企業かもしれませんが、会社、法人というものはそういった道をたどるんです。そして、日本を拠点とする必要はないというふうになってきておりますので、経済的な対策は誘致事業、そういったものかもしれませんが、やっぱりその町長とするならば姿勢は職員の数も210数人から197名に今は減っておりますという形で、中身の改革を進められておるといふふうには考えますが、経済に対して非常に難しい問題でありますので町長も答えにくいかもしれませんが、この街中の今現在ある1次産業や、そういったものを活性化させるために、活性化させて、そして町の発展につなげるというような、そういった考えがありますならば、それこそ補助金を出したりとかして助け合うんじゃないで、自ら1次産業の方は稼いでもらうということになれば、少なくともほかの自治体よりも我が町は活性化して、そんなに税収がなくても、もう自らやっておられるからというものができあがって、町独自の経済圏と申しますが、いい形でお金が回っていくという社会が実現すると思われます。ですので、国家予算との連動を考えますれば、もう社会保障費自体が足りなくなっておりますので、恒久財源としての求め方は、やはり増税になってくるのは、これは避けられないと思います。ですから先ほど申しました臨時的ないろいろな対外資産を切り崩すとかいうものは、今から先はもう難しくなってくると思いますので、町とするならばそういった、この問題提起からは少々外れるようにも考えられますが、やはり国家予算と連動してそういった町の予算が絞らなくてはならないというのに平行して経済的な何らかの措置は行っていくべきだと、そういうふうにご考えますので、その点についてお考えがあるならば町長のご意見をぜひ伺いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の今後の大津町の現在の中での経済活性化、あるいは企業関連でどうするかというようなことをございますけれども、国のほうも第6次産業とかいろいろなことをやっております。先ほどちょっとお話しましたように、物づくり産業から農林関係の事業というような形に

動いてきておるといふか、今後そういう継続事業が日本には必要ではないかなというふうに思っております。それはなぜかという、農家の皆さんの高齢化や後継者の問題、それに伴うところの放置農地関係も、今基盤整備しているところはそうでないですけれども、中山間の奥地については、耕作地のできないようなところもあります。しかし、私たちは今、大津町にあぐりを始めとする集落営農の団体がございますので、これをしっかりと法人化をしながら、そして大津町の農の安全・安心なものをどう追加、付加価値を付けながらやっていくかというようなことを、まず今大津町の町内においても企業が、農業関係の企業が来て頑張っておられますので、そういうのを思えば、まず自らの手でやれるんじゃないかなというようなことを考えておりますので、そちらのほうの皆さんともいろいろ意見交換をしながら、新たな追加価値、そして女性の力、女性の力によって今後そういう付加価値のものを活かしていかなくちゃならない、そういうふうに思っておりますので、そういうためには商工関係の皆さんや、あるいは工業、あるいは農家の皆さんが一体となってこの地域のものをしっかりと活性するというか、お互いがそういうものでブランド製品をつくりながら、町内、県外、もちろん外国へも足がかりができるような、そんな企業との連携が必要になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうような中で我々としてもそちらのほうの第1次産業の追加価値の振興をやはり今後考えていかなくちゃならないというような思いをしております。そういう中で、エネルギー関係とかいろんな関係もございますので、今、皆さんのご理解に基づいて職員を新エネルギー課のほうに派遣しておりますけれども、彼が帰ってきて、その辺の人脈を生かしながらもしできれば、しっかりとその辺の対応も推進をしていかなくちゃならないというような思いをしておりますので、今後についてはそういう方向性の中で政策の転換をはかっていかなくちゃならないだろうし、またそういうような国のほうの考えも自ずとその方向に進んでいくというふうに思っておりますので、国とともに、県とともに、そのような方向の中で支援をお願いいただきながら、町独自でも頑張っていくというような方向を考えていかなくちゃならないと思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） さすがに町長は経済のほうもしっかりと考えておられるのかなと感じました。まさしく経世済民、経済というものはですね、ここがなければお金が生まれてこないんですね。ですから、この自治体を動かすのも財源あつてのこととありますので、そういったところでぜひ今後も頑張ってくださいと思います。

今の質問の中で、私はこの最近おもしろかった本という形で紹介しました。やはりこの方も、古賀さんという人も優れた方で、この本を読んで、やっぱりいろんな考えを持っておられるんだなというふうに感心した一行だけ述べさせていただきたいと思うんですが、そういった社会保障、社会保険料、年金、そういったものの考え方が、これはいろんなものが載っているんですが、その中でこれはおもしろいなと思ったものがあります。まさしくこういった知恵や工夫をしてもらいたいと思ったのが、その年金制度というものがあつて、この年金制度というものに、例えば高齢者が死亡したときに社会保険料を生涯で500万円しか払っていないのに1千万円の給付を受けていたとすれば、加重分の500万円は財産から変換してもらおう。死亡時積算方式というそうです、この方が考えた、これは

おもしろいなと思ったのがですね、あなたが500万円しか払ってないんです。そして、もし亡くなられたときに、生きているときにはずっとその年金制度というもので保護しますよと。しかしながら、亡くなられて財産が500万円持っておられたと、返してください。何もそれを子どもさんに、子どもさんが年金を取る権利はないわけですから、そういった制度の中で返していただければ、こういった制度もうまくいくんではないかという考え方です。死亡時積算方式ということですね、非常におもしろいなと。まさしくそうだなと。中にはですね、親御さんが亡くなっても亡くなったということ隠して年金をくすねていたという事件があったりとかしますので、まさしくこういった既成概念にとらわれることがない、こういった考え方をですね、やっぱり官僚の方々なんて持つておられる我が職員も非常に優秀な方が多いございますので、ぜひそういったですね、素晴らしい考えを持った方は引き上げてもらって、どんどん出世して、町のためにいい知恵を出していただければと、そういうふうに思います。

2問目に移ります。義務教育と子育て支援について質問いたします。この質問は、ちょっと時間が過ぎましたので要点を述べます。人口が先ほどの質問の中で今後減っていきますよという話をしましたけれども、それとまた経済状況が非常に悪くて今後が心配であるという話をしました。この中で要点を絞りますれば、子どもたちも結局大人になって仕事をされて、そして何らかの仕事に就かれてですね、そして生きていかれるということで、学生を卒業したならばどこかに就職されるということで。または自分で職を始められるということで、要点は来春の卒業予定、高校生の求人倍率というのが0.68%なんですね。0.68倍ですね。これは、非常に低い、悪い数字です。大学求人の来春卒業予定というものの方々の倍率は1.23倍ということで、足して2にならないということは、誰かが職にあぶれると、この数字からはですね、というふうになるんです。ですから、子育て支援というものを考えたときに、子どもたちは大きくなって自立してもらおう。そのときに職がない。しかしながら、この数字を見れば、高校卒業よりも大学を卒業したほうがやはり求人倍率は高くなっているという事実なんですよ。ですから、この質問の中に要約しているのは、子育て支援というものの考え方が、確かに小さいお子さんを育てるためにいい制度ではあります。しかし、限られた財源の中で全体を考えたならば、私も中3の子どもが今おまして受験を迎えるわけではありますが、ここに書いております、塾が大津町もたくさんできました。これはですね、やっぱり少しでもいい高校に行って、いい大学に行って、そして所得を少しでも高くもらってほしいと子どもたちには、そういった親の思いがあるわけです。ですから、そここの子育て支援がどうも連動しにくいのではないかなと思う部分です。ですから、子育て支援の大元を考えますれば、私は少子化対策にきちんと連動するべきだと思います。そういった制度があるから、子どもたちを生み育てる土壌がこの日本にはあるんだよというものが必要ではないかなと思うんです。ですから、生涯にかかるお金をちゃんと積算したのですかというふうな質問というものは、その義務教育で全て済めばいいです。私の子どもも私に似てそんなにできはよくないので、実際、今、塾に行っております。非常に出費があつて非常に厳しいんですね。しかしながら、需要はあるわけですよ。結局、いくつも点在した塾が、また新しくできていますよね。そういった形で塾の需要があるということは、親の思いというものがそこにあるということですよ。需要があ

るところにしか商売は成り立たないわけですから、需要と供給のバランスがまだまだその点においては、その塾というものはつくっても成り立っていくだろうということでしょう。ですから、そういった子育て支援というものは、本当に将来を見越しているのか、いや、この国全体を考えれば本当に少子化対策となってたくさん子どもを生み育ててもらおうというふうになるのかなということで質問しているわけです。そしてまた、ここに書いております、そういったこれからの競争の、私の息子の場合でいいますと中3で受験をします。うちの子は2学期制で育ちました。そのときに、2学期制というものと3学期制、どちらが優位かなというものをやはり親が考えます。実際、塾に入るときに塾の先生が、大津町は2学期制なんですかと言われたところがありました。ということは、塾自体のカリキュラム、こういったものにもなかなか対応というものは、もちろん向こうは商売ですからやっていくでしょう。しかしながら、2学期制が広く広まったかといいますれば、大津町はやってきたけれども、熊本市内やそういったところでは広まっていないということです。ですから、もう2学期制になって随分経ちますが、2学期制の、いうならメリット、デメリット、そういったものをきちんと検証しなければならぬと思います。実際、子どもたちが独り立ちしてもらってですね、その元気に一生食べるものに困らず、楽しい一生を送ってもらいたいと、どなたも思われると思いますが、そういった点について、限られた財源、それには有効な施策であるかなという疑義と、そのまず2学期制についてですね、そういったものがきちんと検証されたものか。そして、その2学期制、そういったものも今後の社会をきちんと見越して教育が行われているのかというものは、非常に大切になってくると思います。社会にきちんと対応して、順応してもらおう人間にもraitたいと思うのは誰もだと思いで質問いたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 子育て支援の関係でございますけれども、景気が悪くなって、こういう状況でございますし、もう親の皆さん関係についての支援をやっていかなくちやなりませんけれども、これは国のほうも子どもは宝ということでそれなりの制度をつくってやっておられますので、その制度に則って大津町は進めていきたいというふうに思っております。もちろん、今の社会が親の期待と子どもたちのそれなりの勉強だけに走る、そういうような社会になってきておるとするのは非常に危惧するところでもあります。この前ニュースで言うておりましたように、韓国ではその親の期待とか、そういうものに負えないということで自殺者がどんどんいみっておるといような若い者が多いということでございますので、やはり日本として今、各企業やあるところで1次試験でなくして、人間、心豊かな人材、そういう人を求めているという方向が今来ておりますので、我々もそのような豊かな人間、そういう人たちがやっぱりほしいんじゃないかなという思いをしておりますので、ゆがんだ方向に行かないように、やっぱり今後とも十分注意していかなくちやならないなというふうに思っておりますし、人としての本当の人間を求めていかなくちやならんというふうに思っています。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 永田議員のご質問にお答えいたします。ご質問に趣旨に合致しない点があるかもしれませんが、私が受け止めましたことについてお答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃられましたように、各家庭の子どもの教育費は増加傾向にありますし、家計における割合も大きくなってきていると捉えております。公納金もありますけれども、そのほかの経費負担が非常に大きくなってきていると思っております。教育基本法では、教育の機会均等が第3条で述べられておまして、国及び地方公共団体は能力があるにも関わらず、経済的理由によって就学困難な者に対して奨学の方法を講じなければならないとされております。必要な家庭には就学奨励費・援助費等を支給しているところですが、今後も家庭の経済状況等を踏まえて教育の機会均等は補償していかなければならないと考えております。また、学校が徴収しております教材費等が保護者負担過重にならないように配慮していかなければならないと考えているところでございます。

次に、親の望みに叶う社会対応性の育成についてのご質問にお答えいたします。我が子が社会人になったとき、高所得が得られる仕事に就いてほしいと願われる親御さんは多いと思います。しかし、それは親御さん一番の願いではないと私は考えます。まず、学校を卒業したら精神的にも、経済的にも自立して、社会の中で自己実現を図り、充実感を味わいながら生活が送れるようになってほしいとか、社会性を身につけていろいろな人と関わりながら自分を輝かせることができるようになってほしいと、そういった願いのほうが強いのではないのでしょうか。いずれにしましても、親御さんには子どもの学力、中でも受験対応の学力を高めたいという願いがあるのは事実でございます。それが塾通いにつながっているものと思っております。学校における指導だけでは安心できないでいらっしゃる現実があるわけです。このことは、学校教育関係者は真摯に受け止めなければなりません。塾に行きたくても経済的にそれが許されない子どもたちがいるわけですから、公立の義務教育の小中学校において責任を持って基礎学力の補償に努めなければならないと考え、学力の充実向上にはいろいろな対策を講じ、学校現場への支援もしているところでございます。さらに、子どもたちが将来社会人、職業人として自立し、よく社会の形成者として活躍していけるようにするために、学年の発達段階に応じた内容のキャリア教育も今行っております。また、自分の将来を見据えて、夢を描き、その実現に向けて主体的に学び努力していく子どもたちを育てることに力を注いでいます。NIE新聞を教育に取り入れるこの取り組みも社会性対応力を育てる一つ的手段として昨年から導入しているところでございます。また、社会に出たらコミュニケーション力が求められます。つまり、自分の考えを持ち、それを他者に伝わるように伝えたり、他者の考えを聞き、それを受け止めて、それに対する自分の考えを介したりしながら相互理解を図ったり、よりよい考えを導き出したりする力でございます。この力を付けるために、現在、言語活動を重視して全教科、全領域の指導の中で言語活動を位置づけて、言語能力を高め、思考力、判断力、表現力の向上につながるような取り組みの強化を図っているところでございます。教育には不易と流行があります。社会が変化しても変えてはならないことと、社会の変化に伴って変わらなければならないことがあります。このことを踏まえて、将来子どもたちが社会に出たときに対応できずに挫折してしまうことがないような教育を確実に実践していかなければならないと強く考えております。

最後に、2学期制に関するご質問にお答えいたします。本町では平成17年度から町内全小中学校8校と町立幼稚園2園を2学期制を実施してまいりました。2学期制のメリットは、始業式、終業式



や通知表作成に係る事務整理時間のカット等により、年間の授業実数が増加する、そのことによって学習や行事を充実させることができること。2点目に、年に2回通知表を出すこととなりますので、年3回の3学期制より長いスパンで評価の観点に基づく子どもたちの学習状況を把握することができますから、評価の信頼性、客観性を高めることができること。そして、その評価を指導に、より子に応じた形で生かすことができることであります。これまで各年度末に教育委員会が各学校・園を訪問し、学校評価等を踏まえた学校経営の総括を聴取してまいりましたが、授業実数の確保により、一人一人にきめ細やかな指導ができ、基礎的・基本的内容の定着を図る時間が確保しやすくなったこと。行事の内容や時期の見直しによって特色ある教育活動を推進することができるようになったことなどが現場から報告されております。教育委員会としましては、2学期制を取り入れて7年目になりますので、議員ご指摘のとおり成果と課題について検証する必要があると考えていたところでございます。早速評価シートを作成し、教職員の声だけではなく、保護者の皆さまや地域の代表者の方々の声なども集約して、課題を明らかにした上で改善策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 今の答弁の中で、私が思ったことは一生懸命やっているとは言われました。しかしながら、現実を突きつけられたのがこの高校生の求人倍率の0.68ではないでしょうか。結果なんです、これが。実際、企業の思いというのは、役に立たない人はもうちょっとどいってくれと、うちはこういった人材がほしいよ、これは今、ほとんどが学力で図るんですね。実際うちの息子が塾に行ったと。その中で、この前4校模試かなんかいうのを受けて、各教科の50点満点から48点ぐらいのずらっと実名で名前が載っておりました。大津中学校、北中学校は一人も載っていませんでしたもんね。こういったところですよ。結局、そのときに0.68倍というときの企業に就職試験を受けたときに、どちらかが落ちるんですよ。10人しかうちは要りませんもんねといったとき、100人受けても、200人受けても、10人しか取らないのが企業です。ですから、社会人の社会対応性というのは、私はそこを求めたいと思います。せっかくNIEといういい取り組みをされておりますので、このこういった求人倍率とか、こういったもの深読みしていく、これが非常に大切だろうと思います。せっかくNIEで進んで、これは今世の中がこういった形になっているのかということから始められて、企業というものは余分な者は取らないんだよというものをきちんとすることによって、生徒たちも緊張感が生まれるかもしれませんね。ですから、社会に順応してもらうためには、そういったものもきちんと、またよりよい方法はまだあると思います。2学期制については今後の検証と、そしてまたそういった上位の20人、30人という模試とかそういったところに大津中学校何々君とか、大津北中学校の何々君とかいうのが出るのを期待しております。そういったことが本当に2学期制が優位だったということの証ではないでしょうか。こういったところをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後4時02分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成23年第5回大津町議会定例会会議録

平成23年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成23年9月16日(金曜日)

	1 番 金 田 俊 二	2 番 府 内 隆 博	3 番 吉 永 弘 則
	4 番 源 川 貞 夫	5 番 鈴 木 ムツヨ	6 番 大 塚 龍 一 郎
	7 番 新 開 則 明	8 番 月 尾 純一朗	9 番 坂 本 典 光
出席議員	10 番 石 原 大 成	11 番 手 嶋 靖 隆	12 番 永 田 和 彦
	13 番 松 永 幸 久	14 番 宇 野 光 廣	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 田 黒 英 生		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次		
	書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	総務部総務課長	田 中 令 児
	副 町 長 上 田 英 典	企画部企画課長	杉 水 辰 則
	総 務 部 長 徳 永 保 則	総 務 部 長	藤 本 聖 二
	企 画 部 長 木 村 誠	総 務 課 行 政 係 長	
	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 西 村 和 正	企 画 部 企 画 課 企 画 課 財 政 課 係 長 兼 行 革 推 進 係 長	白 石 浩 範
	福 祉 部 長 岩 尾 昭 徳	教 育 長	那 須 雪 子
	土 木 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也	教 育 部 長	松 永 高 春
	経 済 部 長 西 本 昇 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 岡 秀 雄
	子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春		

日程第 1 一般質問

午前 9 時 59 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。なお、永田議員より遅参の届け出がっておりますので報告いたしておきます。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦君。

○15 番 (荒木俊彦君) 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

質問の第 1 点目は、自然エネルギー推進のまちづくり、そのために原発に頼らないエネルギー政策、それに代わる自然エネルギー先進の町に向けての町としての決意、また具体的行動が必要ではないかということ提起したいと思います。町長は先の議会におきまして、町民の代表として原発エネルギーから自然エネルギーへの転換は必要なことである、このように名言をされ、このことには深く敬意を表するものであります。ただし、このことを個人の範囲の発言ととどめてはいけないうわけであり、福島原子力発電所事故で放射能で汚され、住み慣れた家を捨てて避難せざるをえなかった人たちがいます。いつ故郷に帰れるかわからない人がいます。職も奪われ、また子どもたちや孫の将来の放射能被害、このことに胸を痛めている人がおられます。このことは、いくら原発の保証金、いくら金を積まれたとしても、まさに取り返しのつかない問題だと思わなければならないと思います。ふるさとを奪われた人たちの怒り、または無念さ、絶望の心情を人事で済ませてはならないと思います。そのためにも、一刻も早い原発事故を終息させること、このことはもちろんであります。その原因であります原子力発電そのものをなくしていく責任があると思います。原発につきましてもたくさんの情報が流されて、会場におられる皆さんも多くのことを知っておられるかと思いますが、私はあえてきょう、マスコミがあまり流さない原子力発電の根本問題を指摘しておきたいと思っております。

まず、原子力発電は、これまで安全神話が振りまかれると同時に、原発は燃料が尽きることのない夢のエネルギーであるという宣伝が繰り返されてまいりましたが、これが真っ赤な嘘であるということが判明いたしております。私もいろいろ聞いたり資料を調べたり、その範囲内の話ではありますが、原発の燃料であるウランは、この 20 年来世界的に不足しているそうであります。あと数十年で枯渇をするであろうと言われております。そもそもウランの鉱石から取り出すことができます天然ウランは、鉱石料の 0.1%、最大でも 1%しか取り出すことができない。1 トンの天然ウランを取り出すた

めに100トンから1万トンのウラン鉱石が必要になり、つまり残りの99%の廃棄物土砂には、放射線の85%が含まれ、大変な公害問題となり、まさに人が住めない死の大地となっているそうです。さらに、この折角掘り出した天然ウラン、取り出したウランのうち、原発の燃料となる、いわゆる濃縮ウラン、核分裂するウラン235は0.7%しか含まれていない。このいわゆる燃えるウラン、核分裂するウランからつくられたのが、元々アメリカが開発した原子爆弾、広島に投下されたリトルボーイとなってしまったわけです。それでは、残りの93%の燃えないウラン238ですが、科学者たちはこの燃えないウランを再処理することによって、核分裂をすることができるプルトニウム239をつくり出しました。結局これも大量の原子爆弾をつくり出すために研究されたわけであります。このプルトニウム型原爆は長崎に投下され、フィットマンという名を付けられ、このプルトニウムから大量の原子爆弾がつけられてきたわけです。原発推進の勢力はこの原発燃料の濃縮ウランにそもそも限界があるため、燃えないウランを再処理してプルトニウムをつくり出し、このプルトニウムを原発の原料とする高速増殖炉、これを推進してまいりました。確かにこの高速増殖炉が完全に、また安全に実用化されれば、まさにプルトニウムは尽きることがない夢のようなエネルギーとなったはずであります。しかし最初に開発を始めたアメリカ、あるいはフランス、こうした世界の国々では、あまりにも危険である、コントロールが不可能である、そういうことから世界の国は全てこの高速増殖炉から撤退をしたわけです。ところが日本だけ、未だにこの高速増殖炉もんじゅを建設し、これにしがみついて、既に1兆円以上の国費が無駄に費やされてまいりました。結局、燃料が尽きることがない夢の核燃料サイクルは、完全に破綻をしたこととなります。

それでは、なぜ原子力発言を止めないのかという疑問が残ります。電力会社は原子炉でウランを燃やしてきた結果、大量の燃えかすであります、いわゆる使用済核燃料、この始末が一番の悩みとなっております。この使用済核燃料の中には、原爆の材料となるプルトニウムが含まれ、100万キロワット級の原発を運転しますと、1年間で広島型原発1千発以上プルトニウムが溜まり続けています。日本には、使用済み核燃料が1万3千530トンもあり、アメリカ、カナダに次いで世界第3位の使用済み核燃料が今もまた増え続けております。皆さんご承知のとおり、福島事故のとき、冷却プールに貯蔵されていたものであります。電力会社は、燃えかすに含まれるプルトニウムをウランに混ぜ合わせてMOX、いわゆるモックス燃料として燃やすことを考えつき、これをプルスーマル計画というそうありますが、これに飛びついて原発を続けようとしているわけですが、しかしこのモックス燃料は、まさに危険きわまりないと言われ、灯油にガソリンを交ぜて燃やすようなものだと言われております。いったん大事故を起こせば、福島原発事故を上回る、コントロールが不可能となる大惨事につながると言われております。こうした原発の危険性、そうだったら現在ある原発を安全に管理していけば問題はないではないか、こういう意見もありますが、しかしそれでもなお根本的な問題は解決できません。原発の運転を続ければ、使用済み核燃料が溜まり続け、現在日本では青森県六ヶ所村の再処理工場をつくりましたが、度重なる事故、トラブルが続いてストップ状態であります。もしこの再処理工場が稼働したとしても、高濃度の放射性物質、死の灰が溜まり続けることとなります。この死の灰の放射能は半減するのに何万年、自然界レベルになるまで数十万年以上かかると言われて

おります。世界で始めて、この死の灰を貯蔵する処分場計画がスウェーデンで発表されて、この施設では10万年管理をしていかなければならないと言われておりますが、一体10万年後の安全まで誰が責任を持つのであろうかと言われております。最近のニュースで、原子力発電による発電が一番安上がりであるという宣伝が真っ赤に嘘であることが報道なされております。また、国会では再生可能エネルギー買取法が成立をいたしました。しかし、それでも多くの政治家と電力会社、つまりまだ原発を再稼働しようとする動きは収まっておりません。なぜ原発稼働にこだわるのか。そこには、まさに原発マネーに群がる、そういう根本的な原因があると思います。1基原発をつくりますと、少なくとも5千億円かかるそうではありますが、大津町の一般財源が約100億円でありますから、まさに町の財源50年分が1基の原発に注ぎ込まれ、その莫大なお金に群がっているということが言えると思います。

そこで、町長にお尋ねをしますが、原発の実態、仕組み、危険性、私が聞きかじりのような話をするだけでは、とても町民の皆さんに広げることにはできません。専門家を呼んだりして講演会や学習会が必要かと思えます。原発の本質的な問題、なぜ危険なのか、こういうことを明らかにしてこそ、再生可能エネルギー、つまり太陽光や水力、風力などの自然エネルギーへの爆発的な転換を進めることができると思うからであります。また、自然エネルギーの可能性、これを併せて早急に、また急激に立ち上げていかなければならないと思います。そのためにも、その分野の講演会や研究会の立ち上げが必要かと思えます。その際、これまで原発神話を振りまいてきた、いわゆる御用学者ではこの役割は果たすことはできません。町民の皆さんと協力をして、知恵を出し合い、企画や準備、実行に当たる、そういう視点が大切であろうかと思えますが、町長の見解を求めたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。ただいま荒木議員のほうからの自然エネルギーの推進についてのお話の中で、大変原発についての情報、あるいは勉強、危険性、いろんな形でお話をお伺いし、その件につきまして本当に原発の状況というか、今まで国が国政でやってきたその安全神話について、我々もそれを信用しながら安全であるというような思いがあったのは確かでございます、このように多くの一般の人々については、勉強や情報を勉強する機会なされてなかったのは確かじゃないかなというふうに思います。このような事故が起きてみて、本当に恐ろしさというか、人の命の、そして財産、いろんなものが想像しがたいものに及んでいるということで、実際東日本で実感をしているような状況でございますので、私どももこの地域においても、やはり原発の勉強や情報、そういうものと共に原爆で亡くなられた長崎や広島の関係についても、大津町についても宣言都市に入っておりますけれども、今言われたようなそのような勉強会がなかなかなされていないのは確かでございますし、今後については議員おっしゃるように新しい情報なり勉強をするために、今、大津町にはまちおこし大学が開校されている中で、新エネルギー学科も立ち上がり、十数名の皆さんがその学部で研究されるわけでございますけれども、そのような中で一步一步と勉強を重ねる人たちと、そして多くの町民の皆さんにわかっただけのような講演会や、あるいは各地域においての広報をしっかりとやっていなくちゃならないためにも、まずもっては大津町職員の勉強をしっかりとしながら、大津町

の職員の地域担当の職員から地域に下ろしていきながら、関係区長さんや関係の皆さんと、まずもって勉強をさせていただくような方向をしっかりと取っていきたいというふうに思っております。もちろん、そのやり方については、新年度関連等についての勉強を早速させていただきながら、それに代わる新エネルギーについても、今、まちおこし大学の中で研究されておりますとともに、我々行政としても大津町の地域全体における新エネルギーの活用について調査をしながら、そして今やっておる我々の太陽光発電の行政の施設関連等についても付けておりますとともに、民間にお願いをしておるような状況でございますけれども、やはりそのように自然エネルギーの掘り起こし、そのための調査をしっかりとやりながら実行に移せるようなものやっつけていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう中において、大津町の企業関連等についてもソルテックさんをはじめ、あるいは昨日申し上げましたように地熱の風、発電をするんじゃなくして節電の関係で使うというような方法も考えられるわけでございますので、変わった方向で、転換で地球の温暖化対策も、環境保全の関係もやっつけていかなくちやならないというふうに思っております。その窓口としては、環境保全課のほうでしっかりと取り組みながらやらせていただきたいというふうに思っております。そういうようないろんな形のものがあります。大津町においても、環境保全組合のごみの処理施設も今検討を、町民の皆さん、お願いしておりますけれども、これについても新エネルギーができるようなものをつくっていくためには、やはりこれも住民の皆さんの理解が必要でございますので、そういうのも併せながら一緒に勉強会をやりながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私ごとではありますが、福島原発から大量の放射能が飛び散って、200数十キロ離れたところまで影響が出て、私の親戚も東京方面から子どもの幼児の被爆を恐れて大津町に疎開をしまいでございます。私も当初は、大半の人は東京近辺で我慢して生活しているんだから、何も疎開までは必要ないだろうと言っていたわけですが、情報を知れば知るほど幼児の内部被爆の恐ろしさ、取り返しがつかないこと、こういうこともあって、あえて現在も疎開が続いているわけです。

また、まちおこし大学の話もでました。本当に雄志の皆さんがボランティアであらゆる知恵を持ち合って努力をなさっていることに頭に下がります。そこで、大津町は南側のベランダに非核平和都市宣言の町ということで横断幕が掲げられております。原子力発電のウランもプルトニウムも、まさに核兵器と材料であります。こうした非核平和を追究する点からも、ぜひ力を入れていただきたいと思えます。

そこで、町長も前向きに努力をするということで答弁をいただきましたが、今、町の職員が国の出先機関に、専門機関に出向をしていると、そういう町でもあり、ぜひ大津町ですね、県内一、あるいは日本一とまでは言いませんけど、自然エネルギーの先進の町としてぜひ力を入れていただきたい。そのためには、例えば自然エネルギー開発課、要するに専門の職員を常駐させると、それぐらいの力を入れていかなければ、単に絵に描いた餅になりかねないと思うわけでありましてけれども、そうした決意、検討に値するかどうか、町長に再度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。



○町 長(家入 勲君) 今後の取り組みについてのご質問でございますけれども、おっしゃるように、今、議会、町民の皆さんのご理解を得ながら、本庁の新エネルギー課のほうで係長として頑張っておる職員もおりますので、来年帰ってまいりますのでそういう中でしっかりと取り組みをさせたい。しかし、新たな、例えば今の機構の中で環境保全課というのがございますけれども、その仕事を見ております中で、やはり行革というか、省けるものは、あるいはやらなくていいものはちゃんと整理をするような形の中で、その環境保全課の中での仕事の内容についても十分精査する中で、しっかりとそこで取り組みをさせていきたいというふうに思っております。いろんな形の中で、町の機構の中でも昨年から少し見直してはというような指示をやっておりますので、そういう中でしっかりと役場内の行革を再度進めるといようなことを今指示しておりますので、その中でしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長(大田黒英生君) 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 新たな課をつくるかどうかは、一つの例として挙げたところでありますが、いずれにしろ原子力発電所を全廃するためには、まさにいつまで原発を廃止するのか。ドイツのように既にそういう方針を立てて、期限を切って自然エネルギーを世界的にもシェアを拡大している国もあるわけです。そういう意味で、もちろん国の力が一番ではありますが、国が未だに原発の再稼働をなし崩しに進めようとする今の状況から見て、地方から具体的な行動、声を挙げていかなければならないと思いますので、それほど、もっとそれにふさわしい力を入れてほしいということで質問をしたところであります。今後の具体的な取り組みを見ながら、私たちも微力ながら力を合わせて頑張りたいと思います。

そこで、第2問目の質問に移ります。町長も触れられましたが、自然エネルギーの開発と同時に、節電、低エネルギー社会への工夫がますます求められているところでありますが、私もこれまでLEDの電球の普及とかでエネルギーの節約等も述べてまいりましたが、実は子どもが天津駅を通じて自転車通学をするようになって、しょっちゅう天津駅を行ったり来たりするというのを見る中で、駅前の自転車置き場ですね、現在は北側しかございませんが、まさにちょっと見るに耐えない、町の玄関にはとてもふさわしくない状況を目の当たりにいたしました。そこで、エネルギーを節約するという意味からも、自転車の利用促進、これを町の政策目標として掲げるべきではなかろうかと思えます。また、私事ではたまにしか自転車に乗りませんが、何せ天津は山・坂が多いということと、例えばこのメインストリートでありますこの役場の前の東西道路、旧57号線は、自転車で走っていると、まさに恐ろしい、いつ車と接触するかわからないという状況であります。そこで、今、町では三吉原北出口線、あるいは県道であります南北道路、それから駅前楽善線がこれから整備がなされるわけですが、自転車が安全に通行できる、そういう理念を持って、可能な限りそういう安全に自転車に乗れる環境づくりが必要ではなかろうかと思えます。それから、先ほど言いましたように、駅周辺整備、南口は現在整備がなされておりますが、北側の自転車置き場は、このままではとても町の玄関口としてふさわしくない。また、自転車を普及する理念にも反すると思えますので、この3点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 自転車の活用に対する駅前周辺、駅周辺の二輪車の場所、あるいは町道関連等につける二輪車の安全で走れるような対策というようなことでございますけれども、駅周辺におきましては、もう議員言われたとおりで、大変大津町の顔としては自慢するような状況ではないのは確かでございます。そういう歩道にも並べるといような、やはり場所がないから仕方ないのかなといようなことで今までやってきたし、あるいは放置自転車については警察のほうとも相談しながら引き上げたりいろいろやっておりますけれども、南のほうはそれなりに東側のほうに整備する予定であります。北側については、どうするかということでご相談を担当のほうにもしておりますけれども、もしよければ、住民の皆さんと警察と相談しまして、今、町がつくっております防犯センター、あそこまでは車が通る、これはJRのバスの回転の土地があります。あれから西、2、30メートルございますけれども、あれを止めて、車を止めまして駐輪場にするということ、歩道は歩道なりにつくってありますから、あの道路の真ん中を駐輪場にするといようなことも考えられるといふふうに思っておりますので、そういう形で担当のほうには、まず地元の皆さんの了解を得ながら、警察のほうと相談しながら、そのところを駐輪場にできればといふふうに思っております。そうすれば、南のほうに車は橋本旅館の前の道路改良ができておりますので、あちらから回れば車の不便さはなくなるんじゃないかと思うし、また駅前のお迎えされる車の安全性といつか、交通安全についても解決できる策ではないかなといふふうに思っておりますので、地元と相談しながら交通規制をやらせていただければなといふふうに今、担当のほうにもそのように指導をしております。

自転車関連の二輪車関連でございますけれども、国も大変そのような乗り気でやっております。都会では歩道の中を自転車が走りますので、歩いておるのに大変危険である、危ないといようなことで、国も真剣に考えているようでございますけれども、我々のほうについても、やはり渋滞する時間帯といつか、歩行者が歩く中で、やはりそのような設備が現在なされてないものですから危ない状況は確かでございます。今後都市計画道路とかそういうものについては、ある程度歩道の幅を取りながらやっておりますので、まあまあ安全性にはできておりますけど、しかし今の従来の町道関連等については、なかなかその辺のところは厳しい状況でございますし、その辺についての対応については、今後の課題として担当のほうでしっかり考えていただくようお願いをしております。もちろん、議員おっしゃるように町の北部地帯については急傾斜が、平川やあるいは矢護川といようなところには急傾斜ございますけれども、南のほうについては平坦でございますので、その辺の自転車サイクリングロードを兼ねたところの観光、あるいは白川ラインといような形の中で、菊陽、鼻ぐり井手から岩戸の里までのその中に江藤屋敷をはじめ岡本さん、そして上井手、下井手の取り入れ口ありますので、その辺のサイクリングロードといような形で整備する中で、県の改良も進んでおりますので、歩道関連等、自転車のルートもどこに付けるかということも今後検討をしていかなくちゃならないんじゃないかなといふふうに思っておりますので、議員おっしゃるようにいろんな形で今後は新しいやり方といつか、新しいその住民の皆さんがあまりにも便利な生活になれてきておった関係ですけれども、今度は我慢しながらやっていけるものを住民の皆さんにご協力いただいて、ご理解していただ

けるような対策を取っていかなくちゃならないんじゃないかなと、そんなことをやらなくては、国おこしにはつながってこないんじゃないかなというふうに思っておりますし、今後についても十分検討をしながらやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 我が町の道路事情からしますと、自転車の専用道路、通行帯をつくるのは、ほぼ不可能であるということは承知をしておりますが、全国の例をみますと歩道の中を自転車が走るの、平坦なところだったらそう危険性は少ないと言われておりますが、それでも自転車と歩く人が接触事故を起こすという問題があります。よほど歩道の幅が確保されていれば別ですが、それ以外はやはり車道の左側を自転車通行レーンということで、色補付けた舗装、カラー舗装ですね、そんなに金がかかるものではないと。それから、自転車に乗ればわかりますが、側溝の蓋のでこぼこ、あるいは鉄板等がありますと簡単に滑って転倒をしてしまう。それで、本当に自転車では通りにくい状況となっております。そうしたでこぼこを無くしたりする、だからカラー舗装をするとか、そういう工夫をやはりしなければならぬと思います。特に大きな財源が必要であるとは思わないわけでありまして。それから、サイクリングロードのお話がありました。大変私もそのことを言おうかと思っておりましたが、白川周辺あたり、この季節サイクリングロードがあれば本当に我が町を見直すことにもつながるかと思っております。そのほかに、私の地元であります本田技研の外周道路、それからその東側に唐芋畑が広がっております。自慢ではありませんが、田園風景も確かに素晴らしいですが、今、唐芋畑のところを通りますと、まさに樂園のような、本当に快適な風景が広がっております。こうしたサイクリングロードを町としてですね、町内何本か開発をしていく、紹介をしていく、こういうことも確かに自転車を普及する大きな力になるのではなかろうかと思っております。そういうことで、こういうことは提案をして、先ほど駅前については町長の大変斬新のアイデアということで、私も地元の方たちが納得をされれば大変いいことだと思うわけでありまして。そこで、これは担当部長にお尋ねをしますが、駅前楽善線、これからつくります。残念ながら美咲野から下りてくる県道は、特に下りで自転車が歩道を通ったら、これこそ大事故になりかねないということで、自転車通行についての何て言うんですかね、発想が、県道ですからしょうがないですけど、駅前楽善線は町道ですので何らかの工夫が必要ではなかろうかと思っておりますけど、考えられることがございましたらお答えを願いたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

駅前楽善線についての質問ですが、駅前楽善線につきましては、今、県のほうがつくっております県道よりも若干勾配がきつうございます。逆に、非常に自転車で通には非常に厳しい状況じゃないかなと思っております。できれば、駅前楽善線ができますと、ほかの道路について若干交通量が減ってくると思っておりますので、自転車通行を考えるのであれば、ほかの路線でそういう道路を計画したほうがいいのじゃないかなということで考えております。駅前楽善線につきましては、勾配もきついですし、道路幅員もですね、どっちかといいますと少し歩道も狭いですし、路側帯も狭くなっておりますので、そのあたりも含めたところでちょっと今のところ厳しいんじゃないかなということで考えております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 駅前楽善線は勾配がきついというのは確かにそうですが、ほかの道路に誘導するとしても、やはり自転車が通ることは間違いないと思います。上りは、こいで上がるのは大変ですから、押してあがれば歩道を通っても問題はないかと思いますが、とりわけ下りについてはですね、自転車は通るなというわけには多分いかないと思いますので、路側帯の工夫とかはぜひとも必要であるかと思うので、さらに検討をお願いいたしておきたいと思います。

それでは、3問目に移りたいと思います。今年は介護保険の見直しの年となっております。今年見直しの計画が進められ、来年から実行されるということではありますが、国のほうでは、いわゆる社会保障をきり縮める政策が進められるとしております。私の母親は現在要支援であります。国の計画ではこの要支援の認定者については、国の財源をうち切ってしまう。つまり、国はもう要支援の人たちは面倒みないという方向を進めようとしているらしいのですが、まさにとんでもないことだと思うわけです。その中で、国民の生活が第一とマニフェストに掲げて政権交代を果たした民主党であります。その中で介護労働者の賃金上乘せ政策がございました。1人当たり確か平均で1万5千円程度だと思いますけれども、ところがこれが時限立法でありますので、今年で終わってしまう、放っておけば。多分まだこれを継続するかどうかは国が明らかにしてないようではありますが、その見通し、万が一国がこれをうち切った場合、町独自の財源を使ってでも私は支援が必要かと思いますが、その対応についてお尋ねをしたいと思います。

もう1点は、家族介護慰労金という制度がございます。これは、介護保険の中で介護サービスを1年間全く利用しないで自宅で要介護の重い方を介護している、その家族の方に大体年間1年で10万円から15万円程度の慰労金を支払うということではありますが、これを実施するべきではなかろうかと。しかし、これはそもそも問題が確かにあります。この制度ができたきっかけは、当時の亀井大臣、亀井さんがですね、家族が介護になった場合、面倒を見るのが当たり前だ。これが日本人の美德だとか言ったことから無理矢理つくられたという経過があるようではありますが、しかしそれでもそういう人たちがおられれば慰労金を出して当然かと思います。それと併せて、私はほかの自治体の調査もちょっとしてみました。自宅で要介護5、6と大変重い人たちを介護なさっている家族の方がおられます。サービスも使っておられますが、それでも本来は特別養護老人ホームなど施設を希望させているにもかかわらず施設が満杯、入れない、やむなく自宅で介護せざるを得ない、介護するには仕事を辞めなければならないという人もおられるわけありますので、こういう方々にサービスを使っていたとしても、先ほどの家族介護慰労金とは別の家族支援手当をぜひ支給するべきではなかろうかと思うので、お答えを願いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の介護保険の見直しに伴うところの2点のご質問でございますけれども、町の支援が必要というようなことについてでございますけれども、介護保険制度については、社会保障制度審議会、あるいは介護給付費の分科会で審議されておまして、どのような改正になるかは現在のところはっきりしておりませんが、国は平成21年度の第4期介護保険事業計画策定どき

に介護報酬の2.8%の引き上げが行われております。国は、今後も処遇改善に取り組むと言っておりますので、今後の審議の動向を期待しているところでもあります。議員おっしゃるように、本当に私どもの介護されているそれぞれの法人の皆さんも大変苦勞しておられるというか、募集してもなかなかですね、安定して職についておられるという状況ではないのが確かであります。そういう意味におきまして、国・県のほうにしっかりとそのような処遇改善をお願いしていきたいというふうに思っております。きのうにもお答えしたように、やはり今後の社会保障、その辺の高齢者というのがどんどんいみってまいりますので、そういうのを考えますと、一度やったものはなかなか厳しい状況でございますので、現状のところ、国のほうでしっかりと取り組んでいただけるようお願いをしていかなくちやならないので、今後の動向をしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

また、家族介護の慰勞金というような在宅介護手当で家族の支援をというようなことについてでございますけれども、おっしゃるように在宅での重度の介護認定者を介護されるところは家族介護給付金による月6千円の紙おむつ代を支給していますが、併せて社会福祉協議会が家族介護者の交流会を主催し、情報交換により介護者の心身のリフレッシュを図る事業を行っております。一律的に、直接的な手当を支給するより介護サービス等を充実することではと、介護者の負担軽減を図ることが望ましいと考えられますが、ご提案の件は諸般の動向を見て検討してまいりたいと思っておりますが、現状について担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員のご質問で状況等についてお答えいたします。

町長が先ほど申しましたように、国では現在社会保障制度審議会介護給付費分科会で審議されておりますが、まだ改正内容が示されておられませんのではっきりとしたことが申し上げられない状況でございます。前回は平成21年度からの第4期介護保険計画の制度改正に伴いまして、大津町には介護従事者処遇改善臨時特例基金といたしまして、精算額で1千365万2千779円が交付され、保険料の軽減のために毎年3分の1を取り崩しておりますが、これは第4期介護保険事業計画策定時に介護報酬が2.8%引き上げが行われまして、そのうち介護事業者処遇改善のために行われたものの半分が保険料の増加を抑制するために国が市町村に交付したものです。これは制度上の報酬改定であるために、町が特別に費用を負担したということではなく、国・県・町、被保険者等が定められた負担を行っているところです。また、このほかに介護職員の処遇改善として賃金を上乘せした事業所には国が処遇改善交付金といたしまして直接交付しています。処遇改善交付金につきましては、厚生労働省のホームページでは24年度以降も処遇改善に取り組みますと記載されておりますので、全くうち切ることではないものと考えております。

次に、家族介護慰勞金と別枠で家族介護手当で、家族の支援についてでございますが、町長が述べましたように、現在在宅で重度の要介護認定者を介護されているところや家族介護給付金による月6千円の紙おむつ等の支給と社会福祉協議会が在宅介護者の集いといたしまして、家族介護者の交流会を通して情報交換、心身のリフレッシュを図る事業を行っております。家族介護慰勞金制度は、その該当者が少ないことから制度を廃止した経緯があり、在宅介護手当についても必要性は少ないのでは

と考えております。在宅介護者の負担を軽減するために介護保険を利用したデイサービス事業等が行われており、それらはかなり在宅介護者の負担の軽減につながっているもののご意見を伺っております。町長が申しましたように、家族手当を支給することよりも家族が利用しやすい介護保険の利用サービスの充実や介護者の精神的な支援等が家族の負担の軽減につながると思いますので、今後どのようにするか検討してまいりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 介護保険の設立の趣旨は、家族が、子どもが、あるいは親御さんがということで大変な思いをしてきた分野を社会的に介護の体制を整えるというのが本来の趣旨であります。また、そこで働く人たちの仕事は、人が人を介護する、人が人を大切にする、まさにこれほど崇高な大事な仕事はないと思います。その大事な仕事に見合う報酬にとってもとても足りない、だからそもそもなり手が少ない。せっかく就職をしても、途中で生活を考えると辞めざるをえないというのが今現状となっております。町も大いに声を上げて、こうした人たちの処遇改善の声を我々も上げますけど、町としても上げて、大きな声で上げていただきたいと思います。そのことは、日本の経済を回す上でも雇用の拡大につながり、また雇用が増えれば地元での消費も増え、経済が回っていくという好循環と同時に、老後の安心が広がると私は確信をいたしております。

それから、家族介護手当、確かに手当だけではとても解決できる問題ではありませんけど、施設入所を望んでおられる人たちが施設にも入れない、保険料だけは取られるけど必要なサービスが受けられないという現状もあるわけですので、こういったご家族に対してご意見を聞きながら、さらに充実した体制を進めていただくことを要望しまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分より開会します。

午前10時57分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） おはようございます。東日本大震災、とりわけ福島原発での被災者の皆さんは、見知らぬ避難者たちと共同生活をし、あるいは見知らぬ土地で顔の見える関係をこれからつくろうとされています。例え見知らぬ人でも、まずは人として尊重するという態度、その態度で必死に努力されているのではないかと思う次第です。その努力に対して、心から敬意を表しますとともに、非常に厳しい状況ですが、1日も早い復興を望むものでございます。

それでは、1番議員、金田俊二が通告に従って質問を行いたいと思います。

まず、今こそ集客を展望したまちづくりをということで行いたいと思います。蒲島知事は、本年1月4日、念頭の記者会見において、大熊本空港構想を打ち出されました。その内容を紹介しますが、知事はこのように言われています。最初に出てきた争点は、豊肥線の肥後大津駅から空港まで線路を

引いたらどうかという話でした。これは、皆さん多くの方が言うておられます。当時の石原JR社長にその話をしたところ、「不可能だ、まず金がかかりすぎる、その割には乗客が少ない、とても考えられない」ということを言われました。では、利便性を高めるためにどうすればいいかと思ったところ、別に空港に駅をつくらなくてもいい、空港を広げればいいのではないかと思ったのです。空港を広げることにより、空港敷地そのものの橋が肥後大津駅に架かる、肥後大津駅を熊本空港の駅にしようというのが熊本大空港構想で、肥後大津駅と飛行場の間は、成田や羽田のようにシャトルバスや空港バスを走らせればいいのではないかと考えました。そうすると、飛行場をつくる必要もない。飛行場はコンクリートで敷き詰められたというイメージがあると思いますけれども、飛行場の中にゴルフ場や田んぼがあってもいいし、工場があってもいいわけです。全体として日本一の飛行場に見立てようというのが大空港構想です。もともとこれを考えたのはパリの空港に行ったとき、パリには2つの空港があるんですが、そこを延々とシャトルバスが走るんです。それから比べると、熊本空港から肥後大津駅ぐらいまではすぐではないかと考えました。最高でも15分程度でしょう。日本一の空港にするためには、西原村、益城町、あるいは大津町、菊陽町、そういう町の一部まで広め、田園まで取り込んだ空港にしたらどうかと考えました。空港の中に工場があり、ゴルフ場や病院があると様々なことが可能になってくる。そして、熊本空港は日本一美しい空港と言われるのです。観光客のいらっしゃるぐらいですから、阿蘇まで取り込んだ大空港構想は、熊本市の政令指定都市としての発展も考えられますけれども、副都心機能としての大空港構想も考えられる。第一段階として、今テストとしているのが空港から肥後大津駅までのシャトルバスです。テストケースですけれども、今、肥後大津駅と熊本空港間のバスは料金を取っていますが、空港の中、空港内のシャトルバスは無料です。だからそのようなこと、無料シャトルバスは可能というのを大空港構想の中で考えているものです。これは、乗客増というマイクロなものではなく、もっと夢の膨らむような一つの大きな都市計画というか、空港を中心とする都市計画で、将来は特区になるかもしれないという可能性もあります。ただ今は目標です。夢と目標の政治なので、それに対して一步一步どうやって踏み込んでいくか、ちょうどシュートの実現と同じように大きな長期目標でありますけれども、少なくとも私は任期中に一步一步進めていきたいと思っておりますと、このように言われています。また、最近の記者会見では、大津駅を阿蘇熊本空港の玄関と位置づける発言もありました。これらの知事の発言は、大津町にとってまたとないチャンスじゃないかと思えます。そういう意味で、大津町では駅南にビジターセンターを建設され、10月11日にオープニングイベントが計画されてもおります。

そこで質問いたしますが、先日の全員協議会で当面ジャンボタクシー3台分の待機スペースを確保し、町内のタクシー業者に委託、半年間は無料で利用できると説明がありました。先ほどご紹介しました知事の記者会見、知事の大空港構想からすれば、私自身は永久的に無料運行となってもよいと思われませんが、町としてどのようにお考えか。また県との話し合いを今後どのように行われていくのかお尋ねいたします。

また、知事は熊本市の政令都市としての発展と同時に、副都心機能として大空港構想についても言及されております。大津町にはJR豊肥線という宝物があります。新幹線の開業などの現状を踏まえ

て、集客を展望した政策として、大津町運動公園に県営野球場の誘致やテニスコートの建設等、総合運動公園にする考えはないかお尋ねをいたします。もしそれらの事業を通して豊肥線の利用が格段に高まれば、JRとしても運動公園に駅の建設、あるいは豊肥線の複線化、大津空港間をモノレールで結ぶ構想も夢ではなくなると考える次第です。町長のお考えをお尋ねいたします。1問目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の集客を展望したまちづくりについてのまず駅からの空港のライナーの継続性についてでございますけれども、知事のほうの考えは議員のおっしゃるとおりでございますので、現在半年間の1千600万円の予算を組まれ、来年3月までというような予算を今組んで県議会のほうに提案されるということで、県議会のほうからも視察にお見えになられたわけでございます。そういう意味におきまして、今後について利用客が少なればなくなる可能性は十分あります。我々としては、町の企業、ビジネスマンの皆さんをはじめ、ビジネスホテルの皆さん、そして多くの町民にしっかりとご利用できるよう今後PRをやっていきたいというふうに思い、そのPR、その力、町の力は県のほうをしっかりと予算付けしていただけるんじゃないかなと、そういう我々がやることをやって県のほうに話をしていかななくてはならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、1日が出発式でございますし、11日にはお披露目ということで、町関係や関係機関の皆さんを一堂に集めながら、しっかりとご理解をしていただくようなイベントを組ませていただいておりますので、今議会に予算を提案しておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

そういう中で、豊肥線の運動公園に伴う総合的な公園をとということでございますけれども、いろいろとお話も聞いておりますので、いろんな形で運動公園の、例えば藤崎台の移転問題もいろいろ出ておりますので、そういうような話の中で事業の推進関係を調査しておりますけれども、相当な金がかかるというようなことでございますので、しかし町としてのスポーツを通しての観光振興、経済振興を図るためには、おもしろい事業ではないかなというふうに思っております。しかし、もしそこに野球場関連等ができたからといって、JRの駅をつくるというような形になるとJRとのお話も、前、調査いたしましたけれども、赤字では無理だというような話も出ておりますし、現在のJRの今の考え方については、大津町の駅までは大丈夫ですけれども、その以降、東のほうに付いては2車線、副車線も駅もJRとしてはつくらないというような基本的な考えがあるようでございます。もちろんつくるとすればどうなるかという、町が全部負担しなくちゃなりませんし、その後の経営状況についてもいろんな交渉がJRとやっていく中で、駅をつくるのに、例えば東海大学とか憩いの村にできておりますけれども、3千万円近くでプラットフォームだけであればできるかもしれませんが、あとのJRに対する委託というか、支援というか、そういう費用が新たに要ります。電車が止まり、発車する、そのエネルギーの経費が要るそうでございます。いろんな小さな課題事項もたくさんありますけれども、いろいろ話してみるとそういうような状況で、でも光の森の駅もできておるし、あるいは2、3年前は崇城大学のほうもできておりますけれども、それなりの5億円なり、それなりの金額がかかっ



ておりますし、JRさんについてはつくられることについてはそれなりの負担をお願いしながらやらせていただくというようなことで、何しろ止めて儲かるんじゃないですかと言っても、なかなかその辺のご理解というか、経営というのがそういう状況でございますので、大変厳しい状況であります。我々としてもいろんな形で運動公園、野球場というような形をつくる中に、東のほうに用地交渉をしながらまた新たにつくるという莫大な金が必要になってまいりますけれども、その辺が県で負担していただく、あるいは国の補助がある程度あれば検討する価値があるんじゃないかなというふうに思っております。そういうような状況でございますので、まずは駅周辺のライナーの継続については、町民の皆さんをはじめ議会の皆さんのご支援をいただきながら、その利用をしっかりとやってもらうことが一番であるというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 昨日もライナーの利用、コマーシャル、宣伝をどんどん町としてやりますというご説明がありました。私もどんどんやって、利用者どんどん増やしてほしいなと思っているところです。先ほど1千600万円県が出している、半年ですね、出しているということで、県の厳しい中でも一般会計予算23年度当初予算で7千200億円を超えていると思います。ぎりぎりの中であるかと思えますけれども、全体予算からすればよその台所事情を突っ込むわけじゃないですけども、何とかできる金額ではないかなというふうに思う次第です。併せて、先ほど申し上げました利用客の増加ということをも町としてもどんどんやっていただきたいなと思っております。

藤崎台野球場については、私も高校野球等、応援に行くわけですけども、駐車場がかなり不足しているなというイメージを持っております。また、熊本城との景観上、必ずしも適当な場所ではないなというふうに思います。高校野球や都市対抗野球、プロ野球などの公式戦でもやるようになれば、集客力は計り知れないものになるのではないかと。また、テニスコートの使用料などを見ると、スポーツ施設関連でテニスコートは他の施設と比べてかなり利用、使用料も入ってきている状況ではないかと思えます。8月16日、JR九州は5千万円を投入して三角駅の大改修をすると発表しました。熊本三角間に観光特急を土・日・祝日や冬休み期間中に1日2往復させるための投資だということです。募集されていた三角線の相性もひらがなであまくすみすみ線となったというふうに聞いております。採算ベースに乗ると判断すれば、企業は投資します。JRがその気になるようなまちづくりを行政や町民、企業などが一体となって一大運動を巻き起こせば可能性もあるのではないかという考えです。なかなかこんな厳しい時代にかかなりの投資が必要になるかと思えます。まずは調査、それから大津町はこんなことを考えているという意思表示を町上げてやっていけたらと思えます。そのためにも、私自身、一生懸命応援していきたいと思うところです。そのことを申し上げまして、次の質問に移りたいと思えます。

人づくり、まちづくり、海外派遣事業のさらなる充実をということでございます。海外派遣事業は、本年度で18回目を迎えたところです。先日、8月29日に今年の参加者による報告会がありました。その中で、日本企業がネブラスカで活動するならどこがいいだろうかと州のほうに尋ねたところ、ヘイスティングスを紹介したということでした。これも姉妹都市を結ぶ大津町が友好を温めてきた結果

だと思います。ヘイスティングスは親日派が非常に多いということでございます。何よりも帰国した子どもたちの生き生きとした表情が印象的で、これからの人生にとってかけがえのない経験をしたのではないかと感じたところです。ただ、町が今年になって明文化した平成23年度アメリカホームステイプログラム実施要項では、世帯に町税等の滞納がない者となっております。学校教育現場では、親の滞納のある、なしに関わらず、等しく教育の機会を与えている、そういう取り組みがなされています。むしろそういう家庭には要保護、準要保護という制度で手を差し伸べていると思います。さらに、学習特別支援指導雇用事業や特別支援教育就学奨励金などを通して、児童生徒一人一人に目を向けた施策が講じられております。人材育成と位置づけ、対象を中高校生としているのであれば、申し込み段階での滞納要件を削除すべきだと思いますが、教育長、町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 金田議員の人づくり、まちづくり海外派遣事業のさらなる充実に関するご質問についてお答えいたします。本年の海外派遣事業でアメリカのヘイスティング市に派遣された中学生1名、高校生7名、計8名の報告会が議員が先ほど触れられましたように8月29日に行われました。昨年と今年の報告会に私も参加させていただきました。そして、改めて中高生に異文化体験の機会を与えることの意義を感じることができました。本事業に応募する生徒たちは、それぞれ夢や目的を持っています。将来通訳など英語を生かした仕事をしたいので、自分の英語力が本場でどれくらい通じるのか試してみたいとか、将来デザイン関係の仕事をしたいので、アメリカの文化に触れて色彩等の感性を磨きたいとか、文化や風土、人々の暮らしぶりなどに直接触れて、日本との違いなどをつかみたいとか、英語には自信はないが、アメリカの人と積極的に交流して、コミュニケーション力を付けたいなどのしっかりした参加動機を持っていました。そして、参加後の態度や報告内容を聞きますと、短期間のホームステイや社会見学、体験活動や交流活動ではありますが、生徒たちの学んだことの多さがよくわかりましたし、人間的に成長したと感じられるものもありました。時代を担う中高生が言語も文化も違う異国に行き、直接見聞したり交流したりすれば、人間観や物の見方、考え方が広がり、多様な価値観づくりができると思いました。また、日本を離れてみて改めて日本のよさに気づいたこともあったようでございます。このように、国際的感覚を持った若者を育てることは、将来のまちづくりにも生かされるものと思います。価値ある、そして意義深いアメリカホームステイの機会は、より多くの生徒たちに均等に与えたいものだと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 海外派遣事業につきましての子どもたちの派遣についてでございますけれども、おっしゃるように、教育長も議員もおっしゃるようすべての学生に行っていただきたいという思いは確かでございます。しかし、全部の子どもたちを行かせるというわけにも、あまりにも遠すぎて費用もかかるということで、なかなかその辺の対応は厳しいんじゃないかなというふうに思っております。しかし、行けない子どもたちが行った子どもたちから話を聞きながら、そして自分もいつか世界で羽ばたくような、そういう世界を見ていきたいというような思いが強くなっていただけるのは、そんな思いをまた一方では持つものでもあります。そういう子どもたちが元気に、そして大人になっ

てそのような思いで頑張っていただけの子どもたちが育ってくればなという思いをしております。今回の滞納の所帯というようなことについては、大津町の補助交付基準に関する要項に基づいて設けておりますが、その中で人づくり、まちづくりの海外派遣事業選考委員会設置要項によりますと、経費の一部を参加者に助成するものとなっております、大津町補助金交付基準に関する要項の判断基準の的確性によると町税等を滞納していないこととなっていることにより、この滞納要件を今回募集の欄に上げたんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、今後については十分検討しながら省くというような形でいきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1 番（金田俊二君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがたいと思っております。教育長のほうから効果が非常に多大だというお話がありました。できることなら均等にその機会を与えたいと。また町長から省く方向でというふうに言っていただきました。これはまた知事の発言ですけれども、貧困の連鎖を教育で断ち切ると言われております。今、格差社会の中で非常に厳しい親があると、その連鎖を断ち切ると、それは教育でしかないという強い考えの下で言われたことだろうと思います。そういったことで、今回、滞納要件もぜひ外していただいて、機会を子どもたちに均等に、それぞれ教育基本法の精神に則って、私は教育委員会部局、それから町長部局、部局が変わっても教育に関しては一貫した精神、そういったものが必要かと思えます。ぜひ早急に、来年からになるかと思えますけれども、削除していただきたいと思っております。

それでは、次に3問目の白川と親しむイベントの開催についてということについて質問いたします。大津町は太古の昔から白川の水の恩恵を預かっています。水の恵みを肌で感じ、ときには災害をもたらす自然に向き合う親しむことは、子どものみならず大人にとっても重要であると思えます。大津町では、これまで南小の児童、大津小の児童がアユの放流やヒゲガニの放流を行ってきました。また、田んぼの学校等を通して、自然の恵みを学習しています。単に放流するだけでなく、自分たちが放流したアユやヒゲガニが秋になれば人々の生活を潤してきたということを実感してもよいのではないかと考えます。聞くところによりますと、大津小学校の児童がアユやヒゲガニを放流したときは、その作業が終わってもわいわいと水遊びを楽しんでいたということです。その光景が目には浮かぶようでございます。そこで、白川全域で釣り大会などは安全上懸念されるものだと思いますが、岩戸温泉の近くの白川で終日魚釣りなど親子で参加し、自然の恵みに対する感謝、自然に対する畏敬の念など、情操教育の一環として計画したらいかがでしょうか。福島原発での事故あるいは水俣病で象徴される公害は、まさに人が自然に対してまじめに向き合っただけでなかったその結果ではないかと思えます。ぜひ子どもたちに自然の恵み、そしてときにはその自然が牙をむくことがあることを実感させ、自然に対する向き合い方を学習させる機会として白川を大事にしていきたいと思えます。ということで、教育長、町長のイベントに対するお考え等についてお伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 白川に関するイベントというようなことでございますけれども、もう議員がおっしゃるように、大変白川に対しては昔よりその活用でお世話になっているのは、もう皆さんご承

知のとおりでございますので、今それに対するイベント関連等については、白川漁協のほうで毎年、白川の恵みに対して感謝祭が開催されておられます。そのように、白川の漁協の皆さんが主体というか、実行委員になって、今後そのイベントの中身をしっかりと取り組んでいただけるよう町のほうとも協力しながらやっていければ、そしてまたこの白川は将来的に素晴らしい自然を我々は承っておりますので、この辺を今後の活用にしっかりとやっていくためのまずは白川漁協との中でのイベントの拡大というか、そういうものを検討していきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 金田議員のご質問にお答えいたします。

校区内を白川が貫流しております大津東小学校と大津南小学校は、昔から今に至るまで、その土地の人々の暮らしと白川がどうつながり、人々は白川にどう関わってきたのかということテーマにしました学習を総合的な学習の時間に取り組んでおります。また低学年におきましては、生活科の時間に白川に親しむ活動としまして、水中の生き物探しや河原の石遊び等を行っております。大津南小学校では、毎年1年生の歓迎遠足の場所として、下町の河原を利用しております。昨年は議員がお触れになりましたけれども、大津小の5年生が白川漁協主催のアユ等の放流、この行事に参加をいたしました。このように、学校教育の場では地域に密着した学習教材として白川を取り上げ、白川について調査したり、直接、川に入り、親しみ、楽しむ活動もいたしております。しかし、全町的な取り組みではありませんので、白川に関心が薄い子どもたちがいることも事実であります。白川は、阿蘇山を源流とする1級河川であり、その中流域に位置する大津町は、白川の水の恩恵にあずかっています。そのことに感謝したり、川に直接触れて楽しむ行事をしたりすることは、白川を身近に感じ、白川の環境保全の重要性を認識することにもつながるものと思います。学校教育の場だけでなく、地域のイベントとして町ぐるみで取り組めるようなものを生涯学習行事の一環としてもできるものはないか、今後検討してみたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） この問題については、白川漁協、それから漁協の大津町関係の第三支部の支部長さんにもお話をしまして、大変喜んでおられました。秋にすればアユやヒゲガニなども漁協として提供できると話しておられました。もちろん、先ほど町長触れられましたように、役場主催でのイベントというのはなかなか、むしろやらないほうがいだろうと私自身も思っています。漁協や多くのボランティア、その中で役場はイベントをコーディネートする役割を果たしたらと思うわけです。そういったことで、今後、教育の中では白川と親しむ行事等をやられておりますけれども、教育長のお言葉でもありまして、町ぐるみで白川の大切さ、水の恵み、それから感謝の気持ち、自然に対する畏敬の念を抱く、そして災害に対しても考えていくという場として白川を今後もどんどん大切にしていきたいなということをお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

午前11時45分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） こんにちは。歴史的国難の中、野田新内閣はスタートいたしました。野田新首相は、地元千葉の船橋で25年間辻立ちをしながら政治活動を行って、駅前留学NOBA、駅前演説野田と伝えられております。国会議員きっての演説上手だと聞いております。また、松下政経塾出身の初めての総理大臣が誕生したわけでございます。不遇の時代、ガス会社で検針員をやりながら、多くの市政の声を聞きながら、また正視しながら、捲土重来を果たされた苦労人の政治家でございます。財務省官僚よりの政治ではなく、一般庶民に目を向けた政治を期待するものであります。

それでは、通告書のとおり順次質問を行います。1項目は、成年後見制度についてでございます。我が国では急速に社会の高齢化、少子化が進行し、痴呆性高齢者及び一人暮らし、または夫婦のみの高齢者の増加する中で、高齢社会への対応が急務となっております。特に介護保険制度の導入に伴い、要介護状態に至った本人が介護サービスを利用するためには要介護認定の申請及び介護サービス契約の締結することが必要となりますが、判断能力が不十分な本人は、これらの行為を行うことができない場合がありますので、判断能力の不十分な本人がこれらの行為をするための法的な支援の仕組みが必要となってまいりました。そこで、10年前に成年後見制度が制定されております。法務省民事局が発行しております簡単なパンフレットには次のように書いてあります。いざという時のために、知って安心というミニタイトルを付けて、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方がは不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するものであるとこの制度を広報しております。この制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちの将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人、任意後見人に自分の生活、療養、看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約、任意貢献契約を交渉人の作成する公正証書で結んでおくものであります。一方、法定後見制度は、貢献、補佐、補助の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた利用ができるようになっており、家庭裁判所に選ばれた青年後見人等が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護支援するものであります。2006年に制定されました高齢者虐待防止法第28条では、高齢者の被害の防止及び救済を図るため、この成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないと、この制度の利用促進をうたっております。高齢社会への対応及び知的障害者、精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、各人の個別の状態に応じた柔軟か

つ弾力的な利用しやすい制度を目指しております。国は、この制度を本当に必要としている方や必要と思われる方々が利用できないことがないように、身よりのない人や家族の協力が得られない人にも利用可能なものとするために、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、市町村長にも貢献開始の申し立てが認められております。また、制度の利用が有効と認められるにも関わらず制度に対する理解が不十分であることや、費用負担が困難なことから制度の利用ができないといった事態を防ぎ、積極的な活用を図るために申し立て費用や後見人などへの報酬を補助することを目的とした成年後見制度利用支援事業を自治体に進めておりますが、これらの利用状況についてお伺いいたします。

次に、高齢者の方や障害者の方が長年住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためにも、この2つの制度の普及、啓発、利用方法の周知などの体制が必要と思いますが、その対策についてお伺いいたします。

次に、地域需要等を考えたときに、一般市民が個人として後見人となるには抵抗感があるようがございます。ふだん日常生活自主支援を行っております社会福祉法人等に法人後見を取り入れる考えはないかをお伺いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大塚議員の成年後見制度についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、高齢者社会になってくる中で、それとともに認知的な病状、あるいは障害関係の病状が多くなってきている中で弱者という申し訳ないけど、その辺の方々の対策、支援についてのお話でございますけれども、これにつきましては、また現状については担当部長のほうからご説明申し上げますとともに、PR関連、相談相手というようなことにつきましては、大津町の地域包括支援センターにおいてしっかりと相談をさせていただいておるところであるし、今後についても十分そのような徹底をしっかりやっていきたいというふうに思っております。そういう意味において、詳しいことを具体的に担当部長のほうから説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 大塚議員の成年後見制度についてのご質問で、利用状況等についてお答えいたします。

はじめに、この制度は身寄りがないなどの理由で申し立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護支援を図るため、市町村長に法定後見の開始の審判の申立権が与えられているものですが、大津町も成年後見制度利用支援実施要項と大津町成年後見制度に係る町長による審判請求手続きに関する取り扱い要項を定め、対象となる方の生活を守ることができるよう支援しております。利用状況でございますが、町長による成年後見申立は、平成18年度に1件の利用がありました。その後、現在まで利用はあっておりません。地域包括支援センターへの相談は平成20年度が11人、平成21年度が8人、平成22年度は2人となっております。また、現時点における町内施設における後見制度の利用者は、つつじ山荘が7人で、おおつかの郷1人、グループホームが2事業所とも利用がない状況でございます。

次に、この制度の普及、啓発、利用方法の周知などの体制と対策についてでございますが、町では第5期介護保険事業計画のために昨年度未実施した住民ニーズ調査アンケート結果において、地域包括支援センターの認知度が6割を超えておりました。これは同時に実施しました郡内2市2町平均認知度4割を大きく上回っております。このことは、今後の成年後見制度の住民相談の増加が期待できるものと考えております。今後ともこの成年後見制度について地域包括支援センターから様々な広報を進めてまいりたいと考えております。窓口説明用として成年後見パンフレットを作成し、さらに今年度5月には公募による研修会を実施しております。申し込みが10人で、実際は7の方が受けられました。受講者の中には、障害児をお持ちの親や独居暮らしの方などが将来を考えての受講のようでした。また、制度の普及啓発は各老人クラブからの出前講座などで説明を行っております。社会福祉士が入門編としてお話をしておりますが、制度自体の理解がなかなか難しいと感じております。この制度につきましては、郵便局や銀行からの紹介でご相談に見える場合もあり、社会福祉士が書類作成等における支援をしております。また、個人での書類作成が大変な場合は、司法書士等を利用する方法もあります。

次に、法人後見を取り入れる考えについてでございますが、法人による後見受認が導入された理由といたしまして、一つは認知症高齢者、知的障害者、精神障害などのニーズの多様化に伴い、社会福祉協議会、その他の社会福祉事業を行う法人が組織的に人的、物的体制を基礎といたしまして、個人の財産管理及び心情看護の事務を遂行することが必要かつ適切な場合があり得ることです。もう一つは、個人に身寄りがない場合など、適当な後見人の候補者を満たすことが困難である場合が少なくなると、そのような場合の受け皿として法人の青年後見人等の必要性があることです。法人後見のメリットにつきましては、多様なニーズに応えることができる。2番目に、永続性が保てる。3番目に、後見人個人への攻撃が懸念される場合、個人を免れることが可能となる。4番目に、個人受認の負担を軽減できるという4つが考えられます。デメリットは、人間関係の希薄化が懸念されるということです。全国での法人後見の実施状況は、平成16年度が98件、平成18年度377件、平成20年度が487件、平成21年度682件と増加しています。選任された法人は、成年後見センターデーガルサポート、社会福祉協議会、福祉公社等となっております。地域によって社会福祉協議会による法人後見の受認、様々な専門職や市民が協働してNPO法人などを設立し、法人後見を受認する動きがあります。これらの法人後見を実施する機関は、市民後見人の要請とそのバックアップのための拠点となるセンターの創設にも取り組むところが増加しております。成年後見制度の基本は個人後見であります。対象者の状況等によっては法人後見も検討していく必要があると考えます。対象者の方へは十分な検討をしながら、後見制度により支援を行ってまいりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 大津町では、非常にまだこの制度自体の認知が非常にまだ低いということで、ちょっと相談のあれも少ないかと思っておりますが、先ほど言いましたように高齢化が進む、この認知症というのは本当に明日は我が身、本当にわからないわけでございます。各施設の入所者にも相談があるようでございますし、この相談の窓口を行政としてもこの地域包括支援センターという立派な組

織がございます。どうかこれを中心にして、今後の行政の中にも生かしていただきたいと思  
います。高齢者、障害をお持ちの方、本当に判断能力が失われたことを含めまして、地域の中で安心  
した日々を続けられる、またそのような暖かみのある、親身になる行政をお願いしておきます。これ  
から非常にその様々な相談ごとがありますが、これは財産管理、それもございますが、人権的な権利、  
いろんなことを含んでおります。なかなかこの要件に当てはまらない人も出てくるかと思いますが、  
そこは大津町の行政の利点を生かしまして、この包括センターを中心に多くの町民の手助けとなつて  
ほしいと思っております。

2番目に移ります。小学校の外国語活動についてでございます。この春から完全実施されました新  
学習指導要綱で、外国語活動が小学校5年、6年生で必修化されました。平成19年には全国の小学  
校において97%が英語の授業に取り組んでいるそうでございます。地域において格差が出てきては  
いけない。また中国や韓国では、既に10年前から取り組んでいる、そのような国際的な観点から、  
この必修化が始まったと聞いております。必修化されましても、各自治体はそれぞれ苦労しながらカ  
リキュラムは担当が作成し、教科書もないということでございますのでなかなか苦労された自治体も  
あるかと思えます。また、学校もあるかと思えます。前倒しで実施されました期間を含めまして、そ  
の状況なり課題点を含まして、その取り組みについてお伺いいたします。

また、小学校に導入される英語教育に対して、どのような目標、方向性を考えておられるかをお伺  
いたします。小学校の先生は、実は英語は必修ではございません。ほかの全科目は、しかし受け持つ  
ておられます。そのほか、学級活動、PTA、非常な職責を負われております。英語が苦手、英語の  
免許を持っていないなど、先生方の心理的な不安、負担感に対してはどのような対応を考えていらっ  
しゃるかをお伺いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 大塚議員の小学校における外国語活動についての大津町の取り組みにつ  
いてのご質問にいたしてお答えいたします。

大津町では、平成13年度から各小学校全学年を巡回して総合的な学習の時間での国際理解教育に  
資するために外国語講師1名を配置いたしました。平成23年度から完全実施されました新学習指導  
要領の実施につきましては、前倒し期間の平成21年度から小学校5学年、6学年に外国語活動が加  
わりましたので、年35時間行うこととし、英語を原則として取り扱うこととしておりました。大津  
町では、平成21年度から新学習指導要領に基づく外国語活動に対応するために、これまで配置して  
いました外国語講師を5年、6年の学級数に応じて各小学校を巡回できるようスケジュールの見直し  
を行いました。また、講師へはこれまでの国際理解教育とこれからの外国語活動の違いについて打ち  
合わせを行い、これまでとの授業の進め方の違いを確認いたしました。外国語活動は、新しい教育分  
野であるため、学校では確かに授業を行う担任教師の間では不安はあったようでございます。また、  
ベテランの外国語講師に任せておれば子どもたちの学習は楽しく進むために、担任教師が直接指導に  
は関わらなくて進められるような学級も平成21年度まではございました。しかし、学習指導要領で  
は、学級担任教師、または外国語活動担当教師が授業を行うこと、ネイティブスピーカーとしての外



国語講師の活用にも努めることとされております。そこで、平成22年度におきましては、学級担任が中心になりながら、外国語講師がネイティブスピーカーとして英語による音声言語活動を通してコミュニケーションをしていく展開を目指してまいりました。各学校では、独自にそのことへの理解と授業実践を学ぶために県内の先進地研究発表会への参加などで資質の向上に努めてきたところでございます。また、教育委員会におきましては、平成22年の8月に、夏休み中でしたが、外国語活動のあり方についての共通理解を図るために、各小学校の英語活動、外国語活動担当者を集めての会議を行いました。さらに、その後10月に、これは秋休み中でしたけれども、大津東小学校のほうで実際に英語活動の授業を見ながら、どういうふうに外国語講師と担任教師で役割分担しながら英語活動を展開していったらよいかということの研修を行いました。さらに、1月6日の冬休み期間中には、町内の全小中学校の教師を対象にしましたところで、中央公民館で英語活動の授業展開の仕方や教材づくり等についての研修会を開催してまいりました。こういった取り組みを通しまして、当初から比べますと外国語講師に任せきりの指導はかなり改善してきていると見ております。今後さらに外国語活動の目標達成に向けて充実が図られるように、各学校と連携を取りながら工夫改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、外国語活動の目標や方向性についてのお尋ねにお答えいたします。小学校の5、6年生が行います外国語活動の目標は、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ること。外国語の音声や基本的な表現になり親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこととなっております。そして、指導内容は、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさの体験、積極的に外国語を聞いたり話したりすること。言語を通してコミュニケーションを図ることの大切さを知ることです。中学校の学習指導要領の外国語で求める正しく聞き取ること、話すこと、読むこと、書くこととは異なり、長文を読んだり文章を書いたりすることはありません。挨拶や自己紹介、買い物、道案内など、具体的な場面を設定して外国語で会話することを楽しむことに主眼が置かれています。小学生には、まずは英語は楽しい、外国の人との会話が苦にならない、苦にならないほどの英語力を付けるということではなくてですね、外国の人に近寄っていけないとか、外国の人から話しかけられたときに逃げてしまうとか、そういう子どもたちをつくらないということです。英語をもって勉強したいといった外国語を身近に感じ、進んで外国の人ともコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけさせたいと思っております。さらには、小学校で学習しましたことが中学校の英語の学習に有効につながっていきますように、小学校と中学校が連携を図っていけるような、そういう学習環境を整えていきたいと考えております。

最後に、教師の負担感等についてでございますけれども、議員がおっしゃいましたとおりでございます。次に、外国語活動の教科書はありませんので、教材づくり、資料づくり、これが最大の不安と負担でございます。少しでも不安、負担感の軽減が図られるように、教育委員会といたしましてはこれまでも取り組んでまいりましたが、各学校と連携を図りながら、必要な教材の充実や適切な外国語講師の配置と活用、さらには教師対象の研修の機会を設けながら、充実した学習環境の整備を図ってまいり

たいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 私がちょっと調べたところでは、この先生たちの不安感といいますか、そういうのをちょっとアンケートを、全国的なアンケートを採れますとですね、専門を別においてほしいという希望が70%もあったということで、不安に駆られている先生方も多いななということを感じたわけでございます。また先ほどの教育長の話では、全町的にいろんな会合を持って、この外国語活動に取り組み、いろんなコミュニケーションを取られていると。非常にいいことだと思っております。私が一番心配するのは、小学校は6校ございます。非常のその格差というのがまた出てきはないか。その格差というのは、いわゆる、きのうも一般質問の中であっておりましたが、塾かなんかにもう小学校高学年からこの英語のほうに進んで、この文科省が進めているこの理想的な姿よりも、また一段と激化しはしないかというような懸念があったわけでございます。といいますのは、私がもう昔経験したことでございます。非常に優秀な同級生がおりまして、市内の進学校に行きました。自分はほかの科目では90点以上採れる。しかし、高校3年間、英語だけはどうしても負けるものが何人かいたと。何で君は勉強がいいのに英語だけは負けるのかと聞きましたところ、付属小学校出身の人には負けた、相当の昔の時代ですから、そのころから英語をやっている小学校があったんだなとびっくりしたわけでございます。そういう今度必修化となりますと、またそういう塾通い、非常に学校の理想とかけ離れたその高学年の英語だけの受験のための英語ですか、非常に競争心をあおるんじゃないかと非常に心配しているところでございます。先ほど教育長が言われましたように、異文化に触れる、非常に異文化のコミュニケーション、そういった音声とか、非常に初歩的なことを教えるということで安心したわけでございます。また親も子どもに対して過剰な負担を強いることがないように、学校現場、また家庭においてもそういった指導を、みんなが行き渡るようにしてもらいたいと思っております。英語では本当に私も泣かされました。理数は理工系だけで済みますが、英語だけは理数系、文化系でも一生つきまとう、受験で一番悩むところでございます。小学生にも過剰な負担を強いられて、また最初のきれいな先生とか、そういうのにあたったら、一生その不得意という科目になる科目でございます。大津小学校のこの英語教育、外国語活動に非常に期待しておるわけでございます。また、これも始まったばかりでございます。また検証をよろしく願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。45分から再開いたします。

午後1時32分 休憩

△

午後1時45分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） こんにちは。11番議員、手嶋靖隆が通告に従いまして3項目一般質問を行いたいと思います。

まず、一般質問に入ります前に、先般台風12号による紀伊半島を中心甚大な被害をもたらした人的な被害は、9県にまたがりまして死者が48名、行方不明が56人、計104名に達しました。被害に遭われた方々のいち早い復興と亡くなられた方々に対して衷心から冥福を祈り、哀悼の意を表したいと思います。

さて、第1項目としまして、耕作放棄地の解消対策の現状について伺いたいと思います。21年度の12月15日に改正農地法が施行されまして1年9カ月を経過しようとしております。農業者において農業委員会、農業関係組織においても、新たな農地制度の定着に向けて事業展開をなされてまいりました。本町の地域におきましても、10年前120ヘクタールの耕作放棄地が点在してありましたが、農業委員会をはじめ関係機関の協力により、努力によりまして、現在74ヘクタールほどの減少をしたわけでございます。その優良農地の確保を目指して有効に活用され、担い手への農地集積により、農作業の向上、農業所得も増加し、継続的・安定的な食糧供給の元を形成されました。新しい農地制度は、地域住民合意形成の下に理解を求めて進められる現状を踏まえまして、本町の農業委員会では、これまで一貫して農地の有効利用で担い手育成を踏んでこられたわけでございます。経営基盤強化促進基本方針の見直し、作業も本格化されているものと思います。このたび改正農地法で農地権利取得における地域農業との調和のもとに、農用地集積の円滑化事業など、地域との密接な連携が不可欠となってまいります。よって、農業委員会において活動計画の策定に基づき、地域農業活性化の目標を明確にして、地域の信頼のもとに取り組みを進めていくことが肝要と存じますので、4項目についてお伺いしたいと思います。

1つ、耕作放棄地の活用体制づくりの関係団体との連携はどのようにされたのか。2点目が、実態把握はどのようにされているのか。3点、活動強化と体制整備の合意形成は取られているのか。4点目に、解消のための農地制度実施円滑化事業補助金等の活用はなされたのか。4点伺いたいと思います。第1問、終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の耕作放棄地の解消対策に現状等についてのご質問でございますけれども、放棄地の解消対策等については、国の方針で平成20年度に農業生産力の向上や多面的機能の発揮の点などから、耕作放棄地を有効に活用するために全国一斉に耕作放棄地実態調査が行われまして、調査では農地として活用可能なもの、そうでないものに振り分けられ、市町村で活用に向けた検討を行うように指導がっております。また、翌21年度には荒れている農地を生き返らせるようなテーマ、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助事業ができております。大津町でも手嶋議員の解消協議会の設立を行ってほしいという提案が、ご意見がございましたので、平成22年の3月には大津町耕作放棄地対策協議会を設立しております。活動関連等については、大津町の農業委員の活動によって推進を図っておりますので、農業委員会事務局よりご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 農業委員会事務局長松岡秀雄君。

○農業委員会事務局長（松岡秀雄君） 手嶋議員さんの耕作放棄地の解消対策の現状についてということで、4項目質問が出されておりますので、順番にご説明申し上げます。

1 番の耕作放棄地活用の体制づくりはどのように構成されたのかというご質問ですが、先ほど議員さんも言われましたとおり、改正農地法第 30 条第 1 項遊休農地に関する処置、農業委員会が管内の農地が適正に利用されているか調査を行い、所有者に対して農地を有効利用することを指導するようになっておりますので、これらのことから農業委員会の主要な施策の柱といたしまして、耕作放棄地の解消と発生防止を上げさせていただいております。現地調査や農地パトロール等の実施をいただいているところでございます。また、大津町耕作放棄地対策協議会の会議を開催し、JA や農政課とも情報の交換等を行って対策に行っております。

続きまして、2 番の耕作放棄地の実態把握はどうされたかというご質問ですが、大体毎年 7 月を目安に農業委員 23 名によりまして担当地区内の一筆一筆の実態調査を行い、人力・農業機械で整備可能な農地を緑、農道整備や重機が必要な農地は黄色、農地に復元しても利用できない農地に赤色の振り分けを行い、地図、地番、所有者、面積の一覧表を作成し、これらの地図や一覧表を基に耕作の指導是正を進めております。ちなみに 22 年度で約 450 筆 70 ヘクタールの耕作放棄地の確認をしております。

続きまして、3 番の耕作放棄地の利用活用の合意形成についてですが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の推進や補助事業の申請の拡大を行い、平成 16 年の調査では約 120 ヘクタールの耕作放棄地が現在約 70 ヘクタールに減少しており、一定の成果は上がっておるものと思っております。

最後に、補助事業の活用状況ですが、平成 20 年度から今年度 8 月末日までの実績で、補助金対象者が 14 名、筆数にいたしまして 22 筆、面積で 5 万 8 千 7 38 平米、補助金にして 382 万 3 千円の実績報告が出力されております。町にとりましても 100% 補助で大変有利な事業ですので、ぜひとも PR に努め、大いに利用していただきたいと思っております。

今後の進め方につきましては、今までどおり農業委員会を中心として実態調査を重ね、所有者への指導通知等を行い、耕作放棄地の解消に取り組んでいきたいと思っております。なお、現状から基盤整備の済んでおります陣内や町、下町、中島等は耕作放棄地の報告が上がってきておりません。どうしても進入路や道路の便利が悪い、日照不足、イノシシ等の被害がある場所が耕作放棄地となっておりますので、今後農道整備、基盤整備等の部署とも連携を取りながら耕作放棄地の解消に努めていきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11 番（手嶋靖隆君） 質問ということもありませんけれども、大変農業委員会を中心に各関係との連携もスムーズにいったら 70 ヘクタールという、半減したような状況であったらと思います。特に優良農地の確保というのが一番今後の鍵にもなるわけでございます。その中で、本当に農業用として活用できるのがどのくらいか。それから、どうしてもその中山間地で林業か、その環境方面で進まなきゃいけないのか。どうしても被農地として活用せにやならんのか。その 3 つのパーセントはわかりますか。

○議 長（大田黒英生君） 農業委員会事務局長松岡秀雄君。

○農業委員会事務局長（松岡秀雄君） 手嶋議員さんの再度の質問にお答えします。手元の資料によりますと、先ほどちょっと申しましたが、人力、農業機械で整備可能な農地を緑、それから農道整備や重機が必要なものを黄色、それから農地に変えても利用できないものは赤ということで振り分けております。ちなみに、緑の部分、人力農業機械で整備可能な面積が約108筆の17万7千714平米、それから黄色の部分、農道整備が必要というのが168筆、22万5千681平米、それかにもう農地に変えても利用できないという赤色の部分が179筆、31万2千910平米というふうな資料が残っております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 今、3つの件に該当することについてですね、詳しくご説明いただきました。この中で、もちろん基盤整備、担い手等についてはですね、十分集積されて進んでおるということでもございます。今後どういう形で進めるかということですが、この市民農園とか、それから福祉農園のような活用と、また小中学校との農業体験の学習のための児童農園づくりとか、そういう方向のひとつの障害者に対する健康回復の一助として、園芸療法農業等を有効に活用するというのも考えられますので、この点はどういうふうな考えをお持ちでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 農業委員会事務局長松岡秀雄君。

○農業委員会事務局長（松岡秀雄君） 手嶋議員さんの再度の質問にお答えします。

ただいま市民農園のことということですので、近年国民も余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の人々の中に野菜や花等を栽培し、自然にふれあいたいという要請が高まっております。このような要請に応えていくことは、国民の農業農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と耕作放棄地の利用増進を図る上で極めて有意義なことだということで進められております。市民農園には市民農園整備促進法による場合、それから特定農地貸付法による場合、あと農園利用方式による場合というものがあまして、市民農園整備促進法と特定農地貸付法には法的制限がありますので、なかなか誰でも簡単にはできないということで、農園利用方式により開設といいますか、された場合が一番いいかと思っております。それによりまして、耕作放棄地をどんどん解消していただきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） ありがとうございます。

次、2項目に入りたいと思います。熊本文化の森、道の駅ですけれども、その実態と今後の展開についてということをお尋ねしたいと思います。熊本文化の森は、風土と暮らしの融合をコンセプトに、熊本の伝統的な文化と現在の暮らしを融合したゆとりあるライフスタイルを提案することを目的として、阿蘇の玄関口であります大津の国道57号線沿いに位置し、情報の発信を主として、また株式会社熊本文化の森、元第3セクターですけれども、これが誕生しまして、設立されたのが平成4年の12月24日、道の駅として登録されたのが平成5年の11月29日でございます。実際開業されたのが平成6年の11月10日でスタートされて、今日に至っております。本町におきましては、当初1億円の出資をしながら、固定資産費の増などがありまして、健全化を図りたいということで負

債削減のための株式70億の減資を余儀なくされまして、現在2千550万円の減資算を保有して運用されておりますが、筆頭株主の鶴屋が運営指導をなされてありまして、運用益が出ないということから各部門で採算を取っていましたが3つの部門、おもしろ館、それから物産館、レストランを統合されまして、直営でいこうということで昨年から取り組まれております。その結果、余剰利益が確保されているという事業報告がありました。今後、消費者のニーズに対応するための商品のMDやイベント、企画、レストランのサービス強化など、住民間の意識の一体感を図っておるということでございました。しかし、一方では累積赤字は滞っておるという現状を見まして、今後さらに営業改善をどのように取り組まれるのか。特に、施設の有効利用は利用強化を図る上でも不可欠な要素と思われませんが、取締役としての町長の見解を問います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の熊本文化の森の経営状況等について大変ご心配をおかけしております。議員おっしゃるように、平成18年に1回文化の森についてのご質問をいただいておりますけれども、今回につきましての活用関連等について、経営状況についてお話をさせていただきますと、当初累積赤字関連等につきましては9億円というようなことでスタートしております。議員が18年に質問されたときには累積赤字は5億円と。今回、前期の分を見ますと3億8千円が累積赤字になっておりますが、それまでいろいろと経営形態も第3セクターでありました当時は株主、大津町が代表取締役ということで営業をやってきたわけでございます。そういう中で文化の森の地ビール工場やガラス工芸というものを手掛けてきましたけれども、成績芳しくないというようなことで止めておまして、議員ご指摘のように西のほうはガラス工芸の場所でありましたけれども、今は文化の森の倉庫というような形で活用させていただいております。東のほうの地ビール館につきましては、もう中も片づけておりますけれども、いろいろと模索をしながらやっておりますけれども、ちょっと奥に入り込んでおりますので利用される方が少ないということで、昨日の府内議員の質問にもお答えしましたように、あれを取締役会のほうで引き直して、再度活用できるような方法はできないかというようなことで今お話をさせていただいておりますけれども、なかなか厳しい状況でございますので、なかなか借り手もないというようなのが現状でございます。しかし、今期の第19期でございますけれども、営業利益で2千300万円と前年比138%の増益を得て、当期純利益金が1千700万円を計上しているところでもあります。平成17年の減資により累積損失に補てんしました損失額が巨大なため、なかなか議員おっしゃるように累積赤字が減少しかねない状況でございますけれども、中の経営体制についてもいろいろな形で今模索しながら利益の追求に努めておるというような状況でございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） ただいま町長のほうから詳しい状況をお聞きしたわけですが、問題は道の駅がどうフルに利用されるかということが将来の展望になっておると思います。先般、本田技研からも要望がありました西側ですね、今、東、西ちょっと間違っておりましたけれども、西側の空き地についてはモニュメントを、ホンダガレージを設定したいということで要請がありまして、町当局としても一応助成の措置を考慮しておったわけですが、いつやら却下されたような形

でございます。ああいうやつでもできればですね、かなり集客もできるんじゃないかなと思いますが、中身を調べてみると、いろいろな人たちがやってくるわけですね。その中でいろんなメーカーの機種があるわけですが、ホンダだけが独占してそれを展示してするというのは、どうもという形だったそうなのですが、私はほかのメーカーが大津町にいくつもあるという状況になれば、これはそういう遠慮も必要だと思いますけれども、私は本田は堂々とこの大津町で生産しているんだということですね、やっぱりアピールする必要があるんじゃないかなというふうに思います。これが再度ですね、またそういうことができるように働きかけもするといいんじゃないかなと思います。

それと、先般ちょっと申し上げておりましたが、道の駅を防災の拠点にしたかどうかということも上げておりました。そういう提唱をした経緯もございますし、矢護川の倉岳山で遭難されましたセスナ機の時にもですね、自衛隊が3日間道の駅で、そこで活動したというようなことも聞いております。ぜひこのことにつきましても、一応併せて取り組んでいただくなりというふうに思います。

それから、先般トイレの問題をちょっと話されておりましたが、トイレも不特定多数の方が利用されるわけですが、大分老朽化しているということでございまして、トイレというのは、これは一つの顔なんです。その場所の顔だと思います。補修するんだけど3千万円必要だと。新たに解体して上部のほうに新規移築すれば8千万円はかかるというようなことだったと思いますが、年にどのくらいかと、年に120万人が利用しているということですね。そういうことを見ますと、これは一つの課題として早急に検討する必要があるんじゃないかなと思いました。

それから、どのくらいの客単価であろうかというふうに調べましたところ、おもしろ館が大体2千円ですね、客単価、1人当たり2千円。それから、物産館が1500円、レストランが900円で総売上が2億900万円だったという話がありました。その物産館の中でもですね、農産物は矢護川の米ですね、清流米、これがありますのと、あとは総菜、根菜類ですけども、ほとんどほとんど地区外から提供されているというふうな状況でもございます。そういうような現状を見ますと、今、JAでとりたて市場がありますけれども、これは年間に1億2千万円、大体ずっと何年かも横ばい状態ですね。と申しますのが、場所もありますけれども、顧客が固定化してしまっているという状況でございます。私は日曜日再度であるところに行きますけれども、大体中食なり夕食に行くわけですね。そういう利用をしていますけれども、第一に大津地区の方々の顔を見ないわけですね、全然顔を見ません。話を聞きますと、大津の方々はあまり客として来ませんよという話を聞きました。やっぱり、せめてですね、大津地区にあるんだから、やはり大津地区の人たちが利用してやらんとですね、これは無理だなというふうに感じたわけでございます。そういうことを考えまして、できればですね、今後JAとの協議、検討もされまして、ぜひ道の駅に陣取っていただきたい。そうしますと、かなり売り上げが伸びてくるんじゃないかなと思います。ご承知のとおり、鹿北あたりが年間10億円を超しているというような推移で進んでおるわけでございますので、ほとんどの道の駅はそういう地元の地産地消という形で地元の方々が入ってやっておられますが、すべてその地元の生産者がそこにおるということで発展しているというふうに思います。14期の事業報告書を見まして、それから来期の取り組みということで聞きました。どうするかということですけども、やはり売り上げの向上に努めて

いきますと。それから、収益の向上もしていきたいと。施設環境の整備を目標として取り組んでいきたいというふうに担当者の方は話されておりました。やはり思いますのはですね、やはり大津町のメイン通り、現立地条件を生かすということから考えますと、やはりもうちょっと行政が積極的に指導を行うということが大事であろうと思います。今、取り締まりが町長ですけれども、町長に任せとけばいいというようなことではですね、いかんじゃないかなと。だから、もちろん議員、職員、やはり住民が一体となってその取り組みを行えばですね、私は負債相当額は回収できるんじゃないかなというふうに考えますので、この点を十分ご理解いただきまして推進されるようお願い申し上げたいと思います。

次に、町道の橋梁の老朽化に伴う耐震等の実態調査、点検、状況等の対策はどうなっているかということですが、現在町道に認定されております路線数は400を超えておりますし、総延長が262キロメートル、それとともに構築されている橋梁が150橋あり、既存道路拡幅改良に平行しながら老朽化した橋梁も多数見受けられる。というのが、これは白川の大水後にほとんどできておる道路あたりはほとんどセメン不足というか、材料不足で弱いような道路が多いわけでございます。その平行しながらですね、老朽化した橋梁も見受けられますので、農免の既設道路、橋梁に異常はないか、安全安心な橋梁と耐震の実態調査、点検の現状と今後の対策についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員に町道に係っておりますところの橋の状況でございますけれども、これにつきましては平成21年度前後におきまして15メートル以上の橋梁につきましては、長寿命化の修繕計画を作成しております。そういうことで、実態の調査点検を平成18年から本年度までやってきておりますので、そういう中で必要であるものをどうするかというのを予算と検討をしながらやっていかなくちやならないというふうに思っております。橋の状況関連等については、現在の調査の中において担当部長のほうからご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員の橋梁の実態調査と対策についてお答えいたします。

現在、大津町の町道の管理橋の大津町が町道を管理しております橋梁数については150橋ありますけれども、本年度中にすべての橋梁点検が終了いたします。結果としましては、現在までの目視点検で詳細点検が必要な橋梁が20橋ほどあります。橋梁の中には、上井手に係る石橋のように100年を超すような橋梁も存在しておりますので、架け替え等が必要な橋梁も出てくるのではないかと予想されます。調査項目は、高欄、橋面、床版、支承、橋台、橋脚などとなっております。また、町では平成21年度に橋長15メートル以上の橋梁につきましては、長寿命化修繕計画を策定しており、橋梁の維持方針をホームページに掲載し、今後詳細調査が必要な橋梁につきましては、調査後、必要に応じて架け替え、耐震補強、補修、荷重制限の規制等の対応を検討していきたいと考えております。また、15メートル未満の橋梁につきましても同様に長寿命化修繕計画を策定し対応を検討していきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。



○11番（手嶋靖隆君） 質問ではありませんけれども、ひとつお願いしておきたいと思います。後期の基本計画の基本事業として成果指標が出されておりました。その中で、道路新設改良整備率が現況値50%を70%にしたいということでありました。老朽化した舗装、補修整備率が現況30%、これを50%に引き上げたい。それから、橋梁の、今言われましたが長寿命化ですけれども、その対策の実施率は今0%だというふうに思います。これを20%にしたいというようなことで、今後順次検討されてですね、計画されるかと思えます。やはり一番我々の生活に必要なのは道路、橋ですけれども、やはり社会資本整備事業に基づいた充実しなきゃならない事項であろうと思えます。車両通行における危険箇所、それから破損箇所、歩行者の安全確保ができない箇所がないかなというふうに心配しておりました。住民と協働連携、情報を十分聞きながら現場確認を迅速にさせていただいて対処していただきたいと思えます。そして、急務度の高い順に補修維持管理を計画的に今後実行していただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時半から開会いたします。

午後2時20分 休憩

△

午後2時31分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。5番議員、鈴木ムツヨが通告順に従いまして町民の皆さまを代表して一般質問を3問行います。1問目、福島原発の放射能拡散と災害への対策、2問目、ビジターセンターの利便性と大津町の顔、3問目、子ども議会と女性議会への取り組みはを町長、教育長にお尋ねします。熊本県は、県内の100歳以上の高齢者が9月15日時点で過去最高の1050人、前年比32人増と発表。人口10万人当たりでは57.79人で、全国平均37.29人で昨年より順位を一つ下げて7位で長寿県です。最高齢者は、天草市のみちたことさん109歳、大津町は8月末で11人、うち女性9人、男性2人で、最高齢は105歳で男性、今も現役で活動されておられるということで頭が下がります。高齢者にとって住みやすい安心安全な町であってほしいと思えます。また、8月15日には大津町の人口が3万2千人を突破しました。元気大津がいつまでも続くようにと願うものです。

1問目の質問、福島原発の放射能拡散と災害への対策。町内に県外から流入する食品、ペットフード、飼料、肥料等の安全性について、現状把握はできているか。消費者庁から国民生活センターを通じて放射能物質検査機器の貸与及び検査方法の研修を行うとのこと。大津町も申し込むべきでは。町内の各小学校に備蓄倉庫を設けるべきでは。福島第一原発から大気中に放出された放射性物質について、国立環境研究所が各地へ広がる様子を分析、特に東北、関東、東海など広範囲に拡散したのは、3月15日から16日と3月20日と22日の2回の期間、3月20日から22日は宮城県や岩手県の稲わらの汚染や関東の一部でも局所的に放射線量が高いホットスポットができた、大きな要因になっ

た時期。放出量が多かった要素131とセシウム137の広がりを分析した。要素131の多くは、気体、セシウム137はごく小さい粒子で風で運ばれた後、風の乱れや雨によって地表に落ちる。3月21日から22日は北風になり、東京都の上水道から放射性物質検出につながった可能性が高いと指摘。原子力安全委員会は、事故初期の放出量を57万テラベクレルと推定、また放射性物質は原子炉を冷却するため注入された水に混ざり、海にも流れ出した。流出した汚染水は推定520トンで、4千700テラベクレルを超える放射性物質が含まれていたとみられます。テラは兆の単位。原子力安全委員会の試算の内訳は、甲状腺被曝に関係する要素137は、1.1万テラベクレル、肉や野菜などの汚染で問題となるセシウム137は1.1万テラベクレル、その後、7月下旬から8月上旬の放出量はピーク時の1千万分の1にあたる毎時2億ベクレルと推定。食品安全委員会は、食品中の放射性物質が健康に与える影響について、外部被曝と内部被曝を合わせた障害の累積線量について、がんのリスクが高まるとされる100ミリシーベルトを超えないようにするべきとの見解を取りまとめました。現在500ミリシーベルトに上げられております。また、子どもは大人より放射線の影響を受けやすい可能性があるので留意すべきともまとめられています。7月27日の熊日新聞に県は26日まるみやストアの飛田店と弥生店、HIヒロセの臼杵店と元町店で放射性セシウムに汚染された稲わらを食べた可能性がある牛の肉が販売されたと発表。まるみやストア分は静岡県富士宮市産の牛の肉で、51.1キログラムが5月10日までに完売、HIヒロセ分はテナントの第3ミートが販売した宮城県産の牛の肉で、66.7キログラムを6月2日までに完売したとありました。7月21日のRKKニュースは、放射性セシウムを含む稲わらをえさとしていた福島県産の牛肉が熊本でも流通していた問題で、HIヒロセの2店舗が販売していた牛肉については、放射線セシウムは66ベクレルで、暫定規制値の500ベクレルを下回っていた。田崎市場通り店が7月2日から11日にかけて、飛田店が7月3日から10日にかけて、計44.7キログラムが完売されました。7月には千葉、埼玉、東京の子ども1キログラム当たりからセシウム134か137が0.3から0.7ベクレル程度検出。6月下旬には福島の子どもの尿から放射性セシウムが検出されたと報道されました。給食の食材についての安全性についても、多くの母親が心配されているようです。牛肉をはじめとした放射能汚染食品の流通については、汚染源のチェック体制が後手後手に回って間に合わず、被害は九州を含めて全国の消費者に及んでいます。消費者庁が食品の放射能問題の全国的な広がりを踏まえ、生産、出荷サイトだけではなく、消費者の身近なところで地方自治体が食品等の放射性物質を測定する取り組みを支援する。独立行政法人国民生活センターを通じて、都道府県市区町村に対し、10月以降実施予定で放射性物質検査機器の貸与、検査方法の研修等を行うとしています。汚染食品、ペットフード、飼料、肥料等の流入を事前に防ぐことは、放射能から町民の命と生活を守るだけでなく、それらを原料とした町内産の農畜林産物から放射能が検出される自体が事前に防ぐという意味でもあります。さらに、大津の生産物の安全性を全国にアピールする機会と捉えることもできます。すぐに応募すべきと考えます。また、各小中学校は災害時の避難場所に指定されています。多くの人が体育館に集まります。いろいろな方がおられると思います。一人で広い場所を確保するわけではありません。食べ物、飲み物、毛布等をその日から必要になる品物が多数あります。備蓄倉庫は必要です。ぜひとも備蓄倉庫を設け

るべきと思います。

以上を町長にお尋ねいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 鈴木議員の防災に対してのご質問でございますけれども、もう鈴木議員おっしゃるように、我々も東日本における震災について、十分反省をしてやっていかなくちゃならないというふうに思っております。まさしく世の中は生き物でございますので、何が起こるか分からない。起こってもいいように備えなければならない、そういう安心安全に努めることが我々行政の役目であるというふうに思いますし、そのためには課題設備も必要かと思われまので、そういう想定外以上のものを今後検討していかなくちゃならないというふうに思っております。それぞれのご質問については、前向きに検討をしたいというふうに思っておりますので、担当部長のほうから現況について説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 鈴木議員さんの質問の中で、全般的なことでお答えさせていただきます。放射性の物質、放射性要素、それに放射セシウムとの関係、131、137の件については、詳しくお調べになっているようですので、全般的なこと町長の考え等について延べさせていただきたいと思っております。この暫定規制値を超える食品については、議員がおっしゃるとおり出荷制限や摂取制限の措置が取られることになっております。この検査は各都道府県で実施されておまして、結果は公表されております。また、問題となりました牛肉については一時的に食しても健康への影響は心配ないと言われております。しかし、議員心配の食の安全ということを考えますと、守らなくてはならないことであります。国や県及び保健所等と連携を密にし、情報の収集、確認を十分行わせていただきたいと考えております。

それから、放射性物質の検査機器の件でございますけれども、放射性物質検査機器の貸与につきましては、消費者庁で詳細を詰めている段階だと今聞いております。福島原発に近い自治体、それについては貸し付けになるのか、職員で対応できるかなど詳しいことがまだ明らかになっておりませんので、そこら辺が明確になった時点で県や保健所などとの意見も聞きながら検討させていただきたいと思っております。

それから、災害時等の防災備蓄倉庫の関係でございます。いわれるように、各小中学校、避難場所として町のほうでも指定させていただいております。現在、整備を進めております子育て健康広場にコンテナ型の備蓄倉庫を今回3台配置する予定になっております。その中には、非常食関係の食料及び発電機、投光器、食器、救急セットなどの資材を整備していきたいと思っております。整備しておきながら、災害発生時には各避難所へ配送する予定にいたしております。しかし議員ご心配の大規模災害時等については、道路網の寸断等もたびたび予測されますので、各地区へのコンテナ型備蓄倉庫の整備についても検討しなければならないと考えております。多くの住民の生命、財産を安心、安全なまちづくりのためにも皆さんの意見を聞きながら設置場所等については今後十分検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 鈴木議員の質問の中で、農業関係の現状でございます。放射能汚染の検査等については、国の職員に関する出荷制限ですけれども、暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合、原子力災害対策本部長の通達、指示により、その出荷や接種の制限が実施されます。今回放射能に汚染された飼料わらを与えた牛肉や汚染された食品等が全国に流通し、消費されたことなどにもあり、チェック機能が発揮できなかった点が問題であるとの指摘もあっています。熊本県では食品関係は健康危機管理課、環境汚染調査は環境保全課など、それぞれの機関で対応をされています。農業関係は、農林水産部などで対応し、わらなどの粗飼料の流通については畜産農家へ市町村や関係団体から周知し、指導等が行われています。県では食品の検査希望があれば、県薬剤師検査センターを紹介していただけるようです。ただ、東北地方やその周辺自治体で流通業者や生産の立場に立った取り組みなどを実施していますが、かなり風評被害も発生しており、経営等が厳しい状況も出ているようです。大津町でも国の価格などにも影響が出て厳しい状況とも聞いております。いずれにせよ、放射能汚染関係の食料品をはじめとするチェック体制の原発近隣の生産県の各自治体や取り扱い業者でも検査体系を強化し、万全の体制で対応が始まっています。検査機関の状況を確認しながら情報収集に努め、県や関係機関の情報を集めながら確認等ができればと考えます。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 牛肉につきましては、大分県で同じ牛の番号ですね、わかったので、自分のところで大分で調べて熊本に知らせたというようなことで書いてありました。対応がまだ熊本は遅いのかなと思ったところです。ニュースに出ましたのも随分と1カ月以上かかっているのかなというような思いもしましたし、食べてしまった人たちがおるといところではですね、内部被爆も考えられるのではないかというふうに思いましたので、前向き、県に頼らないという部分ではですね、まず機器が借りられればまず手を上げていってもいいのじゃないかなというふうな思いをしています。それと給食に対してもですね、今、関東のほうで福島の方で食べられている方たちは親御さんがですね、やっぱり子どもには食べさせたくないと思っていらっしゃる方がたくさんおられます。ただ、避難するところもないという現状もあるかと思えます。それで、自分たちの家庭で食べる時はですね、九州のほうの品物を取り寄せて食べているというようなことも書いてあったりします。便乗するということではないのですが、安心安全なものを届けるということではですね、検査機器の使用によって大津町のこれは検査した結果大丈夫ですよというようなことでインターネットにも知らせられるということもあるのではないかと。野菜も、肉にしてもですね、そういうことをやっぱり先取りでやっていったほうがいいのではないかというふうな思いをしています。それについてですね、どう思われているか、もう一度お聞きいたします。

それと備蓄倉庫の件なんですが、避難場所になっているところにはですね、その日から非難されたときにその日からいるという部分では、遠くから運ぶという、先ほども言われましたが、運ぶということではなくてですね、その日の分だけでも何とかなるような体制はしていったほうがいいのかと

思いました。まず、水が、飲み物が一番に足りないのかなというのがあったみたいでした。皆さん、水を買いに走られたということもありましたので、その部分は、菊陽水道企業団が大津町にはありませんし、そういう部分では備蓄はできるのではないかと思いますので、ぜひ置いていただきたい部分だと思います。場所はそんなに大きく、広く取らなくても、置いてければ違うかなと思いますし、一番災害のときに困ったというのが女性の生理用品だったとかいう話もされています。男性ではちょっとわからないところもあるかと思いますが、職員の方には女性も3分の1はいらっしゃいますので、そういう部分の意見も採り入れていただいでですね、なかなか避難したときは買いにいけませんので、そういう配慮もしていただいで、やっぱり避難場所に設置するというので考えていただきますように、それでもう一度そこを聞かせていただきます。

それとですね、現状把握という部分で質問をさせていただいておりますが、この点については何かされたことが、対策がありますか。お聞きいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 鈴木議員さんの質問にお答えいたします。学校給食の件のちょっとお話に出ましたので。現在、学校給食、3千800食ぐらいの町の学校給食をつくっているわけです。一番重点的には食中毒は出さないという形で未来の子どもたち、大津の支えをつくっていくという形で学校給食に提供させていただいております。常日ごろから地産地消という形で進めさせていただいておりますし、もちろん食の安全ということは確保させていただいているような状況でございます。その際の検査機器の件でございますけれども、新聞紙上等では福島県では検査機器等を自前で購入したというお話が載っておりますけれども、その件については先ほども言いましたように県当局等もちょっと打ち合わせをさせていただきたいなと思っております。

それから、備蓄倉庫の件でございますけれども、言われるとおりに災害はいつやってくるかわかりません。その日から必要となる物品等については、常にやはり備蓄しておくべきという考えを持っておりますけれども、装備の配置ということも含めまして、今、町のほうでは自主防災組織関係の普及啓発もやっておりますし、地域でつくっていただくようにもお願いしています。その方々とも今後の関係もありますので、地域防災という形からちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

それから現状認識といいますと、この全部の、放射能関係、ちょっと難しい話ですけれども、福島原発以来、放射能事故、たびたび前回の議員さんのほうからも質問があったと思っております。現状の認識という形で、やはり食の安全というのも一番ですけれども、風評被害というのも否めない事実だろうと思っております。他山の石じゃありませんけれども、我々も身近にあることを常日ごろ確認しながらですね、やはり住民の安全を守るというのは行政の責務ということを考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 先ほども言いましたように、熊本県も大分県から検査をしてもらってわかったというようなことも書いてありましたので、先取りはやはり必要ではないかというふうに思いますので、風評被害とかいう部分も私たちもそれは考えていかないといかんとところなんです、食べさせ

てしまった後、飼料として食べさせてしまったとかいう部分ではですね、そうなったときの後の問題のほうが大きくなるというのがありますので、経済的にもそれは大変なことになるかと思っておりますので、先取りした対策を考えていただきたいというふうに思います。

それでは、2問目の質問に入ります。ビジターセンターの利便性と大津町の顔、豊肥線で南北に二分化されている町中心地の活性化と町民の利便性のために、自由通路が必要。中心部にある駅は、町の顔。町外からのお客様へのおもてなしの心は委託で届けられるか。中国語、韓国語等の研修も進めるべきでは。ビジターセンターは、JRの南口駅舎でもあり、大津駅より南側にお住まいの方には大変便利になるのではないのでしょうか。平成22年5月14日に都市計画課が平成21年10月にJR肥後大津駅周辺整備に関する大津町民アンケート調査を依頼したものをまとめてありました。基本的な考え方で、公共交通の活性化と機能性、利便性の向上を目指し、重要な交通拠点であるJR肥後大津駅を中心とした交通体系の整備、JR大津駅は大津町の中心部に位置するにもかかわらず、改札口が北側に1カ所しかないため、駅南側からの利用においては踏切まで回って改札口に行く必要があります、駐車停車場と駐輪場スペースも慢性的に不足している。利用に不便な状況にあり、町民から早急な整備が望まれている。また、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業を見据えた阿蘇くまもと空港間の空港シャトルバスの運行が予定されており、バスの運行やJRとバスの乗り換えの円滑化を図る必要がある。整備内容は、駅前広場2億円程度、南口駅舎2億円程度、駅舎機能だけでなく観光案内施設やトイレも備えた施設、JR九州では駅舎整備と合わせ、バリアフリーのための駅ホームへのスロープ整備も計画され、車いすの方も利用できるようになる。調査対象は二十歳以上の大津町民1965人、回収率38.4%、754人。要点だけを述べますと、問い、現在の大津駅についてどこに問題点があると思われるかで回答。南側に改札口がない40.9%、送迎用停車スペースが不足15.7%、駐車場が不足15.1%。問い、大津駅を整備する場合、どのような整備を早期に望まれますか。回答、南側改札口の整備29.1%、駅の多機能化した店舗等の併設15.5%、駅の南北を結ぶ自由通路の整備15.8%。問い、大津駅の南側に改札口が整備された場合に利用されますか。回答、状況に応じて両方利用55.4%、南改札口を利用27.4%。問い、大津駅を整備する場合にどのような施設の整備を望まれますか。回答、コンビニエンスストア33.3%、観光案内物産展示施設25.4%、飲食店10.8%。問い、大津駅と熊本空港間に飛行機の時間に合わせたシャトルバスが運行された場合に利用されますか。回答、利用する42.8%、わからない28.2%、利用しない26.7%となっていました。計画当初、平成19年より大津町まちづくり推進協議会が深く関わり、提言もなされてきました。大津町まちづくり基本条例により、まちづくりの基本原則で住民自治の原則、まちづくりは町民自らが家庭、職場及び地域社会の中で住民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え、行動するものとします。情報の共有の原則、まちづくりは町民と町が共に一体となってまちづくりに関する情報を共有して行うものとします。協働の原則、まちづくりは町民と町がそれぞれの責任と役割分担を認識し、相互理解と信頼関係を深めながら協働することにより行うものとしますとなっています。当初からすると、まるで場所も、設計も、予算も違ってきています。情報の共有の原則は守られてきたのでしょうか。また、新幹線効果で熊本県内の主要ホテル、旅館、さんじゅう施設

の宿泊客利用上は関西方面は毎年同期の1.5倍、国内客全体では9.1%増、国内食泊客の3カ月間の合計は31万7千465人、海外からは10.5%減の4万4千665人、駅は町の玄関口であり、顔です。公共交通の要であり、人が集まる場であり、町において重要な拠点です。南北の交流としての自由通路へのお考えをお聞かせください。おもてなしの心は第一印象で随分と変わるものです。ビジネス客や観光客、海外からの観光客も来られます。アジアからの観光客も多いと終われます。言葉はとても大事です。語学の研修と窓口には言葉のわかる人が必要と思われます。

以上を町長にお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の駅の周辺の開発に伴うところのビジターセンターの活用についてのご質問でございますけれども、この駅周辺についての都市再生整備計画の大目標としまして、大津町宿場町大津の雰囲気活性化し、交通機能と生活環境向上による魅力的で快適な住みたい町づくりという目標の中で、議員おっしゃる様にそれぞれのアンケート調査の中におきまして、それに課題を解決するというような方法で駅南のほうにビジターセンターを建設することになりました。もちろん、そのアンケート調査にありますように、大津町としては結局は南のほうからの入口をJRの駅の入口をつくりたいという皆さんの希望が多いということで検討をさせていただいております。もちろん県としては新幹線開通に伴いまして、鹿児島関連、そして大分、宮崎からのJR豊肥線を使いながら大津から阿蘇くまもと空港を利用できるような構想、先ほど金田議員も言われましたような県の大きな構想があるわけでございますけれども、そういう中で、熊本空港ビルについてもビルの改修をしっかりとやっていただいておりますということと、それに伴いまして県のほうは今回のライナーを走らせるというような県独自の事業を今、三者共同でこの地域の開発を進めておるといような状況でもあります。そのような状況の中で、まず議員ご心配のビジターセンターでもてなし心というのものについては、シルバー人材のほうにお願いをするということでご心配のようでございますけれども、シルバー人材に委託する中においては、JRのOBの皆さんとともに、そしてそれに伴う皆さんを教育、勉強をしっかりとやっていただくように指導をお願いしておりますという状況でございますので、そのような形の中でしっかりともてなしの心を、そして大津町のこの宿場的なもてなしが生きてくるようなことをお願いしたいというふうに思っております。もちろん、シルバー人材の皆さんは大津大好きな人間ばかりでございますので、その辺は十分心得てやられるものというふうに思っております。そういうビジターセンターの中に県は半年で1千600万円、しかし我々もあの、議員おっしゃる様に、建物については、あるいは広場については4億円近くの金を打ち込んでおりますけれども、あとの管理維持関係等についても400万円、あるいは後のもてなし関連の出発点というか、発祥の地点とするために、今後の24年度以降については観光センター協議会をつくりながらしっかりと大津町のPRをやっていただきたいし、それぞれの課題を解決していただくようお願いをしたいということで考えておるところであります。そういう中で、これからが勝負でございますので、しっかりと教育をしながらやらせていただきたいというふうに思っております。

今の状況の内容等についての説明は、担当部長のほうに説明させます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 鈴木議員のビジターセンターの南北の自由通行についてお答えいたします。

最初に当初の計画から変更しました経過についてご説明申し上げます。このビジターセンターを計画する前に自由通路として陸橋の計画が上がっておりました。しかしながら、この大津駅が電化駅の最終地であり、当初の機器が、相当複雑な機器が配置されておりまして、自由通路を建築する場合にこの複雑な機器も移動しなければならなくなるということで、さらに多額の補償費が必要であるということがJRサイドとの事前交渉でわかりました。また、熊本県が主催しておりました阿蘇くまもと空港地域活性化協議会の提言の中から、JRを利用して短時間に空港に行けるようにJRと空港を直接結ぶシャトルを実施するということが大津駅、それも南口と空港を結ぶ空港ライナー構想が出されたところです。さらに、先ほど議員のほうから言われました住民アンケートの結果から、多くの住民の方が南口駅の建設を望んでいるということがわかりました。このようないろいろな状況から判断して、駅機能を持ったビジターセンターの着手に及んだものでございます。議員ご指摘の南北の一般住民に自由に行き来できるようにということにつきましても、平成22年3月当初からJRと本社協議の中で再三お願いしてきたところです。JRサイドからは、キセルの問題、安全性の問題、踏切の統廃合の問題等いくつかの課題を町側に示してありますので、課題の解消に向けて現在交渉を継続しているところです。現在、役務機能の運営につきましてはシルバー人材に委託する方向でありまして、JRともその方向で打ち合わせをしております。南北の自由通行につきましては、運営主体が決定次第、JRサイドとねばり強く交渉を続けていきたいと思っております。また、今月6日、県議会総務常任委員会による大津町ビジターセンター視察のときには、県議会より北口と南口の自由通行についての質疑がありまして、県議会からは県当局の協力を仰いで、できるだけ無料通行できるようにJRに強く働きかけるようにとのありがたい意見をいただいたところであります。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 鈴木議員の今後中国、韓国からの来客が増えてくるということをご想定して、語学研修を取り組む考えはないかということをお答えしたいと思っております。現在、公民館講座では外国語は英語のみを実施しております。これは住民の方からの要望があるものを優先的に実施しているもので、中国語、韓国語におきましては、数年前に実施しましたが、現在では韓国語の自主講座ということで、一つのグループが活動しておられます。今後、公民館では地域住民からの声、要望があればですね、それからそういった中国からの来客も増えるというようなこともございますので、適任の講師を捜しまして講座実施の可能性について考えていきたいというふうに思います。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 自由通路、自由通行、南北のですね、それは今、駅舎からの西側の踏切なんですけど、とても歩いている方は危ない状況でいつも渡られています。今、とても車が多いので、駅から曲がってくる車も決行しますし、夕方朝、本当に多いところを歩かれるときは危ないなというふうな思いをしています。ぜひ改良せにゃいかんところなんですけど、自由通路ができればですね、本当に利便性としてはつくった甲斐があるのじゃないかなと。JRに乗る方だけではなくてですね、町民



の利便性という部分では、ぜひとも強くJRに働きかけていただきたいというふうに思っているところです。

それと、今、中国語・韓国語の研修という部分です、要望があればということなんですが、何でも先取りがいいという部分では、もう来られているのは、市内に来られて、そして今はわかりませんが、ちょっと2年ぐらい前はそちらのホテルにほうに韓国の方たちが結構泊まられているという、阿蘇まで行ってですね、泊まりはこちらで泊まられているということもよく聞いていました。実際、来られている方がいらっしゃるわけですから、町の姿勢ではなくてですね、ぜひ覚えてほしいという人たちを養成していくのが本当ではないかと。先ほど教育長がおっしゃいました、声掛けられて逃げような子どもではなくてですね、言葉がわかるようになってほしいという部分で英語の教育も言われましたが、おもてなしの心ということではですね、中国語も韓国語もぜひ取り組みをやっていただきたいと思いますし、庁舎内でもぜひ覚えていただきたいところですので、人がいないとか、いるとかじゃなくてですね、まずは取り組むというところで考えていくべきじゃないかというふうに思いますので、どうぞそれはよろしく願いいたします。

では、3問目の質問に移ります。子ども議会と女性議会への取り組みは。人口が増えていく中でいろんな人の意見が必要。小学生が増えたり、幼児が増えたり、図書館に土曜日、日曜日に行くと親子で本を見ている姿に多く出会います。若くて活気のあるまちだとうれしくなります。また、社会状況の変化などでまちづくりに対する住民にニーズや価値観が多様化し、地域では様々な課題が増えています。まちづくりは自らまちづくりの主体であることを自覚して、町と互いに協力し、情報を共有しながら参画と協働のまちづくりを進めることをまちづくりの基本としています。子ども議会は、小学6年生と中学生で取り組まれているところもあります。子どもの率直な意見が出されました。議場での経験は、政治に感心を向けるよい機会だと思います。NIEの取り組みとともに、政治の仕組みへの理解も少しはわかるのではないのでしょうか。女性議会の目的は、男女共同参画社会基本法が施行されても、なお男女の精査に基づく問題を数多く抱えています。男女が真に自由な自立した人間として生きるためには、政策決定分野、働く場、生活地域など、あらゆる場での男女の平等と参画が進められることを目指すものです。大津町の政策決定の場への参画は女性議員1人で6.2%、審議員、委員会の女性の登用率は15.9%、大津町職員管理者の女性の登用率は平成22年6.4%、平成23年3.4%と低くなっています。大津町では、男女共同参画都市宣言を平成23年2月6日に行いました。家入町長にも宣言をしていただきました。その中の1つ、私たちは一人一人が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で男女が対等なパートナーとして参画できるまちをつくりたいと思っています。男女共同参画推進懇話会においても、平成21年に第7次提言をされております。その中の1つ、政策方針決定の場に委員会、審議会への女性参画の促進及び女性登用率30%の実現となっています。女性自身の主体的な意識の高揚を図るとともに、女性の視点から町政への参加促進と方針決定の場における女性の発言能力を図ることをテーマとしているところもあります。男女共同参画宣言都市としての取り組みはどうなっているのでしょうか。

以上を、町長、教育長にお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 鈴木議員ご質問の子ども議会と女性議会への取り組みについての子ども議会についてお答えさせていただきます。実は、ご質問をいただく前から、私は中学生を対象とした子ども議会を開催し、模擬議会体験をさせることは必要だと考えていました。それは、次のような理由からです。まず一つ目は、学習指導要領の小学校及び中学校の社会科の目標には、平和で民主的な国家社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことがうたわれております。公民的資質とは、将来社会参画する上で必要になる知識、理解、能力、関心、態度だと考えられます。もう少し具体的に述べますと、民主政治の制度や仕組みの理解や社会生活の様々な場面で多面的に考えたり、公正に判断したりする態度や能力だと捉えております。これらの態度や能力を培うのに、子ども議会は有効な場であると考えております。子どもたちは未来のまちづくり、国づくりの主体者であります。社会の担い手としての資質を養うために、最も身近な社会である自分の住んでいる町に目を向け、自分たちの生活を通して問題に気付き、問題の解決のためにはどうしたらよいか考えていくことは大切なことです。そして、それを具現化するために行政に提案したり、行政に対応してもらうために説得力のある意見を述べたりする模擬議会体験の場を設定することは有効な体験学習であると考えています。学校で学習したことを確認し、それを生かしながら議会体験をし、さらに体験を通して学習したことを、より確かなものとしていくことは、よき社会の形成者育成につながるものであると考えます。

以上のような理由で、子ども議会の必要性、有効性はあるものと考えていますので、町長にも御理解いただいているというふうを受け止めておりますので、今後は総務課、議会事務局、町内中学校と協議しながら、実現に向けて具体的な取り組みの検討をしてみたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 子ども議会の開催については、教育の立場から教育長は今しっかりとされており、行政のほうとしても、教育委員会の立場上、前向きに検討をさせていただきたいというふうに思っております。女性議会については、町政参加の体験の場として女性団体連絡協議会などの主催で開催されている事例が多いようでございます。女性につきましても、被選挙権もありますので、ぜひ議会議員に立候補していただき、鈴木議員のようにしっかりと活動していただければなと思っております。いろいろな皆さんからのご意見を伺いながら、町政を進めていかなければならないと考えております。女性団体や高齢者の団体などからの議会開催の要望があった場合など、どのような形で取り組むことができるかなどを十分に今後検討をしていきたいと思っております。それぞれの皆さんからのご意見をしっかりと取り入れながら町政に生かしていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 教育長からは、すぐすぐ取り組んでいただけるのかなということでも思わせていただきました。子ども議会は、私、これで2回目の質問になります。前の宮崎教育長のときはですね、校長先生と相談してということで、そのままになっておりましたですね。いつまで相談するのかという思いがしておりましたが、もういいだろうと思って今回質問させていただきました。

女性議会ですが、男女共同参画で何で女性議会なのという意見もありましたんですが、まだまだで

すね、先ほども言いましたように、女性が施策決定の場に意見を言うという場所にはなかなか身を置いている人がいないということですね。それもあります。審議員であつたり、委員会で随分多くなつたんだろうなと思つたんですけれども、そんなにパーセントは上がっていないということと、また庁舎内でもですね、管理職のパーセントが宣言都市をしましたが、しましたが下がりましたということで、少しちょっと逆行したなというふうな思ひをしています。農業委員会においてはですね、議員さんからの意見の中で3人枠を取っていただきましたので、一歩前進したというふうな思ひはしていますが、わざわざですね、やっぱり気に掛けて登用していかないと、女性の枠というのは増えていかないというのが現実だなというのが、宣言都市をしても減つたという部分では、そういうことなのかなというふうな思ひを逆にしてしまいました。町長が今選挙に出たらとかいう話をされましたが、現実としてはですね、どこもそんなに女性議員がおられるわけではありません。それが現状なんですよ。そういう女性議会ですね、経験していった人が、また上がってくるというのがありますし、そういう経験をしですね、気づくということもあるわけです。そういうのを、毎年せいと言うわけではありません。4年に1回とか2年に1回とかですね、そういう形で多くの自治体が今開催されています。今、前向きにと、いろんな方の意見をということで言われましたが、これを状況を考えただけでもわかるのではないかと思いますので、都市宣言をした後のですね、何か変化を、何かされている、ほかにされているかどうか、されてないならですね、女性議会を取り組むということで前向きに検討していただけるかどうか、もう一度質問させていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 女性のこの町の中でいろんな活躍をされておられます。嘱託員の中にも大きな地区に、新しい地区でございますけれども、女性の区長さんが誕生して頑張っておられます。職員についても、適材適所ということでなく、やはり男に負けん気の、強い気持ちでやはり仕事をできる、それが町民が望むところの職員であり、そういう職員になってもらうためには、やっぱりやる気、そういうやる気のある職員を、今、課長、部長に育てるように今指導をし、人事評価制度をやっておりますので、国もしかり、我々行政もしかりでございまして、職員を育成する、それは町のため、あるいは仕事の工夫、やり方、そういうできる職員が素晴らしい職員でありますので、女性の立場からそのような素晴らしい仕事のできる人をしっかりと育てていく中で、幹部の職に就いていただいて若い者を育てていただけるようお願いしたいというふうに思っております、現在は若い女性が素晴らしい活躍をしておるのは確かでございます。自主研修にも行って、そしてその復命書の数は本当に1人の復命書が私は10分以上かかるように素晴らしい内容で報告され、今後どう生かしていくかというのをしっかりと自覚しながらご報告を受けておりますので、本当に男女若い職員は素晴らしい人たちがおるんだなという安心をしておりますし、男女共同参画の推進がここに生まれてきておるというふうに思っております。そういう意味において、今後の女性の皆さんの頑張りに期待を申し上げ、元気な大津町をつくっていただく。それは、先ほど鈴木議員が言われます105歳は男性の方です。ただし、1人です。しかし、あと残りの10人近く、今、12名おられますけれども、100歳、女性ばかりでございまして、いろんなところに行っても女性の人がたくさんおられますので、その力を高齢

の社会が今後続く中で、皆さんの力を我々は頼りにしておりますので、ぜひ頑張ってくださいをお願い申し上げておきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） そうですね。女性議会もぜひ勉強をちょっとしてもらってですね、いい意見が出たりしていますので、ぜひ取り入れていただければというふうに思います。ほかの人たちの意見も聞くのも大事なことだと思いますので、前向きに検討していただきますようよろしくお願い致します。

これで終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後3時31分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

## 諸 般 の 報 告

- 平成 23 年第 2 回大津町議会臨時会会議録
- 平成 23 年第 3 回大津町議会定例会会議録
- 平成 23 年第 4 回大津町議会臨時会会議録

# 平成23年第5回大津町議会定例会会議録

平成23年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成23年9月20日(火曜日)

出席議員	1番 金田俊二      2番 府内隆博      3番 吉永弘則 4番 源川貞夫      5番 鈴木ムツヨ      6番 大塚龍一郎 7番 新開則明      8番 月尾純一朗      9番 坂本典光 10番 石原大成      11番 手嶋靖隆      12番 永田和彦 13番 松永幸久      14番 宇野光廣      15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 堀川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲      総務部総務課長 田中令児 副町長 上田英典      企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則      総務部総務課行政係長 藤本聖二 企画部長 木村 誠      企画部企画課企画課財政課係長 白石浩範 会計管理者兼 兼ねて会計課長 西村和正 福祉部長 岩尾昭徳      教育長 那須雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山誠也      教育部長 松永高春 経済部長 西本昇二      農業委員会事務局長 松岡秀雄 子育て支援課長 松永高春

## 平成23年第5回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成22年 11月25日 陳 情 第 6 号	「所得税法第56条の廃止」を求める意見 書提出に関する陳情書	不 採 択	総 務 常任委員会
平成23年 5月20日 請 願 第 1 号	清正公道公園内埋立てに関する請願	継 続 審 議	経 済 建 設 常任委員会
平成23年 5月20日 請 願 第 2 号	建設に働く仲間と地域経済を救うルール づくりに関する請願	継 続 審 議	総 務 常任委員会
平成23年 5月27日 陳 情 第 1 号	国道57号線四車線化に伴う上水道管敷 設整備の陳情	継 続 審 議	経 済 建 設 常任委員会
平成23年 6月6日 陳 情 第 2 号	町道拡張の陳情書	採 択	経 済 建 設 常任委員会
平成23年 8月26日 請 願 第 3 号	郵政改革法案の早期成立を求める請願 書	採 択	総 務 常任委員会
平成23年 8月30日 請 願 第 4 号	「公共交通機関の存続へ向け、J R九州 等に係る経営支援策の継続を求める意 見書に関する請願書」	継 続 審 議	総 務 常任委員会
平成23年 8月31日 陳 情 第 3 号	350万人のウイルス性肝炎患者の救 済について国への意見書を求める陳情	採 択	文 教 厚 生 常任委員会



## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第58号	子育て健康広場整備工事請負契約の締結について
議案第59号	(仮称) 大津町まちづくり交流センター新築工事(建設)請負契約の締結について
同意第3号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第4号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 23 年 9 月 20 日 (火) 午前 10 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 5 発議第 2 号 「郵政改革法案の早期成立を求める意見書提出について」  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 発議第 3 号 「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書提出について」  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 発議第 4 号 「消防団活動への支援に関する意見書提出について」  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 発議第 5 号 「原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書の提出について」  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 9 議案第 58 号 子育て健康広場整備工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 59 号 (仮称) 大津町まちづくり交流センター新築工事  
(建設) 請負契約の締結について
- 日程第 11 同意第 3 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 12 同意第 4 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 10 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 23 年第 2 回大津町議会臨時会の会議録、平成 23 年第 3 回大津町議会定例会会議録及び平成 23 年第 4 回大津町議会臨時会会議録は、議席に配付のとおりです。

## 日程第2 各常任委員会の審査報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） おはようございます。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果を口頭でご報告申し上げます。当委員会に付託されました案件は、議案第43号、議案第48号から50号、議案第51号関連、議案第53号及び議案第54号、議案第56号、認定第1号関連、認定第4号、認定第5号、認定第7号及び第9号、陳情第2号、継続審議の請願第1号及び陳情第1号の16件であります。

当委員会は審議に先立って、9月9日と12日の午前中に関係する28カ所の現地調査を行い、13日、14日にかけて委員会B室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第43号は、大津町ビジターセンター設置及び管理に関する条例の制定についてであります。委員より、ビジターセンターでは乗車券の販売を行うということだが、指定管理者に委託する場合は、第13条では第5条から第11条に規定する業務となっているが、第3条は必要ないのかとの質疑に対し、執行部より、指定管理をする場合は、第13条では第5条から第11条までとなっている。現在、駅の改札業務はJRから町が委託を受けてシルバー人材センターに再委託する予定になっているが、指定管理に出した場合、シルバー人材センターに再々委託が可能か、まだ最終的なJRとの協定に向けての協議が終了していないので、今回の条例からは第3条を省いてビジターセンターの施設管理の指定管理を想定している。なお、将来は観光協会等を立ち上げ、駅の改札業務等を含め指定管理に出す場合には条例改正を提案し、第3条を追加したいと考えているとの答弁がありました。委員より、当面は直営でやっていくのかとの質疑に対し、改札業務については町がシルバー人材センターに委託し、観光案内業務は3月まで緊急雇用を活用し、2名の臨時職員を直接雇用する予定である。4月以降は臨時職員による対応を含め検討しているとの答弁がありました。委員より、売店の出店については考えていないのかとの質疑に対し、執行部より、10月から3月まで案内人を直接雇用してビジターセンター利用者の駅利用内容や意見、ニーズなどを調査したい。維持管理費用も必要なので、おみやげ等を置ければと思うとの答弁がありました。

採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号は、町道の路線廃止について、議案第49号は町道の路線認定について、議案第50号は菊池市市道の路線認定に伴う承諾についてであります。委員より、菊池市の市道認定についてのメリット、デメリットはあるのかとの質疑に対し、執行部より、メリットとしては、道路幅が最低でも9メートル、歩道も施工される。デメリットとしては、地方交付税が廃止分減額になる。しかし、維持管理においては8年ぐらいオーバーレイなどの補修工事が発生すると考えられる。2千万円を超える金額になると考えられる。今後、交通量もかなり多くなると予想されるので、補修工事の時期に

についても早まる可能性もある。ほかに、側溝や歩道などの補修工事が想定されるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第48号、議案第49号、議案第50号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号関連、平成23年度大津町一般会計補正予算（第2号）について。農業委員会関係では、委員より、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金を申請される人は耕作放棄地の隣接の人が多いのかとの質疑に対し、執行部より、基本的には隣接の人が一番迷惑を受けるので申請されるケースが多いが、認定農家や新規就農者の方の申請も多々あるとの答弁がありました。

次に、経済部農政課関係では、委員より、目3農業振興費の戸別所得補償制度導入推進事業補助金は、直接事業主体に対し補助されるということだが、補助先は団体なのか、農家なのかとの質疑に対し、執行部より、米の生産調整や転作業務を行う大津町農業再生協議会に対する事務費補助として交付されるものだと答弁がありました。

次に、商業観光課関係では、照明灯に関して、電柱に取り付ける照明と専用の電柱に取り付ける自立式の2方式がある。それぞれ単価はいくらになるのかとの質疑に対し、執行部より、電柱用が約62万円で、自立式が電柱込みで約85万円だと答弁がありました。委員より、ジャスコ通りに建っているのは1本が40万円程度だったと思うが、単価の違いはどうかとの質疑に対して、執行部より、高さが低く、一般的な汎用品である。今回は、宿場町のイメージを考え、和風としている。高さ5メートルある。ワット数を上げているので電球が大きくなり、灯具が特注品となったからであるとの答弁がありました。委員より、LEDではないのかとの質疑に対し、執行部より、LEDではなく無電極放電灯電球である。電球の価格は1万1千円程度で、電気代がLEDよりも若干高いが、建設及びランニングコストなどトータルで考えて経済的な無電極放電灯とした。また、電球の寿命がLEDは4万時間、無電極放電灯は6万時間で、20年ぐらいの耐久性があるとの答弁がありました。委員より、自立柱を立てるところは道路敷きか、民地かとの質疑に対し、執行部より、民地だ、無償で提供するという承諾をもらっている。なお、地主の要望等で支障が出た場合は、町の負担で移設するとの答弁がありました。委員より、電球の寿命は6万時間ということであるが、保証はどれぐらいあるのかとの質疑に対し、執行部より、寿命が6万時間である、それなりの保証は付いているとの答弁がありました。委員より、点灯時間は何時から何時までかとの質疑に対し、執行部より、防犯灯を兼ねているので日暮れから夜明けまでである。中心部は本数が多いのでタイマーを付けて間引き点灯する計画であるとの答弁がありました。

道路整備課関係では、委員より、災害で町道は公共災害、林道は林道災害、農道は農道災害とあるが、里道が災害になった場合はどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、里道の場合は補助がないので、一般財源等になるとの答弁がありました。

下水道課関係では、質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第51号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号は、平成23年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正

予算（第1号）にいてであります。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第53号については、全員賛成で原案とおりに可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号は、平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）であります。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第54号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号は、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第56号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連は、平成22年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。経済部農政課関係では、委員より、目6農地費の土地改良事業補助金の決算額の推移はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、ここ数年の予算額は変わっていない。予算の範囲内で要望に対応しているとの答弁がありました。委員より、目2農業総務費の関連で、水田湛水事業は今後も継続されるのかとの質疑に対し、熊本市と協定を締結して事業が実施されており、今後も継続される見込みである。大津町においては、291戸の農家が毎年約3千万円弱の補助を受けているとの答弁がありました。委員より、公園管理委託に関する業者は何社くらいかとの質疑に対し、執行部より、指名競争入札で8から9社を指名し、4から5のゾーンに分け発注しているとの答弁がありました。委員より、小さな公園管理は小規模な業者でも対応できると思うがどう考えているのかとの質疑に対し、執行部より、小規模工事等契約希望者登録要綱が7月に整理されており、総務課管財係と打ち合わせながら対応の検討をしていきたいとの答弁がありました。委員より、有害鳥獣捕獲関連で、近年、朝鮮ウグイスが繁殖していると聞くが駆除はできないのかとの質疑に対し、執行部より、大津町の許可権限に関わる有害鳥獣はイノシシ、シカ、カラス、ハト等であり、朝鮮ウグイスは含まれていない。熊本県に相談して調査したいとの答弁がありました。

次に、商業観光課関係では、委員より、まちづくり交流センターの完成は来年度なのかとの質疑に対し、執行部より、まちづくり交流センターも本年度で完成する。照明灯整備も今年度で終了し、上井手については来年度以降の社会資本整備総合事業でガードパイプが一部、上井手の欄干整備ができていない部分、ポケットパークを1カ所及び看板整備を駅前と交流センター2カ所、数千万円程度を後期計画に計上する予定だとの答弁がありました。委員より、冬場の登山客もいるが、キャンプ場の入口はチェーンで閉ざされ利用できないとの質疑に対し、執行部より、以前駐車場などイタズラされたことがあったりしたので閉めている。ただ、チェーンには鍵は掛けられていない。説明書きを貼り対応したいと思っているとの答弁がありました。委員より、無料職業紹介所の利用状況は400件となっているがどうなのかとの質疑に対して、執行部より、延べの相談件数は男性185人、女性216人、計401人である。登録した実人数は、男性47人、女性79人、計126人。町の緊急雇用では44名を雇用した。また、民間事業者からの求人は61件ほどあったが、なかなかマッチングしない状況である。また20件程度が医療・介護などで募集してあるが応募は少ない。なお、大津町の無料職業紹介所では、雇用保険の証明ができるので、その件数が半分近くを占めているとの答弁があ

りました。委員より、たばこ販売組合に入っているコンビニはあるのか。町の税収に少しでも貢献してもらいたいとの質疑に対し、執行部より、コンビニは一括して仕入れているので、協同組合に入っているのは少ない状況であるとの答弁がありました。

次に、土木部環境保全課関係では、太陽光発電システム設置補助金を交付した55件のうちホンダソルティック社製は何件かとの質疑に対し、執行部より、4件だとの答弁がありました。委員より、担当課としてホンダソルティックとその他のメーカーの製品の違いを把握しているのかとの質疑に対し、執行部より、ホンダソルティック以外のメーカーの製品は熱交換率が20%程度あるのに対し、ホンダソルティックの製品はそこまでは至らない。ただし、ホンダソルティック以外のほとんどメーカーの製品はシリコンを使った半導体を使用しているのが、ホンダソルティックでは合成物質を使っているため丈夫で長持ちするという特性があるとの答弁がありました。

次に、道路整備課関係では、委員より、主要な施策の成果197ページ、土地改良事業補助金で要望されたことが満たされているのか、またここ2、3年で増えているのかとの質疑に対し、執行部より、要望された事業については概ね満たされていると思う。今年度は少し要望箇所が多くなったとの答弁がありました。委員より、道路台帳は電子化されているのか。またホームページに載せる考えはないのかとの質疑に対して、執行部より、台帳は図面で作成されているので、今のところホームページに載せるのは難しいとの答弁がありました。委員より、緑資源の林道の今後の見通し、片俣の県道菊池赤水の市町境の道路改良、それから高規格道路の計画はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、緑資源の今後の見通しは、今の段階では何も計画されていない。片俣の県道は要望が上がっているが、今のところ基盤整備に併わせて南側にバイパスで考えている。高規格道路は、国道57号線の4車線化の目途がたってからと思っているとの答弁がありました。委員より、町から県に要望されている県道の要望箇所の公表はできないか。また、進捗状況はわからないかとの質疑に対して、執行部より、昨年30カ所を要望しており、次回の委員会で報告するとの答弁がありました。委員より、下町門出線のバイパス南側交差点は、あれで終わりかとの質疑に対し、用地買収が1件終わっていない。引き続き交渉している詰めの段階であり、今年度事業で完成を目指しているとの答弁がありました。

次に、都市計画課関係では、委員より、駅前楽善線の用地交渉の進捗状況と来年24年度以降完成までの事業費とどれぐらい必要かとの質疑に対し、執行部より、今現在で34件の買収が済んでいない。23年度にまちづくり交付金事業は終了するが、その時点で必要とされる残りの事業費は約10億円である。24年度から社会資本整備総合交付金事業として申請し、国・県で認められたら4億円の補助が交付され、町の持ち出し6は億円ということになるとの答弁がありました。

次に、下水道課関係では、質疑ありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号は、平成22年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。質疑ありませんでした。

採決の結果、認定第4号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号は、平成22年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。委員より、下水道整備計画区域と整備済み区域の差が300ヘクタールほどあるが、どこかとの質疑に対して、執行部より、森、吹田、大林、瀬田の4地区である。陣内にある下水道浄化センターには浄化能力に余裕がある。この4地区を農業集落排水事業地区から公共下水道整備地区へ変更したものだとの答弁がありました。

採決の結果、認定第5号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号は平成22年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。委員より、公共下水道区域と農集の矢護川、錦野、杉水・平川地区以外の整備計画はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、合併浄化槽で対応することになると思うとの答弁がありました。

採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号、平成22年度大津町工業用水事業会計決算の認定については、委員より、決算審査意見書の審査意見の欄に繰上償還については経営上有益かどうかの判断を十分に検討しながら行っていただきたいと記載されているが、繰上償還と定時償還の差額はいくらかとの質疑に対し、執行部より、繰上償還を行ったことで定時償還と比べ約90万円弱の支払い減額となっているとの答弁がありました。委員より、水源地の水位の変化は見られないかとの質疑に対し、執行部より、特に水位の変化はないとの答弁がありました。

採決の結果、認定第9号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、陳情第2号は、町道拡張の陳情書についてですか。委員から、次のような意見がありました。委員より、先般現場を見て旭志へ行くところでもあるか、S字カーブであり、地権者の同意もあるので、前向きに取り組むべきだ。委員より、前からの要望であったということと、子どもの事故もあったということで、ぜひ実現させたい。委員より、畜産が盛んなところで、畜産関係の車両の移動も多いので改良は必要であると思う。委員より、改良しないと危険性は解決しない。委員より、地元の要望でもあるので、「地元と協議の上、早急に対応するようにとの意見を付して」採択するのはどうかなどの意見があり、陳情第2号は全員賛成で採択すべきものと決しました。

次に、継続審議の請願第1号は、清正公道公園埋立てに関する請願についてであります。熊本県文化財保護指導委員府内清喜氏に当委員会に出席願ひ、清正公道についての歴史と由来についての説明と文化的な価値についての意見をいただきました。委員より、さらに審議を続けたいとの意見が相次ぎ、請願第1号は全員賛成で継続審議すべきものと決しました。

次に、継続審査の陳情第1号は、国道57号線4車線化に伴う上水道管の敷設整備の陳情についてであります。執行部より説明ののち、委員より、法的に、技術的に工事することは可能であるとのこと。ただ、水道企業団としてはそのつもりはないということかとの質疑に対し、執行部より、そういうことだ。一徳さんから先は予想以上に費用がかかりそうであり、併せて水の利用者が決まっていなため、水が腐れ水質に対して責任が持てない。また、水道管の維持管理の問題もあるということであったとの答弁がありました。委員より、国道が完成した後でも工事は可能かとの質疑に対し、執行

部より、企業団が国土交通省と話をしている。道路敷きの下に埋ける方法で相談しているので、国道が開通したら道路を掘って埋けるのは難しい。最終的には、法面で落ち着くのではないかと思う。そのときは、協議が必要だと思うとの答弁がありました。委員より、継続すべきだとの意見が多く出され、陳情第1号は全員賛成で継続審議すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長鈴木ムツヨさん。

○文教厚生常任委員長（鈴木ムツヨさん） おはようございます。ただ今から文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第45号、議案第46号、議案第51号関連、議案第52号、議案第55号、議案第57号及び認定第1号関連、認定第2号、認定第3号、認定第6号、認定第8号、陳情第3号の12件です。当委員会は、審議に先立って9日に関係する15カ所の現地調査を行い、12日、13日、14日に委員会C室において執行部に説明を求めながら審議を行いました。以下、審議の主な経過と結果について要約して報告いたします。

議案第45号は、大津町立学校設置条例の一部を改正する条例についてです。質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号は、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてです。委員より、補助限度額引き上げの根拠は何か。また近隣の市町村も同様に改正するののかとの質疑に、執行部より、この改正は文部科学省の幼稚園奨励費補助金交付要綱改正に伴うもので、公立幼稚園を対象にしており、益城町や菊池市も改正されます。私立は、別の要項で定められると答弁がありました。

採決の結果、議案第46号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号関連は、平成23年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてです。

福祉部保健医療課関係。委員より、有料老人ホームなどは申請すれば許可されるのかとの質疑に、執行部より、有料老人ホームは介護保険外の施設で、熊本県の要綱に従い届け出が必要。要件を満たしていれば受理され、住所地特例施設となる。高齢者住まい法によるサービス付き高齢者専用住宅などが住所地特例施設とならないため、今後介護保険への影響を心配していると答弁がありました。

教育部子育て支援課関係。委員より、子育て支援施策についてどこまでが自治体支援の必要があり、何を優先順位とするのか考えるべきではないかとの質疑に、執行部より、次世代育成支援行動計画に基づき積極的な施策の展開を行っているが、効果を考えた上の廃止もありと考えていると答弁がありました。

教育部大津保育園関係。委員より、新しい園舎はいつから使用しているのかとの質疑に、執行部より、8月末に園舎部分の完了検査が終わり、9月1日から15名の児童が入所し、新しい園舎には年中組、年長組が入って保育をしていると答弁がありました。委員より、園舎を増設したので子どもの遊ぶ場所がなくなったのではないかとの質疑に、執行部より、園庭に園舎を増設したので園庭の部分が3分



の1になり、そこに遊具を設置しました。南側のグラウンドには遊具を設置しないで子どもたちが広くできるようにとっていると答弁がありました。

教育部学校教育課関係。委員より、大津小学校に配置する校内安全指導員の仕事は何か。また、消耗品の使い道は何か。また緊急雇用創出事業で配置するなら6カ月間計画的に作業を行ってもらい、その成果が現われるようにしてもらいたいとの質疑に、執行部より、大津小学校は30学級を超える過大規模校であり、児童数が多いため午前の時間は校務員と一緒に給食の配膳準備を中心にした仕事を考えている。午後の時間は環境整備等にあたってもらう。学校でも計画を立ててもらって効率的に作業が行えるようにしたいと思う。消耗品については、業務に必要な作業服や作業道具などを購入する予定との答弁がありました。

教育部生涯学習課関係。委員より、町文化財指定をされた梅の造花について、予算計上、阿蘇くまもと空港に寄贈された分の説明版が読めないような状態。また、材料調達等の考え方について質疑があり、執行部より、空港に寄贈した分については調査し対応します。保存会と話し合いながらどのような予算が必要なのかが確定して対応するように考えている。現在、台湾から調達している花びらの材料が確保できるように取り組んでいると答弁がありました。

採決の結果、議案第51号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。質疑はなく、採決の結果、議案第52号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。委員より、繰越金があるというのは余裕があるということですか。次期計画で介護保険料が上昇することはできれば避けたいとの質疑に、執行部より、第4期介護保険計画上で見込んでいたほどは給付費は伸びていないので、平成21年、22年は余裕があった。繰越金から清算による返還金などを差し引いた半分の2千万円ほどを基金に積みたいと考えている。これは、第5期計画で介護保険料の引き下げの計算に使うとの答弁がありました。

採決の結果、議案第55号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。質疑はなく、議案第57号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、平成22年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

福祉部保健医療課関係で、委員より100歳をお祝いする敬老祝い金の支給はどのようにしているかとの質疑に、執行部より、4月から8月にかけて100歳になられた方は随時町長がお祝い金をお渡ししている。9月から3月にかけて100歳になられた方は9月末に国の内閣総理大臣表彰状と一緒に町のお祝い金をお渡ししていると答弁がありました。委員より、子ども医療費について中学生までに適用を財政状況を見ながら検討するということが、子ども医療費は毎年上がっていると思うがどうかとの質疑に、執行部より、子ども医療費は平成20年度が前年度に対して7.1%、630万円、平成21年度が23.9%、2千300万円、平成22年度が6.6%、780万円増えている。事務担当課としては、せめて1人月額いくらでも徴収できれば、その分で中学生までの財源が出てきま

すし、医療費の抑制効果もあると思うと答弁がありました。

福祉部健康福祉課関係。委員より、災害援護資金返還金の返済が滞っているのはどういう理由か。差し押さえはできないかとの質疑に、執行部より、平成7年度に災害で建物が壊れ借りられた件で、1回分は返還されましたがその後は返還されてない。現在、熊本市在住で会いに行ったときは返還すると言われますが払われない。財政係とも協議し、文書を出し、時効で中断しないように継続している。建物は現在所有者が変わっている。また収入もなく、差し押さえは難しい。今後も継続して返還のための対応を行っていくと答弁がありました。

教育部子育て支援課関係。委員より、ファミリーサポートセンター事業の預かり時間と協力会員さんの問題は発生していないかとの質疑に、執行部より、月曜から金曜までの午前7時から午後8時までと別途料金設定で土曜、日曜も預かっている。協力会員の自宅で預かるためテレビが壊れたことがあったが、保険で対応。また、協力会員の1時間当たりの報酬は最低賃金より安いとの電話があったと答弁がありました。

教育部学校教育課関係。委員より、要保護及び準要保護児童生徒援助費と特別支援教育就学奨励費補助の内容はどんなものか。また、認定基準について一考の必要ありとはどういうことかとの質疑に、執行部より、要保護は生活保護世帯の児童生徒への就学補助で、項目により国の補助がある。準要保護は生活保護に準じるということで、学校長の意見を付した保護者の申請により前年中の所得を調査の上、基準により算出した世帯の需要額に対する所得額の割合が大津町では1.0未満を基準に審査の上、認定を行い、援助費を払っている、町の単独事業。支給項目は、学用品費、通学用品費、新入学用品費。実費額で校外活動費、修学旅行費、給食費です。特別支援教育就学奨励費補助は、特別支援学級に在籍する児童生徒を援助するもので、基準により算出した世帯の需要額に対する所得額の割合が2.5未満の世帯を基準とする。支給項目は同じですが、支給額は準要保護の2分の1で国の補助の対象となっています。準要保護世帯への就学援助は単独事業で各町村で認定基準が異なっている。本当に援助が必要な世帯に支援できるような基準づくりや認定の手順などを近隣の市町村とも情報交換してつくる必要があると答弁がありました。委員より、分離新設校の地質調査について、何メートルで支持層があったかという質疑に、執行部より、校舎と屋内運動場建設予定で計5本の地質調査を行い、結果は5本とも概ね20メートルで支持層に到達した。校舎建築は全部で97本の杭を打設したが、ほぼ調査結果どおりになったとの答弁がありました。委員より、給食センターでの地産地消の品目が増えないようだが、また米は100%大津町産かとの質疑に、執行部より、JAの担当者と連携し地産地消を行っているが、3千740食の給食を提供するためには一度にたくさんの量が必要。天候で出来、不出来が左右されるので、今後もJAの担当者と密に連絡を取り地産地消を進めていく。米はすべて大津町産であると答弁がありました。

教育部生涯学習課関係。委員より、文化財学習センターの展示品について活用計画はどうなっているかとの質疑に、執行部より、学校の学習見学の推進と合わせて一般見学者を増やす目的に親子文化財学習教室の計画等を検討している。図書館での展示も行っているとの答弁がありました。

教育部図書館関係。委員より、移動図書館車の利用状況はどうなっているかとの質疑に、執行部よ

り、火曜、木曜定期運行を行い、21カ所を2週間に一度回っている年間1万1千183冊貸し出しを行っており、平成21年度より1千500冊程度伸びている。平成22年度はイベントや学童保育、養護学校などへ運行を行い、貸し出し冊数の伸びにつながったと思われると答弁がありました。

採決の結果、認定第1号関連は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。委員より、診療報酬審査支払手数料の内容はどうなっているか。また件数はどのくらいかとの質疑に、執行部より、診療報酬の支払いについては、すべて国保連合会に委託している。その審査支払いに係る手数料を支払うもの。件数は毎月約1万件ですと答弁がありました。委員より、特定健診について国の目標は65%だが、いつまでに達成するのか。病気の早期発見、早期治療のためには健診が大事だ。受診率が上がるような説得力があり、わかりやすい宣伝の方法を検討するようとの質疑に、執行部より、平成24年度までとなっている。町は約42%で、菊池郡市では高いほうだが、さらに住民の方々の健康への意識を高め、受診の機会を増やせるよう努力していきたいと答弁がありました。

採決の結果、認定第2号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、平成22年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてです。質疑はなく、採決の結果、認定第3号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号、平成22年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。委員より、福祉用具購入費と住宅改修の利用内容と件数はどうなっているか。また、住宅改修で熊本市など町外の業者もあるようだが、なぜ大津町の業者だけではないのか。住宅改修を行った後に転居して新たな住宅改修の必要が出てきた場合どうなるかとの質疑に、執行部より、福祉用具利用の主なものは、ポータブルトイレと入浴時のイスの購入。年間の件数は140件で、1件当たり約2万2千100円。同様に住宅改修の年間の件数は177件で、1件当たり約7万4千300円、住宅改修は制度上、ケアマネジャーは1カ所だけに依頼することはできない。ほかの業者も使う必要があるので、町外の業者も入ってくる。住所を移せば住宅改修はリセットされ、始めから利用できる。介護度が3以上変化した場合も同様であると答弁がありました。委員より、未利用者のアンケート資料中、使い方がわからないなどの項目があるが、どのように周知しているかとの質疑に、執行部より、使い方がわからないという項目は3年前と比べるとずっと低くなっており、町や介護事業者などの周知により浸透している。ヘルパーやケアマネジャーから連絡で説明の必要がある場合は訪問して制度などを説明していると答弁がありました。

採決の結果、認定第6号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。委員より、保健事業費の健康診査費の減額補正の理由は何か。また、鍼灸施術費について鍼灸に限定しているのはなぜかとの質疑に、執行部より、後期高齢者広域連合は、大津町の健診の受診率目標を30%程度で見込んで健診事業を委託している。実績では、高齢者の方は病院に行かれている方が多く、受診率の実績が10%程度のため減額となっている。また、鍼灸施術については、治療効果によって医療費の抑制効果もあり、町の規則により鍼灸の免許を有している者を指定して補助していると答

弁がありました。

採決の結果、認定第8号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、陳情第3号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書を求める陳情についてです。すべての肝炎患者の救済を求める熊本の会の池部事務局長に陳情の趣旨説明が求められ、同氏より内容説明がなされました。委員より、100名の会員があり、50名が入退院の繰り返し状態で働けない人、生活保護の方もおられる。生活保護の方は医療費はいただけますよね。「救済特措法」に基づいて陳情には7カ条の要望が記載されています。肝炎の方の医療費をどこまでかが判断しかねます。国や町の医療費についても、かなり増大していて、その財源を確保できない状況があります。厳しい状況です。どこまで、少なくともという段階があると思いますが、この資料ではわかりませんとの質疑に、池部氏より、肝炎の障害者保険の認定が厳しいです。県内で昨年までに123名、1級から4級を交付されています。十数人が認定されています。月2万円から3万円の医療費を支払っておられます。最低でも国側が医療費分はみてほしいです。製薬会社、病院にカルテ提出を求めているが、廃棄処分されたりしていて肝炎になったという根拠がありません。残っていません。B型肝炎も和解しましたが、予防接種での感染の方で母子感染は認められていません。愛知県は、県内全部肝炎患者の医療費を全額助成しています。日本で1県のみですと答弁がありました。委員より、カルテの保存年限は5年、10年後には廃棄していいのですか。法律的なものはないのですかとの質疑に、池部氏より、病院次第で5年、10年それぞれです。医師の記憶も曖昧です。うちの会員は約100名ですが、会合を開いても半数は体調不良で欠席されます。肝炎患者は県内で1日に2人から3名死亡されます。全国では1日に約100名死亡されていますと答弁がありました。委員より、C型とB型の違いは何ですかとの質疑に、池部氏より、症状が進んでいくと肝硬変になる率は同じです。ウイルスの種類が違います。B型は予防接種、C型は予防接種や輸血により感染します。インターフェロンは発症して初期の人には効きます。周囲の偏見があるために、自分からは肝炎であると名乗りはしないことが多いのですと答弁がありました。委員より、偏見があるということですが、ウイルスでうつるのですかとの質疑に、池部氏より、C型はうつりません。B型は母子感染です。他の人には接触しても感染しません。ウイルスという言葉で周りの方が偏見があります。風邪等もウイルスでうつるからですとの答弁がありました。委員より、人としての心を大切にしなければならない。製薬会社を使用するときの会社の責任と管理責任が問われると思う。国の責任はないと判決があったが、国の責任はあると思う。肝炎患者や解明されていない病もあると聞く。こういうことが二度と繰り返されないためにも、意見書の提出が必要と思うとの意見がありました。

採決の結果、陳情第3号は全員賛成で原案のとおり採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長大塚龍一郎君。

○総務常任委員長（大塚龍一郎君） おはようございます、ただいまから、総務常任委員会報告を行います。

本定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第44号、議案第47号、議案第51号関連、認定第1号関連、請願第3号、請願第4号の6件であります。並びに継続審議となっております請願第2号と陳情第6号であります。当委員会は審議に先立ち、9月9日に現地調査を行い、12日、13日に委員会室において執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、審議の主な経過と結果についてご報告いたします。

議案第44号、大津町税条例の一部を改正する条例について。税務課執行部より、附則第8条の肉用牛について、今回地方税法に規定された条文を適用するものであり、租税特別措置法の肉用牛の課税特例の対象について説明し、農業を営む個人と農地法に規定される農業生産法人であり、肉用種及び肉用種向けの乳用牛の牛が対象となり、家畜市場など指定された市場で売却された場合適用になります。今回、地方税の改正により免税対象の飼育牛が2千頭から1千500頭になりますとの説明があり、委員より、2千頭から1千500頭になったということは、500頭分課税されるのですかとこの質疑あり、執行部より、年間売却した頭数であり、1千500頭を超える部分については超えた部分と非対象牛の売却価格に6.5%、所得税5%、地方税1.5%を乗じた額が課税となりますとの答弁でした。委員より、大津町で課税対象者は何人いますかとの質疑があり、執行部より、町内で一番多い対象者の方で飼育牛で約800頭であり、今回の改正の該当者の方は現在いませんとの答弁でした。

採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号、公有財産の処分について、総務課より説明後、委員より、売却する土地の単価については不動産鑑定をされましたかとの質疑に対し、執行部より、熊本市の不動産鑑定所が行いましたとの答弁でした。委員より、変電所計画用地のうち、私有地の承諾はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、地権者は2名おられ、承諾済みです。土地の単価も同額ですとの答弁でした。

採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号関連。平成23年度大津町一般会計補正予算（第2号）について。

総務課関係では、委員より、掲示板設置補助の予定はどこですかとの質疑に対し、執行部より、3カ所の行政区です。仮宿区2カ所、御願所区2カ所、大林区1カ所を予定していますとの答弁でした。委員より、防火水槽を撤去した場合、その後は消火栓で対応するのですかとの質疑に対し、執行部より、区長及び地元の消防団と協議を行い、撤去後は道路反対側にある既設の消火栓で対処することにしていきますとの答弁でした。委員より、役場前にある防災無線の施設について何か引き継ぎはありましたか。町の玄関です。目線の高さでよいので子どもたちで絵を描くなどの3年前から言っていますが、認識が低いのではないのですかとの質疑に対し、執行部より、引き継ぎはありました。町の玄関であることは認識しております。大津町のイメージキャラクターである「からいも君」を描くように現在製作しています。遅くなっていることに対し、深く反省しています。年度内には完成させますとの答弁でした。

住民課関係では、外国で旅券を紛失した場合どうすればよいかとの質疑に対し、執行部より、外国での紛失は大使館の届けになります。本人の情報は県のほうで保存をされておりますとの答弁でした。

委員より、町で申請をすると交付まで11日間を要するが、緊急の場合は従来どおり県パスポートセンターで行うことができますかとの質疑に対し、執行部より、緊急発給が必要な場合は従来どおり県で発給されます。緊急というのは、海外における親族の事故や病気の場合ですとの答弁でした。委員より、大津町への震災の避難者は13人との報告を受けたが、子どもは何人含まれていますか。その性別はどうかとの質疑に対し、執行部より、子どもが4人含まれています。男子3人、女子1人ですとの答弁でした。委員より、震災避難者の家賃はどこが負担しているのですかとの質疑に対し、執行部より、現在は町で負担しておりますが、国から福島県、熊本県を通じて全額大津町に交付されますとの答弁でした。委員より、避難をしている子どもたちはどこの学校に通っていますかとの質疑に対し、執行部より、大津中学校1人、大津東小学校1人、翔陽高校1人、4歳の子が白川保育園への入園を検討していると聞いておりますとの答弁でした。委員より、被災者でもあるので、担当課へ優先的に入園できるよう連絡してもらえたらとの質疑に対し、執行部より、連絡はしておりますとの答弁でした。

企画課関係は、質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第51号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号関連、平成22年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について。総務課関係では、委員より、行政区は65区あるが、行政区嘱託員が62名しかいないのはなぜか。また、行政区嘱託員が1年で交代されている区はどのくらいありますかとの質疑に対し、執行部より、3行政区については行政区嘱託員が兼務をされている状況です。また、行政区嘱託員の任期については2年と規定しておりますが、地域によっては地域の実状により1年で交代される行政区が6行政区あります。町としても2年していただくようお願いをしているところでもありますとの答弁でした。委員より、今年男女共同参画都市宣言を行ったが、その後大きな目玉となる取り組みは何ですかとの質疑に対し、執行部より、大津町女性の会17グループは、各グループの人材育成と活性化を目指し、地域づくりにつなげていくために9月14日熊本県立臨時講師畑中寛先生をアドバイザーとして、女性の会独自の研究会を初めて実施します。男女共同参画推進係としては、男女共同参画社会の実現に向けて、老人会や地域ふれあいサロン、子育て支援事業などに出前講座を実施し、啓発推進に取り組みを始めましたとの答弁でした。委員より、女性職員の管理職登用率についてどのように考えておられますかとの質疑に対し、執行部より、登用については年齢的経験年数等を考慮しているが、今年度は該当する女性職員がいませんでした。町では若い世代の人材育成を行っており、今年度の採用は7人中5人が女性でしたとの答弁でした。委員より、生活路線維持バスの現状はどういう状況ですか。また、補正を230万円程度した理由は何ですかとの質疑に対し、執行部より、路線バスについては利用者が10年前と比較しまして半減している状況です。また、重油の高騰などにより経費が増加し、赤字額もふくらみ、230万円の補正をお願いしたところでしたとの答弁でした。税務課関係では、委員より、関西方面に徴収を行ったとのことであるが、払ってもらえるのかとの質疑に対し、執行部より、22年度は大阪方面に職員2名で10名の臨戸徴収を行いました。その場での支払いができない方でも後日電話をいただき、現在分納中の方数名いますとの答弁でした。委員より、軽自動車税についての不納欠損は

どういふ場合があるのかとの質疑に対し、執行部より、車検ごとの納税証明書の添付が義務づけられているので、それ以外に他人への譲渡や廃車申告なしなど、軽自動車の所有の把握が難しい場合が上げられますとの答弁でした。

住民課関係では、委員より、住宅使用料について過年度の不納欠損は何名分かとの質疑に対し、執行部より、不納欠損者は6名です。督促や催告等を行いました。連絡が取れない者が5名、生活保護1人を不納欠損処理しました。

人権推進課関係では、委員より、昨年度差別事象について具体的に説明してほしい。執行部より、町内小学校3校、大津北小、護川小、室小と大津中学校において、児童、生徒等による「けがれる」や「賤称語」を使った不適切な発言がありました。委員より、団体活動助成金の中で一番多かった人はどんな研修に参加しておられますか。執行部より、旅費と活動費207万1千244円の中で支給が一番多かった人は8回です。金額は30万2千533円であり、その中の約15%を占めています。研修には、人権社会確立全九州研究集会（長崎市）、九州地区人権同和教育夏期講座（別府市）、全国人権同和教育研究会（唐津市）、などに参加されております。委員より、「人権教育交流支援事業」の子どもたちの参加状況とその中で地区出身者の人数は何人ですか。執行部より、参加者は小学生25人、中学生3人、高校生4人です。その中で地区出身者は小学生8人、中学生2人、高校生1人です。委員より、「地域福祉推進事業（ふるさと雇用）」を委託している南杉水人権のまちづくり協議会の活動状況はどうなっていますか。執行部より、平成21年度より平成23年度の3年間、熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、地域住民と共同した福祉と人権のまちづくりを推進事業を南杉水人権のまちづくり協議会に委託しております。委託金で事務局長を含め3人を雇用しています。その活動の主なものは、地域福祉を推進する一人暮らしや高齢者世帯を定期訪問する「オレンジ隊」の活動や地域住民の交流を促進する「南杉水人権ふれあいフェスティバル（夏まつり）」、月2回、護川小学校校区に地域情報を配付している「かわら版」などの活動があります。委員より、この事業は本年度が最終ということであるが、せっかく地域に根ざしたい取り組みと思われるので、町で十分に精査した上で、必要であれば一般財源を投入してでも継続していくべきではないかとの質疑に対し、執行部より、この事業は町としても福祉と人権のまちづくりのモデル事業として取り組んでいただいております。それと併せて、緊急雇用対策を雇用した方々の今後の雇用もありますので、町で十分に精査を行い検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

企画課関係では、委員より、広報おおづの印刷費が170万円ほど減額になった理由について、執行部より、昨年度から編集機能付きパソコンで町職員が広報原稿を直接編集できるようになったことや、全カラーページを3分の2程度を一色刷にしたことで印刷費が減額となりました。委員より、電子計算機器の総合行政システムに係る経費が5カ年で約6千万円で削減されているが、軽減できた理由について、執行部より、システムそのものは基本的に今までのものと変わりありませんが、自庁舎内に置いていた機器の自己所有をやめてシステム提供業者が所有する機器を他自治体と共同利用することにより、機器導入費及び機器の補修費用が軽減されたことが主な理由です。また、システムの改修やサポートなどについて、今までは業者が本町まで出張していたが、現システムでは自社内で作業

を行えるため、それらの経費も軽減されていますとの答弁でした。

企業誘致関係では、委員より、企業の現状は厳しいと思うが、大津町の現状はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、昨年度は立地協定の締結が3件あり、設備増設等が6件、町内への新規操業が1件となっています。今年度もこれまでに6月に1件の増設協定を締結しています。企業からの要望で非公開協定となっております。また、工場設備の増設が現在2件、予定として4件の工場の増設等が見込まれます。用地物件等の問い合わせでは、昨年度43件、今年度もこれまでに23件ありました。その傾向としては、貸工場物件に関する問い合わせが主体となっていますとの答弁でした。

会計課関係では、委員より、金融機関では肥後銀行が一番大きいと思うが、地域を育てるためにも他の銀行も大事だと思う。他行への預金の状況はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、借入起債額を基準にしている。預金率は肥後銀行が37.6%（起債40.3%）、第一信用金庫が25.1%（起債25.8%）、JA20.3%（起債22.7%）、熊本ファミリー銀行12%（起債10.5%）信用組合5.1%（起債0.7%）、金利についてはどの銀行にもそれぞれ頑張っておられます。委員より、指定金融機関の肥後銀行からの出向はありますかとの質疑に対し、執行部より、午前9時から午後4時まで1人来ておられますとの答弁でした。委員より、口座振替減の原因は何ですかとの質疑に対し、執行部より、税金や保険料等の年金からの天引きのためですとの答弁でした。

採決の結果、認定第1号関連は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

請願第3号、郵政改革法案の早期成立を求める請願について。委員より、郵便局は地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、高齢者を多く抱える大津町においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献してきました。住民がいつも安心して利用できる身近な郵便局として存続しつづけるよう、また郵便局が住民にとってもっと有効活用ができるよう、一刻も早い郵政改革法案の成立が望まれる等の意見がなされ、採決の結果、請願第3号は全員賛成で採択すべきものと決しました。

請願第4号、「公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書に関する請願書」については、内容審査を時間をかけて審議したり、緊急性が必要なのか。新幹線も開通したばかりなので、もう少し状況を見るべきという共通意見がなされ、採決の結果、請願第4号は全員賛成で継続審議すべきものと決しました。

請願第2号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、継続審議となっているものです。公契約条例制定については、平成21年12月定例会において一般質問されていますが、執行部より、さらに調査研究を重ねたいとの答弁がありました。また、労働条件等については、陳情にも来られておりますが、「小規模工事等契約希望者登録制度」を今月から施行し、入札参加資格申請をされていない法人または個人事業者にも小規模な工事や修繕等の公共事業に積極的に参入していただくため登録を受け付けているとのことでした。

採決の結果、請願第2号は全員賛成で継続審議とすべきものと決しました。

陳情第6号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情書については、継続審議



となっておりましたが、再度審議を行い、青色申告制度を活用すれば一定要件の下に実際支払った給与の額の必要経費とする特例が所得税法第57条で認められていること。白色申告でも配偶者は86万円、その他の親族は50万円の事業専従者控除も同条で認められていることなど、また、県内の自治体の採択状況を勘案し、採決の結果、陳情第6号は全員賛成で不採択とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。11時25分より開会いたします。

午前11時14分 休憩

△

午前11時26分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから各常任委員会に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今定例会に付託されました議案、または認定に対して、何点かにわたって反対の立場から討論を行いたいと思います。

まず1つは、議案第44号、大津町税条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。この税条例の改正は、国の法律改正に伴うもので、やむを得ない部分もございますが、しかしその内容はあまりにも認めがたい内容となっておりますので、その点を指摘をしておきたいと思えます。税条例改正の中で、いわゆる大資産家税優遇であります証券取り引きの利益に関する優遇税制がさらに延長されることとなっております。何億円儲かろうとも、利益があったとしても、わずか税金が10%しか課税されないという優遇措置であります。今やヨーロッパやアメリカの大資産家の人たちが我々金持ちに当たり前の税金を掛けろというアピールを出している時代であります。ドイツの資産家50人のグループが最も豊かな資産家にきちんと税金を掛ければ、10兆円以上の税収が増えると自ら提案をしている時代であります。それなのに、我が国ではこうした何億、何十億という利益がありながら、わずか10%しか課税されない。こういう不公平な税制をさらに延長することは到底認めがたいものであるということでもあります。

次に、認定第1号、平成22年度一般会計の決算認定についてであります。決算認定は予算執行の結果を確認、これを検証して予算の効果、行政の効果について客観的に判断をし、その中で反省事項や改善事項を指摘して、翌年度以降の行財政運営に生かすことにあります。私は、この一般会計の中で、とりわけ大きな問題として2点上げたいと思います。一つは、人権対策、人権教育のあり方です。同和対策事業、あるいは同和対策特別法によりまして、過去33年間に15兆円、こうし

た事業に税金が費やされてまいりました。そして2002年にこの特別法が最終的に終結をして10年経とうとしております。同和問題は、解決できる問題であり、これ以上行政による特別扱いは、この同和問題の解決に逆行すると。人権問題の解決のために私はこうした措置を一刻も早くなくすべきであると思います。今年7日、ハンセン病国賠訴訟の最初の原告でありました溝口製次さんが亡くなりました。たった13人で人間としての尊厳を取り返す、国家権力による人権侵害を認めさせるために、自ら実名を明らかにして命を掛けて、声を上げ行動されました。裁判を起こしたときは、厚生労働省の幹部から国を相手に裁判するなら、国立の療養所から出ていけと言われたそうであります。ハンセン病もと患者の皆さんは、一世紀にわたり国家権力から強制隔離、断酒、墮胎を強制されました。国家による犯罪に対して、人間の尊厳を取り返す、裁判に立ち上げられたことに敬意を表し、冥福を祈るばかりであります。部落問題でも、過去、解放同盟の皆さんがこうした人権侵害をなくすための戦いをされてきたことは、私も十分に認め、尊敬に値すると思うところであります。もはや特別な地域、特別な人という垣根をなくすことが必要であると思います。先ほど委員会の報告の中で、いわゆる人権学習の報告の中で、対象地域内、あるいは地域外、そういう子どもさんの人数が報告されましたが、特別法がなくなりまして、そうした地域、あるいは誰がその対象になるか、こういうことは、もはや触れてはならない問題であります。みんな同じ人間として信頼を築くことが同和問題の真の解決につながると確信し、特別扱いの予算、政策を一刻も早く終結をさせて、町民全体の人権対策に転換することを求める立場から反対をするものであります。また、大津町は子育て支援日本一のスローガンを掲げております。私は、再三町の保育料が高すぎる、また保育所が足りない指摘をしてまいりました。保育所については、少しずつではありますが改善されてきておりますが、保育料金のほうは県内で一番子どもさんの人数が多い熊本市の保育料と比べまして、低所得層、中間所得層の保育料がまだまだ非常に高いまま設定がなされております。子育て支援日本一のスローガンに反することだと思っております。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計であります。国民健康保険税の滞納額、累積額は1億8千200万円となっております。そのうち不納欠損額が2千483万円、現年度の滞納分は約3千万円ほどあるかと思いますが、徴収率は92.7%で年々下がってきております。確かに、税金を納めるのは国民の義務でもありますが、それでも国保税を滞納すると保険証がもらえなかったり、あるいは3カ月しか使えないような保険証しかもらえない、そういう中で払いたくても払いきれない人が年々増えてきている証だと思います。とりわけ、徴収率は92.7%と報告されておりますが、一体何世帯、何人の人が国保税を滞納されているのかは、決算報告では全くなされておられません。国保は、人の命に関わることであり、単なるパーセントだけの報告では済まされる問題ではないと思います。なぜ滞納をされているのか、お一人一人について、命に関わる問題としてきちんと把握をし、それに対処をするべきだと思います。また、平成22年度の決算見込みによって平成23年度国保税が値上げをされました。法定外繰入金1億1千万円、初めて繰り入れられたのは大いに評価できると思いますが、税の値上げによってさらに滞納が増える悪循環につながると考えます。監査委員さんの指摘の中で、長引く景気低迷などでこの国保税滞納問題は見通しはますます厳しくなると指摘されてお

ます。住民の命と暮らしに対面する地方自治体がこれ以上国保税の値上げはできない、法定外繰り入れを増やしても町民の暮らしを守る、そういうメッセージを国に突きつけていかなければならないと思うからであります。

次に、認定第6号、大津町介護保険特別会計の決算認定であります。私の知り合いで年金収入が年間で54万円しかない人、この方に対する保険料は年間3万円あります。そもそも年金が54万円しかない生活保護水準を大きく下回る収入しかないのに、3万円もの保険料がかかる。さらに、介護状態になった場合、本来であれば利用料が払えるはずがないわけでありまして。行政側の報告の中でも、介護保険料は間違いなく年金から天引きをされますが、介護状態になっても約5%の方が介護保険のサービスを一切使っていない。利用料が高くてサービスを利用したいけど使えないとアンケートで答えられているわけでありまして。こういうことは、決して許される問題ではないと。まさに人間の尊厳、人権に関わることだと思っております。

最後にもう1点、認定第8号、大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。75歳になった途端にご本人の納得も同意もないまま、あなたは後期高齢者だというふうに国が決めるわけでありまして。また、75歳になった途端、ほかの国保の方、それまでの方には人間ドックの助成がございまして、75歳以上の方には人間ドックの補助はうち切られてしまいました。政府であります民主党は、先の総選挙のマニフェストで高齢者を差別する、いわゆる乳母捨て山制度だとして後期高齢者医療制度は廃止をするとマニフェストにうたっておきながら、未だにこの差別制度が続いていることは、到底認めがたい問題である。誰もが必ず高齢者になっていくわけですから、高齢者の皆さんをもっと大切に扱う、そういう制度に改善をするべきだと思っております。

それから、請願陳情の審査報告に対して討論を行います。総務常任委員会に付託されました陳情第6号、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する陳情書であります。私はこの陳情は採択をするべきであるという立場から討論を行います。そもそも税金を課税するということは、申告の方法によって差別すべき問題ではないということです。売り上げがどんどん大きくなった人は、会社によって、いわゆる法人にすれば家族であろうが、誰であろうが、給料を払うことが、いくらでも給料を払うことがでは、その分だけ税金を軽くすることができます。しかし、本当に零細企業は、そういう制度が使えない。報告の中で青色申告を選択すればということをおっしゃられておりましたが、先進諸国の中でこうした制度をつくって、納税者を差別するような制度はございません。日本だけあります。まして、青色申告をしたとしても、いろいろペナルティが付けられております。そういう意味からですね、零細企業でお父さんとお母さんが一緒に働いている。しかし、いくら奥さんが一生懸命働いてもまともな給料を払うことができない、こんな差別を続けている国は先進国の中では我が日本だけあります。こんな世界に恥ずべきような制度は一刻も早く廃止が必要だと思っております。そのために所得税法第56条、この差別規定を一刻も早く廃止をすることを求めて、私の原案に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） おはようございます。認定第1号に対して、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

先ほどハンセン病の戦いと解放同盟の戦いをご紹介されましたけれども、私は両方とも相反するものではないと思っています。ハンセン病に対しても町は積極的に取り組む必要があると思います。ただ、現実に差別がある中でみんな仲良くという考え方は、私にとっては何の解決にもならないというふうに思うわけです。ハンセン病患者や同和地区の皆さんがどんな思いで生活し、どんな思いで戦っているのか、そのことを理解することを通して、そのことが解決の第一歩だと考えるものです。先ほど委員長報告であったように、各学校で差別事象があったというふうに聞いています。差別を許さない人がいるということの照査ではないかと思います。これはこれまでの同和教育の、一方では成果であると思うわけです。しかし、現実的にはまだまだ正しく理解していない人がいるということであるかと思います。また、人権のまちづくり協議会の取り組みも紹介されましたが、その中で解放同盟の役割は非常に大きいものと考えているところです。

よって、この人権に関する取り組みに町はもっと積極的に支援すべきであると考えているものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 認定第2号、認定第6号、認定第8号につきまして、保険料とか徴収率で関連がありますので、一括して賛成の立場から討論させていただきます。

まず、国民健康保険は、世界に冠たる国民皆保険として国民の健康と福祉を守っていく上でしっかりと存続させていくということが大前提となるものであります。その上で、町としては町民が、特に重大な病気になったり、寝たきりにならないように特定健診や人間ドックを進めており、必要な人には保健師等による健康指導を行っているということであり、委員会におきましても、これをさらに力を入れて取り組んでいくように確認をしたところであります。また、太極拳を始めとする健康づくりにも取り組みが進み、その我が広がっております。

以上、町民の健康づくり、医療費の削減等についてきちんと執行がされていると思います。よって、認定第2号、6号、8号を認定するという事で賛成の立場を表明するものであります。議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第44号について、賛成の立場から討論をしたいと思います。また、認定の1号、2号、6号、8号についても賛成の立場であります。ただいま賛成討論をされたので、追加としますれば数点ありますが、44号についてだけ申し述べたいと思います。

この大津町税条例の一部改正についてであります。この改正は最初の説明におきまして書いてありますとおりでありまして、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るという

ことで、時代の流れというものをきちんと洞察して税制を改革していくというものでありますので、賛成の立場であります。そしてまた、反対討論の中で、高額所得者に対してのことが触れられておりましたけれども、私もここに今までそういった意見で再三立ちまして、高額所得者になるためにはそれなりの努力がありまして、ただ単に何もしないで高額所得者になられたわけではないという事実をきちんと理解するべきではないかと思えます。人の財布の中を当てにしたような討論は、少々私は高額所得者ではありませんが、憤るところがあります。人の財布の中や人の家の家庭の事情を探るような、あんだのところは高額じゃないか、もう少し税金を払いなさいというような感じがしてならないのです。もし高額所得者が意識が、もう少し税金を掛けないというような意識があるのならば、税を掛けなくても寄附をすればいいんです。ですから、自己責任においてやることと、国の形という中で行う税制というものは分かれるものだと思いますので、いろんな意見があるかもしれませんが、44号については、この提出された資料を見る限りにおいては時代をはんせいしているものだと確信しますので、賛成の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、議案第43号、大津町ビジターセンター設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、大津町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、大津町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、公有財産の処分についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号から議案第50号までの3件を一括して採決します。この採決は、簡易評決によって行います。お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号から議案第50号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第51号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号及び議案第54号の2件を一括して採決します。この採決は、簡易評決によって行います。お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号の2件

は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号及び議案第57号の2件を一括して採決します。この採決は、簡易評決によって行います。お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号及び議案第57号の2件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成22年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成22年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成22年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成22年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成22年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成22年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

午後0時02分 休憩

△



午後1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。

まず、請願第3号、郵政改革法案の早期成立を求める請願書の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

次に、陳情第2号、町道拡張の陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書を求める陳情を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第3号は採択することに決定しました。

次に、陳情第6号、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する陳情書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおりも閉会中の継続審査をすることに決定しました。

### 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。  
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることを決定しました。

#### 日程第5 発議第2号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書提出について

○議 長（大田黒英生君） 日程第5、発議第2号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第2号、提出者手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 発議第2号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）

これまで郵便局は、地域社会において、「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を多く抱える当大津町においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険を提供できない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われる恐れがある。当町においては、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣議決定され通常国会に提出されたが、以後秋の臨時国会、先の通常国会と未だ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4千郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要なライフラインでもある。それを今後も維持し、更に地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月20日

熊本県菊池郡大津町議会議長、大田黒英生

提出先については、衆議院議長横路孝弘様以下、記載のとおりです。議員各位のご賛同をよろしく

お願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 発議第2号について質疑をいたします。

確認なのですが、今、意見書を朗読されました。この中で7行目あたりに、地域住民から不満の声が多く寄せられているということでもありますので、ここの事実確認というものはきちんとされているのか。

そしてまた、改革によっていろんなサービスが多様化してきたということを考えますれば、金融ユニバーサルサービスは担保されてないためということもありますが、逆に民間銀行やそういったもののサービスの競争につながり、向上につながるということも考えられますので、各銀行あたりの対応等、そういったところをどういうふうに審議され、意見書を提出されたのか、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） ただいま永田議員のほうから質疑がありました。説明書の中で、地域住民からの不満の声が多く寄せられている。これらにつきましては、これからの独立民営化になりましてからいろんなサービス関係がかなり悪いといいますか、配達便もかなり遅れくるとか、それから事務的にもかなりこの遅れをなしているとか、そういうようないろいろな話は私たちも聞いてまいっております。ほかの議員も大体そういうことをずっと聞いているような状況でございましたので、これについては確かだなという声でございました。

また、金融ユニバーサルサービスの担保とされていましてけれども、これにつきましてはご承知のとおり、「ゆうちょ」というのは法的に制限されまして高騰しているということもございまして、郵便貯金等につきましてもですね、かなり当初よりも、平成15年度よりも減少しているというような状態で推移しているということでもございまして、それから「ゆうちょ」につきましても、残高が平成19年度には182兆3千億円が平成22年度は175兆3千億円というふうに減少しているということで、11年に比べると86兆3千億円も減っているということは、やはり経営的に厳しい状況の中での実績であろうというふうに感じとったわけでございます。他の民有機関につきましても、個人預金残高というのめかなり伸びてきておりますし、平成19年度は447兆6千億円ということですが、平成22年度には481兆4千億円ということで、一貫して各民間も伸びてきているというような状況の中で、郵便局関係の規制についてもバランスが欠けているんじゃないかなというふうなことでもございました。そういうことで、限度額の1千万円等もそのまま据え置くという形にもなっておりますし、範囲が狭められているというような状況でございまして、それから保険金につきまして、特に低金利状況下にありますので、貯蓄性の商品の魅力が低下しているわけでございますが、特に「かんぽ」につきましては養老生命、養老保険の市場が急激に減少している。特に一歩入院とか手術などの医療保障ですね、のニーズが増大している中でこれらの確保ができていないという状況で業務範囲的に狭まれているというような状況です。保有件数も、6割も減少しているというふうなことでもご

ございます。そういうようなニーズに適切な対応ができないということで、加入利便性等を限度額の引き上げ、担保販売、それから各種保険等の改善が不可欠であるというふうなことの状況でございまして、当然これにつきましては郵政民営化に基づく内容とも当然変更していかなければならないんじゃないかなというふうな皆さんの意見でもございました。そうしないと、やはりバランスが欠けてきますと、それはそうとまた国の負担というのが今後増大してまいりますので、そこに考慮しまして、早急にこのことについては成立に向けてすすめていただきたいということで意見書を提出いたしました。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。発議第2号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 発議第3号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書 提出について

○議 長（大田黒英生君） 日程第6、発議第3号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第3号、提出者源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 発議第3号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）

わが国にはB型・C型肝炎感染者、患者が350万人（熊本県内では、約2万5千100人）もあり、その大半は輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における注射針・筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされます。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行し、命が危険となる重大な病気です。

C型肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定の血液製剤を投与して感染したことがカルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う、「薬害肝炎救済特別措置法（以下「救済特措法」）が平成20年1月に制定されました。

しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気づいた時にはカル

テの保存義務の5年がすぎっており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による救済から除外されています。救済特措法制定の際の衆参両議院の付帯決議にもあるように、①手術記録、母子手帳等の書面、②医師等の投与事実の証明、③本人・家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は、薬害被害者として認め、救済特措法を適用し、広く救済するという枠組みにしなければ救済されません。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種事件では、2006年6月、最高裁での司法判断が下され、国の責任が確定しました。それから5年余りの歳月をかけて、去る5月2日、ようやく患者原告と国の和解解決が成立されることとなりました。しかし、肝炎発症から20年以上経過している患者に対しては、わずかな補償額にとどめるなど大きな問題が残されました。

このような状況の中で、患者たちの命をかけた運動と全国の地方自治体首長、地方議会の後押しや国民世論の高まりもあって、我が国最大の感染症となったB型・C型肝炎感染は国の責任であることが明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた肝炎対策基本法（以下「基本法」）が、平成21年11月に制定され、昨年1月1日施行されました。しかし、患者救済の根拠となる「基本法」はできましたが、その後、厚生労働省に設置された肝炎対策推進協議会で、国の「肝炎対策基本指針」の策定が審議され、その「基本指針（案）」が、今年3月に発表されましたが、すべての肝炎患者を救済するための肝炎対策は具体化されませんでした。

従って、「国の責任」で「すべての肝炎患者を救済する」ことを責務とした「肝炎対策基本法」にもとづいて救済を図り、また「すべての薬害肝炎患者の救済」をめざす「救済特措法」にもとづいて救済枠を広げるために、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望します。

#### 記

- 1、肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、全患者の救済策を実行すること。
- 2、「救済特措法」の延長と同時に救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。
- 3、集団予防接種が原因とされる全てのB型肝炎感染被害者の救済策を等しく講じること。
- 4、肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策をすすめること。
- 5、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などをはかること。
- 6、医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金、もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

熊本県菊池郡大津町議会議長大田黒英生

提出先は、衆議院議長横路孝弘様

以下記載のとおりでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第3号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 発議第4号 消防団活動への支援に関する意見書提出について

○議長（大田黒英生君） 日程第7、発議第4号、消防団活動への支援に関する意見書提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第4号、提出者石原大成君。

○10番（石原大成君） 発議第4号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

消防団活動への支援に関する意見書（案）

本年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震に加え、太平洋沿岸を中心とした大津波等により未曾有の被害をもたらした。

このような中、消防団員は、地震発生直後から地域住民の避難誘導、捜索・救助、消火、避難生活の支援等広範囲にわたり日夜懸命の活動を続ける中で、水門閉鎖や避難誘導の際、津波に巻き込まれるなど、極めて多数の消防団員が死亡または行方不明となった。

この影響を受け、日本消防協会の福祉共済制度における殉職消防団員に対する弔慰金が大幅減額される事態となった。

全国には88万人余の消防団員が生業を持ちながら、日頃から訓練を重ね、災害等が発生した場合には、消火活動、救助活動、避難誘導を行うなど、住民の生命、身体、財産を守り、住民が安全で安心して暮らせるよう地域に根ざした消防団活動を行っているところである。

福祉共済制度は、消防団員が住民の安全・安心を守るという崇高な消防の使命と旺盛な郷土愛護の精神に燃え、わが身の危険をも顧みず消防の第一戦に立って活動することを念頭に、消防団員及びその家族をサポートするもので、消防団員確保の面からも極めて重要なものである。

よって国におかれては、消防団活動への支援について、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

#### 記

1. 東日本大震災をはじめ消防団活動において殉職した団員のご遺族、あるいは負傷した消防団員に対し、公務災害補償をはじめ、福祉共済制度の給付金の見直し、子どもの就学支援など生活全般にわたることができるかぎりの支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

熊本県菊池郡大津町議会議長大田黒英生

提出先、衆議院議長横路孝弘様

以下記載のとおりです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第4号、消防団活動への支援に関する意見書提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 発議第5号 原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書提出について

○議長（大田黒英生君） 日程第8、発議第5号、原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第5号提出者荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める見書（案）

2011年3月11日に、東北・関東地方をおそった巨大地震と大津波の影響は、計り知れない被

害をもたらした。中でも東京電力福島第一原子力発電所は、大地震と大津波の影響で全電源が失われた後に、冷却水の喪失から炉心溶融、そして大量の放射性物質の環境中への放出等、史上最悪の事態に陥り、今なお収束の目処もたっていません。1日も早く放射性物質の放出を止める対策に全力をあげること、同時に原子力によるエネルギー政策を転換して、自然エネルギー政策を促進することを強く求めます。

## 記

### 1、原子力発電所の安全神話を一掃して独立した安全規制機関の確立

原子力発電所の安全を確保しなければならない保安院や行政の住民説明会での「やらせ」への関与が疑われている。根底に原発の安全神話があったことは明らかである。

直ちに独立した安全規制委員会を新設すること。

### 2、原発事故の原因究明と公表

二度と原発災害を引き起こさせないために、国内外の英知を集めて福島原発事故の原因を究明して、国民の前に情報を公表すること。

### 3、原子力エネルギー政策の転換

国民の多くが原発の安全性に疑問を持っている。また、使用済み核燃料の安全な処分方法は確立されていない。いったん大事故を起こせば取り返しのつかない原子力によるエネルギー政策を期限を決めて終息させ、自然エネルギーへの転換を進めること。

### 4、自然エネルギーの普及への投資と研究開発に全力をあげること

自然エネルギーの普及には、当面大きな投資が必要であり、国を挙げて思いきった投資が必要である。同時に効率的な発電を進めるための研究開発が求められている。

自然エネルギーの普及と開発は、世界にも貢献でき、一大産業活動につながり、雇用の拡大はもちろん、全国的な経済活性化にもつながります。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月20日

大津町議会議長大田黒英生

提出先、内閣総理大臣野田佳彦様

以下、記載のとおりであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 発議第5号について質疑いたします。

こういった発議におきましては、もちろん賛成をしなければ、その人間性が疑われるような形がありますので質疑として、まず確認したい。これを反対するならば、あんたは何という人間だと言われそうなので確認の意味で質疑をしておきたいと思います。

1から4までここに書いてありますが、確かにあの3・11以来、いろんな専門家やいろんな意見



が出ております。そして、ここに書かれていることは、既にもう皆さんが思っておられる、多くの国民が、もう1回耳にしたようなことではないかなと思います。確認事項なんです、この4番の自然エネルギーの普及への投資と研究開発に全力を挙げる、これはもちろんではありますが、この理由といたしまして5行ぐらい書いてありますね。下の2行の問題点と思う点ですけれども、この開発は世界にも貢献できて、一大産業活動につながり、雇用の拡大はもちろん全国的な経済活性化にもつながりますということなんです。ここに少々問題が生じないかなという部分がありまして、一大産業活動につながりというふうにあります。そして、また雇用が拡大すると。これは、可能性とするならばあるかもしれませんが、ここで自然エネルギーを普及と開発はバラ色の将来が待っているんだよといわんばかりのことを書いてあるのかなと。実際、景気低迷のおり、雇用の拡大、経済活性化というのは非常に大歓迎することではありますけれども、この点についての補償はないと思います。ですから、下手すればこれは無責任な理由になるかもしれないということで、少々不安を感じる点でありますので、この点について見解を求めたいと思います。

そしてまた、今度の野田政権になりまして、きのうの新聞ですか、世界に発信するエネルギー政策の考え方といたしまして、今後も推進をしていくというようなことが内容とするならばこういったことでしょうかという形での新聞に詳しく書いてありましたので、そういうことを考えれば、もう少し私も反対でありますので強くそういうものが判明したならば、本当に心に訴えるような内容を記さないと、現政権が進めるというような形で世界に発信する可能性というのが書いてありましたので、この点については追加すべきではないかなと。これを知ったのはきのうの時点ですから、その前にこういった意見書を提出しようと思うと言われたときには、私もしりませんでした。ですから、追加してそういったものも入れなくていいのかなと、そういったことを思いますので、2点について質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 質疑に答えさせていただきたいと思います。かなり難しい問いかけではあるかと思いますが、一つはその政府が再生可能エネルギーですか、これに力を入れると、確かに口では言っておりますが、再生可能エネルギーを爆発的にやっぱり増やすためには、一つは原発を何年を目処に終息をさせる、それが片方ない限りはあまり爆発的な自然エネルギーの進歩というのはなかなかできないのではなかろうかと。予算関係でも、今、原発では電源立地関係の税金だけでも3千300億円原発関係に投入される、それが自然エネルギーのほうに振り向けていただきたいと思うわけです。それで、一大産業につながり、雇用の拡大、経済活性化につながるということではありますが、これは9月14日の熊日報道であります、請け売りかもしりませんけれども、例えば太陽電池の世界でのシェアですか、03年にはシャープ、京セラなど日本企業が約5割を世界で占めていたけど、2010年には外国勢に追い越され、日本の企業のシェアは9%まで減っている。裏を返せば、技術革新によって日本が世界で需要が高まっているこうした産業に応えることができると私は確信しております。それから、先進国のドイツでは、再生可能エネルギーでつくった電力、すでに全消費電力の、世界では3.3%、再生可能エネルギーでつくった電力は世界平均では3.3%に過ぎないけど、ドイ

ツではすでに16.8%を再生可能エネルギーで賄っているという事実があるわけであります。こういった事実を見れば、また日本のものづくりの技術を本当に生かしていけば、そのことが世界にも貢献でき、また大産業につながると私は確信します。また、そういったものを原発一つつくるよりも、太陽光とか、小水力とか、バイオとか、風力とかありますけど、同じ電力をつくるにしても、雇用はずっと多いことは間違いのないと思います。雇用が増えるということは、経済の活性化にも大いに貢献できると、このことを考えてこうした意見書となったところであります。答えになったかどうかわかりませんが、とりあえず質疑に対するお答えといたしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第5号、原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第58号から日程第12 同意第4号まで一括 一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（大田黒英生君） 日程第9、議案第58号、子育て健康広場整備工事請負契約の締結についてから、日程第12、同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの4件を議題とします。

お諮りします。議案第58号から同意第4号までの4件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号から同意第4号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） あらためまして、皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げます案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げました全ての案件につきまして、ご議決とご認定をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆さんのご意見を謙虚に受け賜わらせていただきます。今後ご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、子育て健康広場整備工事請負契約の締結について及び議案第59号、(仮称)大津町まちづくり交流センター新築工事(建築)請負契約の締結についてでございますが、両物件は7月20日に条件付き一般競争入札の広告を行い、9月2日に入札を実施いたしました。入札の結果、子育て健康広場整備工事につきましては、長田建設(株)・(有)田中産業建設工事共同企業体、代表、菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社代表取締役長田宏二様と1億710万円で、また(仮称)大津町まちづくり交流センター新築工事(建築)につきましては、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社代表取締役村上裕輝様と7千192万5千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第58号並びに議案第59号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第3号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、及び同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、同意第3号につきましては、大津町教育委員会の田代吉人様が平成23年5月30日をもって辞任されましたので、新たに菊池郡大津町大字杉水2655番地の1、笠博典様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。笠博典様は、社会福祉法人の理事長として、また大津町就学前同和教育研究会会長や大津町国際交流会長を歴任されるなど、人格高潔で教育学術並びに文化に関し高い識見を持たれ、教育委員会の委員として適任と存じます。

また同意第4号につきましては、河津洋子様平成23年9月24日をもって任期満了となられますので、新たに菊池郡大津町大字大津263番地13、首藤誠治様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。首藤誠治様は、長年大津町役場の職員として勤務され、大津町教育委員会事務局長、総務部長を歴任されるなど、人格高潔で教育学術並びに文化に関して高い識見を持たれ、教育委員会の委員として適任と存じます。任命につきましては、地方教育行政の組織並びに運営に関する法律第4条第1号の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件につきましては提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決・同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、契約案件につきましては、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長(大田黒英生君) 総務部長徳永保則君。

○総務部長(徳永保則君) 議案第58号、子育て健康広場整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案集は1ページ、2ページ、説明資料は1ページからになります。

今回の工事請負契約案件は、子育て健康広場の土木一式工事になります。公共工事等の入札に際しましては、ご存じのとおり大津町財務規則入札心得、その他関係規定等により、その業務を行わせていただいております。また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入

札等に係る事務処理要領で公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定いたしております。その中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事共同企業体の発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法につきましては、条件付き一般競争入札により入札を行わせていただいております。入札参加については事前審査型を採用させていただいております。

では、入札に関する部分について説明を申し上げます。なお、工事概要等につきましては、後ほど所管部長から詳細説明させますので、別冊の議員説明資料をお願いいたしたいと思います。

まず、説明資料の1ページ、工事に係る競争入札参加資格の要旨についてから説明をさせていただきます。建設工事の種類は、土木一式になります。共同企業体の構成員数は2社といたしております。格付け等級等ですが、その共同企業体の格付け構成を代表構成員、構成員1が町格付けA、構成員2が町格付けBといたしております。この組み合わせにつきましては、大津町工事入札参加者資格審査格付要項の規定により指名競争入札の場合は、格付けAのものが指名の対象となりますが、請負業者の選定運用基準について建設省の共同企業体運用準則及び大津町建設工事等請負業者の選定運用基準では、1億円以上3億円未満の土木一式工事の共同企業体の場合について、上位等級及び第2等級に属するものの組み合わせが原則となっております。これに順次A及びBの組み合わせとさせていただいております。営業所の所在地につきましては、代表構成員及び構成員2とも大津町町内に主たる営業所本社を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績といたしまして、企業体の代表構成員につきましては、平成13年度以降、元請けといたしまして熊本県内において完成した土木一式工事で請負金額が6千万円以上の施工実績を有することといたしております。配置予定技術者に関する事項では、その資格要件といたしまして、施工実績に関する事項、同等以上の実績を満たす土木一式工事の監理技術者、主任技術者または現場間代理人としての施工経験を有すること、原則として全工程に従事していることを要する。また、土木一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。また、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係、3カ月以上雇用関係にある者として、すべての条件を満たす技術者を専任で配置できることなどを入札の参加要件といたしまして、平成23年7月20日に条件付き一般競争入札の公告を行いました。

次の2ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。工事名は、子育て健康広場整備工事です。工事内容については、後ほど説明をさせていただきます。本案件は、共同企業体への発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った8社すべての入札参加資格が確認されました。その後、9月20日に入札参加者8社で入札を実施させていただいております。入札参加者及び趣旨割合、入札金額、入札比率については、記載のとおりになっております。入札の結果、長田建設(株)・(有)田中産業建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社代表取締役長田宏二様が1億710万円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を設立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成24年3月16日までといたしております。なお、予定価格等については、左下の欄に記載

いたしております。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第59号（仮称）大津町まちづくり交流センター新築工事（建設）請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案集は3ページ、4ページになります。説明資料は5ページからになります。説明資料から説明をいたしますので、5ページのほうをお開き願いたいと思います。今回の請負契約案件につきましては、（仮称）大津町まちづくり交流センター新築工事（建築）で、条件付き一般競争入札により入札を行わせていただいております。

説明資料の5ページ、工事に係る競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。建設工事の種類は、建築一式になります。格付け等級等ですが、町格付けAまたはBといたしまして、営業所の所在地を大津町内に主たる営業所、本社を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績としまして、平成13年度以降、元請けとして熊本県内において完成した建築一式工事で、請負金額が4千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することといたしております。配置予定技術者に関する事項では、その資格要件といたしまして施工実績に関する事項、同等以上の実績を満たす建築一式工事の監理技術者、主任技術者、または現場代理人としての施工経験を有すること、建築一式工事に係ります監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者、当該入札参加者と直接的、恒常的な雇用関係にある者として、全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることなどとして入札の参加要件といたしまして、7月20日に条件付き一般競争入札の公告を行いました。

次の6ページをお願いします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。工事名は、（仮称）大津町まちづくり交流センター新築工事（建築）です。工事内容については、後ほど所管部長からご説明いたします。本案件につきましては、条件付き一般競争入札ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った6社すべてに入札参加資格が確認されました。その後、9月2日に入札参加者6社で入札を実施させていただいております。入札参加者及び入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。入札の結果、大津町大字中島88番地、村上建設株式会社代表取締役村上裕輝様が7千192万5千円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成24年3月16日までといたしております。

なお、予定価格については、左下の欄に記載いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 議案第58号、子育て健康広場整備工事請負契約の締結について、説明いたします。

この広場は、まちづくり交付金事業により整備するもので、町の中心部に位置し、平成21年度に開所した子育て健診センターと連携し、子育て健康広場として活用するものでございます。議会全員協議会でも説明いたしておりますが、活用にあたり子どもたちが遊べる場や住民の憩いと安らぎの場

として、また災害時の防災広場など4つのゾーンに分けて整備を行います。

議案集の2ページをお願いいたします。それと、説明資料は2ページでございます。今回の主な工事概要ですけれども、最初に敷地造成工ということで、ボリュームが3千689立米でございます。それと、給水設備工延長361メートル、雨水排水設備工延長800メートル、汚水排水設備工延長130メートル、電気設備工延長654メートル、公園広場整備工面積7千50平米でございます。施設の撤去工ということで465トンとなっております。

説明資料の3ページ、それから4ページに説明用といたしまして完成予想図と平面図を添付しておりますのでご参照ください。なお、全体の中の今回は整備工事でございますけれども、この後建物関係、それから既設12月以降にですね、植栽関係を発注する予定でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第59号、(仮称)大津町まちづくり交流センター新築工事（建築）の工事の概要について説明いたします。今回の工事範囲につきましては、交流センター新築工事のうち建築本体部分の工事になります。

説明資料の7ページ及び8ページをお願いします。

まず、外観です。町の顔となる宿場町大津をイメージできる施設としています。建築様式は、長屋風とし、町中心部に穏やかななじみやすい雰囲気づくり、利用者が気軽に利用できる施設構造となっております。また、町有林の間伐材を壁などに利用しております。

続きまして、8ページ、立面図、9ページ、引き図は参照してください。

10ページ、平面図をお願いします。施設整備の概要、内容ですけれども、事務室、屋内トイレ、準備室、調理室、交流スペース、展示情報スペース、屋外トイレなどの整備をする予定です。工事内容は、土木工事、コンクリート工事、鉄筋工事、木工工事等でございます。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（大田黒英生君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第59号について質疑いたします。

まちづくり交流センターということで、この説明資料の建物図あたりをみますれば、立派な瓦葺きの建物ですが、私はこういった建物に対して、たびたびうちの町が有する施設の中で問題になるのが雨漏りの件でありまして、やはり雨漏りがすれば建物を著しく傷めてしまうということです。ですから、こういった契約を締結するときには、今までも幾度となくそういうことがありますので、その雨漏りに対してですね、やはりその保証といいますか、そういったものを設定できないのかという疑義が付いて回りますので、この点について工事したら保証期間は数年で終わりということで、結構5年経ち、6年経ち、7年経ちという形でそういったものが出てくるのが多いので、そういったものに対しての契約内容というものはどういうふうになっているのかお聞きします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

雨漏りの件なんですけれども、今回、建物については瓦葺きとしておりますけれども、瓦自体も古くなってくれば、当然雨漏りもしてくると思いますし、だから何十年もという形はちょっとできないと思いますけれども、当然契約の段階です、保証はできると思います。これにつきましては、瓦の保証関係でありますので、ちょっと今何年だったかわかりませんが、普通の場合は一般的には10年ですね、10年の保証はできます。

それから、これについては、木造関係もなんですけれども、保証関係は住宅関係も厳しくなっておりますので、そのあたりに準じてですね、厳しく工事関係はやっていきたいということで思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 子育て健康広場についてお尋ねをいたします。

3ページで鳥瞰図が、パースがありますが、車での進入は南側と西側ですかね、それは問題ないと思うんですが、歩行者がこの公園を利用しようとしたら、やはりこの車の入口のほうにわざわざ回らなくちゃいけないのかと。例えばこのJRの線路沿いですね、こちらのほうから公園に入ったり出たりすることはできないのかなという、ちょっと歩いて利用する人にとってはちょっと不便な設計になっていないだろうか。

それと、アルコール工場があったから問題はないかと思うんですけれども、雨水排水の件で、雨水を、こんど駐車場もできますから調整池みたいな雨水対策は十分なのかなということが心配されますので、その2点についてお尋ねをします。

それから、交流センターの件ですが、こちら7ページにパースが出ております。要するに、我々も細かい図面を、設計図書を見ているわけじゃないのであれですけど、一つちょっと心配なのは、外側の廊下から部屋のところに大きなガラスのアルミサッシだと思ってしまうんですけれども、これを見る限りでは全部透明ガラスを使って、中が見えるのかなと思うんですけれども、ガラスの大きいのを使うのは確かに見栄えはいいんですが、よく人間の飛び込み事故があって、私も何件かケガをした事例を知っております。そういう配慮がなされているのか。

それから、先ほどの質疑の中で雨漏りの件、質問がありましたが、瓦から漏ることはまずめったにないんですよね。瓦の取り付け部分から雨漏りがする。一般的に瑕疵担保があるので最低10年、どこから雨が漏ろうがそういうのはきちんと担保されるべきだと思ってしまうんですけれども、もう一度ちょっと確認をしておきたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。2点あったかと思えます。

まず、歩行者の安全な部分安全な部分ということで、北側のほうから、考えられないかということでございます。当然、北側についても計画はございます。JRとの協議がまとまれば、北側からの歩行者用の進入路を設ける予定でございます。

それと、ご心配の雨水の件につきましては、これ開発行為で県のほうで出しておりますけれども、すべて施設内で処理をするということで、ほとんど浸透の井戸とかですね、それから浸透の側溝とか、全部宅内で処理をするということで県の認可を受けております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

ガラスの関係ですけれども、ガラスについては木材の格子がはまった分とそのままのガラスがありますけれども、一応強化ガラスを使っております。普通、強化ガラスといいますと、そのままのガラスであれば目立つようにですね、印を貼ったりとか、そのあたりは取れていけると思います。そのあたりは検討していきたいと思います。

それから屋根関係、瓦については、当然瑕疵担保については取っていききたいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） ご質問いたします。

子育て健康広場整備の件でございますが、ジョギング走路がなるようになってはいますが、この間ちょっとこの視察に行って、太陽光システムを南側に設置するというお聞きしたんですけれども、このジョギング走路との関係はどのようになるのか。そして、このジョギング走路を計画するときに、ほかの施設を参考にされたのかどうか。特にこの幅員の1.8というのは適当であるかどうか。それから、駐車場をかなり広くとってありますが、これ町内の施設でございます。自転車で来られる方も大変多いと思います。駐輪場というのは、駅の広場もそうでございますが、町内の方が活用するのは、非常に自転車で来る人も多いと思いますので、これは不規則にあっちこちに置かれると大変な迷惑と思いますので、駐輪場専用の施設が必要かなと思います。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 大塚議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、ジョギング走路の件ですけれども、当然これはほかのところも参考にして計画したものでございます。この幅員の1.8メートルというのは、高齢者の方につきましては内側を歩いていかれると。若い方でジョギングをされる方もいらっしゃいますので、その外側を若い方が走られるということで、この1.8メートルというのを確保したわけでございます。

それと、駐輪場についてはですね、この絵の中には載っておりませんが、当然計画をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 大塚議員さんの太陽光、今回の補正関係で太陽光を上げておりますけれども、そのジョギングコースとの関係でございますけれども、今現在、広場のほうの南側になりますけれども、道路がありますけれども、その道路の拡張の問題も現地でお話をさせていただきましたけれ



ども、それを引いてジョギングコースとの間という形で当然として景観と、それと支障のないようにという形で堀沿いに一応設置させていただきたいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 同意第4号について質疑いたします。

先ほど続けてすればよかったんですが、すみません。同意第4号は、この教育委員会の委員ということで1つだけ心配になることがあります。実際、私もこの首藤さんにおきましては議会事務局の局長、そしてまた筆頭部長ということでいろいろお世話になりました。人間というものは情がありますので、恩やそういったものがありますので、ただこの教育委員会を考えると、この町の行政と全く独立した委員会であるという形で位置づけてありますので、そういったことを考えた場合にですね、この首藤さんにおかれましては、町長がボスだったということです。ということで、結局大統領制におきまして町長の言うことをきちんと守って仕事をされてきたわけでありまして、ですから、今回教育委員会に行かれるとするならば、そのときにいろんな教育委員会に付託されるその町行政から出される案件とかが教育委員会に付託されて審議していただくというようなものもたくさんありますので、そのときに町長とこの首藤さんがきちんとした線引きができるかなという疑義が生まれてしまいます。この方も非常に立派な人であるということは、私も認めます。しかしながら、情という点においてはそういったことが生まれはしないかなと。行政において重要な案件を教育委員会に審議していただくというときに、そのときに町長が、あり得ないでしょうけれども、おい、首藤、いっちょ頼むぞというようなことがあっては、全く公平な、真っ白な立場でですね、透明な立場で審議することを阻害する形になりはしないかなという疑義が生まれますので、この点についてきちんと線引きが守れるということを、この点については町長ですね、町長は誓えますということですよ。それは、教育委員会に賛成していただきたいというならば、町長も、部下の立場ではなくて、そういったきちんと線引きされた対等な立場ということを守らなくてはならないというふうに思いますので、この点につきましては町長に質疑をしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 同意第4号でございますけれども、議員ご心配のところあるかと思っておりますけれども、彼はそのような人物じゃないということで今回お願いしておりますけれども、教育委員会につきましては先の議会でも同じように、私のほうからはああしなさい、こうしなさいと一切やっておりませんので、独自のものがしっかりと教育長を中心に教育委員会の中で提案されたものが審議されるものと確信しておりますし、私のほうからは教育委員会関連等については、一切物を申すあれは当初から漏っておりませんし、また長年教育委員会の局長もしておりましたので、今後の学校の整備計画とか、いろんなものをさせていただいて、教育委員会にお願いしておりますけれども、全般的な財政事情もある程度わかっておるんじゃないかなと思いますので、そちらのほうでまた教育委員会のほうでしっかりと案が上がってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、私のほうからも彼を縛るといふか、そういうことは一切やらないつもりでございますので、自由な意見をどんどん出

していただいて、大津町の子どものためにやっていただければなというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第58号、子育て健康広場整備工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、(仮称)大津町まちづくり交流センター新築工事(建設)請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、同意第3号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成23年第5回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年9月20日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 大 塚 龍一郎

大津町議会議員 新 開 則 明